

島根原子力発電所 2 号炉 審査資料	
資料番号	EP-060 改 64(比)
提出年月日	令和 2 年 11 月 12 日

島根原子力発電所 2 号炉

重大事故等対処設備について 比較表

令和 2 年 11 月
中国電力株式会社

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [39条 地震による損傷の防止]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>1.3</u> 耐震設計</p> <p>発電用原子炉施設の耐震設計は、「設置許可基準規則」に適合するように、「<u>1.3.1</u> 設計基準対象施設の耐震設計」,「<u>1.3.2</u> 重大事故等対処施設の耐震設計」,「<u>1.3.3</u> 主要施設の耐震構造」及び「<u>1.3.4</u> 地震検知による耐震安全性の確保」に従って行う。</p> <p><u>1.3.1</u> 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p><u>1.3.1.1</u> 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針 省略</p> <p><u>1.3.1.2</u> 耐震重要度分類 省略</p> <p><u>1.3.1.3</u> 地震力の算定方法 省略</p> <p><u>1.3.1.4</u> 荷重の組合せと許容限界 省略</p> <p><u>1.3.1.5</u> 設計における留意事項 省略</p> <p><u>1.3.1.6</u> 構造計画と配置計画 省略</p> <p><u>1.3.2</u> 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p><u>1.3.2.1</u> 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>重大事故等対処施設については、設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等における運転状態、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、設備分類に応じて、以下の項目にしたがって耐震設計を行う。</p>	<p>1.4 耐震設計</p> <p>発電用原子炉施設の耐震設計は、「設置許可基準規則」に適合するように、「1.4.1設計基準対象施設の耐震設計」,「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」,「1.4.3主要施設の耐震構造」及び「1.4.4 地震検知による耐震安全性の確保」に従って行う。</p> <p>1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針 省略</p> <p>1.4.1.2 耐震重要度分類 省略</p> <p>1.4.1.3 地震力の算定方法 省略</p> <p>1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界 省略</p> <p>1.4.1.5 設計における留意事項 省略</p> <p>1.4.1.6 構造計画と配置計画 省略</p> <p>1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>重大事故等対処施設については、設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等における運転状態、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、設備分類に応じて、以下の項目に従って耐震設計を行う。</p>	<p><u>1.4</u> 耐震設計</p> <p>発電用原子炉施設の耐震設計は、「設置許可基準規則」に適合するように、「<u>1.4.1</u> 設計基準対象施設の耐震設計」,「<u>1.4.2</u> 重大事故等対処施設の耐震設計」,「<u>1.4.3</u> 主要施設の耐震構造」及び「<u>1.4.4</u> 地震検知による耐震安全性の確保」に従って行う。</p> <p><u>1.4.1</u> 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p><u>1.4.1.1</u> 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針 省略</p> <p><u>1.4.1.2</u> 耐震重要度分類 省略</p> <p><u>1.4.1.3</u> 地震力の算定方法 省略</p> <p><u>1.4.1.4</u> 荷重の組合せと許容限界 省略</p> <p><u>1.4.1.5</u> 設計における留意事項 省略</p> <p><u>1.4.1.6</u> 構造計画と配置計画 省略</p> <p><u>1.4.2</u> 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p><u>1.4.2.1</u> 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>重大事故等対処施設については、設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等における運転状態、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、設備分類に応じて、以下の項目に従って耐震設計を行う。</p>	<p>・資料構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉では、耐震設計の方針等について記載している（以降 2.1.2 章まで、柏崎 6/7との比較を省略する）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s による地震力を適用するものとする。</p> <p>(4) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</p> <p><u>なお、東海第二発電所では、「1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」に記載のとおり、立地的要因により洪水及び地滑りについては、設計上考慮する必要はない。</u></p> <p>(5) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重</p>	<p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s による地震力を適用するものとする。</p> <p>(4) 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</p> <p>(6) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事</p>	<p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s による地震力を適用するものとする。</p> <p>(4) 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p><u>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</u></p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</p> <p><u>また、可搬型重大事故等対処設備保管場所の周辺斜面の安定性を保持するために設置する、その他の土木構造物である抑止ぐいについては、屋外重要土木構造物に準じた設計とする。</u></p> <p>(6) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重</p>	<p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s による地震力を適用するものとする。</p> <p>(4) 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p><u>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</u></p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</p> <p><u>また、可搬型重大事故等対処設備保管場所の周辺斜面の安定性を保持するために設置する、その他の土木構造物である抑止ぐいについては、屋外重要土木構造物に準じた設計とする。</u></p> <p>(6) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重</p>	<p>・設備構成の相違 【女川2】 島根2号炉では常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)に該当する設備が存在しない (以下、①の相違)</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 東海第二では常設重大事故防止設備(設計基準拡張)に該当する設備が存在しない (以下、②の相違)</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二、女川2】 島根2号炉では保管場所周辺斜面の安定性を保持するために抑止ぐいを設置することから、記載している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>(6) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。なお、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設及び設備については許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>(7) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(8) 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし、「1.3.1 設計基準対象施設の耐震設計」に示す津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の設計方針に基づき設計する。</p>	<p>大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>(7) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。なお、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設及び設備については許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p> <p>(8) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(9) 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし、「1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」に示す津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の設計方針に基づき設計する。</p>	<p>大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>(7) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。なお、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設及び設備については許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p> <p>(8) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(9) 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし、「1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」に示す津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物の設計方針に基づき設計する。</p>	<p>・設備構成の相違【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違【東海第二、女川2】 島根2号炉では、浸水防止設備に加えて、津波防護施設及び津波監視設備が設置された建物・構築物もある(以下、③の相違)</p> <p>・設備構成の相違【東海第二、女川2】 ③の相違</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(9) <u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設が、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</u></p> <p>(10) <u>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</u></p>	<p>(10) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設が、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</u></p> <p>(11) <u>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</u></p> <p>(12) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</u></p> <p>(13) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設につい</u></p>	<p>(10) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設が、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</u></p> <p>(11) <u>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</u></p> <p>(12) <u>常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</u></p> <p>(13) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設につ</u></p>	<p>(10) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設が、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</u></p> <p>(11) <u>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</u></p> <p>(12) <u>常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</u></p> <p>(13) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設につ</u></p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p> <p>・記載の相違 【東海第二】 島根2号炉では、地下水位に関して記載している</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p> <p>・記載の相違 【東海第二】 島根2号炉では、周辺地盤の変状に関して記載している</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(11) 緊急時対策所建屋の耐震設計の基本方針については、「<u>1.3.2.7 緊急時対策所建屋</u>」に示す。</p> <p><u>1.3.2.2 重大事故等対処設備の設備分類</u> 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p>	<p>(14) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「<u>1.4.2.7 緊急時対策所</u>」に示す。</p> <p><u>1.4.2.2 重大事故等対処設備の設備分類</u> 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する(1)以外の常設のもの</p>	<p>ては、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、<u>重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>(14) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「<u>1.4.2.7 緊急時対策所</u>」に示す。</p> <p><u>1.4.2.2 重大事故等対処設備の設備分類</u> 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) <u>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u> <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する(1)以外の常設のもの</u></p>	<p>の変状の影響を考慮した場合においても、<u>その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>(14) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「<u>1.4.2.7 緊急時対策所</u>」に示す。</p> <p><u>1.4.2.2 重大事故等対処設備の設備分類</u> 重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) <u>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</u> <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する(1)以外の常設のもの</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって可搬型のもの 重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、<u>第1.3-2 表</u>に示す。</p> <p><u>1.3.2.3 地震力の算定方法</u> 重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「<u>1.3.1.3 地震力の算定方法</u>」に示す設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について、以下のとおり適用する。</p> <p>(1) 静的地震力 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設について、「<u>1.3.1.3 地震力の算定方法</u>」の「(1) 静的地震力」に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</p> <p>(2) 動的地震力 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設について、「<u>1.3.1.3 地震力の算定方法</u>」の「(2) 動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設については、「<u>1.3.1.3 地震</u></p>	<p>(4) 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する</u> (2) 以外の常設のもの</p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって可搬型のもの 重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、<u>第1.4.2-1 表</u>に示す。</p> <p><u>1.4.2.3 地震力の算定方法</u> 重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「<u>1.4.1.3 地震力の算定方法</u>」に示す設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について、以下のとおり適用する。</p> <p>(1) 静的地震力 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設について、「<u>1.4.1.3 地震力の算定方法</u>」の「(1) 静的地震力」に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</p> <p>(2) 動的地震力 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設について、「<u>1.4.1.3 地震力の算定方法</u>」の「(2) 動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設、常設重大事故防止設備 (設</p>	<p>(4) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって可搬型のもの 重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、<u>第1.4.2-1 表</u>に示す。</p> <p><u>1.4.2.3 地震力の算定方法</u> 重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「<u>1.4.1.3 地震力の算定方法</u>」に示す設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について、以下のとおり適用する。</p> <p>(1) 静的地震力 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設について、「<u>1.4.1.3 地震力の算定方法</u>」の「(1) 静的地震力」に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</p> <p>(2) 動的地震力 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設について、「<u>1.4.1.3 地震力の算定方法</u>」の「(2) 動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設 <u>及び常設重大事故防止設備</u></p>	<p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p>	<p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、「<u>1.3.1.3</u> 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す屋外重要土木構造物に適用する地震力を適用する。</p> <p>なお、重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。</p> <p>(3) 設計用減衰定数</p> <p>「<u>1.3.1.3</u> 地震力の算定方法」の「(3) 設計用減衰定数」を適用する。</p> <p><u>1.3.2.4</u> 荷重の組合せと許容限界</p> <p>重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態</p> <p>地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 運転時の状態</p> <p>「<u>1.3.1.4</u> 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(a) 運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態</p> <p>「<u>1.3.1.4</u> 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(b) 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 重大事故等時の状態</p>	<p>計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設のうち、当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスで共振のおそれのある施設については、</p> <p>「<u>1.4.1.3</u> 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、「<u>1.4.1.3</u> 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す屋外重要土木構造物に適用する地震力を適用する。</p> <p>なお、重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上で地震応答解析、加振試験等を実施する。</p> <p>(3) 設計用減衰定数</p> <p>「<u>1.4.1.3</u> 地震力の算定方法」の「(3) 設計用減衰定数」を適用する。</p> <p><u>1.4.2.4</u> 荷重の組合せと許容限界</p> <p>重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態</p> <p>地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 運転時の状態</p> <p>「<u>1.4.1.4</u> 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(a) 運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態</p> <p>「<u>1.4.1.4</u> 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(b) 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 重大事故等時の状態</p>	<p><u>(設計基準拡張)</u>が設置される重大事故等対処施設のうち、当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスで共振のおそれのある施設については、</p> <p>「<u>1.4.1.3</u> 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、「<u>1.4.1.3</u> 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す屋外重要土木構造物に適用する地震力を適用する。</p> <p>なお、重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。</p> <p>(3) 設計用減衰定数</p> <p>「<u>1.4.1.3</u> 地震力の算定方法」の「(3) 設計用減衰定数」を適用する。</p> <p><u>1.4.2.4</u> 荷重の組合せと許容限界</p> <p>重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態</p> <p>地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 運転時の状態</p> <p>「<u>1.4.1.4</u> 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(a) 運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態</p> <p>「<u>1.4.1.4</u> 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(b) 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 重大事故等時の状態</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【女川2】</p> <p>①の相違</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等 ただし, 運転時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時土圧, 機器・配管系からの反力, スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p>(3) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは次による。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち, 地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては, 設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに, 確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p>	<p>(e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等 ただし, 運転時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時土圧, 機器・配管系からの反力, スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p>(3) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せを以下に示す。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち, 地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては, 設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに, 確率論的な考察も考慮し</p>	<p>(e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等 ただし, 運転時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時土圧, 機器・配管系からの反力, スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p>(3) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは次による。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち, 地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては, 設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに, 確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p>	<p>(e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等 ただし, 運転時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時土圧, 機器・配管系からの反力, スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p>(3) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは次による。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち, 地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては, 設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに, 確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重</p>	<p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事</p>	<p>た上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事</p>	<p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地</p>	<p>故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地</p>	<p>故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地</p>	<p>・設備構成の相違【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違【女川2】 ①の相違</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>震動S_dによる地震力) との組合せについては、以下を基本設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態又は運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。</p> <p>c. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの</p>	<p>震動S_dによる地震力) との組合せについては、以下を基本設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>c. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設に作用する地震力のうち、動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの</p>	<p>震動S_dによる地震力) との組合せについては、以下を基本設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>c. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設に作用する地震力のうち、動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの</p>	<p>震動S_dによる地震力) との組合せについては、以下を基本設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>c. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設に作用する地震力のうち、動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの</p>	<p>・設備構成の相違【東海第二】②の相違</p> <p>・設備構成の相違【東海第二】②の相違</p> <p>・設備構成の相違【女川2】①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設定分類に応じた地震力と常時作用している荷重、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((e)に記載のものを除く。)</p> <p>「<u>1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界</u>」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力の組合せに対する許容限界は、「<u>1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界</u>」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((f)に記載のものを除く。)</p>	<p>荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設定分類に応じた地震力と常時作用している荷重、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準、試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((e)に記載のものを除く。)</p> <p>「<u>1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界</u>」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力との組合せに対する許容限界は、「<u>1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界</u>」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((f)に記載のものを除く。)</p>	<p>荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設定分類に応じた地震力と常時作用している荷重、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準、試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((e)に記載のものを除く。)</p> <p>「<u>1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界</u>」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力との組合せに対する許容限界は、「<u>1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界</u>」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((f)に記載のものを除く。)</p>	<p>荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設定分類に応じた地震力と常時作用している荷重、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準、試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((e)に記載のものを除く。)</p> <p>「<u>1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界</u>」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力との組合せに対する許容限界は、「<u>1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界</u>」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((f)に記載のものを除く。)</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>(c) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 ((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「設備分類」に読み替える。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力 ((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス」に読み替える。ただし、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、当該クラスをSクラスとする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p>	<p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>(c) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 ((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「設備分類」に読み替える。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力 ((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス」に読み替える。ただし、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については、当該クラスをSクラスとする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p>	<p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>(c) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 ((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界を適用する。なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「設備分類」に読み替える。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力 ((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス」に読み替える。ただし、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、当該クラスをSクラスとする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p>	<p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>(c) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 ((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界を適用する。なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「設備分類」に読み替える。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力 ((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス」に読み替える。ただし、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、当該クラスをSクラスとする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p>	<p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動S_dと設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>c. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤</p> <p>「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物及びS</p>	<p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備、非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動S_dと設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>c. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物及びS</p>	<p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動S_dと設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>c. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物、Sク</p>	<p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動S_dと設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>c. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物、Sク</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>クラスの機器・配管系, 屋外重要土木構造物, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の基礎地盤の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物, 機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤</p> <p>「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すB, Cクラスの建物・構築物, 機器・配管系及びその他の土木構造物の基礎地盤の許容限界を適用する。</p> <p>1.3.2.5 設計における留意事項</p> <p>「1.3.1.5 設計における留意事項」を適用する。</p> <p>ただし, 適用に当たっては, 「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設」に, 「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替える。</p> <p>なお, 耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響については, Bクラス及びCクラスの施設に加え, 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設, 可搬型重大事故等対処設備, 常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響についても評価する。</p>	<p>クラスの機器・配管系, 屋外重要土木構造物, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の基礎地盤の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物, 機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物, Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びにその他の土木構造物の基礎地盤の許容限界を適用する。</p> <p>1.4.2.5 設計における留意事項</p> <p>「1.4.1.5 設計における留意事項」を適用する。</p> <p>ただし, 適用に当たっては, 「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設」に, 「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替える。</p> <p>なお, 耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響については, Bクラス及びCクラスの施設に加え, 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設, 可搬型重大事故等対処設備, 常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備(設計基準拡張)及び常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)のいずれにも属さない常設の重大事故等</p>	<p>クラスの機器・配管系, 屋外重要土木構造物, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物の基礎地盤の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物, 機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物, Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びにその他の土木構造物の基礎地盤の許容限界を適用する。</p> <p>1.4.2.5 設計における留意事項</p> <p>「1.4.1.5 設計における留意事項」を適用する。</p> <p>ただし, 適用に当たっては, 「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設」に, 「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替える。</p> <p>なお, 耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響については, Bクラス及びCクラスの施設に加え, 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設, 可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備(設計基準拡張)のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響についても評価する。</p>	<p>ラスの機器・配管系, 屋外重要土木構造物, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物の基礎地盤の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物, 機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物, Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びにその他の土木構造物の基礎地盤の許容限界を適用する。</p> <p>1.4.2.5 設計における留意事項</p> <p>「1.4.1.5 設計における留意事項」を適用する。</p> <p>ただし, 適用に当たっては, 「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設」に, 「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替える。</p> <p>なお, 耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響については, Bクラス及びCクラスの施設に加え, 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設, 可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備(設計基準拡張)のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響についても評価する。</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二, 女川2】 ③の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【女川2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切な保管がなされていることを併せて確認する。</p> <p>1.3.2.6 構造計画と配置計画</p> <p>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。</p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。</p> <p>また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設は、原則、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に対して離隔をとり配置する、若しくは基準地震動S_sに対し構造強度を保つようにし、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>	<p>また、可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切な保管がなされていることを併せて確認する。</p> <p>1.4.2.6 構造計画と配置計画</p> <p>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。</p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。</p> <p>また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設は、原則、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設に対して離隔をとり配置する、若しくは基準地震動S_sに対し構造強</p>	<p>また、可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管がなされていることを併せて確認する。</p> <p>1.4.2.6 構造計画と配置計画</p> <p>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。</p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。</p> <p>また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設は、原則、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設に対して離隔をとり配置する、若しくは基準地震動S_sに対し構造強度を保つようにし、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大</p>	<p>また、可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管がなされていることを併せて確認する。</p> <p>1.4.2.6 構造計画と配置計画</p> <p>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。</p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。</p> <p>また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設は、原則、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設に対して離隔をとり配置する、若しくは基準地震動S_sに対し構造強度を保つようにし、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【女川2】</p> <p>①の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【女川2】</p> <p>①の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1.3.2.7 緊急時対策所建屋</p> <p>緊急時対策所建屋については、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>緊急時対策所建屋については、耐震構造とし、基準地震動 S_s による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。</p> <p>また、緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所は緊急時対策所建屋と一体の鉄筋コンクリート構造とし、基準地震動 S_s による地震力に対して、緊急時対策所建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「1.3.1.3 地震力の算定方法」及び「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>1.3.3 主要施設の耐震構造</p> <p>1.3.3.1 原子炉建屋</p> <p>原子炉建屋は、地上6階、地下2階建てで、平面が約67m(南北方向)×約67m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)の建物である。</p> <p>最下階床面からの高さは約68mで地上高さは約56mである。</p>	<p>1.3.2.7 緊急時対策所建屋</p> <p>緊急時対策所建屋については、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>緊急時対策所建屋については、耐震構造とし、基準地震動 S_s による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。また、緊急時対策所の居住性を確保するため、基準地震動 S_s による地震力に対して、緊急時対策所建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「1.3.1.3 地震力の算定方法」及び「1.3.1.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>1.3.3 主要施設の耐震構造</p> <p>1.3.3.1 原子炉建屋</p> <p>原子炉建屋は、地上6階、地下2階建てで、平面が約67m(南北方向)×約67m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)の建物である。</p> <p>最下階床面からの高さは約68mで地上高さは約56mである。</p>	<p>度を保つようにし、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>1.4.2.7 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所については、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>緊急時対策所を設置する緊急時対策所建屋については、耐震構造とし、基準地震動 S_s による地震力に対して遮蔽性能を確保する。また、緊急時対策所の居住性を確保するため、基準地震動 S_s による地震力に対して、緊急時対策所の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</p> <p>さらに、施設全体の更なる安全性を確保するため、基準地震動 S_s による地震力との組合せに対して、短期許容応力度以内に収める設計とする。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「1.4.1.3 地震力の算定方法」及び「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>1.4.3 主要施設の耐震構造</p> <p>1.4.3.1 原子炉建屋</p> <p>原子炉建屋は、中央部に地上3階、地下3階で、平面が約66m(南北方向)×約53m(東西方向)の原子炉建屋原子炉棟があり、その周囲に地上2階、地下3階の原子炉建屋付属棟を配置した鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)の建物である。原子炉建屋原子炉棟と原子炉建屋付属棟は、一体構造で同一基礎版上に設置され、本建屋の平面は外側で約77m(南北方向)×約84m(東西方向)である。最下階床面か</p>	<p>事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>1.4.2.7 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策所については、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>緊急時対策所については、耐震構造とし、基準地震動 S_s による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。また、緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「1.4.1.3 地震力の算定方法」及び「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>1.4.3 主要施設の耐震構造</p> <p>1.4.3.1 原子炉建物</p> <p>原子炉建物は、中央部に地上4階、地下1階で平面が約52m×約52mの原子炉棟があり、その周囲に地上2階(一部3階)、地下2階の原子炉建物付属棟(以下「付属棟」という。)を配置した鉄筋コンクリート造の建物である。原子炉棟と付属棟は、一体構造で同一基礎版上に設置され、本建物の平面は約89m×約70mの矩形をなしている。最下階床面からの高さは約62mで、地上高さは約49mである。</p>	<p>・設備構成の相違【女川2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>建物中央部には一次格納容器を囲む円型の一次遮蔽壁があり、その外側に二次格納施設である原子炉棟の外壁及び原子炉建屋付属棟(以下、「付属棟」という。)の外壁がある。</p> <p>これらは原子炉建屋の主要な耐震壁を構成している。</p> <p>これらの耐震壁間を床が一体に連絡し、全体として剛な構造としている。</p> <p>原子炉建屋の基礎は、平面が約67m(南北方向)×約67m(東西方向)、厚さ約5mのべた基礎で、人工岩盤を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>1.3.3.2 タービン建屋</p> <p>タービン建屋は、地上2階、地下1階建で、平面が約70m(南北方向)×約105m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)の建物であり、適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。</p> <p>タービン建屋の基礎は、平面が約70m(南北方向)×約105m(東西方向)、厚さ約1.9mで、杭及びケーソンを介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>1.3.3.3 廃棄物処理建屋</p> <p>廃棄物処理建屋は、地上4階、地下3階建で、平面は約41m(南北方向)×約69m(東西方向)の鉄筋コンクリート造の建物であり、適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。</p> <p>廃棄物処理建屋の基礎は、平面が約41m(南北方向)×約69m(東西方向)、厚さ約2.5mのべた基礎で、人工岩盤を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p>	<p>らの高さは約59mで、地上高さは約36mである。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟中央部には、鋼製の原子炉格納容器を囲む厚さ約2mの鉄筋コンクリート造の生体遮蔽壁があり、その外側に内部ボックス壁及び原子炉建屋付属棟の外側である外部ボックス壁がある。</p> <p>これらは、原子炉建屋の主要な耐震壁を構成し、それぞれ壁の間を強固な床版で一体に連結しているため、全体として剛な構造となっている。</p> <p>1.4.3.2 タービン建屋</p> <p>タービン建屋は、地上2階、地下2階で、平面が約96m(南北方向)×約58m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)の建物である。</p> <p>建物の内部は、多くの遮蔽壁をもち、剛性が高い。したがって十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>1.4.3.3 制御建屋</p> <p>制御建屋は、地上3階、地下2階で、平面が約</p>	<p>らの高さは約59mで、地上高さは約36mである。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟中央部には、鋼製の原子炉格納容器を囲む厚さ約2mの鉄筋コンクリート造の生体遮蔽壁があり、その外側に内部ボックス壁及び原子炉建屋付属棟の外側である外部ボックス壁がある。</p> <p>これらは、原子炉建屋の主要な耐震壁を構成し、それぞれ壁の間を強固な床版で一体に連結しているため、極めて剛な構造となっている。</p> <p>なお、この原子炉建屋に収納するSクラスの機器・配管系は、できる限り剛強な生体遮蔽壁又は床に直接支持させ、地震時反力を直接建物に伝えるように設計する。</p> <p>1.4.3.2 タービン建物</p> <p>タービン建屋は、地上3階(一部4階)、地下1階建で平面が約138m(東西方向)×約51m(南北方向)の鉄筋コンクリート造の建物である。</p> <p>原子炉は、直接サイクルであり、タービンが原子炉冷却系に接続しているため、タービン建屋はBクラスではあるが、直接又はコンクリートを介して基礎岩盤で支持させる。</p> <p>建物の内部は、多くの遮蔽壁をもち、相対的に剛性が高く、十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>1.4.3.3 廃棄物処理建物</p> <p>廃棄物処理建屋は、地上5階、地下2階建で平面が約57m(東西方向)×約55m(南北方向)の鉄筋コンクリート造の建物である。</p> <p>廃棄物処理建屋は、Bクラスではあるが直接基礎岩盤で支持させる。</p> <p>建物の内部は、放射性廃棄物処理施設を収納するので、多くの遮蔽壁をもち、剛性が高く十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>1.4.3.4 制御室建物</p> <p>制御室建屋は、4階建で平面が約37m(東西方</p>	<p>建物中央部には、鋼製格納容器を囲む厚さ約2mの鉄筋コンクリート造の生体遮蔽壁があり、その外側に原子炉棟と付属棟を区切る壁及び付属棟の外壁がある。</p> <p>これらは、原子炉建屋の主要な耐震壁を構成し、それぞれ壁の間を強固な床版で一体に連結しているため、極めて剛な構造となっている。</p> <p>なお、この原子炉建屋に収納するSクラスの機器・配管系は、できる限り剛強な生体遮蔽壁又は床に直接支持させ、地震時反力を直接建物に伝えるように設計する。</p> <p>1.4.3.2 タービン建物</p> <p>タービン建屋は、地上3階(一部4階)、地下1階建で平面が約138m(東西方向)×約51m(南北方向)の鉄筋コンクリート造の建物である。</p> <p>原子炉は、直接サイクルであり、タービンが原子炉冷却系に接続しているため、タービン建屋はBクラスではあるが、直接又はコンクリートを介して基礎岩盤で支持させる。</p> <p>建物の内部は、多くの遮蔽壁をもち、相対的に剛性が高く、十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>1.4.3.3 廃棄物処理建物</p> <p>廃棄物処理建屋は、地上5階、地下2階建で平面が約57m(東西方向)×約55m(南北方向)の鉄筋コンクリート造の建物である。</p> <p>廃棄物処理建屋は、Bクラスではあるが直接基礎岩盤で支持させる。</p> <p>建物の内部は、放射性廃棄物処理施設を収納するので、多くの遮蔽壁をもち、剛性が高く十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>1.4.3.4 制御室建物</p> <p>制御室建屋は、4階建で平面が約37m(東西方</p>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>1. 3. 3. 4 使用済燃料乾式貯蔵建屋 使用済燃料乾式貯蔵建屋は、地上1階建てで平面が約52m(南北方向)×約24m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)の建物であり、適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。</p> <p>使用済燃料乾式貯蔵建屋の基礎は、平面が約60m(南北方向)×約33m(東西方向)、厚さ約2.5m(一部約2.0m)で、鋼管杭を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>1. 3. 3. 5 防潮堤及び防潮扉 防潮堤は、鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁、鋼製防護壁及び鉄筋コンクリート防潮壁の3種類の構造形式に区分され、敷地を取り囲む形で設置する。</p> <p>また、防潮堤のうち、敷地側面南側の鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁及び敷地前面東側の鉄筋コンクリート防潮壁には、それぞれ1箇所ずつ防潮扉を設置する。</p> <p>鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁は、延長約1.5km、直径約2m及び約2.5mの複数の鋼管杭を鉄筋コンクリートで巻き立てた天端高さT.P.+18m及びT.P.+20mの鉄筋コンクリート梁壁と鋼管鉄筋コンクリートとを一体とした剛な構造物であり、鋼管杭を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>鋼製防護壁は、延長約80m、天端高さT.P.+20m、奥行約5m～約16mの鋼殻構造であり、適切に配置された鋼板を溶接及び高力ボルトで接合した剛な構造である。鋼製防護壁は、幅約50mの取水構造物を横断し、取水構造物の側方に位置する地中連続壁基礎を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>鉄筋コンクリート防潮壁は、延長約160m、天端高さT.P.+20m、奥行約10m～約23mの鉄筋コン</p>	<p>41m(南北方向)×約40m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)の建物である。</p> <p>1. 4. 3. 4 防潮堤 防潮堤は、鋼管式鉛直壁(一般部)、鋼管式鉛直壁(岩盤部)及び盛土堤防の3種類の構造形式に区分され、敷地の前面に設置する。</p> <p>鋼管式鉛直壁(一般部)は、延長約420m、直径2.2m及び2.5mの鋼管杭に天端高さ0.P.+29m*の鋼製遮水壁を取り付け、周囲に背面補強工(コンクリート)、セメント改良土、改良地盤及び置換コンクリートを配置した剛な構造物であり、鋼管杭及び改良地盤を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>鋼管式鉛直壁(岩盤部)は、延長約260m、直径2.2m及び2.5mの鋼管杭に天端高さ0.P.+29m*の鋼製遮水壁を取り付けた剛な構造物であり、鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>盛土堤防は、延長約120m、天端高さ0.P.+29m*のセメント改良土で盛り立てた盛土構造物であり、直接又は改良地盤を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>* 防潮堤の高さは、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による約1mの沈降を考慮した表記とする。</p> <p>1. 4. 3. 5 防潮壁</p>	<p>向)×約22m(南北方向)の鉄筋コンクリート造の建物である。</p> <p>1. 4. 3. 5 防波壁及び防波扉 防波壁は、多重鋼管杭式擁壁、鋼管杭式逆T擁壁及び波返重力擁壁(岩盤支持部、改良地盤部)の3種類の構造形式に分類され、敷地の前面に設置する。</p> <p>また、敷地の前面に設置された防波壁には防波扉を4箇所設置する。</p> <p>多重鋼管杭式擁壁は、延長約430m、直径約1.6mの鋼管杭を鉄筋コンクリートで巻き立てた天端高さE.L.+15mの鉄筋コンクリートで構成されており、直径約1.6m～2.2mの多重鋼管杭を介して岩着している。隣り合う鋼管杭間はセメントミルク等で充填し、また防波壁背後に止水性を有する地盤改良を実施する。</p> <p>鋼管杭式逆T擁壁は、延長約320m、天端高さE.L.+15mの鉄筋コンクリートで構成されており、鋼管杭を介して岩着している。杭間の埋戻土に対し地盤改良を実施する。</p> <p>波返重力擁壁(岩盤部、改良地盤部)は、岩盤部の延長約720m、改良地盤部の延長約40m、天端高さE.L.+15mの鉄筋コンクリートで構成されており、ケーソン及びMMR(マンメイドロック)を介して岩着、または堅硬な地山に直接設置している。一部砂礫層が介在する箇所に対して地盤改良を実施する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>クリート造の剛な構造物であり、地中連続壁基礎を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁及び鉄筋コンクリート防潮壁に設置する防潮扉は上下スライド式の鋼製扉であり、それぞれ杭又は地中連続壁基礎を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>1. 3. 3. 6 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器は、内径約 26m、高さ約 16m、厚さ約 3. 2cm～約 3. 8cm の鋼製円筒殻と底部内径約 26m、頂部内径約 12m、高さ約 24m、厚さ約 2. 8cm～約 3. 8cm の鋼製円錐殻、底部内径約 12m、頂部内径約 9. 7m、高さ約 2m の鋼製円錐殻、その上に載る格納容器ヘッド及び底部コンクリートスラブより構成され全体の高さは約 48m である。</p>	<p>防潮壁は、鋼製遮水壁（鋼板）、鋼製遮水壁（鋼桁）、鋼製扉及び鉄筋コンクリート（RC）遮水壁の4種類の構造形式に区分され、2号及び3号炉海水ポンプ室、2号及び3号炉放水立坑並びに3号炉海水熱交換器建屋取水立坑に設置する。</p> <p>鋼製遮水壁（鋼板）のうち、2号及び3号炉海水ポンプ室、2号及び3号炉放水立坑に設置する防潮壁は、フーチング上に設置するH形鋼に、鋼板をボルトで接合した構造物であり、フーチングと一体化した鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。また、3号炉海水熱交換器建屋取水立坑に設置する防潮壁は、既設建屋の躯体上に、鋼製の躯体と鋼板で構成された構造物である。</p> <p>鋼製遮水壁（鋼桁）は、海水ポンプ室及び地中構造物を横断し、フーチング上に設置した鉄筋コンクリート（RC）支柱に、支承ゴムを介して鋼桁を設置する構造物であり、フーチングと一体化した鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>鋼製扉は、フーチング上に設置した鉄筋コンクリート（RC）支柱と鋼製扉を、扉取付部（ヒンジ）により接合した片開き式の構造物であり、フーチングと一体化した鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>鉄筋コンクリート（RC）遮水壁は、フーチングと鉄筋コンクリート（RC）壁を一体とした剛な構造物であり、フーチングと一体化した鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>1. 4. 3. 6 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器はドライウエルとサプレッションチェンバから構成しており、ドライウエルは内径約23mの円筒殻の上に、内径約23mの半球殻をつけた高さ約37mの鋼製圧力容器であり、ベント管を介してサプレッションチェンバと接続している。</p> <p>半球殻上部付近にはシヤラグを設けて、原子炉</p>	<p>防波壁通路防波扉は、左右スライド式の鋼製扉であり、それぞれ鋼管杭を介して岩着している。</p> <p>1. 4. 3. 6 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器は、上下部半球胴部円筒形ドライウエルと円環形サプレッション・チェンバで構成され、容器の主要寸法はそれぞれドライウエル円筒部直径約23m、サプレッション・チェンバの円環部断面直径約9. 4m、円環部中心線直径約38m、全体の高さは約37mである。</p> <p>ドライウエル下部及びサプレッション・チェン</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>円筒殻と底部コンクリートスラブとの接続にはアンカーボルトを用いる。</p> <p>円筒殻と円錐殻の接続部の高さに、原子炉格納容器を上下に分けるダイヤフラム・フロアがあり、下部はサプレッション・チェンバになっている。</p> <p>円錐殻頂部付近には上部シアラグ及びスタビライザがあり、原子炉圧力容器より原子炉格納容器に伝えられる水平力及び原子炉格納容器にかかる水平力の一部を周囲の一次遮蔽壁に伝える構造となっている。</p> <p>1. 3. 3. 7 原子炉圧力容器</p> <p>原子炉圧力容器は内径約 6. 4m、高さ約 23m、重量は原子炉圧力容器内部構造物、原子炉冷却材及び燃料集合体を含めて約 1, 600 t である。</p> <p>この容器は底部の鋼製スカートで支持され、スカートは鉄筋コンクリート造円筒形の原子炉本体の基礎に固定されたベヤリングプレートにボルトで接続されている。</p> <p>原子炉圧力容器は、その外周の原子炉遮蔽頂部で原子炉圧力容器スタビライザによって水平方向に支持されて、原子炉遮蔽の頂部は原子炉格納容器スタビライザによって原子炉格納容器に結合されている。原子炉圧力容器スタビライザは地震力に対し原子炉圧力容器の上部を横方向に支持している。</p> <p>したがって、水平力に対して原子炉圧力容器はスカートで下端固定、原子炉圧力容器スタビライザで上部ピン支持となっている。</p> <p>1. 3. 3. 8 原子炉圧力容器内部構造物</p> <p>炉心に作用する水平力は、ステンレス鋼の炉心シュラウドによって支持されている。炉心シュラウドは、円筒形をした構造で原子炉圧力容器の下部に溶接されている。</p>	<p>圧力容器から原子炉格納容器に伝えられる水平力及び原子炉格納容器にかかる水平力の一部を周囲の生体遮蔽壁に伝える構造としている。</p> <p>サプレッションチェンバは、円環形をしており、断面径約9. 4m、円環部の中心径約38m の鋼製容器である。</p> <p>1. 4. 3. 7 原子炉圧力容器</p> <p>原子炉圧力容器は、内径約5. 6m、高さ約22m、質量は原子炉圧力容器内部構造物、内部冷却材及び燃料集合体を含めて約1, 250t である。</p> <p>原子炉圧力容器は、底部の鋼製スカートで支持され、スカートは鋼製円筒形基礎にアンカボルトで接続されている。原子炉圧力容器は、容器外周に位置する円筒状の原子炉遮蔽壁頂部で原子炉圧力容器スタビライザによって水平方向に支持され、原子炉遮蔽壁の頂部は原子炉格納容器スタビライザによって原子炉格納容器と結合する。原子炉圧力容器スタビライザは地震力に対し、原子炉圧力容器の上部を水平方向に支持している。</p> <p>したがって、原子炉圧力容器は、スカートで下端固定、スタビライザで上部ピン支持となっている。</p> <p>1. 4. 3. 8 原子炉圧力容器内部構造物</p> <p>炉心に作用する水平力は、ステンレス鋼製の炉心シュラウド及び炉心シュラウド支持ロッドで支持する。炉心シュラウドは周囲に炉心シュラウド支持ロッドを設置した円筒形の構造で、シュラウドサポートを介して原子炉圧力容器の下部に溶接する。</p>	<p>圧力容器から原子炉格納容器に伝えられる水平力及び原子炉格納容器にかかる水平力の一部を周囲の生体遮蔽壁を介して建物に伝える構造となっている。</p> <p>1. 4. 3. 7 原子炉圧力容器</p> <p>原子炉圧力容器は内径約5. 6m、高さ約21m、重量は原子炉圧力容器内部構造物、内部冷却材及び燃料集合体を含めて約1, 300tである。</p> <p>原子炉圧力容器は底部の鋼製スカートで支持し、スカートは鋼製円筒形基礎にアンカ・ボルトで接続されている。原子炉圧力容器の上部は、ガンマ線遮蔽壁頂部でスタビライザによって水平方向に支持し、ガンマ線遮蔽壁の頂部は鋼製フレーム（スタビライザ）によって原子炉格納容器と結合する。内側のスタビライザはばねにプリコンプレッションを与えており、地震力に対しこのばねを介して原子炉圧力容器の上部を横方向に支持する。なお、スタビライザは原子炉圧力容器の熱膨張によってこのプリコンプレッションが弛緩しない構造となっている。</p> <p>したがって、原子炉圧力容器はスカートで下端固定、スタビライザで上部ピン支持となっている。</p> <p>1. 4. 3. 8 原子炉圧力容器内部構造物</p> <p>炉心に作用する水平力は、ステンレス鋼製の炉心シュラウドで支持する。炉心シュラウドは円筒形をした構造でシュラウド支持脚を介して原子炉圧力容器の下部に溶接する。</p>	<p>パ支持脚は建物基礎版上に設置する。</p> <p>ドライウエル上部と生体遮蔽壁との間にシアラグを設け、原子炉圧力容器から原子炉格納容器に伝えられる水平力及び原子炉格納容器にかかる水平力の一部を周囲の生体遮蔽壁を介して建物に伝える構造となっている。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>燃料集合体に作用する水平力は、上部格子板及び炉心支持板を通して炉心シュラウドに伝えられ、燃料集合体はジルカロイ製の細長いチャンネル・ボックスに納められている。燃料棒は、過度の変形を生ずることがないように、燃料集合体頂部と底部のタイプレートで押さえ、中間部もスペーサによって押さえられている。</p> <p>スタンドパイプと気水分離器は溶接によって一体となっている。蒸気乾燥器は原子炉压力容器につけたブラケットによって支持されている。</p> <p>ジェットポンプは炉心シュラウドの外周に配置されている。ライザは原子炉压力容器を貫通して立上り、上部において原子炉压力容器に支持され、ジェットポンプは上部においてライザに結合されている。</p> <p>ジェットポンプの下部はシュラウドサポートプレートに溶接されている。この機構によってジェットポンプは熱膨張を拘束されずに振動を防止できる構造となっている。</p> <p>制御棒駆動機構ハウジングは、上部は原子炉压力容器底部に溶接されており、地震荷重に対しても十分な強度を持つように設計する。</p> <p>1.3.3.9 再循環系</p> <p>再循環ループは2 ループあって、外径約 610mm のステンレス鋼管で原子炉压力容器から下方に伸び、その最下部に再循環系ポンプを設け、再び立ち上げてヘッダに入り、そこから 5 本の外径約 320mm のステンレス鋼管に分れ、原子炉压力容器に接続される。この系の支持方法は、熱膨張による動きを拘束せず、できる限り剛な系になるように、適切なスプリングハンガ、スナッパ等を採用する。再循環系ポンプは、ケーシングに取り付けられたコンスタントハンガ、スナッパ等によ</p>	<p>燃料集合体に作用する水平力は、上部格子板及び炉心支持板を通して炉心シュラウドに伝える。燃料集合体は、ジルカロイ製の細長いチャンネルボックスに納める。燃料棒は、燃料集合体頂部及び底部のタイプレートで押さえられ、中間部もスペーサによって押さえられるので過度の変形を生じることはない。</p> <p>気水分離器は、シュラウドヘッドに取り付けられたスタンドパイプに溶接する。蒸気乾燥器は、原子炉压力容器に付けたブラケットで支持する。</p> <p>20 台のジェットポンプは、炉心シュラウドの外周に配置する。ジェットポンプライザ管は、原子炉压力容器を貫通して立ち上がり、上部において原子炉压力容器にライザブレースで支持される。ジェットポンプ上部のノズルアセンブリはボルトでライザに結合する。</p> <p>ジェットポンプのディフューザ下部はバッフルプレートに溶接する。ディフューザ上部とスロートはスリップジョイント結合にして、縦方向に滑ることができるようにする。したがって、ジェットポンプの支持機構は、熱膨張は許すが、振動を防止することができる。</p> <p>制御棒駆動機構ハウジングは、上部は原子炉压力容器底部のスタブチューブに溶接し、下部はハウジングサポートで支持し、地震荷重に対しても十分な強度をもつように設計する。</p> <p>1.4.3.9 原子炉再循環系</p> <p>原子炉再循環ループは2 ループあって、外径約 0.52m のステンレス鋼管で原子炉压力容器から下方に伸び、その下に原子炉再循環ポンプを設け、再び立ち上げてヘッダに入れ、そこから5 本の外径約0.28m のステンレス鋼管に分け、原子炉压力容器に接続する。この系の支持方法は、熱膨張による動きを拘束せず、できる限り剛な系になるように、スプリングハンガ、スナッパ等を採用する。原子炉再循環ポンプは、ケーシングに取り付けたコンスタントハンガ等で支持する。</p>	<p>燃料集合体に作用する水平力は上部格子板及び炉心支持板を通して炉心シュラウドに伝える。燃料集合体はジルカロイ製の細長いチャンネル・ボックスに納める。燃料棒は燃料集合体頂部及び底部のタイ・プレートで押さえられ、中間部もスペーサによって押さえられるので過度の変形を生ずることはない。</p> <p>気水分離器はシュラウド・ヘッドに取付けられたスタンド・パイプに溶接する。</p> <p>蒸気乾燥器は原子炉压力容器に付けたブラケットで支持する。</p> <p>20個のジェット・ポンプは炉心シュラウドの外周に配置する。ジェット・ポンプ・ライザ管は原子炉压力容器を貫通して立ち上がり、上部において原子炉压力容器にライザ・ブレースで支持される。ジェット・ポンプ上部のノズル・アセンブリはボルトでライザに結合する。</p> <p>ジェット・ポンプのディフューザ下部はバッフル板に溶接する。ディフューザ上部とスロートはスリップ・ジョイント結合にして、縦方向に滑ることができるようにする。したがって、ジェット・ポンプの支持機構は、熱膨張は許すが、振動を防止できる構造となっている。</p> <p>制御棒駆動機構ハウジングは、上部は原子炉压力容器底部のスタブ・チューブに溶接し、下部はハウジング・サポートで支持するので地震力に対しても十分な強度をもつ。</p> <p>1.4.3.9 再循環系</p> <p>再循環ループは2 ループあって、原子炉压力容器から内径約0.44mのステンレス鋼管で下方に伸び、その下部に再循環ポンプを設け、再び立ち上げてヘッダに入れ、そこから5本の内径約0.23mのステンレス鋼管に分け、原子炉压力容器に接続する。この系の支持方法は、熱膨張による動きを拘束せず、できる限り剛な系になるように、適切なスプリング・ハンガ、スナッパ等を採用する。再循環ポンプはケーシングに取付けたコンスタント・ハンガで支持する。</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>って支持される。</p> <p>1. 3. 3. 10 その他 その他の機器・配管については、運転荷重、地震荷重、熱膨脹による荷重を考慮して、必要に応じてスナバ、ハンガ、その他の支持装置を使用して耐震性に対しても熱的にも安全な設計とする。</p> <p>1. 3. 4 地震検知による耐震安全性の確保 (1) 地震検出計 安全保護系の一つとして地震検出計を設け、ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は弾性設計用地震動 S_d の加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は、フェイル・セーフ設備とするが、地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないよう配慮する。 地震検出計は、基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建屋基礎版の位置、また主要な機器が配置されている代表的な床面に設置する。なお、設置に当たっては試験及び保守が可能な原子炉建屋の適切な場所に設置する。</p> <p>(2) 地震観測等による耐震性の確認 発電用原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことを確認していくものとする。</p>	<p>1. 4. 3. 10 原子炉本体の基礎 原子炉本体の基礎については、内筒及び外筒の円筒鋼板の間にコンクリートを充填した、鋼材とコンクリートの複合構造となっている。</p> <p>1. 4. 3. 11 その他 その他の機器、配管については、運転荷重、地震荷重、熱膨脹による荷重を考慮して、必要に応じてリジットハンガ、スナッパ、その他の支持装置を使用して耐震性に対しても熱的にも十分な設計を行う。</p> <p>1. 4. 4 地震検知による耐震安全性の確保 1. 4. 4. 1 地震感知器 安全保護系の一つとして地震感知器を設け、ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は弾性設計用地震動 S_d の加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は、フェイル・セーフ設備とするが、地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないよう配慮する。 地震感知器は、基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建屋基礎版の位置、また主要な機器が設置されている代表的な床面に設置する。なお、設置に当たっては試験及び保守が可能な原子炉建屋の適切な場所に設置する。</p> <p>1. 4. 4. 2 地震観測等による耐震性の確認 発電用原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障がないことを確認していくものとする。また、原子炉をスクラムさせるようなある程度以上の地震が起こった場合には、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等の影響を踏まえて設計体系に反映した事項(初期剛性低下の考慮等)について分析し、設計の妥当性を確認する。</p>	<p>1. 4. 3. 10 その他 その他の機器・配管系については、運転荷重、地震荷重、熱膨脹による荷重を考慮して、必要に応じてリジット・ハンガ、スナッパ、その他の支持装置を使用して耐震性に対しても熱的にも十分な設計を行う。</p> <p>1. 4. 4 地震検知による耐震安全性の確保 1. 4. 4. 1 地震感知器 安全保護系の一つとして地震感知器を設け、ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は弾性設計用地震動 S_d の加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は、フェイル・セーフ設備とするが、地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないよう配慮する。 地震感知器は、基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建物基礎版の位置、また主要な機器が配置されている代表的な床面に設置する。なお、設置に当たっては、試験及び保守が可能な原子炉建物の適切な場所に設置する。</p> <p>1. 4. 4. 2 地震観測等による耐震性の確認 発電用原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことを確認していくものとする。</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>地震観測を継続して実施するために、地震観測網の適切な維持管理を行う。</p> <p>1.3.5 参考文献 (1) 「静的地震力の見直し（建築編）に関する調査報告書（概要）」<u>社団法人日本電気協会 電気技術基準調査委員会原子力発電耐震設計特別調査委員会建築部会</u>（平成6年3月）</p>	<p>なお、<u>地震観測装置の設置に当たっては、地震観測を継続して実施するために、地震観測網の適切な維持管理を行うとともに、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震等に対する振動性状の詳細検討結果に応じて観測装置の充実を図る。</u></p> <p>1.4.5 参考文献 (1) 「静的地震力の見直し（建築編）に関する調査報告書（概要）」<u>社団法人 日本電気協会 電気技術基準調査委員会 原子力発電耐震設計特別調査委員会 建築部会</u> 平成6年3月</p>	<p><u>なお、地震観測を継続して実施するために、地震観測網の適切な維持管理を行う。</u></p> <p>1.4.5 参考文献 (1) 「静的地震力の見直し（建築編）に関する調査報告書（概要）」<u>（社）日本電気協会 電気技術基準調査委員会 原子力発電耐震設計特別調査委員会 建築部会</u> 平成6年3月</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備 (主要設備) の設備分類</p> <table border="1" data-bbox="1344 342 1893 1186"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕 内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 常設耐震重要 重大事故防止設 備以外の常設重 大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防 止設備であって、 耐震重要施設に 属する設計基準 事故対処設備が 有する機能を代 替するもの以外 のもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式) [C] ・使用済燃料プール監視カメラ (2) 原子炉冷却系統施設 ・補給水系配管・弁 (流路) [B] (3) 計測制御系統施設 ・ドライウエル温度 ・ドライウエル圧力 ・無線連絡設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) ・有線 (棟屋内) (無線連絡設備 (固定型)、衛星電 話設備 (固定型) に係るもの) (4) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水路 [C] ・海水ポンプ室 [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕 内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	1. 常設耐震重要 重大事故防止設 備以外の常設重 大事故防止設備	常設重大事故防 止設備であって、 耐震重要施設に 属する設計基準 事故対処設備が 有する機能を代 替するもの以外 のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式) [C] ・使用済燃料プール監視カメラ (2) 原子炉冷却系統施設 ・補給水系配管・弁 (流路) [B] (3) 計測制御系統施設 ・ドライウエル温度 ・ドライウエル圧力 ・無線連絡設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) ・有線 (棟屋内) (無線連絡設備 (固定型)、衛星電 話設備 (固定型) に係るもの) (4) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水路 [C] ・海水ポンプ室 [C]	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (1 / 13)</p> <table border="1" data-bbox="1938 342 2487 1129"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕 内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 常設耐震重要重大 事故防止設備以外 の常設重大事故防 止設備</td> <td>常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの以外のもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール水位 (S A) ・燃料プール水位・温度 (S A) [C] ・燃料プール監視カメラ (S A) (燃料プール監視カメラ 用冷却設備を含む。) (2) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉建物燃料取替格ブローアウトパネル (3) 計測制御系統施設 ・燃料プール監視カメラ (S A) (燃料プール監視カメラ 用冷却設備を含む。) ・A D S 用N₂ガス減圧弁二次側圧力 ・N₂ガスポンベ圧力 ・無線通信設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線通信設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・無線通信装置 [伝送路] ・有線 (建物内) (有線式通信設備、無線通信設備 (固定 型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] (4) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水管 [C] ・取水槽 [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕 内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	1. 常設耐震重要重大 事故防止設備以外 の常設重大事故防 止設備	常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール水位 (S A) ・燃料プール水位・温度 (S A) [C] ・燃料プール監視カメラ (S A) (燃料プール監視カメラ 用冷却設備を含む。) (2) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉建物燃料取替格ブローアウトパネル (3) 計測制御系統施設 ・燃料プール監視カメラ (S A) (燃料プール監視カメラ 用冷却設備を含む。) ・A D S 用N ₂ ガス減圧弁二次側圧力 ・N ₂ ガスポンベ圧力 ・無線通信設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線通信設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・無線通信装置 [伝送路] ・有線 (建物内) (有線式通信設備、無線通信設備 (固定 型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] (4) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水管 [C] ・取水槽 [C]	<p>・設備構成の相違 【女川2】 島根2号炉の重大事 故等対処施設を記載し ている</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二】 島根2号炉では、重大 事故等対処施設の設備 分類について記載して いる</p>
設備分類	定義	主要設備 〔 〕 内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
1. 常設耐震重要 重大事故防止設 備以外の常設重 大事故防止設備	常設重大事故防 止設備であって、 耐震重要施設に 属する設計基準 事故対処設備が 有する機能を代 替するもの以外 のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式) [C] ・使用済燃料プール監視カメラ (2) 原子炉冷却系統施設 ・補給水系配管・弁 (流路) [B] (3) 計測制御系統施設 ・ドライウエル温度 ・ドライウエル圧力 ・無線連絡設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) ・有線 (棟屋内) (無線連絡設備 (固定型)、衛星電 話設備 (固定型) に係るもの) (4) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水路 [C] ・海水ポンプ室 [C]														
設備分類	定義	主要設備 〔 〕 内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
1. 常設耐震重要重大 事故防止設備以外 の常設重大事故防 止設備	常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール水位 (S A) ・燃料プール水位・温度 (S A) [C] ・燃料プール監視カメラ (S A) (燃料プール監視カメラ 用冷却設備を含む。) (2) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉建物燃料取替格ブローアウトパネル (3) 計測制御系統施設 ・燃料プール監視カメラ (S A) (燃料プール監視カメラ 用冷却設備を含む。) ・A D S 用N ₂ ガス減圧弁二次側圧力 ・N ₂ ガスポンベ圧力 ・無線通信設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線通信設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・無線通信装置 [伝送路] ・有線 (建物内) (有線式通信設備、無線通信設備 (固定 型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] (4) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水管 [C] ・取水槽 [C]														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備</td> <td>常設重大事故防 止設備であって、 耐震重要施設に 属する設計基準 事故対応設備が 有する機能を代 替するもの</td> <td> (1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタ ンク・ディフューザ (流路) [S, B] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク[B] ・高圧代替注水系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ (流路) [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) [S] ・高圧代替注水系 (注水系) 配管・弁 (流路) ・補給水系配管・弁 (流路) [B] ・燃料プール補給水系弁 (流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管 (流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパーージャ (流路) [S] ・高圧炉心スプレイヤ配管・弁・スパーージャ (流路) [S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレー タ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレー タ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁 (流路) [S] ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・直流駆動低圧注水系配管・弁 (流路) ・原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク (流 路) [S] ・残留熱除去系熱交換器 (流路) [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備	常設重大事故防 止設備であって、 耐震重要施設に 属する設計基準 事故対応設備が 有する機能を代 替するもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタ ンク・ディフューザ (流路) [S, B] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク[B] ・高圧代替注水系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ (流路) [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) [S] ・高圧代替注水系 (注水系) 配管・弁 (流路) ・補給水系配管・弁 (流路) [B] ・燃料プール補給水系弁 (流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管 (流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパーージャ (流路) [S] ・高圧炉心スプレイヤ配管・弁・スパーージャ (流路) [S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレー タ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレー タ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁 (流路) [S] ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・直流駆動低圧注水系配管・弁 (流路) ・原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク (流 路) [S] ・残留熱除去系熱交換器 (流路) [S]	<p>第 1.4.2-1 表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (2 / 13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II. 常設耐震重要重大 事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対 処設備が有する機能を代 替するもの</td> <td> (1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器 [S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・常設スプレイヤ ・燃料プールスプレイヤ 配管・弁 [流路] ・燃料プール冷却ポンプ [B] ・燃料プール冷却系熱交換器 [B] ・原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁 [流路] ・燃料プール冷却系 配管・弁 [流路] [B] ・燃料プール冷却系 スキマ・サージ・タンク [流路] [B] ・燃料プール冷却系 ディフューザ [流路] [B] ・燃料プール [S] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・高圧原子炉代替注水系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・高圧原子炉代替注水系 (注水系) 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁 [流路] ・原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・給水系 配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器 [流路] [S] ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水槽 ・サブプレッション・チェンバ [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	II. 常設耐震重要重大 事故防止設備	常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対 処設備が有する機能を代 替するもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器 [S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・常設スプレイヤ ・燃料プールスプレイヤ 配管・弁 [流路] ・燃料プール冷却ポンプ [B] ・燃料プール冷却系熱交換器 [B] ・原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁 [流路] ・燃料プール冷却系 配管・弁 [流路] [B] ・燃料プール冷却系 スキマ・サージ・タンク [流路] [B] ・燃料プール冷却系 ディフューザ [流路] [B] ・燃料プール [S] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・高圧原子炉代替注水系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・高圧原子炉代替注水系 (注水系) 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁 [流路] ・原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・給水系 配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器 [流路] [S] ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水槽 ・サブプレッション・チェンバ [S]	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備	常設重大事故防 止設備であって、 耐震重要施設に 属する設計基準 事故対応設備が 有する機能を代 替するもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタ ンク・ディフューザ (流路) [S, B] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク[B] ・高圧代替注水系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ (流路) [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) [S] ・高圧代替注水系 (注水系) 配管・弁 (流路) ・補給水系配管・弁 (流路) [B] ・燃料プール補給水系弁 (流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管 (流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパーージャ (流路) [S] ・高圧炉心スプレイヤ配管・弁・スパーージャ (流路) [S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレー タ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレー タ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁 (流路) [S] ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・直流駆動低圧注水系配管・弁 (流路) ・原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク (流 路) [S] ・残留熱除去系熱交換器 (流路) [S]														
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
II. 常設耐震重要重大 事故防止設備	常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対 処設備が有する機能を代 替するもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器 [S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・常設スプレイヤ ・燃料プールスプレイヤ 配管・弁 [流路] ・燃料プール冷却ポンプ [B] ・燃料プール冷却系熱交換器 [B] ・原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁 [流路] ・燃料プール冷却系 配管・弁 [流路] [B] ・燃料プール冷却系 スキマ・サージ・タンク [流路] [B] ・燃料プール冷却系 ディフューザ [流路] [B] ・燃料プール [S] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・高圧原子炉代替注水系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・高圧原子炉代替注水系 (注水系) 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁 [流路] ・原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・給水系 配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・原子炉補機冷却系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器 [流路] [S] ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水槽 ・サブプレッション・チェンバ [S]														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<table border="1" data-bbox="1344 241 1893 1102"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕 内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕〔S〕 ・排気筒〔流路〕〔S〕 (4) 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ATWS 緩和設備 (代替制御挿入機能) ・制御棒〔S〕 ・制御棒駆動機構〔S〕 ・制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット〔S〕 ・制御棒駆動水圧系配管〔流路〕〔S〕 ・ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) ・ほう酸水注入系ポンプ〔S〕 ・ほう酸水注入系貯蔵タンク〔S〕 ・ほう酸水注入系配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ATWS 緩和設備 (自動減圧系作動阻止機能) ・代替自動減圧回路 (代替自動減圧機能) ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ〔流路〕〔S〕 ・高圧窒素ガス供給系配管・弁〔流路〕〔S〕 ・主蒸気系配管・弁〔流路〕〔S〕 ・代替高圧窒素ガス供給系配管・弁〔流路〕 ・格納容器内水素濃度 (D/W) ・格納容器内水素濃度 (S/C) ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力〔S〕 ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域)〔S〕 ・原子炉水位 (燃料域)〔S〕 ・原子炉水位 (SA 広帯域) ・原子炉水位 (SA 燃料域) ・高圧代替注水系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量) ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕 内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備		<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕〔S〕 ・排気筒〔流路〕〔S〕 (4) 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ATWS 緩和設備 (代替制御挿入機能) ・制御棒〔S〕 ・制御棒駆動機構〔S〕 ・制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット〔S〕 ・制御棒駆動水圧系配管〔流路〕〔S〕 ・ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) ・ほう酸水注入系ポンプ〔S〕 ・ほう酸水注入系貯蔵タンク〔S〕 ・ほう酸水注入系配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ATWS 緩和設備 (自動減圧系作動阻止機能) ・代替自動減圧回路 (代替自動減圧機能) ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ〔流路〕〔S〕 ・高圧窒素ガス供給系配管・弁〔流路〕〔S〕 ・主蒸気系配管・弁〔流路〕〔S〕 ・代替高圧窒素ガス供給系配管・弁〔流路〕 ・格納容器内水素濃度 (D/W) ・格納容器内水素濃度 (S/C) ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力〔S〕 ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域)〔S〕 ・原子炉水位 (燃料域)〔S〕 ・原子炉水位 (SA 広帯域) ・原子炉水位 (SA 燃料域) ・高圧代替注水系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量) ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 	<p data-bbox="1938 231 2502 310">第 1.4.2-1 表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (3 / 13)</p> <table border="1" data-bbox="1938 331 2472 1123"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕 内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II. 常設耐震重要重大 事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (4) 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ A T W S 緩和設備 (代替制御挿入機能) ・ 制御棒〔S〕 ・ 制御棒駆動機構〔S〕 ・ 制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット〔S〕 ・ 制御棒駆動水圧系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ A T W S 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) ・ ほう酸水注入ポンプ〔S〕 ・ ほう酸水貯蔵タンク〔S〕 ・ ほう酸水注入系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 差圧検出・ほう酸水注入系配管 (原子炉圧力容器内部)〔流路〕〔S〕 ・ 逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・ 代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) ・ 自動減圧起動阻止スイッチ〔S〕 ・ 代替自動減圧起動阻止スイッチ ・ 逃がし安全弁窒素ガス供給系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 原子炉圧力容器温度 (SA) ・ 原子炉圧力〔S〕 ・ 原子炉圧力 (SA) ・ 原子炉水位 (広帯域)〔S〕 ・ 原子炉水位 (燃料域)〔S〕 ・ 原子炉水位 (SA) ・ 高圧原子炉代替注水流量 ・ 代替注水流量 (常設) ・ 格納容器代替スプレイ流量 ・ サプレッション・プール水温度 (SA) ・ ドライウェル圧力 (SA) ・ サプレッション・チェンバ圧力 (SA) ・ サプレッション・プール水位 (SA) ・ 格納容器水素濃度 (B 系)〔S〕 ・ 格納容器水素濃度 (SA) ・ 中性子源領域計装〔S〕 ・ 平均出力領域計装〔S〕 ・ スクラバ容器水位 ・ スクラバ容器圧力 ・ スクラバ容器温度 ・ ドライウェル温度 (SA) ・ 低圧原子炉代替注水流量 ・ 低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) ・ 低圧原子炉代替注水水位 ・ C-メタラ母線電圧〔S〕 ・ D-メタラ母線電圧〔S〕 ・ H P C S-メタラ母線電圧〔S〕 ・ C-ロードセンタ母線電圧〔S〕 ・ D-ロードセンタ母線電圧〔S〕 ・ B 1-115V 系蓄電池 (SA) 電圧〔S〕 ・ A-115V 系直流整流電圧〔S〕 ・ B-115V 系直流整流電圧〔S〕 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕 内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	II. 常設耐震重要重大 事故防止設備	常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの	<ul style="list-style-type: none"> (4) 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ A T W S 緩和設備 (代替制御挿入機能) ・ 制御棒〔S〕 ・ 制御棒駆動機構〔S〕 ・ 制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット〔S〕 ・ 制御棒駆動水圧系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ A T W S 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) ・ ほう酸水注入ポンプ〔S〕 ・ ほう酸水貯蔵タンク〔S〕 ・ ほう酸水注入系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 差圧検出・ほう酸水注入系配管 (原子炉圧力容器内部)〔流路〕〔S〕 ・ 逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・ 代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) ・ 自動減圧起動阻止スイッチ〔S〕 ・ 代替自動減圧起動阻止スイッチ ・ 逃がし安全弁窒素ガス供給系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 原子炉圧力容器温度 (SA) ・ 原子炉圧力〔S〕 ・ 原子炉圧力 (SA) ・ 原子炉水位 (広帯域)〔S〕 ・ 原子炉水位 (燃料域)〔S〕 ・ 原子炉水位 (SA) ・ 高圧原子炉代替注水流量 ・ 代替注水流量 (常設) ・ 格納容器代替スプレイ流量 ・ サプレッション・プール水温度 (SA) ・ ドライウェル圧力 (SA) ・ サプレッション・チェンバ圧力 (SA) ・ サプレッション・プール水位 (SA) ・ 格納容器水素濃度 (B 系)〔S〕 ・ 格納容器水素濃度 (SA) ・ 中性子源領域計装〔S〕 ・ 平均出力領域計装〔S〕 ・ スクラバ容器水位 ・ スクラバ容器圧力 ・ スクラバ容器温度 ・ ドライウェル温度 (SA) ・ 低圧原子炉代替注水流量 ・ 低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) ・ 低圧原子炉代替注水水位 ・ C-メタラ母線電圧〔S〕 ・ D-メタラ母線電圧〔S〕 ・ H P C S-メタラ母線電圧〔S〕 ・ C-ロードセンタ母線電圧〔S〕 ・ D-ロードセンタ母線電圧〔S〕 ・ B 1-115V 系蓄電池 (SA) 電圧〔S〕 ・ A-115V 系直流整流電圧〔S〕 ・ B-115V 系直流整流電圧〔S〕 	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕 内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備		<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕〔S〕 ・排気筒〔流路〕〔S〕 (4) 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ATWS 緩和設備 (代替制御挿入機能) ・制御棒〔S〕 ・制御棒駆動機構〔S〕 ・制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット〔S〕 ・制御棒駆動水圧系配管〔流路〕〔S〕 ・ATWS 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) ・ほう酸水注入系ポンプ〔S〕 ・ほう酸水注入系貯蔵タンク〔S〕 ・ほう酸水注入系配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ATWS 緩和設備 (自動減圧系作動阻止機能) ・代替自動減圧回路 (代替自動減圧機能) ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ〔流路〕〔S〕 ・高圧窒素ガス供給系配管・弁〔流路〕〔S〕 ・主蒸気系配管・弁〔流路〕〔S〕 ・代替高圧窒素ガス供給系配管・弁〔流路〕 ・格納容器内水素濃度 (D/W) ・格納容器内水素濃度 (S/C) ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力〔S〕 ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域)〔S〕 ・原子炉水位 (燃料域)〔S〕 ・原子炉水位 (SA 広帯域) ・原子炉水位 (SA 燃料域) ・高圧代替注水系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量) ・直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 														
設備分類	定義	主要設備 〔 〕 内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
II. 常設耐震重要重大 事故防止設備	常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの	<ul style="list-style-type: none"> (4) 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ A T W S 緩和設備 (代替制御挿入機能) ・ 制御棒〔S〕 ・ 制御棒駆動機構〔S〕 ・ 制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット〔S〕 ・ 制御棒駆動水圧系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ A T W S 緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) ・ ほう酸水注入ポンプ〔S〕 ・ ほう酸水貯蔵タンク〔S〕 ・ ほう酸水注入系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 差圧検出・ほう酸水注入系配管 (原子炉圧力容器内部)〔流路〕〔S〕 ・ 逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・ 代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) ・ 自動減圧起動阻止スイッチ〔S〕 ・ 代替自動減圧起動阻止スイッチ ・ 逃がし安全弁窒素ガス供給系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 原子炉圧力容器温度 (SA) ・ 原子炉圧力〔S〕 ・ 原子炉圧力 (SA) ・ 原子炉水位 (広帯域)〔S〕 ・ 原子炉水位 (燃料域)〔S〕 ・ 原子炉水位 (SA) ・ 高圧原子炉代替注水流量 ・ 代替注水流量 (常設) ・ 格納容器代替スプレイ流量 ・ サプレッション・プール水温度 (SA) ・ ドライウェル圧力 (SA) ・ サプレッション・チェンバ圧力 (SA) ・ サプレッション・プール水位 (SA) ・ 格納容器水素濃度 (B 系)〔S〕 ・ 格納容器水素濃度 (SA) ・ 中性子源領域計装〔S〕 ・ 平均出力領域計装〔S〕 ・ スクラバ容器水位 ・ スクラバ容器圧力 ・ スクラバ容器温度 ・ ドライウェル温度 (SA) ・ 低圧原子炉代替注水流量 ・ 低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) ・ 低圧原子炉代替注水水位 ・ C-メタラ母線電圧〔S〕 ・ D-メタラ母線電圧〔S〕 ・ H P C S-メタラ母線電圧〔S〕 ・ C-ロードセンタ母線電圧〔S〕 ・ D-ロードセンタ母線電圧〔S〕 ・ B 1-115V 系蓄電池 (SA) 電圧〔S〕 ・ A-115V 系直流整流電圧〔S〕 ・ B-115V 系直流整流電圧〔S〕 														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1341 235 1460 306">設備分類</th> <th data-bbox="1460 235 1578 306">定義</th> <th data-bbox="1578 235 1893 306">主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1341 306 1460 1108">2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備</td> <td data-bbox="1460 306 1578 1108"></td> <td data-bbox="1578 306 1893 1108"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直流駆動低圧注水ポンプ出口圧力 ・ 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ・ 圧力抑制室内空気温度[S] ・ サプレッションプール水温度[S] ・ 圧力抑制室圧力 ・ 圧力抑制室水位 ・ 起動領域モニタ[S] ・ 平均出力領域モニタ[S] ・ 残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・ フィルタ装置入口圧力〔広帯域〕 ・ フィルタ装置出口圧力〔広帯域〕 ・ フィルタ装置水位〔広帯域〕 ・ フィルタ装置水温度 ・ フィルタ装置出口水素濃度 ・ 復水貯蔵タンク水位 ・ 高圧代替注水ポンプ出口圧力 ・ 復水移送ポンプ出口圧力 ・ 高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力[S] ・ 代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口 圧力 ・ 6-2C 母線電圧[S] ・ 6-2D 母線電圧[S] ・ 6-2F-1 母線電圧 ・ 6-2F-2 母線電圧 ・ 4-2C 母線電圧[S] ・ 4-2D 母線電圧[S] ・ 125V 直流主母線 2A 電圧[S] ・ 125V 直流主母線 2B 電圧[S] ・ 125V 直流主母線 2A-1 電圧 ・ 125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・ 250V 直流主母線電圧[S] <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ〔高線量、 低線量〕 ・ 格納容器内雰囲気放射線モニタ〔D/W〕[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 直流駆動低圧注水ポンプ出口圧力 ・ 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ・ 圧力抑制室内空気温度[S] ・ サプレッションプール水温度[S] ・ 圧力抑制室圧力 ・ 圧力抑制室水位 ・ 起動領域モニタ[S] ・ 平均出力領域モニタ[S] ・ 残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・ フィルタ装置入口圧力〔広帯域〕 ・ フィルタ装置出口圧力〔広帯域〕 ・ フィルタ装置水位〔広帯域〕 ・ フィルタ装置水温度 ・ フィルタ装置出口水素濃度 ・ 復水貯蔵タンク水位 ・ 高圧代替注水ポンプ出口圧力 ・ 復水移送ポンプ出口圧力 ・ 高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力[S] ・ 代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口 圧力 ・ 6-2C 母線電圧[S] ・ 6-2D 母線電圧[S] ・ 6-2F-1 母線電圧 ・ 6-2F-2 母線電圧 ・ 4-2C 母線電圧[S] ・ 4-2D 母線電圧[S] ・ 125V 直流主母線 2A 電圧[S] ・ 125V 直流主母線 2B 電圧[S] ・ 125V 直流主母線 2A-1 電圧 ・ 125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・ 250V 直流主母線電圧[S] <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ〔高線量、 低線量〕 ・ 格納容器内雰囲気放射線モニタ〔D/W〕[S] 	<p><u>第1.4.2-1表 重大事故等対処施設（主要設備） の設備分類（4 / 13）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1935 319 2053 390">設備分類</th> <th data-bbox="2053 319 2172 390">定義</th> <th data-bbox="2172 319 2457 390">主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1935 390 2053 1092">II. 常設耐震重要重大 事故防止設備</td> <td data-bbox="2053 390 2172 1092">常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの</td> <td data-bbox="2172 390 2457 1092"> <p>(4)計測制御系施設（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 230V 系直流盤（常用）母線電圧 ・ 緊急用メタクラ電圧 ・ SAロードセンタ母線電圧 ・ SA用 115V 系充電器監視電池電圧 <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） 〔SA〕 ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウェル）〔S〕 ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ（サプレッション・チェン バ）〔S〕 ・ 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ〔高レンジ・低レ ンジ〕 ・ 中央制御室遮蔽〔S〕 ・ 再循環用ファン〔S〕 ・ チェコール・フィルタ・ブースタ・ファン〔S〕 ・ 非常用チェコール・フィルタ・ユニット〔S〕 ・ 中央制御室換気系ダクト〔流路〕〔S〕 ・ 中央制御室換気系弁〔流路〕〔S〕 <p>(6)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧原子炉代替注水ポンプ 配管・弁〔流路〕 ・ 残留熱除去系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 格納容器スプレイ・ヘッド〔流路〕〔S〕 ・ 格納容器代替スプレイ系 配管・弁〔流路〕 ・ 第1ベントフィルタスクラバ容器 ・ 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 ・ 圧力開放板 ・ 格納容器フィルタベント系 配管・弁〔流路〕 ・ 窒素ガス制御系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 非常用ガス処理系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 遠隔手動弁操作機構 ・ 原子炉格納容器〔S〕 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	II. 常設耐震重要重大 事故防止設備	常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの	<p>(4)計測制御系施設（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 230V 系直流盤（常用）母線電圧 ・ 緊急用メタクラ電圧 ・ SAロードセンタ母線電圧 ・ SA用 115V 系充電器監視電池電圧 <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） 〔SA〕 ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウェル）〔S〕 ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ（サプレッション・チェン バ）〔S〕 ・ 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ〔高レンジ・低レ ンジ〕 ・ 中央制御室遮蔽〔S〕 ・ 再循環用ファン〔S〕 ・ チェコール・フィルタ・ブースタ・ファン〔S〕 ・ 非常用チェコール・フィルタ・ユニット〔S〕 ・ 中央制御室換気系ダクト〔流路〕〔S〕 ・ 中央制御室換気系弁〔流路〕〔S〕 <p>(6)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧原子炉代替注水ポンプ 配管・弁〔流路〕 ・ 残留熱除去系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 格納容器スプレイ・ヘッド〔流路〕〔S〕 ・ 格納容器代替スプレイ系 配管・弁〔流路〕 ・ 第1ベントフィルタスクラバ容器 ・ 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 ・ 圧力開放板 ・ 格納容器フィルタベント系 配管・弁〔流路〕 ・ 窒素ガス制御系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 非常用ガス処理系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 遠隔手動弁操作機構 ・ 原子炉格納容器〔S〕 	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 直流駆動低圧注水ポンプ出口圧力 ・ 原子炉格納容器代替スプレイ流量 ・ 圧力抑制室内空気温度[S] ・ サプレッションプール水温度[S] ・ 圧力抑制室圧力 ・ 圧力抑制室水位 ・ 起動領域モニタ[S] ・ 平均出力領域モニタ[S] ・ 残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・ フィルタ装置入口圧力〔広帯域〕 ・ フィルタ装置出口圧力〔広帯域〕 ・ フィルタ装置水位〔広帯域〕 ・ フィルタ装置水温度 ・ フィルタ装置出口水素濃度 ・ 復水貯蔵タンク水位 ・ 高圧代替注水ポンプ出口圧力 ・ 復水移送ポンプ出口圧力 ・ 高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力[S] ・ 代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口 圧力 ・ 6-2C 母線電圧[S] ・ 6-2D 母線電圧[S] ・ 6-2F-1 母線電圧 ・ 6-2F-2 母線電圧 ・ 4-2C 母線電圧[S] ・ 4-2D 母線電圧[S] ・ 125V 直流主母線 2A 電圧[S] ・ 125V 直流主母線 2B 電圧[S] ・ 125V 直流主母線 2A-1 電圧 ・ 125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・ 250V 直流主母線電圧[S] <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ〔高線量、 低線量〕 ・ 格納容器内雰囲気放射線モニタ〔D/W〕[S] 														
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
II. 常設耐震重要重大 事故防止設備	常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの	<p>(4)計測制御系施設（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 230V 系直流盤（常用）母線電圧 ・ 緊急用メタクラ電圧 ・ SAロードセンタ母線電圧 ・ SA用 115V 系充電器監視電池電圧 <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） 〔SA〕 ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ（ドライウェル）〔S〕 ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ（サプレッション・チェン バ）〔S〕 ・ 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ〔高レンジ・低レ ンジ〕 ・ 中央制御室遮蔽〔S〕 ・ 再循環用ファン〔S〕 ・ チェコール・フィルタ・ブースタ・ファン〔S〕 ・ 非常用チェコール・フィルタ・ユニット〔S〕 ・ 中央制御室換気系ダクト〔流路〕〔S〕 ・ 中央制御室換気系弁〔流路〕〔S〕 <p>(6)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低圧原子炉代替注水ポンプ 配管・弁〔流路〕 ・ 残留熱除去系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 格納容器スプレイ・ヘッド〔流路〕〔S〕 ・ 格納容器代替スプレイ系 配管・弁〔流路〕 ・ 第1ベントフィルタスクラバ容器 ・ 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 ・ 圧力開放板 ・ 格納容器フィルタベント系 配管・弁〔流路〕 ・ 窒素ガス制御系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 非常用ガス処理系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・ 遠隔手動弁操作機構 ・ 原子炉格納容器〔S〕 														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C) [S] フィルタ装置出口放射線モニタ 耐圧強化ベント系放射線モニタ 中央制御室遮蔽[S] 中央制御室送風機[S] 中央制御室再循環送風機[S] 中央制御室再循環フィルタ装置[S] 中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ(流路) [S] <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器[S] 原子炉建屋ブローアウトパネル[-] フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 原子炉格納容器調気系配管・弁(流路) [S] 原子炉格納容器フィルタベント系配管・弁(流路) 遠隔手動弁操作設備 スプレイ管(流路) [S] <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路) 軽油タンク[S] 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路) [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路) [S] 125V 蓄電池 2A[S] 125V 蓄電池 2B[S] 125V 充電器 2A[S] 125V 充電器 2B[S] 125V 代替蓄電池 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備		<ul style="list-style-type: none"> 格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C) [S] フィルタ装置出口放射線モニタ 耐圧強化ベント系放射線モニタ 中央制御室遮蔽[S] 中央制御室送風機[S] 中央制御室再循環送風機[S] 中央制御室再循環フィルタ装置[S] 中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ(流路) [S] <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器[S] 原子炉建屋ブローアウトパネル[-] フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 原子炉格納容器調気系配管・弁(流路) [S] 原子炉格納容器フィルタベント系配管・弁(流路) 遠隔手動弁操作設備 スプレイ管(流路) [S] <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路) 軽油タンク[S] 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路) [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路) [S] 125V 蓄電池 2A[S] 125V 蓄電池 2B[S] 125V 充電器 2A[S] 125V 充電器 2B[S] 125V 代替蓄電池 	<p>第 1.4.2-1 表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (5 / 13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II. 常設耐震重要重大 事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの</td> <td> <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> SRV 用電源切替盤 [S] ガスタービン発電機 ガスタービン発電機用軽油タンク ガスタービン発電機用サービスタンク ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁 [燃料流路] ガスタービン発電機用軽油タンクドレン弁 [燃料流路] A-115V 系蓄電池 [S] A-115V 系充電器 [S] B-115V 系蓄電池 [S] B1-115V 系蓄電池 (SA) [S] 230V 系蓄電池 (R C I C) [S] B-115V 系充電器 [S] B1-115V 系充電器 (SA) [S] 230V 系充電器 (R C I C) [S] SA 用 115V 系蓄電池 SA 用 115V 系充電器 230V 系充電器 (常用) [C] 緊急用メタクラ メタクラ切替盤 緊急用メタクラ接続プラグ盤 高圧発電機車接続プラグ収納箱 SA ロードセンタ SA 1 コントロールセンタ SA 2 コントロールセンタ 充電器電源切替盤 [S] 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 緊急時対策所 低圧母線盤 緊急時対策所用燃料地下タンク </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	II. 常設耐震重要重大 事故防止設備	常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの	<p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> SRV 用電源切替盤 [S] ガスタービン発電機 ガスタービン発電機用軽油タンク ガスタービン発電機用サービスタンク ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁 [燃料流路] ガスタービン発電機用軽油タンクドレン弁 [燃料流路] A-115V 系蓄電池 [S] A-115V 系充電器 [S] B-115V 系蓄電池 [S] B1-115V 系蓄電池 (SA) [S] 230V 系蓄電池 (R C I C) [S] B-115V 系充電器 [S] B1-115V 系充電器 (SA) [S] 230V 系充電器 (R C I C) [S] SA 用 115V 系蓄電池 SA 用 115V 系充電器 230V 系充電器 (常用) [C] 緊急用メタクラ メタクラ切替盤 緊急用メタクラ接続プラグ盤 高圧発電機車接続プラグ収納箱 SA ロードセンタ SA 1 コントロールセンタ SA 2 コントロールセンタ 充電器電源切替盤 [S] 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 緊急時対策所 低圧母線盤 緊急時対策所用燃料地下タンク 	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備		<ul style="list-style-type: none"> 格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C) [S] フィルタ装置出口放射線モニタ 耐圧強化ベント系放射線モニタ 中央制御室遮蔽[S] 中央制御室送風機[S] 中央制御室再循環送風機[S] 中央制御室再循環フィルタ装置[S] 中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ(流路) [S] <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器[S] 原子炉建屋ブローアウトパネル[-] フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 原子炉格納容器調気系配管・弁(流路) [S] 原子炉格納容器フィルタベント系配管・弁(流路) 遠隔手動弁操作設備 スプレイ管(流路) [S] <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路) 軽油タンク[S] 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路) [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路) [S] 125V 蓄電池 2A[S] 125V 蓄電池 2B[S] 125V 充電器 2A[S] 125V 充電器 2B[S] 125V 代替蓄電池 														
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
II. 常設耐震重要重大 事故防止設備	常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの	<p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> SRV 用電源切替盤 [S] ガスタービン発電機 ガスタービン発電機用軽油タンク ガスタービン発電機用サービスタンク ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁 [燃料流路] ガスタービン発電機用軽油タンクドレン弁 [燃料流路] A-115V 系蓄電池 [S] A-115V 系充電器 [S] B-115V 系蓄電池 [S] B1-115V 系蓄電池 (SA) [S] 230V 系蓄電池 (R C I C) [S] B-115V 系充電器 [S] B1-115V 系充電器 (SA) [S] 230V 系充電器 (R C I C) [S] SA 用 115V 系蓄電池 SA 用 115V 系充電器 230V 系充電器 (常用) [C] 緊急用メタクラ メタクラ切替盤 緊急用メタクラ接続プラグ盤 高圧発電機車接続プラグ収納箱 SA ロードセンタ SA 1 コントロールセンタ SA 2 コントロールセンタ 充電器電源切替盤 [S] 非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 緊急時対策所 低圧母線盤 緊急時対策所用燃料地下タンク 														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1341 247 1460 310">設備分類</th> <th data-bbox="1460 247 1578 310">定義</th> <th data-bbox="1578 247 1893 310">主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1341 310 1460 1098">2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備</td> <td data-bbox="1460 310 1578 1098"></td> <td data-bbox="1578 310 1893 1098"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 250V 蓄電池〔C〕 ・ 125V 代替充電器 ・ 250V 充電器〔C〕 ・ ガスタービン発電機接続盤 ・ 緊急用高圧母線 2F 系 ・ 緊急用高圧母線 2G 系 ・ 緊急用動力変圧器 2G 系 ・ 緊急用低圧母線 2G 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 2G 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 2C 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 2D 系 ・ 非常用高圧母線 2C〔S〕 ・ 非常用高圧母線 2D 系〔S〕 ・ 緊急時対策用軽油タンク ・ 緊急時対策用高圧母線 J 系 ・ 緊急時対策用燃料移送系配管・弁（燃料流路） <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯留槽〔S〕 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 250V 蓄電池〔C〕 ・ 125V 代替充電器 ・ 250V 充電器〔C〕 ・ ガスタービン発電機接続盤 ・ 緊急用高圧母線 2F 系 ・ 緊急用高圧母線 2G 系 ・ 緊急用動力変圧器 2G 系 ・ 緊急用低圧母線 2G 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 2G 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 2C 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 2D 系 ・ 非常用高圧母線 2C〔S〕 ・ 非常用高圧母線 2D 系〔S〕 ・ 緊急時対策用軽油タンク ・ 緊急時対策用高圧母線 J 系 ・ 緊急時対策用燃料移送系配管・弁（燃料流路） <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯留槽〔S〕 	<p style="color: red; text-decoration: underline;">第 1.4.2-1 表 重大事故等対処施設（主要設備） の設備分類（6 / 13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1935 331 2053 394">設備分類</th> <th data-bbox="2053 331 2172 394">定義</th> <th data-bbox="2172 331 2487 394">主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1935 394 2053 1129">II. 常設耐震重要重大 事故防止設備</td> <td data-bbox="2053 394 2172 1129">常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの</td> <td data-bbox="2172 394 2487 1129"> <p>(7) 非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SA 電源切替盤〔S〕 ・ 重大事故操作盤 ・ 非常用高圧母線 C 系〔S〕 ・ 非常用高圧母線 D 系〔S〕 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	II. 常設耐震重要重大 事故防止設備	常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの	<p>(7) 非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SA 電源切替盤〔S〕 ・ 重大事故操作盤 ・ 非常用高圧母線 C 系〔S〕 ・ 非常用高圧母線 D 系〔S〕 	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2. 常設耐震重要 重大事故防止設 備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 250V 蓄電池〔C〕 ・ 125V 代替充電器 ・ 250V 充電器〔C〕 ・ ガスタービン発電機接続盤 ・ 緊急用高圧母線 2F 系 ・ 緊急用高圧母線 2G 系 ・ 緊急用動力変圧器 2G 系 ・ 緊急用低圧母線 2G 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 2G 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 2C 系 ・ 緊急用交流電源切替盤 2D 系 ・ 非常用高圧母線 2C〔S〕 ・ 非常用高圧母線 2D 系〔S〕 ・ 緊急時対策用軽油タンク ・ 緊急時対策用高圧母線 J 系 ・ 緊急時対策用燃料移送系配管・弁（燃料流路） <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯留槽〔S〕 														
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
II. 常設耐震重要重大 事故防止設備	常設重大事故防止設備 であって、耐震重要施設 に属する設計基準対処 設備が有する機能を代 替するもの	<p>(7) 非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SA 電源切替盤〔S〕 ・ 重大事故操作盤 ・ 非常用高圧母線 C 系〔S〕 ・ 非常用高圧母線 D 系〔S〕 														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<table border="1" data-bbox="1344 237 1908 1108"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅲ. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> (1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式) [C] ・使用済燃料プール監視カメラ ・燃料プール冷却浄化系配管・弁 (流路) [S, B] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク[B] ・高圧代替注水系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ (流路) [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) [S] ・高圧代替注水系 (注水系) 配管・弁 (流路) ・補給水系配管・弁 (流路) [B] ・燃料プール補給水系 (流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管 (流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパージヤ (流路) [S] ・高圧炉心スプレイヤ配管・弁 (流路) [S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク (流路) [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] (4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁 (流路) [S] ・格納容器内水素濃度 [D/W] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	Ⅲ. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式) [C] ・使用済燃料プール監視カメラ ・燃料プール冷却浄化系配管・弁 (流路) [S, B] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク[B] ・高圧代替注水系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ (流路) [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) [S] ・高圧代替注水系 (注水系) 配管・弁 (流路) ・補給水系配管・弁 (流路) [B] ・燃料プール補給水系 (流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管 (流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパージヤ (流路) [S] ・高圧炉心スプレイヤ配管・弁 (流路) [S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク (流路) [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] (4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁 (流路) [S] ・格納容器内水素濃度 [D/W]	<p data-bbox="1938 237 2502 310"><u>第1.4.2-1表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (7 / 13)</u></p> <table border="1" data-bbox="1938 331 2472 1129"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅲ. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> (1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・常設スプレイヤヘッド ・燃料プールのスレイ系 配管・弁 [流路] ・燃料プール水位 (SA) ・燃料プール水位・温度 (SA) [C] ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・燃料プール [S] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧原子炉代替注水系ポンプ ・高圧原子炉代替注水系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・高圧原子炉代替注水系 (注水系) 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁 [流路] ・原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・給水系 配管・弁・スパージヤ [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・低圧原子炉代替注水系ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水系 ・サブプレッション・チェンバ [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	Ⅲ. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・常設スプレイヤヘッド ・燃料プールのスレイ系 配管・弁 [流路] ・燃料プール水位 (SA) ・燃料プール水位・温度 (SA) [C] ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・燃料プール [S] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧原子炉代替注水系ポンプ ・高圧原子炉代替注水系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・高圧原子炉代替注水系 (注水系) 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁 [流路] ・原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・給水系 配管・弁・スパージヤ [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・低圧原子炉代替注水系ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水系 ・サブプレッション・チェンバ [S]	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
Ⅲ. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式) [C] ・使用済燃料プール監視カメラ ・燃料プール冷却浄化系配管・弁 (流路) [S, B] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク[B] ・高圧代替注水系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ (流路) [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) [S] ・高圧代替注水系 (注水系) 配管・弁 (流路) ・補給水系配管・弁 (流路) [B] ・燃料プール補給水系 (流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管 (流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパージヤ (流路) [S] ・高圧炉心スプレイヤ配管・弁 (流路) [S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク (流路) [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] (4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁 (流路) [S] ・格納容器内水素濃度 [D/W]														
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
Ⅲ. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・常設スプレイヤヘッド ・燃料プールのスレイ系 配管・弁 [流路] ・燃料プール水位 (SA) ・燃料プール水位・温度 (SA) [C] ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・燃料プール [S] (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧原子炉代替注水系ポンプ ・高圧原子炉代替注水系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・高圧原子炉代替注水系 (注水系) 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁 [流路] ・原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・給水系 配管・弁・スパージヤ [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・低圧原子炉代替注水系ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水系 ・サブプレッション・チェンバ [S]														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<table border="1" data-bbox="1344 237 1908 1108"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅲ. 常設重大事故緩和設備</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内水素濃度(S/C) ・格納容器内雰囲気水素濃度[S] ・格納容器内雰囲気酸素濃度[S] ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・原子炉建屋内水素濃度 ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力(SA) ・原子炉水位(広帯域)[S] ・原子炉水位(燃料域)[S] ・原子炉水位(SA 広帯域) ・原子炉水位(SA 燃料域) ・高圧代替注水系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) ・代替循環冷却ポンプ出口流量 ・代替循環冷却ポンプ出口圧力 ・原子炉格納容器下部注水流量 ・原子炉格納容器代替スプレイ流量 ・ドライウェル温度 ・圧力抑制室内空気温度[S] ・サブプレッションプール水温度[S] ・ドライウェル圧力 ・圧力抑制室圧力 ・圧力抑制室水位 ・原子炉格納容器下部水位 ・原子炉格納容器下部温度 ・ドライウェル水位 ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・フィルタ装置入口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置水位(広帯域) ・フィルタ装置水温度 ・フィルタ装置出口水素濃度 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	Ⅲ. 常設重大事故緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内水素濃度(S/C) ・格納容器内雰囲気水素濃度[S] ・格納容器内雰囲気酸素濃度[S] ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・原子炉建屋内水素濃度 ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力(SA) ・原子炉水位(広帯域)[S] ・原子炉水位(燃料域)[S] ・原子炉水位(SA 広帯域) ・原子炉水位(SA 燃料域) ・高圧代替注水系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) ・代替循環冷却ポンプ出口流量 ・代替循環冷却ポンプ出口圧力 ・原子炉格納容器下部注水流量 ・原子炉格納容器代替スプレイ流量 ・ドライウェル温度 ・圧力抑制室内空気温度[S] ・サブプレッションプール水温度[S] ・ドライウェル圧力 ・圧力抑制室圧力 ・圧力抑制室水位 ・原子炉格納容器下部水位 ・原子炉格納容器下部温度 ・ドライウェル水位 ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・フィルタ装置入口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置水位(広帯域) ・フィルタ装置水温度 ・フィルタ装置出口水素濃度 	<p data-bbox="1938 237 2502 310"><u>第1.4.2-1表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(8 / 13)</u></p> <table border="1" data-bbox="1938 321 2472 1140"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅲ. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (4) 計測制御系統施設 ・ほうげん水注入ポンプ〔S〕 ・ほうげん水貯蔵タンク〔S〕 ・ほうげん水注入系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・差圧検出・ほうげん水注入系配管(原子炉圧力容器内部)〔流路〕〔S〕 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・格納容器水素濃度(SA)〔S〕 ・格納容器水素濃度(B系)〔S〕 ・格納容器酸素濃度(SA)〔S〕 ・格納容器酸素濃度(B系)〔S〕 ・静的触媒式水素処理装置入口温度 ・静的触媒式水素処理装置出口温度 ・原子炉建屋水素濃度 ・原子炉圧力容器温度(SA) ・原子炉圧力〔S〕 ・原子炉圧力(SA) ・原子炉水位(広帯域)〔S〕 ・原子炉水位(燃料域)〔S〕 ・原子炉水位(SA) ・高圧原子炉代替注水流量 ・代替注水流量(常設) ・残留熱除去系原子炉注水流量 ・残留熱除去系格納容器スプレイ流量 ・格納容器代替スプレイ流量 ・ドライウェル温度(SA) ・ベダスタル温度(SA) ・ベダスタル水温度(SA) ・サブプレッション・チェンバ温度(SA) ・サブプレッション・プール水温度(SA) ・ドライウェル圧力(SA) ・サブプレッション・チェンバ圧力(SA) ・ドライウェル水位 ・サブプレッション・プール水位(SA) ・ベダスタル水位 ・ベダスタル代替注水流量 ・ベダスタル代替注水流量(狭帯域用) ・残留熱除去系熱交換器出口温度〔S〕 ・スクラバ容器水位 ・スクラバ容器圧力 ・スクラバ容器温度 ・低圧原子炉代替注水流量 ・低圧原子炉代替注水流量(狭帯域用) ・低圧原子炉代替注水水位 ・燃料プール監視カメラ(SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・安全パラメータ表示システム(SPDS) ・C-メタクラ母線電圧〔S〕 ・D-メタクラ母線電圧〔S〕 ・HPC S-メタクラ母線電圧〔S〕 ・C-ロードセンタ母線電圧〔S〕 ・D-ロードセンタ母線電圧〔S〕 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	Ⅲ. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> (4) 計測制御系統施設 ・ほうげん水注入ポンプ〔S〕 ・ほうげん水貯蔵タンク〔S〕 ・ほうげん水注入系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・差圧検出・ほうげん水注入系配管(原子炉圧力容器内部)〔流路〕〔S〕 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・格納容器水素濃度(SA)〔S〕 ・格納容器水素濃度(B系)〔S〕 ・格納容器酸素濃度(SA)〔S〕 ・格納容器酸素濃度(B系)〔S〕 ・静的触媒式水素処理装置入口温度 ・静的触媒式水素処理装置出口温度 ・原子炉建屋水素濃度 ・原子炉圧力容器温度(SA) ・原子炉圧力〔S〕 ・原子炉圧力(SA) ・原子炉水位(広帯域)〔S〕 ・原子炉水位(燃料域)〔S〕 ・原子炉水位(SA) ・高圧原子炉代替注水流量 ・代替注水流量(常設) ・残留熱除去系原子炉注水流量 ・残留熱除去系格納容器スプレイ流量 ・格納容器代替スプレイ流量 ・ドライウェル温度(SA) ・ベダスタル温度(SA) ・ベダスタル水温度(SA) ・サブプレッション・チェンバ温度(SA) ・サブプレッション・プール水温度(SA) ・ドライウェル圧力(SA) ・サブプレッション・チェンバ圧力(SA) ・ドライウェル水位 ・サブプレッション・プール水位(SA) ・ベダスタル水位 ・ベダスタル代替注水流量 ・ベダスタル代替注水流量(狭帯域用) ・残留熱除去系熱交換器出口温度〔S〕 ・スクラバ容器水位 ・スクラバ容器圧力 ・スクラバ容器温度 ・低圧原子炉代替注水流量 ・低圧原子炉代替注水流量(狭帯域用) ・低圧原子炉代替注水水位 ・燃料プール監視カメラ(SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・安全パラメータ表示システム(SPDS) ・C-メタクラ母線電圧〔S〕 ・D-メタクラ母線電圧〔S〕 ・HPC S-メタクラ母線電圧〔S〕 ・C-ロードセンタ母線電圧〔S〕 ・D-ロードセンタ母線電圧〔S〕 	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
Ⅲ. 常設重大事故緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内水素濃度(S/C) ・格納容器内雰囲気水素濃度[S] ・格納容器内雰囲気酸素濃度[S] ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・原子炉建屋内水素濃度 ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力(SA) ・原子炉水位(広帯域)[S] ・原子炉水位(燃料域)[S] ・原子炉水位(SA 広帯域) ・原子炉水位(SA 燃料域) ・高圧代替注水系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイレイン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) ・代替循環冷却ポンプ出口流量 ・代替循環冷却ポンプ出口圧力 ・原子炉格納容器下部注水流量 ・原子炉格納容器代替スプレイ流量 ・ドライウェル温度 ・圧力抑制室内空気温度[S] ・サブプレッションプール水温度[S] ・ドライウェル圧力 ・圧力抑制室圧力 ・圧力抑制室水位 ・原子炉格納容器下部水位 ・原子炉格納容器下部温度 ・ドライウェル水位 ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・フィルタ装置入口圧力(広帯域) ・フィルタ装置出口圧力(広帯域) ・フィルタ装置水位(広帯域) ・フィルタ装置水温度 ・フィルタ装置出口水素濃度 														
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
Ⅲ. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> (4) 計測制御系統施設 ・ほうげん水注入ポンプ〔S〕 ・ほうげん水貯蔵タンク〔S〕 ・ほうげん水注入系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・差圧検出・ほうげん水注入系配管(原子炉圧力容器内部)〔流路〕〔S〕 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・格納容器水素濃度(SA)〔S〕 ・格納容器水素濃度(B系)〔S〕 ・格納容器酸素濃度(SA)〔S〕 ・格納容器酸素濃度(B系)〔S〕 ・静的触媒式水素処理装置入口温度 ・静的触媒式水素処理装置出口温度 ・原子炉建屋水素濃度 ・原子炉圧力容器温度(SA) ・原子炉圧力〔S〕 ・原子炉圧力(SA) ・原子炉水位(広帯域)〔S〕 ・原子炉水位(燃料域)〔S〕 ・原子炉水位(SA) ・高圧原子炉代替注水流量 ・代替注水流量(常設) ・残留熱除去系原子炉注水流量 ・残留熱除去系格納容器スプレイ流量 ・格納容器代替スプレイ流量 ・ドライウェル温度(SA) ・ベダスタル温度(SA) ・ベダスタル水温度(SA) ・サブプレッション・チェンバ温度(SA) ・サブプレッション・プール水温度(SA) ・ドライウェル圧力(SA) ・サブプレッション・チェンバ圧力(SA) ・ドライウェル水位 ・サブプレッション・プール水位(SA) ・ベダスタル水位 ・ベダスタル代替注水流量 ・ベダスタル代替注水流量(狭帯域用) ・残留熱除去系熱交換器出口温度〔S〕 ・スクラバ容器水位 ・スクラバ容器圧力 ・スクラバ容器温度 ・低圧原子炉代替注水流量 ・低圧原子炉代替注水流量(狭帯域用) ・低圧原子炉代替注水水位 ・燃料プール監視カメラ(SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・安全パラメータ表示システム(SPDS) ・C-メタクラ母線電圧〔S〕 ・D-メタクラ母線電圧〔S〕 ・HPC S-メタクラ母線電圧〔S〕 ・C-ロードセンタ母線電圧〔S〕 ・D-ロードセンタ母線電圧〔S〕 														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<table border="1" data-bbox="1341 241 1893 1108"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故 緩和設備</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・復水貯蔵タンク水位 ・高圧代替注水系ポンプ出口圧力 ・復水移送ポンプ出口圧力 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・6-2C 母線電圧[S] ・6-2D 母線電圧[S] ・6-2F-1 母線電圧 ・6-2F-2 母線電圧 ・4-2C 母線電圧[S] ・4-2D 母線電圧[S] ・125V 直流主母線 2A 電圧[S] ・125V 直流主母線 2B 電圧[S] ・125V 直流主母線 2A-1 電圧 ・125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・無線連絡設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) ・無線通信装置 ・有線 (建屋内) (無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) ・有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室待避所遮蔽 ・中央制御室送風機[S] ・中央制御室排風機[S] ・中央制御室再循環送風機[S] ・中央制御室再循環フィルタ装置[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故 緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> ・復水貯蔵タンク水位 ・高圧代替注水系ポンプ出口圧力 ・復水移送ポンプ出口圧力 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・6-2C 母線電圧[S] ・6-2D 母線電圧[S] ・6-2F-1 母線電圧 ・6-2F-2 母線電圧 ・4-2C 母線電圧[S] ・4-2D 母線電圧[S] ・125V 直流主母線 2A 電圧[S] ・125V 直流主母線 2B 電圧[S] ・125V 直流主母線 2A-1 電圧 ・125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・無線連絡設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) ・無線通信装置 ・有線 (建屋内) (無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) ・有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室待避所遮蔽 ・中央制御室送風機[S] ・中央制御室排風機[S] ・中央制御室再循環送風機[S] ・中央制御室再循環フィルタ装置[S] 	<p data-bbox="1935 235 2504 310"><u>第 1.4.2-1 表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (9 / 13)</u></p> <table border="1" data-bbox="1935 331 2487 1129"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>III. 常設重大事故緩和 設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> <p>(4)計測制御系統施設 (続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B1-115V 系蓄電池 (SA) 電圧 [S] ・ A-115V 系直流盤母線電圧 [S] ・ B-115V 系直流盤母線電圧 [S] ・ 緊急用メタラ電圧 ・ SA ロードセンタ母線電圧 ・ SA 用 115V 系充電器蓄電池電圧 ・ 230V 系直流盤 (常用) 母線電圧 ・ 無線通信設備 (固定型) ・ 衛星電話設備 (固定型) ・ 無線通信設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・ 衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・ 無線通信装置 [伝送路] ・ 有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) [伝送路] ・ 有線 (建屋内) (衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] ・ 有線 (建屋内) (有線式通信設備、無線通信設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA) ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウェル) [S] ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ) [S] ・ 第 1 ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・ 中央制御室遮蔽 [S] ・ 中央制御室待避所遮蔽 ・ 再循環用ファン [S] ・ チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン [S] ・ 非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] ・ 中央制御室換気系ダクト [流路] [S] ・ 中央制御室待避所正圧化装置 (配管・弁) [流路] ・ 中央制御室換気系弁 [流路] [S] ・ 緊急時対策所遮蔽 ・ 緊急時対策所空気浄化装置 (配管・弁) [流路] ・ 緊急時対策所正圧化装置 (配管・弁) [流路] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	III. 常設重大事故緩和 設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(4)計測制御系統施設 (続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B1-115V 系蓄電池 (SA) 電圧 [S] ・ A-115V 系直流盤母線電圧 [S] ・ B-115V 系直流盤母線電圧 [S] ・ 緊急用メタラ電圧 ・ SA ロードセンタ母線電圧 ・ SA 用 115V 系充電器蓄電池電圧 ・ 230V 系直流盤 (常用) 母線電圧 ・ 無線通信設備 (固定型) ・ 衛星電話設備 (固定型) ・ 無線通信設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・ 衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・ 無線通信装置 [伝送路] ・ 有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) [伝送路] ・ 有線 (建屋内) (衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] ・ 有線 (建屋内) (有線式通信設備、無線通信設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA) ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウェル) [S] ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ) [S] ・ 第 1 ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・ 中央制御室遮蔽 [S] ・ 中央制御室待避所遮蔽 ・ 再循環用ファン [S] ・ チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン [S] ・ 非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] ・ 中央制御室換気系ダクト [流路] [S] ・ 中央制御室待避所正圧化装置 (配管・弁) [流路] ・ 中央制御室換気系弁 [流路] [S] ・ 緊急時対策所遮蔽 ・ 緊急時対策所空気浄化装置 (配管・弁) [流路] ・ 緊急時対策所正圧化装置 (配管・弁) [流路] 	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
3. 常設重大事故 緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> ・復水貯蔵タンク水位 ・高圧代替注水系ポンプ出口圧力 ・復水移送ポンプ出口圧力 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・6-2C 母線電圧[S] ・6-2D 母線電圧[S] ・6-2F-1 母線電圧 ・6-2F-2 母線電圧 ・4-2C 母線電圧[S] ・4-2D 母線電圧[S] ・125V 直流主母線 2A 電圧[S] ・125V 直流主母線 2B 電圧[S] ・125V 直流主母線 2A-1 電圧 ・125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・無線連絡設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) ・無線通信装置 ・有線 (建屋内) (無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) ・有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室待避所遮蔽 ・中央制御室送風機[S] ・中央制御室排風機[S] ・中央制御室再循環送風機[S] ・中央制御室再循環フィルタ装置[S] 														
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
III. 常設重大事故緩和 設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(4)計測制御系統施設 (続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B1-115V 系蓄電池 (SA) 電圧 [S] ・ A-115V 系直流盤母線電圧 [S] ・ B-115V 系直流盤母線電圧 [S] ・ 緊急用メタラ電圧 ・ SA ロードセンタ母線電圧 ・ SA 用 115V 系充電器蓄電池電圧 ・ 230V 系直流盤 (常用) 母線電圧 ・ 無線通信設備 (固定型) ・ 衛星電話設備 (固定型) ・ 無線通信設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・ 衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・ 無線通信装置 [伝送路] ・ 有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) [伝送路] ・ 有線 (建屋内) (衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] ・ 有線 (建屋内) (有線式通信設備、無線通信設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (SA) ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウェル) [S] ・ 格納容器雰囲気放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ) [S] ・ 第 1 ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・ 中央制御室遮蔽 [S] ・ 中央制御室待避所遮蔽 ・ 再循環用ファン [S] ・ チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン [S] ・ 非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] ・ 中央制御室換気系ダクト [流路] [S] ・ 中央制御室待避所正圧化装置 (配管・弁) [流路] ・ 中央制御室換気系弁 [流路] [S] ・ 緊急時対策所遮蔽 ・ 緊急時対策所空気浄化装置 (配管・弁) [流路] ・ 緊急時対策所正圧化装置 (配管・弁) [流路] 														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<table border="1" data-bbox="1341 235 1911 1108"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故 緩和設備</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ〔流路〕〔S〕 中央制御室待避所加圧設備（配管・弁）〔流路〕 緊急時対策所遮断 緊急時対策所非常用送風機 緊急時対策所非常用フィルタ装置 緊急時対策所非常用給排水配管・弁〔流路〕 緊急時対策所加圧設備（配管・弁）〔流路〕 <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器〔S〕 サブプレッションチェンバ〔S〕 スプレイ管〔流路〕〔S〕 代替蒸発冷却ポンプ 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S〕 フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 遮断手動弁操作設備 原子炉格納容器フィルタベント系配管・弁〔流路〕 原子炉格納容器調気系配管・弁〔流路〕〔S〕 静的触媒式水素再結合装置 非常用ガス処理系排風機〔S〕 非常用ガス処理系空気乾燥機装置〔流路〕〔S〕 非常用ガス処理系フィルタ装置〔流路〕〔S〕 非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕〔S〕 排気筒〔流路〕〔S〕 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置 原子炉建屋原子炉棟〔S〕 <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁（燃料流路） 軽油タンク〔S〕 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁（燃 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故 緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ〔流路〕〔S〕 中央制御室待避所加圧設備（配管・弁）〔流路〕 緊急時対策所遮断 緊急時対策所非常用送風機 緊急時対策所非常用フィルタ装置 緊急時対策所非常用給排水配管・弁〔流路〕 緊急時対策所加圧設備（配管・弁）〔流路〕 <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器〔S〕 サブプレッションチェンバ〔S〕 スプレイ管〔流路〕〔S〕 代替蒸発冷却ポンプ 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S〕 フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 遮断手動弁操作設備 原子炉格納容器フィルタベント系配管・弁〔流路〕 原子炉格納容器調気系配管・弁〔流路〕〔S〕 静的触媒式水素再結合装置 非常用ガス処理系排風機〔S〕 非常用ガス処理系空気乾燥機装置〔流路〕〔S〕 非常用ガス処理系フィルタ装置〔流路〕〔S〕 非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕〔S〕 排気筒〔流路〕〔S〕 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置 原子炉建屋原子炉棟〔S〕 <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁（燃料流路） 軽油タンク〔S〕 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁（燃 	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処施設（主要設備） の設備分類（10 / 13）</p> <table border="1" data-bbox="1935 331 2475 1129"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>III. 常設重大事故等 設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁〔流路〕 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S〕 格納容器スプレイ・ヘッド〔流路〕〔S〕 格納容器代替スプレイ系 配管・弁〔流路〕 第1ベントフィルタスタラバ容器 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタベント系 配管・弁〔流路〕 窒素ガス制御系 配管・弁〔流路〕〔S〕 非常用ガス処理系 配管・弁〔流路〕〔S〕 遮断手動弁操作機構 残留熱代替除去ポンプ 残留熱除去系熱交換器〔S〕 原子炉建機冷却系 配管・弁〔流路〕〔S〕 原子炉建機冷却系サージタンク〔流路〕〔S〕 残留熱代替除去系 配管・弁〔流路〕 コリウムシールド ベドスタル代替注水系 配管・弁〔流路〕 窒素ガス代替注入系 配管・弁〔流路〕 静的触媒式水素処理装置 非常用ガス処理系排気ファン〔S〕 前置ガス処理装置〔流路〕〔S〕 後置ガス処理装置〔流路〕〔S〕 排気管〔流路〕〔S〕 原子炉建機燃料取替格ブローアウトパネル閉止装置 原子炉格納容器〔S〕 原子炉建機原子炉棟〔S〕 原子炉建機代替冷却系 配管・弁〔流路〕 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	III. 常設重大事故等 設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁〔流路〕 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S〕 格納容器スプレイ・ヘッド〔流路〕〔S〕 格納容器代替スプレイ系 配管・弁〔流路〕 第1ベントフィルタスタラバ容器 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタベント系 配管・弁〔流路〕 窒素ガス制御系 配管・弁〔流路〕〔S〕 非常用ガス処理系 配管・弁〔流路〕〔S〕 遮断手動弁操作機構 残留熱代替除去ポンプ 残留熱除去系熱交換器〔S〕 原子炉建機冷却系 配管・弁〔流路〕〔S〕 原子炉建機冷却系サージタンク〔流路〕〔S〕 残留熱代替除去系 配管・弁〔流路〕 コリウムシールド ベドスタル代替注水系 配管・弁〔流路〕 窒素ガス代替注入系 配管・弁〔流路〕 静的触媒式水素処理装置 非常用ガス処理系排気ファン〔S〕 前置ガス処理装置〔流路〕〔S〕 後置ガス処理装置〔流路〕〔S〕 排気管〔流路〕〔S〕 原子炉建機燃料取替格ブローアウトパネル閉止装置 原子炉格納容器〔S〕 原子炉建機原子炉棟〔S〕 原子炉建機代替冷却系 配管・弁〔流路〕 	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
3. 常設重大事故 緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ〔流路〕〔S〕 中央制御室待避所加圧設備（配管・弁）〔流路〕 緊急時対策所遮断 緊急時対策所非常用送風機 緊急時対策所非常用フィルタ装置 緊急時対策所非常用給排水配管・弁〔流路〕 緊急時対策所加圧設備（配管・弁）〔流路〕 <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器〔S〕 サブプレッションチェンバ〔S〕 スプレイ管〔流路〕〔S〕 代替蒸発冷却ポンプ 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S〕 フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 遮断手動弁操作設備 原子炉格納容器フィルタベント系配管・弁〔流路〕 原子炉格納容器調気系配管・弁〔流路〕〔S〕 静的触媒式水素再結合装置 非常用ガス処理系排風機〔S〕 非常用ガス処理系空気乾燥機装置〔流路〕〔S〕 非常用ガス処理系フィルタ装置〔流路〕〔S〕 非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕〔S〕 排気筒〔流路〕〔S〕 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置 原子炉建屋原子炉棟〔S〕 <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁（燃料流路） 軽油タンク〔S〕 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁（燃 														
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
III. 常設重大事故等 設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁〔流路〕 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S〕 格納容器スプレイ・ヘッド〔流路〕〔S〕 格納容器代替スプレイ系 配管・弁〔流路〕 第1ベントフィルタスタラバ容器 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタベント系 配管・弁〔流路〕 窒素ガス制御系 配管・弁〔流路〕〔S〕 非常用ガス処理系 配管・弁〔流路〕〔S〕 遮断手動弁操作機構 残留熱代替除去ポンプ 残留熱除去系熱交換器〔S〕 原子炉建機冷却系 配管・弁〔流路〕〔S〕 原子炉建機冷却系サージタンク〔流路〕〔S〕 残留熱代替除去系 配管・弁〔流路〕 コリウムシールド ベドスタル代替注水系 配管・弁〔流路〕 窒素ガス代替注入系 配管・弁〔流路〕 静的触媒式水素処理装置 非常用ガス処理系排気ファン〔S〕 前置ガス処理装置〔流路〕〔S〕 後置ガス処理装置〔流路〕〔S〕 排気管〔流路〕〔S〕 原子炉建機燃料取替格ブローアウトパネル閉止装置 原子炉格納容器〔S〕 原子炉建機原子炉棟〔S〕 原子炉建機代替冷却系 配管・弁〔流路〕 														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故 緩和設備</td> <td></td> <td> 料流路) [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送 系配管・弁 (燃料流路) [S] ・125V 蓄電池 2A [S] ・125V 蓄電池 2B [S] ・125V 充電器 2A [S] ・125V 充電器 2B [S] ・125V 代替蓄電池 ・125V 代替充電器 ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F 系 ・緊急用高圧母線 2G 系 ・緊急用動力変圧器 2G 系 ・緊急用低圧母線 2G 系 ・緊急用交流電源切替盤 2G 系 ・緊急用交流電源切替盤 2C 系 ・緊急用交流電源切替盤 2D 系 ・非常用高圧母線 2C 系 [S] ・非常用高圧母線 2D 系 [S] ・緊急時対策用高圧母線丁系 ・緊急時対策用燃料移送系配管・弁 (流路) (8) 非常用取水設備 ・貯留槽 [S] ・取水口 [C] ・取水路 [C] ・海水ポンプ室 [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故 緩和設備		料流路) [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送 系配管・弁 (燃料流路) [S] ・125V 蓄電池 2A [S] ・125V 蓄電池 2B [S] ・125V 充電器 2A [S] ・125V 充電器 2B [S] ・125V 代替蓄電池 ・125V 代替充電器 ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F 系 ・緊急用高圧母線 2G 系 ・緊急用動力変圧器 2G 系 ・緊急用低圧母線 2G 系 ・緊急用交流電源切替盤 2G 系 ・緊急用交流電源切替盤 2C 系 ・緊急用交流電源切替盤 2D 系 ・非常用高圧母線 2C 系 [S] ・非常用高圧母線 2D 系 [S] ・緊急時対策用高圧母線丁系 ・緊急時対策用燃料移送系配管・弁 (流路) (8) 非常用取水設備 ・貯留槽 [S] ・取水口 [C] ・取水路 [C] ・海水ポンプ室 [C]	<p>第 1.4.2-1 表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (11 / 13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅲ. 常設重大事故緩和 設備</td> <td>重大事故等対処設備の うち、重大事故が発生し た場合において、当該重 大事故の影響を緩和す るための機能を有 する設備であって常設 のもの</td> <td> (7) 非常用電源設備 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁 (燃料流路) ・非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] ・ガスタービン発電機用軽油タンクドレン弁 [燃料流路] ・B-115V 系蓄電池 [S] ・B1-115V 系蓄電池 (SA) [S] ・B-115V 系充電器 [S] ・B1-115V 系充電器 (SA) [S] ・SA 用 115V 系蓄電池 ・SA 用 115V 系充電器 ・230V 系充電器 (常用) [C] ・緊急用メタクラ ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・SA ロードセンタ ・SA1 コントロールセンタ ・SA2 コントロールセンタ ・充電器電断切替盤 [S] ・SA 電断切替盤 [S] ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線 C 系 [S] ・非常用高圧母線 D 系 [S] ・緊急時対策用 発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策用 低圧母線盤 ・緊急時対策用燃料地下タンク ・A-115V 系蓄電池 [S] ・A-115V 系充電器 [S] (8) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水路 [C] ・取水槽 [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	Ⅲ. 常設重大事故緩和 設備	重大事故等対処設備の うち、重大事故が発生し た場合において、当該重 大事故の影響を緩和す るための機能を有 する設備であって常設 のもの	(7) 非常用電源設備 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁 (燃料流路) ・非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] ・ガスタービン発電機用軽油タンクドレン弁 [燃料流路] ・B-115V 系蓄電池 [S] ・B1-115V 系蓄電池 (SA) [S] ・B-115V 系充電器 [S] ・B1-115V 系充電器 (SA) [S] ・SA 用 115V 系蓄電池 ・SA 用 115V 系充電器 ・230V 系充電器 (常用) [C] ・緊急用メタクラ ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・SA ロードセンタ ・SA1 コントロールセンタ ・SA2 コントロールセンタ ・充電器電断切替盤 [S] ・SA 電断切替盤 [S] ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線 C 系 [S] ・非常用高圧母線 D 系 [S] ・緊急時対策用 発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策用 低圧母線盤 ・緊急時対策用燃料地下タンク ・A-115V 系蓄電池 [S] ・A-115V 系充電器 [S] (8) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水路 [C] ・取水槽 [C]	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
3. 常設重大事故 緩和設備		料流路) [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送 系配管・弁 (燃料流路) [S] ・125V 蓄電池 2A [S] ・125V 蓄電池 2B [S] ・125V 充電器 2A [S] ・125V 充電器 2B [S] ・125V 代替蓄電池 ・125V 代替充電器 ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F 系 ・緊急用高圧母線 2G 系 ・緊急用動力変圧器 2G 系 ・緊急用低圧母線 2G 系 ・緊急用交流電源切替盤 2G 系 ・緊急用交流電源切替盤 2C 系 ・緊急用交流電源切替盤 2D 系 ・非常用高圧母線 2C 系 [S] ・非常用高圧母線 2D 系 [S] ・緊急時対策用高圧母線丁系 ・緊急時対策用燃料移送系配管・弁 (流路) (8) 非常用取水設備 ・貯留槽 [S] ・取水口 [C] ・取水路 [C] ・海水ポンプ室 [C]														
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
Ⅲ. 常設重大事故緩和 設備	重大事故等対処設備の うち、重大事故が発生し た場合において、当該重 大事故の影響を緩和す るための機能を有 する設備であって常設 のもの	(7) 非常用電源設備 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁 (燃料流路) ・非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] ・ガスタービン発電機用軽油タンクドレン弁 [燃料流路] ・B-115V 系蓄電池 [S] ・B1-115V 系蓄電池 (SA) [S] ・B-115V 系充電器 [S] ・B1-115V 系充電器 (SA) [S] ・SA 用 115V 系蓄電池 ・SA 用 115V 系充電器 ・230V 系充電器 (常用) [C] ・緊急用メタクラ ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・SA ロードセンタ ・SA1 コントロールセンタ ・SA2 コントロールセンタ ・充電器電断切替盤 [S] ・SA 電断切替盤 [S] ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線 C 系 [S] ・非常用高圧母線 D 系 [S] ・緊急時対策用 発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策用 低圧母線盤 ・緊急時対策用燃料地下タンク ・A-115V 系蓄電池 [S] ・A-115V 系充電器 [S] (8) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水路 [C] ・取水槽 [C]														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1341 235 1460 304">設備分類</th> <th data-bbox="1460 235 1578 304">定義</th> <th data-bbox="1578 235 1911 304">主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1341 304 1460 1108">4. 常設重大事故 防止設備 (設計基 準拡張)</td> <td data-bbox="1460 304 1578 1108">設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="1578 304 1911 1108"> (1) 原子炉冷却系統施設 ・主蒸気系配管・弁 (流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) [S] ・補給水系配管 (流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管 (流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパーージャ (流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁 (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ系ポンプ[S] ・高圧炉心スプレィ系配管・弁・ストレーナ・スパーージャ (流路) [S] ・HPCS 注入隔離弁[S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ (流路) [S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉再循環系配管・弁・ジェットポンプ (流路) [S] ・低圧炉心スプレィ系ポンプ[S] ・低圧炉心スプレィ系配管・弁・ストレーナ・スパーージャ (流路) [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ[S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ[S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却水熱交換器[S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却水系 (高圧炉心スプレィ補機冷却海水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク (流路) [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	4. 常設重大事故 防止設備 (設計基 準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・主蒸気系配管・弁 (流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) [S] ・補給水系配管 (流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管 (流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパーージャ (流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁 (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ系ポンプ[S] ・高圧炉心スプレィ系配管・弁・ストレーナ・スパーージャ (流路) [S] ・HPCS 注入隔離弁[S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ (流路) [S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉再循環系配管・弁・ジェットポンプ (流路) [S] ・低圧炉心スプレィ系ポンプ[S] ・低圧炉心スプレィ系配管・弁・ストレーナ・スパーージャ (流路) [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ[S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ[S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却水熱交換器[S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却水系 (高圧炉心スプレィ補機冷却海水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク (流路) [S]	<p data-bbox="1935 235 2504 304">第1.4.2-1表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (12 / 13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1947 333 2065 403">設備分類</th> <th data-bbox="2065 333 2184 403">定義</th> <th data-bbox="2184 333 2493 403">主要設備 (〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1947 403 2065 1171">IV. 常設重大事故防止 設備 (設計基準拡張)</td> <td data-bbox="2065 403 2184 1171">設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="2184 403 2493 1171"> (1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) [S] ・主蒸気系 配管 (流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁・ストレーナ (流路) [S] ・原子炉浄化系 配管 (流路) [S] ・給水系 配管・弁・スパーージャ (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ系ポンプ [S] ・高圧炉心スプレィ系 配管・弁・ストレーナ・スパーージャ (流路) [S] ・残留熱除去系注水弁 (M222-5A, 5B, 5C) [S] ・低圧炉心スプレィ系ポンプ [S] ・低圧炉心スプレィ系 配管・弁・ストレーナ・スパーージャ (流路) [S] ・低圧炉心スプレィ系注水弁 (M223-2) [S] ・残留熱除去ポンプ [S] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ・ジェットポンプ (流路) [S] ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・原子炉再循環系 配管・弁 (流路) [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ [S] ・原子炉補機海水ポンプ [S] ・原子炉補機冷却系熱交換器 [S] ・原子炉補機冷却系 配管・弁・海水ストレーナ (流路) [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却系 配管・弁・海水ストレーナ (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却系 サージタンク (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却系熱交換器 [S] ・高圧炉心スプレィ補機海水ポンプ [S] (2) 計測制御系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 [S] ・高圧炉心スプレィポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去ポンプ出口流量 [S] ・低圧炉心スプレィポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度 [S] ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [S] ・残留熱除去ポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去ポンプ出口圧力 [S] ・低圧炉心スプレィポンプ出口圧力 [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力 [C] ・RCW熱交換器出口温度 [C] ・RCWサージタンク水位 [C] (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去ポンプ [S] ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ (流路) [S] ・格納容器スプレィ・ヘッド (流路) [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	IV. 常設重大事故防止 設備 (設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) [S] ・主蒸気系 配管 (流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁・ストレーナ (流路) [S] ・原子炉浄化系 配管 (流路) [S] ・給水系 配管・弁・スパーージャ (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ系ポンプ [S] ・高圧炉心スプレィ系 配管・弁・ストレーナ・スパーージャ (流路) [S] ・残留熱除去系注水弁 (M222-5A, 5B, 5C) [S] ・低圧炉心スプレィ系ポンプ [S] ・低圧炉心スプレィ系 配管・弁・ストレーナ・スパーージャ (流路) [S] ・低圧炉心スプレィ系注水弁 (M223-2) [S] ・残留熱除去ポンプ [S] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ・ジェットポンプ (流路) [S] ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・原子炉再循環系 配管・弁 (流路) [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ [S] ・原子炉補機海水ポンプ [S] ・原子炉補機冷却系熱交換器 [S] ・原子炉補機冷却系 配管・弁・海水ストレーナ (流路) [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却系 配管・弁・海水ストレーナ (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却系 サージタンク (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却系熱交換器 [S] ・高圧炉心スプレィ補機海水ポンプ [S] (2) 計測制御系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 [S] ・高圧炉心スプレィポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去ポンプ出口流量 [S] ・低圧炉心スプレィポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度 [S] ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [S] ・残留熱除去ポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去ポンプ出口圧力 [S] ・低圧炉心スプレィポンプ出口圧力 [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力 [C] ・RCW熱交換器出口温度 [C] ・RCWサージタンク水位 [C] (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去ポンプ [S] ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ (流路) [S] ・格納容器スプレィ・ヘッド (流路) [S]	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
4. 常設重大事故 防止設備 (設計基 準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・主蒸気系配管・弁 (流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) [S] ・補給水系配管 (流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管 (流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパーージャ (流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁 (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ系ポンプ[S] ・高圧炉心スプレィ系配管・弁・ストレーナ・スパーージャ (流路) [S] ・HPCS 注入隔離弁[S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ (流路) [S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉再循環系配管・弁・ジェットポンプ (流路) [S] ・低圧炉心スプレィ系ポンプ[S] ・低圧炉心スプレィ系配管・弁・ストレーナ・スパーージャ (流路) [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ[S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却海水ポンプ[S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却水熱交換器[S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却水系 (高圧炉心スプレィ補機冷却海水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク (流路) [S]														
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
IV. 常設重大事故防止 設備 (設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 (流路) [S] ・主蒸気系 配管 (流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁・ストレーナ (流路) [S] ・原子炉浄化系 配管 (流路) [S] ・給水系 配管・弁・スパーージャ (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ系ポンプ [S] ・高圧炉心スプレィ系 配管・弁・ストレーナ・スパーージャ (流路) [S] ・残留熱除去系注水弁 (M222-5A, 5B, 5C) [S] ・低圧炉心スプレィ系ポンプ [S] ・低圧炉心スプレィ系 配管・弁・ストレーナ・スパーージャ (流路) [S] ・低圧炉心スプレィ系注水弁 (M223-2) [S] ・残留熱除去ポンプ [S] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ・ジェットポンプ (流路) [S] ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・原子炉再循環系 配管・弁 (流路) [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ [S] ・原子炉補機海水ポンプ [S] ・原子炉補機冷却系熱交換器 [S] ・原子炉補機冷却系 配管・弁・海水ストレーナ (流路) [S] ・原子炉補機冷却系 サージタンク (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却水ポンプ [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却系 配管・弁・海水ストレーナ (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却系 サージタンク (流路) [S] ・高圧炉心スプレィ補機冷却系熱交換器 [S] ・高圧炉心スプレィ補機海水ポンプ [S] (2) 計測制御系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 [S] ・高圧炉心スプレィポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去ポンプ出口流量 [S] ・低圧炉心スプレィポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度 [S] ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [S] ・残留熱除去ポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去ポンプ出口圧力 [S] ・低圧炉心スプレィポンプ出口圧力 [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力 [C] ・RCW熱交換器出口温度 [C] ・RCWサージタンク水位 [C] (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去ポンプ [S] ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ (流路) [S] ・格納容器スプレィ・ヘッド (流路) [S]														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1341 235 1460 304">設備分類</th> <th data-bbox="1460 235 1578 304">定義</th> <th data-bbox="1578 235 1911 304">主要設備 〔 〕 内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1341 304 1460 1108">4. 常設重大事故 防止設備 (設計基 準拡張)</td> <td data-bbox="1460 304 1578 1108"></td> <td data-bbox="1578 304 1911 1108"> (2) 計測制御系統施設 ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・ 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・ 残留熱除去系ポンプ出口流量[S] ・ 残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[S] ・ 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[C] ・ 残留熱除去系ポンプ出口圧力 [C] ・ 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量[C] ・ 原子炉補機冷却水系系統流量[S] ・ 6-2H 母線電圧[S] ・ HPCS125V 直流主母線電圧[S] (3) 原子炉格納施設 ・ スプレイ管 (流路) [S] (4) 非常用電源設備 ・ 非常用ディーゼル発電機[S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送 ポンプ[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイ タンク[S] ・ 125V 蓄電池 2H[S] ・ 125V 充電器 2H[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕 内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	4. 常設重大事故 防止設備 (設計基 準拡張)		(2) 計測制御系統施設 ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・ 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・ 残留熱除去系ポンプ出口流量[S] ・ 残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[S] ・ 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[C] ・ 残留熱除去系ポンプ出口圧力 [C] ・ 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量[C] ・ 原子炉補機冷却水系系統流量[S] ・ 6-2H 母線電圧[S] ・ HPCS125V 直流主母線電圧[S] (3) 原子炉格納施設 ・ スプレイ管 (流路) [S] (4) 非常用電源設備 ・ 非常用ディーゼル発電機[S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送 ポンプ[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイ タンク[S] ・ 125V 蓄電池 2H[S] ・ 125V 充電器 2H[S]	<p data-bbox="1935 235 2504 304">第 1.4.2-1 表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (13 / 13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1935 312 2053 382">設備分類</th> <th data-bbox="2053 312 2172 382">定義</th> <th data-bbox="2172 312 2504 382">主要設備 〔 〕 内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1935 382 2053 1108">IV. 常設重大事故防止 設備 (設計基準拡 張)</td> <td data-bbox="2053 382 2172 1108">設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="2172 382 2504 1108"> (4) 非常用電源設備 ・ 非常用ディーゼル発電機 [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 [S] ・ 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ [S] ・ 非常用ディーゼル発電機燃料デイトンク [S] ・ 非常用ディーゼル発電機燃料移送系 配管・弁 [燃料流 路] [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポン プ [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料デイトン ク [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系 配 管・弁 [燃料流路] [S] ・ 高圧炉心スプレイ系蓄電池 [S] ・ A-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・ B-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・ 高圧炉心スプレイ系充電器 [S] ・ A-原子炉中性子計装用充電器 [S] ・ B-原子炉中性子計装用充電器 [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕 内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	IV. 常設重大事故防止 設備 (設計基準拡 張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・ 非常用ディーゼル発電機 [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 [S] ・ 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ [S] ・ 非常用ディーゼル発電機燃料デイトンク [S] ・ 非常用ディーゼル発電機燃料移送系 配管・弁 [燃料流 路] [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポン プ [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料デイトン ク [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系 配 管・弁 [燃料流路] [S] ・ 高圧炉心スプレイ系蓄電池 [S] ・ A-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・ B-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・ 高圧炉心スプレイ系充電器 [S] ・ A-原子炉中性子計装用充電器 [S] ・ B-原子炉中性子計装用充電器 [S]	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕 内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
4. 常設重大事故 防止設備 (設計基 準拡張)		(2) 計測制御系統施設 ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・ 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・ 残留熱除去系ポンプ出口流量[S] ・ 残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[S] ・ 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[C] ・ 残留熱除去系ポンプ出口圧力 [C] ・ 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量[C] ・ 原子炉補機冷却水系系統流量[S] ・ 6-2H 母線電圧[S] ・ HPCS125V 直流主母線電圧[S] (3) 原子炉格納施設 ・ スプレイ管 (流路) [S] (4) 非常用電源設備 ・ 非常用ディーゼル発電機[S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送 ポンプ[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイ タンク[S] ・ 125V 蓄電池 2H[S] ・ 125V 充電器 2H[S]														
設備分類	定義	主要設備 〔 〕 内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
IV. 常設重大事故防止 設備 (設計基準拡 張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・ 非常用ディーゼル発電機 [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 [S] ・ 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ [S] ・ 非常用ディーゼル発電機燃料デイトンク [S] ・ 非常用ディーゼル発電機燃料移送系 配管・弁 [燃料流 路] [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポン プ [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料デイトン ク [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系 配 管・弁 [燃料流路] [S] ・ 高圧炉心スプレイ系蓄電池 [S] ・ A-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・ B-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・ 高圧炉心スプレイ系充電器 [S] ・ A-原子炉中性子計装用充電器 [S] ・ B-原子炉中性子計装用充電器 [S]														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 233 1457 300">設備分類</th> <th data-bbox="1457 233 1576 300">定義</th> <th data-bbox="1576 233 1890 300">主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 300 1457 569">5. 常設重大事故緩和設備(設計基準仕様)</td> <td data-bbox="1457 300 1576 569">設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="1576 300 1890 569"> (1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク(流路) [S] (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	5. 常設重大事故緩和設備(設計基準仕様)	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク(流路) [S] (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク[S]		
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)								
5. 常設重大事故緩和設備(設計基準仕様)	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク(流路) [S] (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク[S]								

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 1. 2 耐震設計の基本方針</p> <p>2. 1. 2. 1 地震による損傷の防止に係る基準適合性</p> <p>【設置許可基準規則】 (地震による損傷の防止)</p> <p>第三十九条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。</p> <p>三 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>四 特定重大事故等対処施設のため、省略。</p> <p>2 重大事故等対処施設は、第四条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第39条の適用に当たっては、本規程別記2に準ずるものとする。</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等</p>	<p>2. 1. 2 耐震設計の基本方針</p> <p>2. 1. 2. 1 地震による損傷の防止に係る基準適合性</p> <p>【設置許可基準規則】 (地震による損傷の防止)</p> <p>第三十九条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。</p> <p>三 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>2 重大事故等対処施設は、第四条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第39条の適用に当たっては、本規程別記2に準ずるものとする。</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等</p>	<p>2. 1. 2 耐震設計の基本方針</p> <p>2. 1. 2. 1 地震による損傷の防止に係る基準適合性</p> <p>【設置許可基準規則】 (地震による損傷の防止)</p> <p>第三十九条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。</p> <p>三 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>四 特定重大事故等対処施設のため、省略。</p> <p>2 重大事故等対処施設は、第四条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第39条の適用に当たっては、本規程別記2に準ずるものとする。</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等</p>	<p>2. 1. 2 耐震設計の基本方針</p> <p>2. 1. 2. 1 地震による損傷の防止に係る基準適合性</p> <p>【設置許可基準規則】 (地震による損傷の防止)</p> <p>第三十九条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>二 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 第四条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。</p> <p>三 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。) 基準地震動による地震力に対して重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。</p> <p>四 <u>特定重大事故等対処施設のため、省略。</u></p> <p>2 重大事故等対処施設は、第四条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第39条の適用に当たっては、本規程別記2に準ずるものとする。</p> <p>2 第1項第2号に規定する「第4条第2項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第4条第2項から第4項までにおいて、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>のものとする。</p> <p>3 特定重大事故等対処施設のため、省略。</p> <p>4 特定重大事故等対処施設のため、省略。</p> <p>5 特定重大事故等対処施設のため、省略。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>1について</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて「Ⅰ. 設備分類」のとおり分類し、設備分類に応じて「Ⅱ. 設計方針」に示す設計方針に従って耐震設計を行う。耐震設計において適用する地震動及び当該地震動による地震力等については、設計基準対象施設のもの</p> <p>設備分類に応じて適用する。</p> <p>なお、「Ⅱ. 設計方針」の(1)、(2)及び(3)に示す設計方針が、それぞれ第1項の第一号、第二号及び第三号の要求事項に対応するものである。</p> <p>Ⅰ. 設備分類</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p>	<p>のものとする。</p> <p><u>第1項</u>について</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて「Ⅰ. 設備分類」のとおり分類し、設備分類に応じて「Ⅱ. 設計方針」に示す設計方針に従って耐震設計を行う。耐震設計において適用する地震動及び当該地震動による地震力等については、設計基準対象施設のもの</p> <p>設備分類に応じて適用する。</p> <p>なお、「Ⅱ. 設計方針」の(1)、(2)及び(3)に示す設計方針が、それぞれ第1項の第一号、第二号及び第三号の要求事項に対応するものである。</p> <p>Ⅰ. 設備分類</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p>	<p>のものとする。</p> <p>3 特定重大事故等対処施設のため、省略。</p> <p>4 特定重大事故等対処施設のため、省略。</p> <p>5 特定重大事故等対処施設のため、省略。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p><u>第1項</u>について</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて「Ⅰ. 設備分類」のとおり分類し、設備分類に応じて「Ⅱ. 設計方針」に示す設計方針に従って耐震設計を行う。耐震設計において適用する地震動及び当該地震動による地震力等については、設計基準対象施設のもの</p> <p>設備分類に応じて適用する。</p> <p>なお、「Ⅱ. 設計方針」の(1)、(2)及び(3)に示す設計方針が、それぞれ第1項の第一号、第二号及び第三号の要求事項に対応するものである。</p> <p>Ⅰ. 設備分類</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故等対処施設のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p>	<p>のものとする。</p> <p><u>3 特定重大事故等対処施設のため、省略。</u></p> <p><u>4 特定重大事故等対処施設のため、省略。</u></p> <p><u>5 特定重大事故等対処施設のため、省略。</u></p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p><u>1</u>について</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて「Ⅰ. 設備分類」のとおり分類し、設備分類に応じて「Ⅱ. 設計方針」に示す設計方針に従って耐震設計を行う。耐震設計において適用する地震動及び当該地震動による地震力等については、設計基準対象施設のもの</p> <p>設備分類に応じて適用する。</p> <p>なお、「Ⅱ. 設計方針」の(1)、(2)及び(3)に示す設計方針が、それぞれ第1項の第一号、第二号及び第三号の要求事項に対応するものである。</p> <p>Ⅰ. 設備分類</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備</p> <p>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する (1) 以外の常設のもの</p> <p><u>(4) 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する (2) 以外の常設のもの</u></p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって可搬型のもの</p> <p>II . 設計方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 代替する機能を有する設計基準事故対処設備の耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(4) 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設</p>	<p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する (1) 以外の常設のもの</p> <p><u>(4) 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する (2) 以外の常設のもの</u></p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって、可搬型のもの</p> <p>II . 設計方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 代替する機能を有する設計基準事故対処設備の耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(4) 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設</p>	<p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する (1) 以外の常設のもの</p> <p><u>(4) 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する (2) 以外の常設のもの</u></p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備 重大事故等対処設備であって、可搬型のもの</p> <p>II . 設計方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 代替する機能を有する設計基準事故対処設備の耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(4) 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設</p>	<p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p><u>(3) 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する (1) 以外の常設のもの</u></p> <p><u>(4) 可搬型重大事故等対処設備</u> <u>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</u></p> <p>II . 設計方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 代替する機能を有する設計基準事故対処設備の耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p><u>(4) 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設</u></p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p><u>(5) 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設</u> 基準地震動による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(6) 可搬型重大事故等対処設備 地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</p> <p>なお、上記設計において適用する動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設は、B クラス及び C クラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 及び常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</u></p>	<p>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(5) 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設 基準地震動 Ss による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(6) 可搬型重大事故等対処設備 地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</p> <p>なお、上記設計において適用する動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、B クラス及び C クラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計とする。</u></p> <p><u>別紙 1 に「動的機能維持の評価」、別紙 2 に「上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について」、別紙 3 に「水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」別紙 4 に「屋外重要土木構造物の耐震</u></p>	<p>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(5) 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設 基準地震動 Ss による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(6) 可搬型重大事故等対処設備 地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</p> <p>なお、上記設計において適用する動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設は、B クラス及び C クラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 及び常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>別紙 1 に「動的機能維持の評価」、別紙 2 に「上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について」、別紙 3 に「水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響</u></p>	<p><u>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</u></p> <p>(5) <u>可搬型重大事故等対処設備</u> <u>地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</u></p> <p>なお、上記設計において適用する動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設は、B クラス及び C クラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</u></p>	<p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・資料構成の相違 【東海第二, 女川 2】 島根 2 号炉では 4 条のまとめ資料にて重大事故等対処施設も含めて記載している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2 について</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設</u>については, 基準地震動による地震力によって生じるおそれがある周辺斜面の崩壊に対して, 重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</p> <p>2. 1. 2. 2 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>2. 1. 2. 2. 1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>重大事故等対処施設については, 設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し, 重大事故等対処施設の構造上の特徴, 重大事故等における運転状態, 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し, 適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として, 設備分類に応じて, 以下の項目に従って耐震設計を行う。</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動による地震力に対して, 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される</p>	<p><u>評価における断面選定の考え方</u>を示す。</p> <p>第2項について</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は</u>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については, 基準地震動 S_s による地震力によって生じるおそれがある周辺斜面の崩壊に対して, 重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</p> <p>2. 1. 2. 2 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>2. 1. 2. 2. 1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>重大事故等対処施設については, 設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し, 重大事故等対処施設の構造上の特徴, 重大事故等における運転状態, 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し, 適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として, 設備分類に応じて, 以下の項目に従って耐震設計を行う。</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動 S_s による地震力に対して, 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される</p>	<p><u>及び津波防護施設の耐震評価における断面選定の考え方</u>を示す。</p> <p>第2項について</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設</u>については, 基準地震動 S_s による地震力によって生じるおそれがある周辺斜面の崩壊に対して, 重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</p> <p>2. 1. 2. 2 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>2. 1. 2. 2. 1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>重大事故等対処施設については, 設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し, 重大事故等対処施設の構造上の特徴, 重大事故等における運転状態, 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し, 適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として, 設備分類に応じて, 以下の項目に従って耐震設計を行う。</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動 S_s による地震力に対して, 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される</p>	<p>2について</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)</u> が設置される重大事故等対処施設については, 基準地震動 S_s による地震力によって生じるおそれがある周辺斜面の崩壊に対して, 重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</p> <p>2. 1. 2. 2 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>2. 1. 2. 2. 1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>重大事故等対処施設については, 設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し, 重大事故等対処施設の構造上の特徴, 重大事故等における運転状態, 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し, 適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として, 設備分類に応じて, 以下の項目に従って耐震設計を行う。</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動 S_s による地震力に対して, 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設 (特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 女川 2】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力を適用するものとする。</p> <p>(4) 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</p> <p>(6) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合に</p>	<p>地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力を適用するものとする。</p> <p>(4) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故防止設備は、地震、津波、溢水及び火災に対して、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故防止設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に保管する。</p> <p>(5) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設</p> <p>基準地震動S_sによる地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>	<p>地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力を適用するものとする。</p> <p>(4) 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</p> <p>(6) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合に</p>	<p>地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力を適用するものとする。</p> <p>(4) 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設(特定重大事故等対処施設を除く。)</p> <p>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。また、可搬型重大事故等対処設備保管場所の周辺斜面の安定性を保持するために設置する、その他の土木構造物である抑止ぐいについては、屋外重要土木構造物に準じた設計とする。</p> <p>(6) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力が作用した場合に</p>	<p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 東海第二, 女川 2】 島根 2号炉では保管場所周辺斜面の安定性を保持するために抑止ぐいを設置することから、記載している</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>(7) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。なお、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>(8) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(9) 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし、「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」に示す津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の設計方針に基づき設計する。</p> <p>(10) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設が、B</p>	<p>(6) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。なお、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p> <p>(7) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(8) 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動 S_s による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし、「1.10.1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」に示す津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の設計方針に基づき設計する。</p> <p>(9) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設への波及的影響防止 Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が</p>	<p>においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>(7) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。なお、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設及び設備については許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p> <p>(8) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(9) 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動 S_s による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし、「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」に示す津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の設計方針に基づき設計する。</p> <p>(10) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設が、B</p>	<p>においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>(7) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。なお、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p> <p>(8) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(9) 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物は、基準地震動 S_s による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし、「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」に示す津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物の設計方針に基づき設計する。</p> <p>(10) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設が、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 東海第二, 女川 2】 ③の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 東海第二, 女川 2】 ③の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>クラス及び C クラスの施設, 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設, 可搬型重大事故等対処設備, 常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 及び常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって, 重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>(11) 重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては, 地震の影響が低減されるように考慮する。</p>	<p>設置される重大事故等対処施設, 可搬型重大事故等対処設備, 常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって, 重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>(10) <u>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画</u> 重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては, 地震の影響が低減されるように考慮する。</p>	<p>クラス及び C クラスの施設, 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設, 可搬型重大事故等対処設備, 常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 及び常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって, 重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>(11) 重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては, 地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>(12) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設については, <u>防潮堤下部の地盤改良等</u>により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ, 地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し, 同設備の効果が及ぶ範囲においては, その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては, 自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(13) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設については, 液状化, 揺すり込み沈下等の周辺地盤の変</p>	<p>重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設, 可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって, 重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>(11) 重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては, 地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>(12) 常設重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設については, <u>防波壁の設置及び地盤改良を実施したこと</u>により地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ, 地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し, 同設備の効果が及ぶ範囲においては, その機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては, 自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</p> <p>(13) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設については, 液状化, 揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状の影響を考慮した場合においても, <u>その</u></p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・記載の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉では, 地下水位に関して記載している</p> <p>・設備構成の相違 【女川 2】 ①の相違</p> <p>・記載の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉では, 周辺地盤の変状に関して記載している</p> <p>・設備構成の相違 【女川 2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(12) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「2.1.2.2.7 緊急時対策所」に示す。</p> <p><u>(13) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設は, 地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である1/2,000を上回る場合, 傾斜に対する影響を地震力に考慮する。</u></p> <p>2.1.2.2.2 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について, 施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて, 以下の区分に分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち, 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって, 設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において, その喪失した機能 (重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。) を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって, 耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって, a. 以外のもの</p>	<p><u>(11) 緊急時対策所建屋の耐震設計</u> <u>緊急時対策所建屋の耐震設計の基本方針については, 「2.1.2.2.7 緊急時対策所建屋」に示す。</u></p> <p>2.1.2.2.2 重大事故等対処施設の設備分類 重大事故等対処施設について, 当該設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて, 以下の区分に分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち, 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって, 設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において, その喪失した機能 (重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。) を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの。</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって, 耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの。</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって, a. 以外のもの</p>	<p>状を考慮した場合においても, <u>重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>(14) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「2.1.2.2.7 緊急時対策所」に示す。</p> <p>2.1.2.2.2 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処設備について, 施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて, 以下の区分に分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち, 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって, 設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において, その喪失した機能 (重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。) を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって, 耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって, a. 以外のもの</p>	<p><u>安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p><u>(14) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については, 「2.1.2.2.7 緊急時対策所」に示す。</u></p> <p>2.1.2.2.2 重大事故等対処設備の設備分類 重大事故等対処施設について, 施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて, 以下の区分に分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち, 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって, 設計基準事故対処設備の安全機能又は燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において, その喪失した機能 (重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。) を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって, 耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって, a. 以外のもの</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7は, 原子炉建物等の基礎地盤の耐震安全性評価における審査において, 原子炉建物の地震による傾斜が目安値を上回る評価となったことから, 左記のとおり記載しているが, 島根2号炉は, 原子炉建物等の傾斜は全て目安値内に収まっているため記載なし</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する (1) 以外の常設のもの</p> <p><u>(4) 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する (2) 以外の常設のもの</u></p> <p><u>(5) 可搬型重大事故等対処設備</u> 重大事故等対処設備であって可搬型のもの 重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2.2.2 表に示す。</p> <p>2.1.2.2.3 地震力の算定方法 重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」に示す設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について、以下のとおり適用する。</p> <p>(1) 静的地震力 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設について、「設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(1) 静的地震力」に示す B クラス又は C クラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</p> <p>(2) 動的地震力</p>	<p><u>の</u></p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p><u>(3) 可搬型重大事故等対処設備</u> 重大事故等対処設備であって可搬型のもの 重大事故等対処施設のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2.2.2 表に示す。</p> <p>2.1.2.2.3 地震力の算定方法 重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 1.10.4.1.3 地震力の算定方法」に示す設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について、以下のとおり適用する。</p> <p>(1) 静的地震力 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設について、「1.10.4.1.3 地震力の算定方法」の「(1) 静的地震力」に示す B クラス又は C クラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</p> <p>(2) 動的地震力</p>	<p>の</p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>(3) 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する (1) 以外の常設のもの</p> <p><u>(4) 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する (2) 以外の常設のもの</u></p> <p><u>(5) 可搬型重大事故等対処設備</u> 重大事故等対処設備であって可搬型のもの 重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2-1 表に示す</p> <p>2.1.2.2.3 地震力の算定方法 重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」に示す設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について、以下のとおり適用する。</p> <p>(1) 静的地震力 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設について、「設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(1) 静的地震力」に示す B クラス又は C クラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</p> <p>(2) 動的地震力</p>	<p>(2) 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</p> <p><u>(3) 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する (1) 以外の常設のもの</u></p> <p><u>(4) 可搬型重大事故等対処設備</u> 重大事故等対処設備であって可搬型のもの 重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第 2.1.2.2.2 表に示す。</p> <p>2.1.2.2.3 地震力の算定方法 重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」に示す設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について、以下のとおり適用する。</p> <p>(1) 静的地震力 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設について、「設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(1) 静的地震力」に示す B クラス又は C クラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</p> <p>(2) 動的地震力</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設について, 「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち, B クラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設のうち, 当該設備が属する耐震重要度分類が B クラスで共振のおそれのある施設については, 「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す共振のおそれのある B クラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については, 「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す屋外重要土木構造物に適用する地震力を適用する。</p> <p>なお, 重大事故等対処施設のうち, 設計基準対象施設の基本構造と異なる施設については, 適用する地震力に対して, 要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため, 当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析 <u>又は加振試験等</u> を実施する。</p> <p>(3) 設計用減衰定数 「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震に</p>	<p>常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は</u> 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設について, 「1.10.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち, B クラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設については, 「1.10.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す共振のおそれのある B クラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は</u> 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については, 「1.10.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す屋外重要土木構造物に適用する地震力を適用する。</p> <p>なお, 重大事故等対処施設のうち, 設計基準対象施設の基本構造と異なる施設については, 適用する地震力に対して, 要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため, 当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析, <u>加振試験等</u> を実施する。</p> <p>(3) 設計用減衰定数 「1.10.4.1.3 地震力の算定方法」の「(3) 設</p>	<p>常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設について, 「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち, B クラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設のうち, 当該設備が属する耐震重要度分類が B クラスで共振のおそれのある施設については, 「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す共振のおそれのある B クラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については, 「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す屋外重要土木構造物に適用する地震力を適用する。</p> <p>なお, 重大事故等対処施設のうち, 設計基準対象施設の基本構造と異なる施設については, 適用する地震力に対して, 要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため, 当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析 <u>又は加振試験等</u> を実施する。</p> <p>(3) 設計用減衰定数 「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震によ</p>	<p>常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は</u> 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設について, 「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち, B クラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設 <u>及び</u> 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設のうち, 当該設備が属する耐震重要度分類が B クラスで共振のおそれのある施設については, 「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す共振のおそれのある B クラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は</u> 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については, 「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す屋外重要土木構造物に適用する地震力を適用する。</p> <p>なお, 重大事故等対処施設のうち, 設計基準対象施設の基本構造と異なる施設については, 適用する地震力に対して, 要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため, 当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析, <u>加振試験等</u> を実施する。</p> <p>(3) 設計用減衰定数 「設計基準対象施設について 第 4 条: 地震に</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違 ・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>よる損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(3)設計用減衰定数」を適用する。</p> <p>2.1.2.2.4 荷重の組合せと許容限界 重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。 (1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物 (a) 運転時の状態 「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(a)運転時の状態」を適用する。 (b) 設計基準事故時の状態 「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(b)設計基準事故時の状態」を適用する。 (c) 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態 (d) 設計用自然条件 「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(c)設計用自然条件」を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系 (a) 通常運転時の状態 「設計基準対象施設について 第 4 条：地震に</p>	<p>計用減衰定数」を適用する。</p> <p>2.1.2.2.4 荷重の組合せと許容限界 重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。 (1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物 (a) 運転時の状態 「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(a)運転時の状態」を適用する。 (b) 設計基準事故時の状態 「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(b)設計基準事故時の状態」を適用する。 (c) 重大事故等時の状態 原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故、又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 (d) 設計用自然条件 「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(c)設計用自然条件」を適用する。 なお、設計時に考慮する自然条件については、「2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針」に示す。</p> <p>b. 機器・配管系 (a) 通常運転時の状態 「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の</p>	<p>る損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(3)設計用減衰定数」を適用する。</p> <p>2.1.2.2.4 荷重の組合せと許容限界 重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。 (1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物 (a) 運転時の状態 「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(a)運転時の状態」を適用する。 (b) 設計基準事故時の状態 「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(b)設計基準事故時の状態」を適用する。 (c) 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。 (d) 設計用自然条件 「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(c)設計用自然条件」を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系 (a) 通常運転時の状態 「設計基準対象施設について 第 4 条：地震に</p>	<p>よる損傷の防止 第 1 部 1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(3)設計用減衰定数」を適用する。</p> <p>2.1.2.2.4 荷重の組合せと許容限界 重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。 (1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物 (a) 運転時の状態 「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(a)運転時の状態」を適用する。 (b) 設計基準事故時の状態 「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(b)設計基準事故時の状態」を適用する。 (c) 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態 (d) 設計用自然条件 「設計基準対象施設について 第 4 条：地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(c)設計用自然条件」を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系 (a) 通常運転時の状態 「設計基準対象施設について 第 4 条：地震に</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>よる損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(a)通常運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態 「設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(b)運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態 「設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(c)設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(d) 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が, 重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故時の状態で, 重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>(e) 設計用自然条件 「設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(d)設計用自然条件」を適用する。</p> <p>(2) 荷重の種類 a. 建物・構築物 (a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧, 水圧及び通常の気象条件による荷重 (b) 運転時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p>	<p>「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(a) 通常運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態 「<u>1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界</u>」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態 「<u>1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界</u>」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(c) 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(d) 重大事故等時の状態 原子炉施設が重大事故に至るおそれのある事故、又は重大事故時の状態で重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p> <p>(e) 設計用自然条件 「<u>1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界</u>」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(d)設計用自然条件」を適用する。</p> <p>なお、設計時に考慮する自然条件については、<u>「2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針」</u>に示す。</p> <p>(2) 荷重の種類 a. 建物・構築物 (a) <u>原子炉</u>のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧, 水圧及び通常の気象条件による荷重 (b) 運転時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p>	<p>よる損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(a)通常運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態 「設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(b)運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態 「設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(c)設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(d) 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が, 重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故時の状態で, 重大事故等対処施設の機能を必要とする状態。</p> <p>(e) 設計用自然条件 「設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1)耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(d)設計用自然条件」を適用する。</p> <p>(2) 荷重の種類 a. 建物・構築物 (a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧, 水圧及び通常の気象条件による荷重 (b) 運転時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p>	<p>よる損傷の防止 第 1 部 <u>1.4.1.4</u> 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(a) 通常運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態 「<u>設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4</u> 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態 「<u>設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4</u> 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(c) 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(d) 重大事故等時の状態 <u>発電用原子炉施設が, 重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故時の状態で, 重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</u></p> <p>(e) 設計用自然条件 「<u>設計基準対象施設について 第 4 条:地震による損傷の防止 第 1 部 1.4.1.4</u> 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(d) 設計用自然条件」を適用する。</p> <p>(2) 荷重の種類 a. 建物・構築物 (a) <u>発電用</u>原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧, 水圧及び通常の気象条件による荷重 (b) 運転時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p>ただし, 運転時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時土圧, 機器・配管系からの反力, スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p>(3) 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せは次による。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラ</p>	<p>(d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p>ただし, 運転時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時土圧, 機器・配管系からの反力, スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p><u>なお, 設計時に考慮する自然条件については, 「2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針」に示す。</u></p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態で作用する荷重 (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で作用する荷重 (d) 重大事故等時の状態で作用する荷重 (e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p><u>ただし, 地震力についてはスロッシング等による荷重が含まれるものとする。なお, 設計時に考慮する自然条件については, 「2.3 重大事故等対処設備の基本設計方針」に示す。</u></p> <p>(3) 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せは次による。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は常設重大事故緩和設備</u> が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は常設重大事故緩和設備</u> が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している</p>	<p>(d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p>ただし, 運転時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時土圧, 機器・配管系からの反力, スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p>(3) 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せを以下に示す。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラ</p>	<p>(d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p>ただし, 運転時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時土圧, 機器・配管系からの反力, スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p>(3) 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せは次による。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がSク</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違 ・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違 ・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>スのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)</u>が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、<u>常設重大事故防止設備(設計基準拡張)</u>(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)</u>が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力)と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設(原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動による</p>	<p>荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は常設重大事故緩和設備</u>が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の<u>超過確率</u>の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)と組み合わせる。<u>事故発生後、通常運転時の状態を超える期間が長期にわたるため、適切な地震力との組合せを考慮する観点で、弾性設計用地震動S_dによる地震力と組み合わせる期間(前半期間)、基準地震動S_sによる地震力と組み合わせる期間(後半期間)に分けて組合せを設定する。</u>この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の<u>超過確率</u>の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。</p> <p>以上を踏まえ、<u>格納容器内の圧力、温度条件を用いて評価を行う施設</u>については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象のうち、<u>前半期間における荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、後半期間における荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。</u>また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。</p>	<p>スのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)</u>が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、<u>常設重大事故防止設備(設計基準拡張)</u>(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)</u>が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設(原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震</p>	<p><u>ラスのもの</u>) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備</u> <u>又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)</u>(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で<u>施設</u>に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の<u>年超過確率</u>の関係を踏まえ、適切な地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)と組み合わせる。この<u>組合せ</u>については、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の<u>年超過確率</u>の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。<u>なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</u></p> <p>以上を踏まえ、<u>原子炉格納容器バウンダリを構成する施設(原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)</u>については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、<u>その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力と</u>を組み合わせる。また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地</p>	<p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>る地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)</u>が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)</u>が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)</u>が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の</p>	<p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は</u>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は</u>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は</u>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷</p>	<p>動Ssによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)</u>が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)</u>が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)</u>が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の</p>	<p>震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 <u>又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)</u>(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は</u>常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は</u>常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は</u>常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態, 設計基準事故時の状態及び重大事</p>	<p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違 ・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違 ・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違 ・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は, その事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ, 適切な地震力(基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力)と組み合わせる。この組み合わせについては, 事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し, 工学的, 総合的に勘案の上設定する。なお, 継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ, 重大事故等時の状態で作作用する荷重と地震力(基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力)との組み合わせについては, 以下を基本設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動による地震力とを組み合わせ, その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力, 温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動による地震力とを組み合わせ, その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。その他の施設については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については,</p>	<p>重は, その事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ, 適切な地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)と組み合わせる。事故発生後, 通常運転時の状態を超える期間が長期にわたるため, 適切な地震力との組み合わせを考慮する観点で, 弾性設計用地震動S_dによる地震力と組み合わせる期間(前半期間), 基準地震動S_sによる地震力と組み合わせる期間(後半期間)に分けて組み合わせを設定する。この組み合わせについては, 事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の超過確率の積等を考慮し, 工学的, 総合的に勘案の上設定する。なお, 継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ, 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については, いったん事故が発生した場合, 長期間継続する事象のうち, 前半期間における荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力を組み合わせる, 後半期間における荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。また, 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力, 温度条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象のうち, 前半期間における荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力を組み合わせ, 後半期間における荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。また, その他の施設については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 通常運転時の状態又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作作用する荷重と, 動的地震力又は静的地震力を組み合</p>	<p>状態, 設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は, その事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ, 適切な地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)と組み合わせる。この組み合わせについては, 事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し, 工学的, 総合的に勘案の上設定する。なお, 継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ, 重大事故等時の状態で作作用する荷重と地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)との組み合わせについては, 以下を基本設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ, その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力, 温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ, その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。その他の施設については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 通</p>	<p>故等時の状態で作作用する荷重のうち, 地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は, その事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ, 適切な地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)と組み合わせる。この組み合わせについては, 事故事象の発生確率, 継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し, 工学的, 総合的に勘案の上設定する。なお, 継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ, 重大事故等時の状態で作作用する荷重と地震力(基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力)との組み合わせについては, 以下を基本設計とする。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ, その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。原子炉格納容器バウンダリを構成する設備(原子炉格納容器内の圧力, 温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。)については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ, その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。その他の施設については, いったん事故が発生した場合, 長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については, 通</p>	<p>備考</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>通常運転時の状態又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>c. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設に作用する地震力のうち動的地震力については, 水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には, その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合, それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば, 必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては, 支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重, 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし, 安全上適切と認められる規格及び基準 <u>又は試験等</u> で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準</u></p>	<p>わせる。</p> <p>c. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は</u> 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に作用する地震力のうち動的地震力については, 水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には, その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合, それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば, 必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては, 支持される施設の <u>施設区分</u> に応じた地震力と常時作用している荷重, 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし, 安全上適切と認められる規格及び基準 <u>又は試験等</u> で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は</u> 常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 ((e) に記載のものを除く。)</p>	<p>常運転時の状態又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>c. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設に作用する地震力のうち, 動的地震力については, 水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には, その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合, それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば, 必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては, 支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重, 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし, 安全上適切と認められる規格及び基準, 試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準</u></p>	<p>常運転時の状態又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>c. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設に作用する地震力のうち, 動的地震力については, 水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には, その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合, それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがあることが判明しているならば, 必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては, 支持される施設の <u>設備分類</u> に応じた地震力と常時作用している荷重, 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし, 安全上適切と認められる規格及び基準, 試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 女川 2】</p> <p>①の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 女川 2】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>拡張</u>が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((e)に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし,原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動による地震力との組合せに対する許容限界は,「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((f)に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>(c) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す耐震クラスの異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>なお,適用に当たっては,「耐震重要度分類」を「設備分類」に読み替える。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力((e)、(f)に</p>	<p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし,原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力の組合せに対する許容限界は,「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>(c) <u>施設区分</u>の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>なお,適用にあたっては,「耐震重要度」を「設備分類」に読み替える。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力((e)及び(f)</p>	<p><u>拡張</u>が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((e)に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし,原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力との組合せに対する許容限界は,「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((f)に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>(c) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>なお,適用に当たっては,「耐震重要度分類」を「設備分類」に読み替える。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力((e)及び(f)</p>	<p>建物・構築物((e)に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし,原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力との組合せに対する許容限界は,「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((f)に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>(c) <u>設備分類</u>の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>なお,適用に当たっては,「耐震重要度分類」を「設備分類」に読み替える。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力((e)及び(f)</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス」に読み替える。ただし、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については、当該クラスをSクラスとする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラ</p>	<p>記載のものを除く。)</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用にあたっては、「耐震重要度」を「重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス」に読み替える。ただし、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、当該クラスをSクラスとする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p>	<p>記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス」に読み替える。ただし、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については、当該クラスをSクラスとする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラ</p>	<p>記載のものを除く。)</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス」に読み替える。ただし、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、当該クラスをSクラスとする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSク</p>	<p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>スのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし, 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動と設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は, 「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>c. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, <u>常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物, 機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの</p>	<p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし, 原子炉格納容器バウンダリ, <u>非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動S_d</u>と設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は, 「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>c. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>又は常設重大事故緩和設備</u> が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物, 機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤</p> <p>「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの建物・構築物, Sクラスの機器・配管系, 屋外重要土木構造物,</p>	<p>スのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし, 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備, <u>非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動S_d</u>と設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は, 「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>c. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, <u>常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) <u>又は常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</u> が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物, 機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラス</p>	<p>ラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし, 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動S_dと設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は, 「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p> <p>c. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備, <u>常設重大事故緩和設備</u> <u>又は常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</u> (当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物, 機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤</p> <p>「設計基準対象施設について 第4条:地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4)許容限界」に示すSクラ</p>	<p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【東海第二】 ②の相違 ・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備(設計基準拡張)及び常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響についても評価する。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切な保管がなされていることを併せて確認する。</p> <p>2.1.2.2.6 構造計画と配置計画</p> <p>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。</p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。</p> <p>また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備(設計基準拡張)及び常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)のいずれにも属さない</p>	<p>する。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備については、「2.1.1.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針」の(4)に示す方針に従い、適切な保管がなされていることを併せて確認する。</p> <p>2.1.2.2.6 構造計画と配置計画</p> <p>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。</p> <p>また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、並びに常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設は、原則、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設に対して離隔をと</p>	<p>故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備(設計基準拡張)及び常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響についても評価する。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切な保管がなされていることを併せて確認する。</p> <p>2.1.2.2.6 構造計画と配置計画</p> <p>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。</p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。</p> <p>また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備(設計基準拡張)及び常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)のいずれにも属さない</p>	<p>故等対処設備並びに常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備(設計基準拡張)のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響についても評価する。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切な保管がなされていることを併せて確認する。</p> <p>2.1.2.2.6 構造計画と配置計画</p> <p>重大事故等対処施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。</p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。</p> <p>また、建物・構築物の建物間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</p> <p>Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備並びに常設重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故防止設備(設計基準拡張)のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設は、原則、常設耐</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】</p> <p>①の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>い常設の重大事故等対処施設は、原則、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設に対して離隔をとり配置する、若しくは基準地震動に対し構造強度を保つようにし、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>2.1.2.2.7 緊急時対策所</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）から構成される。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所については、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）を設置する5号炉原子炉建屋については、耐震構造とし、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。</u></p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の居住性を確保するため、鋼製の高气密室を設置し、基準地震動による地震力に対して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</u></p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を設置する5号炉原子炉建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）内に設置する室内遮蔽については、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の居住性を確保するため、基準地震動による地震力に対し</u></p>	<p><u>造強度を確保することにより、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>2.1.2.2.7 緊急時対策所建屋</p> <p><u>緊急時対策所建屋については、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所内の居住性を確保するため、緊急時対策所建屋の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保できるよう、基準地震動 S_s による地震力に対して、地震時及び地震後において耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。</u></p>	<p>い常設の重大事故等対処施設は、原則、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設に対して離隔をとり配置する、若しくは基準地震動 S_s に対し構造強度を保つようにし、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>2.1.2.2.7 緊急時対策所</p> <p><u>緊急時対策所については、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p><u>緊急時対策所を設置する緊急時対策建屋については、耐震構造とし、基準地震動 S_s による地震力に対して遮蔽性能を確保する。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所の居住性を確保するため、基準地震動 S_s に対して、緊急時対策所の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</u></p> <p><u>さらに、施設全体の更なる安全性を確保するため、基準地震動 S_s による地震力との組合せに対して、短期許容応力度以内に収める設計とする。</u></p>	<p>震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設に対して離隔をとり配置する、若しくは基準地震動 S_s に対し構造強度を保つようにし、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>2.1.2.2.7 緊急時対策所</p> <p><u>緊急時対策所については、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p><u>緊急時対策所については、耐震構造とし、基準地震動 S_s による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</u></p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 女川 2】</p> <p>①の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 女川 2】</p> <p>①の相違</p> <p>・設計条件の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は鉄筋コンクリート躯体により気密性を確保している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>て、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</u></p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「設計基準対象施設について第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.3 地震力の算定方法」及び「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2.1.2.3 主要施設の耐震構造 2.1.2.3.1 原子炉建屋</p> <p><u>原子炉建屋は、地上6階、地下2階建て、平面が約67m(南北方向)×約67m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)の建物である。</u></p> <p><u>最下階床面からの高さは約68mで地上高さは約56mである。</u></p> <p><u>建物中央部には一次格納容器を囲む円型の一次遮蔽壁があり、その外側に二次格納施設である原子炉棟の外壁及び原子炉建屋付属棟(以下、「付属棟」という。)の外壁がある。</u></p> <p><u>これらは原子炉建屋の主要な耐震壁を構成している。</u></p> <p><u>これらの耐震壁間を床が一体に連絡し、全体として剛な構造としている。</u></p> <p><u>原子炉建屋の基礎は、平面が約67m(南北方向)×約67m(東西方向)、厚さ約5mのべた基礎で、人工岩盤を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</u></p> <p>2.1.2.3.2 タービン建屋</p> <p><u>タービン建屋は、地上2階、地下1階建て、平面が約70m(南北方向)×約105m(東西方向)</u></p>	<p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「設計基準対象施設について第4条：地震による損傷の防止 1.10.4.1.3 地震力の算定方法」及び「1.10.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2.1.2.3 主要施設の耐震構造 2.1.2.3.1 原子炉建屋</p> <p><u>原子炉建屋は、中央部に地上3階、地下3階で、平面が約66m(南北方向)×約53m(東西方向)の原子炉棟があり、その周囲に地上2階、地下3階の付属棟を配置した鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)の建物である。原子炉棟と付属棟は、一体構造で同一基礎版上に設置され、本建屋の平面は外側で約77m(南北方向)×約84m(東西方向)である。最下階床面からの高さは約59mで、地上高さは約36mである。</u></p> <p><u>原子炉棟中央部には、鋼製の原子炉格納容器を囲む厚さ約2mの鉄筋コンクリート造の生体遮蔽壁があり、その外側に内部ボックス壁及び付属棟の外側である外部ボックス壁がある。</u></p> <p><u>これらは、原子炉建屋の主要な耐震壁を構成し、それぞれ壁の間を強固な床板で一体に連結しているため、全体として剛な構造となっている。</u></p> <p>2.1.2.3.2 タービン建屋</p> <p><u>タービン建屋は、地上2階、地下2階で、平面が約96m(南北方向)×約58m(東西方向)</u></p>	<p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「設計基準対象施設について第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.3 地震力の算定方法」及び「設計基準対象施設について 第4条：地震による損傷の防止 第1部 1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2.1.2.3 主要施設の耐震構造 2.1.2.3.1 原子炉建屋</p> <p><u>原子炉建屋は、中央部に地上4階、地下1階で平面が約52m×約52mの原子炉棟があり、その周囲に地上2階(一部3階)、地下2階の原子炉建物付属棟(以下「付属棟」という。)を配置した鉄筋コンクリート造の建物である。原子炉棟と付属棟は、一体構造で同一基礎版上に設置され、本建物の平面は約89m×約70mの矩形をなしている。最下階床面からの高さは約62mで、地上高さは約49mである。</u></p> <p><u>建物中央部には、鋼製格納容器を囲む厚さ約2mの鉄筋コンクリート造の生体遮蔽壁があり、その外側に原子炉棟と付属棟を区切る壁及び付属棟の外壁がある。</u></p> <p><u>これらは、原子炉建物の主要な耐震壁を構成し、それぞれ壁の間を強固な床版で一体に連結しているため、極めて剛な構造となっている。</u></p> <p>なお、この原子炉建屋に収納するSクラスの機器・配管系は、できる限り剛強な生体遮蔽壁又は床に直接支持させ、地震時反力を直接建物に伝えるように設計する。</p> <p>2.1.2.3.2 タービン建物</p> <p><u>タービン建屋は、地上3階(一部4階)、地下1階建てで平面が約138m(東西方向)×約51m(南</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）の建物であり、適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。</p> <p>タービン建屋の基礎は、平面が約70m（南北方向）×約105m（東西方向）、厚さ約1.9mで、杭及びケーソンを介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>2.1.2.3.3 廃棄物処理建屋</p> <p>廃棄物処理建屋は、地上4階、地下3階建て、平面は約41m（南北方向）×約69m（東西方向）の鉄筋コンクリート造の建物であり、適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。</p> <p>廃棄物処理建屋の基礎は、平面が約41m（南北方向）×約69m（東西方向）、厚さ約2.5mのべた基礎で、人工岩盤を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>2.1.2.3.4 使用済燃料乾式貯蔵建屋</p> <p>使用済燃料乾式貯蔵建屋は、地上1階建てで平面が約52m（南北方向）×約24m（東西方向）の鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）の建物であり、適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。</p> <p>使用済燃料乾式貯蔵建屋の基礎は、平面が約60m（南北方向）×約33m（東西方向）、厚さ約2.5m（一部約2.0m）で、鋼管杭を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>2.1.2.3.5 防潮堤及び防潮扉</p> <p>防潮堤は、鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁、鋼製防護壁及び鉄筋コンクリート防潮壁の3種類の構造形式に区分され、敷地を取り囲む形で設置</p>	<p>の鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）の建物である。</p> <p>建物の内部は、多くの遮蔽壁をもち、剛性が高い。したがって十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>2.1.2.3.3 制御建屋</p> <p>制御建屋は、地上3階、地下2階で、平面が41m（南北方向）×40m（東西方向）の鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）の建物である。</p> <p>2.1.2.3.4 防潮堤</p> <p>防潮堤は、鋼管式鉛直壁（一般部）、鋼管式鉛直壁（岩盤部）及び盛土堤防の3種類の構造形式に区分され、敷地の前面に設置する。</p>	<p>北方向）の鉄筋コンクリート造の建物である。</p> <p>原子炉は、直接サイクルであり、タービンが原子炉冷却系に接続しているため、タービン建物はBクラスではあるが、直接又はコンクリートを介して基礎岩盤で支持させる。</p> <p>建物の内部は、多くの遮蔽壁をもち、相当に剛性が高く、十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>2.1.2.3.3 廃棄物処理建物</p> <p>廃棄物処理建物は、地上5階、地下2階建てで平面が約57m（東西方向）×約55m（南北方向）の鉄筋コンクリート造の建物である。</p> <p>廃棄物処理建物は、Bクラスではあるが直接基礎岩盤で支持させる。</p> <p>建物の内部は、放射性廃棄物処理施設を収納するので、多くの遮蔽壁をもち、剛性が高く十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>2.1.2.3.4 制御室建物</p> <p>制御室建物は、4階建てで平面が約37m（東西方向）×約22m（南北方向）の鉄筋コンクリート造の建物である。</p> <p>2.1.2.3.5 防波壁及び防波扉</p> <p>防波壁は、多重鋼管杭式擁壁、鋼管杭式逆T擁壁及び波返重力擁壁（岩盤支持部、改良地盤部）の3種類の構造形式に分類され、敷地の前面に設</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>する。</p> <p>また、防潮堤のうち、敷地側面南側の鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁及び敷地前面東側の鉄筋コンクリート防潮壁には、それぞれ 1 箇所ずつ防潮扉を設置する。</p> <p>鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁は、延長約 1.5km、直径約 2m 及び約 2.5m の複数の鋼管杭を鉄筋コンクリートで巻き立てた天端高さ T.P. +18m 及び T.P. +20m の鉄筋コンクリート梁壁と鋼管鉄筋コンクリートとを一体とした剛な構造物であり、鋼管杭を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>鋼製防護壁は、延長約 80m、天端高さ T.P. +20m、奥行約 5m～約 16m の鋼殻構造であり、適切に配置された鋼板を溶接及び高力ボルトで接合した剛な構造である。鋼製防護壁は、幅約 50m の取水構造物を横断し、取水構造物の側方に位置する地中連続壁基礎を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>鉄筋コンクリート防潮壁は、延長約 160m、天端高さ T.P. +20m、奥行約 10m～約 23m の鉄筋コンクリート造の剛な構造物であり、地中連続壁基礎を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁及び鉄筋コンクリート防潮壁に設置する防潮扉は上下スライド式の鋼製扉であり、それぞれ杭又は地中連続壁基礎を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p>	<p>鋼管式鉛直壁（一般部）は、延長約 420m、直径 2.2m 及び 2.5m の鋼管杭に天端高さ 0.P. +29m *の鋼製遮水壁を取り付け、周囲に背面補強工（コンクリート）、セメント改良土、改良地盤及び置換コンクリートを配置した剛な構造物であり、鋼管杭及び改良地盤を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>鋼管式鉛直壁（岩盤部）は、延長約 260m、直径 2.2m 及び 2.5m の鋼管杭に天端高さ 0.P. +29m *の鋼製遮水壁を取り付けた剛な構造物であり、鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>盛土堤防は、延長約 120m、天端高さ 0.P. +29m *のセメント改良土で盛り立てた盛土構造物であり、直接又は改良地盤を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>*防潮堤の高さは、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による約 1m の沈降を考慮した表記とする。</p> <p>2.1.2.3.5 防潮壁</p> <p>防潮壁は、鋼製遮水壁（鋼板）、鋼製遮水壁（鋼桁）、鋼製扉及び鉄筋コンクリート（RC）遮水壁の 4 種類の構造形式に区分され、2号及び3号炉海水ポンプ室、2号及び3号炉放水立坑並びに3号炉海水熱交換器建屋取水立坑に設置する。</p> <p>鋼製遮水壁（鋼板）のうち、2号及び3号炉海水ポンプ室、2号及び3号炉放水立坑に設置する防潮壁は、フーチング上に設置する H 形鋼に、鋼板をボルトで接合した構造物であり、フーチングと一体化した鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。また、3号炉海水熱交換器建屋取水立坑に設置する防潮壁は、既設建屋の躯体上に、鋼製の躯体と鋼板で構成された構造物である。</p> <p>鋼製遮水壁（鋼桁）は、海水ポンプ室及び地中構造物を横断し、フーチング上に設置した鉄筋コ</p>	<p>置する。</p> <p>また、敷地の前面に設置された防波壁には防波壁通路防波扉を 4 箇所設置する。</p> <p>多重鋼管杭式擁壁は、延長約 430m、直径約 1.6m の鋼管杭を鉄筋コンクリートで巻き立てた天端高さ E.L. +15m の鉄筋コンクリートで構成されており、直径約 1.6m～2.2m の多重鋼管杭を介して岩着している。隣り合う鋼管杭間はセメントミルク等で充填し、また防波壁背後に止水性を有する地盤改良を実施する。</p> <p>鋼管杭式逆 T 擁壁は、延長約 320m、天端高さ E.L. +15m の鉄筋コンクリートで構成されており、鋼管杭を介して岩着している。杭間の埋戻土に対し地盤改良を実施する。</p> <p>波返重力擁壁（岩盤部、改良地盤部）は、岩盤部の延長約 720m、改良地盤部の延長約 40m、天端高さ E.L. +15m の鉄筋コンクリートで構成されており、ケーソン及びMMR（マンメイドロック）を介して岩着、または堅硬な地山に直接設置している。一部砂礫層が介在する箇所に対して地盤改良を実施する。</p> <p>防波壁通路防波扉は、左右スライド式の鋼製扉であり、それぞれ鋼管杭を介して岩着している。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>2. 1. 2. 3. 6 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器は、内径約 26m、高さ約 16m、厚さ約 3. 2cm～約 3. 8cm の鋼製円筒殻と底部内径約 26m、頂部内径約 12m、高さ約 24m、厚さ約 2. 8cm～約 3. 8cm の鋼製円錐殻、底部内径約 12m、頂部内径約 9. 7m、高さ約 2m の鋼製円錐殻、その上に載る格納容器ヘッド及び底部コンクリートスラブより構成され全体の高さは約 48m である。</p> <p>円筒殻と底部コンクリートスラブとの接続にはアンカーボルトを用いる。</p> <p>円筒殻と円錐殻の接続部の高さに、原子炉格納容器を上下に分けるダイヤフラム・フロアがあり、下部はサプレッション・チェンバになっている。</p> <p>円錐殻頂部付近には上部シアラグ及びスタビライザがあり、原子炉圧力容器より原子炉格納容器に伝えられる水平力及び原子炉格納容器にかかる水平力の一部を周囲の一次遮蔽壁に伝える構造となっている。</p> <p>2. 1. 2. 3. 7 原子炉圧力容器</p> <p>原子炉圧力容器は内径約 6. 4m、高さ約 23m、重量は原子炉圧力容器内部構造物、原子炉冷却材及び燃料集合体を含めて約 1, 600 t である。</p>	<p>コンクリート (RC) 支柱に、支承ゴムを介して鋼桁を設置する構造物であり、フーチングと一体化した鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>鋼製扉は、フーチング上に設置した鉄筋コンクリート (RC) 支柱と鋼製扉を、扉取付部 (ヒンジ) により接合した片開き式の構造物であり、フーチングと一体化した鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>鉄筋コンクリート (RC) 遮水壁は、フーチングと鉄筋コンクリート (RC) 壁を一体とした剛な構造物であり、フーチングと一体化した鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>2. 1. 2. 3. 6 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器はドライウエルとサプレッションチェンバから構成しており、ドライウエルは内径約 23m の円筒殻の上に、内径約 23m の半球殻をつけた高さ約 37m の鋼製圧力容器であり、ベント管を介してサプレッションチェンバと接続している。</p> <p>半球殻上部付近にはシアラグを設けて、原子炉圧力容器から原子炉格納容器に伝えられる水平力及び原子炉格納容器にかかる水平力の一部を周囲の生体遮蔽壁に伝える構造としている。</p> <p>サプレッションチェンバは、円環形をしており、断面径約 9. 4m、円環部の中心径約 38m の鋼製容器である。</p> <p>2. 1. 2. 3. 7 原子炉圧力容器</p> <p>原子炉圧力容器は、内径約 5. 6m、高さ約 22m、質量は原子炉圧力容器内部構造物、内部冷却材及び燃料集合体を含めて約 1, 250t である。</p>	<p>2. 1. 2. 3. 6 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器は、上下部半球胴部円筒形ドライウエルと円環形サプレッション・チェンバで構成され、容器の主要寸法はそれぞれドライウエル円筒部直径約 23m、サプレッション・チェンバの円環部断面直径約 9. 4m、円環部中心線直径約 38m、全体の高さは約 37m である。</p> <p>ドライウエル下部及びサプレッション・チェンバ支持脚は建物基礎版上に設置する。</p> <p>ドライウエル上部と生体遮蔽壁との間にシアラグを設け、原子炉圧力容器から原子炉格納容器に伝えられる水平力及び原子炉格納容器にかかる水平力の一部を周囲の生体遮蔽壁を介して建物に伝える構造となっている。</p> <p>2. 1. 2. 3. 7 原子炉圧力容器</p> <p>原子炉圧力容器は内径約 5. 6m、高さ約 21m、重量は原子炉圧力容器内部構造物、内部冷却材及び燃料集合体を含めて約 1, 300t である。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>この容器は底部の鋼製スカートで支持され、スカートは鉄筋コンクリート造円筒形の原子炉本体の基礎に固定されたベヤリングプレートにボルトで接続されている。</p> <p>原子炉圧力容器は、その外周の原子炉遮蔽頂部で原子炉圧力容器スタビライザによって水平方向に支持されて、原子炉遮蔽の頂部は原子炉格納容器スタビライザによって原子炉格納容器に結合されている。原子炉圧力容器スタビライザは地震力に対し原子炉圧力容器の上部を横方向に支持している。</p> <p>したがって、水平力に対して原子炉圧力容器はスカートで下端固定、原子炉圧力容器スタビライザで上部ピン支持となっている。</p> <p>2. 1. 2. 3. 8 原子炉圧力容器内部構造物</p> <p>炉心に作用する水平力は、ステンレス鋼の炉心シュラウドによって支持されている。炉心シュラウドは、円筒形をした構造で原子炉圧力容器の下部に溶接されている。</p> <p>燃料集合体に作用する水平力は、上部格子板及び炉心支持板を通して炉心シュラウドに伝えられ、燃料集合体はジルカロイ製の細長いチャンネル・ボックスに納められている。燃料棒は、過度の変形を生ずることがないように、燃料集合体頂部と底部のタイプレートで押さえ、中間部もスペーサによって押さえられている。</p> <p>スタンドパイプと気水分離器は溶接によって一体となっている。蒸気乾燥器は原子炉圧力容器につけたブラケットによって支持されている。</p> <p>ジェットポンプは炉心シュラウドの外周に配置されている。ライザは原子炉圧力容器を貫通して立ち上がり、上部において原子炉圧力容器に支持され、ジェットポンプは上部においてライザに結合されている。</p>	<p>原子炉圧力容器は、底部の鋼製スカートで支持され、スカートは鋼製円筒形基礎にアンカボルトで接続されている。原子炉圧力容器は、容器外周に位置する円筒状の原子炉遮蔽壁頂部で原子炉圧力容器スタビライザによって水平方向に支持され、原子炉遮蔽壁の頂部は原子炉格納容器スタビライザによって原子炉格納容器と結合する。原子炉圧力容器スタビライザは地震力に対し原子炉圧力容器の上部を水平方向に支持している。</p> <p>したがって、原子炉圧力容器は、スカートで下端固定、スタビライザで上部ピン支持となっている。</p> <p>2. 1. 2. 3. 8 原子炉圧力容器内部構造物</p> <p>炉心に作用する水平力は、ステンレス鋼製の炉心シュラウド及び炉心シュラウド支持ロッドで支持する。炉心シュラウドは周囲に炉心シュラウド支持ロッドを設置した円筒形の構造で、シュラウドサポートを介して原子炉圧力容器の下部に溶接する。</p> <p>燃料集合体に作用する水平力は、上部格子板及び炉心支持板を通して炉心シュラウドに伝える。燃料集合体は、ジルカロイ製の細長いチャンネルボックスに納める。燃料棒は、燃料集合体頂部及び底部のタイプレートで押さえられ、中間部もスペーサによって押さえられるので過度の変形を生じることはない。</p> <p>気水分離器は、シュラウドヘッドに取り付けられたスタンドパイプに溶接する。蒸気乾燥器は、原子炉圧力容器に付けたブラケットで支持する。</p> <p>20 台のジェットポンプは、炉心シュラウドの外周に配置する。ジェットポンプライザ管は、原子炉圧力容器を貫通して立ち上がり、上部において原子炉圧力容器にライザブレースで支持される。ジェットポンプ上部のノズルアセンブリはボルトでライザに結合する。</p>	<p>原子炉圧力容器は底部の鋼製スカートで支持し、スカートは鋼製円筒形基礎にアンカ・ボルトで接続されている。原子炉圧力容器の上部は、ガンマ線遮蔽壁頂部でスタビライザによって水平方向に支持し、ガンマ線遮蔽壁の頂部は鋼製フレーム (スタビライザ) によって原子炉格納容器と結合する。内側のスタビライザはばねにプリコンプレッションを与えており、地震力に対しこのばねを介して原子炉圧力容器の上部を横方向に支持する。なお、スタビライザは原子炉圧力容器の熱膨張によってこのプリコンプレッションが弛緩しない構造となっている。</p> <p>したがって、原子炉圧力容器はスカートで下端固定、スタビライザで上部ピン支持となっている。</p> <p>2. 1. 2. 3. 8 原子炉圧力容器内部構造物</p> <p>炉心に作用する水平力は、ステンレス鋼製の炉心シュラウドで支持する。炉心シュラウドは円筒形をした構造でシュラウド支持脚を介して原子炉圧力容器の下部に溶接する。</p> <p>燃料集合体に作用する水平力は上部格子板及び炉心支持板を通して炉心シュラウドに伝える。燃料集合体はジルカロイ製の細長いチャンネル・ボックスに納める。燃料棒は燃料集合体頂部及び底部のタイ・プレートで押さえられ、中間部もスペーサによって押さえられるので過度の変形を生ずることはない。</p> <p>気水分離器はシュラウド・ヘッドに取り付けられたスタンド・パイプに溶接する。蒸気乾燥器は原子炉圧力容器に付けたブラケットで支持する。</p> <p>20 個のジェット・ポンプは炉心シュラウドの外周に配置する。ジェット・ポンプ・ライザ管は原子炉圧力容器を貫通して立ち上がり、上部において圧力容器にライザ・ブレースで支持される。ジェット・ポンプ上部のノズル・アセンブリはボルトでライザに結合する。</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ジェットポンプの下部はシュラウドサポートプレートに溶接されている。この機構によってジェットポンプは熱膨張を拘束されずに振動を防止できる構造となっている。</p> <p>制御棒駆動機構ハウジングは、上部は原子炉圧力容器底部に溶接されており、地震荷重に対しても十分な強度を持つように設計する。</p> <p>2.1.2.3.9 再循環系</p> <p>再循環ループは2 ループあって、外径約 610mm のステンレス鋼管で原子炉圧力容器から下方に伸び、その最下部に再循環系ポンプを設け、持ち再び立ち上げてヘッダに入り、そこから 5 本の外径約 320mm のステンレス鋼管に分れ、原子炉圧力容器に接続される。この系の支持方法は、熱膨張による動きを拘束せず、できる限り剛な系になるように、適切なスプリングハンガ、スナッパ等を採用する。再循環系ポンプは、ケーシングに取り付けられたコンスタントハンガ、スナッパ等によって支持される。</p> <p>2.1.2.3.10 緊急用海水ポンプピット</p> <p>緊急用海水ポンプピットは、平面が約 12m (南北方向) ×約 12m (東西方向) の多層ラーメン構造の鉄筋コンクリート造地中構造物である。天端から底板までの高さは、約 36m で、十分な支持性能を有する岩盤に設置される。</p> <p>緊急用海水ポンプピットは、重大事故等対処設備である緊急用海水ポンプ2台と緊急用海水系ストレナ1基、配管・弁等を収納し、配管は、緊急用海水ポンプピットに接続するカルバートを介して、隣接する原子炉建屋付属棟に接続して</p>	<p>ジェットポンプの下部はシュラウドサポートプレートに溶接されている。この機構によってジェットポンプは熱膨張を拘束されずに振動を防止できる構造となっている。</p> <p>制御棒駆動機構ハウジングは、上部は原子炉圧力容器底部に溶接されており、地震荷重に対しても十分な強度を持つように設計する。</p> <p>2.1.2.3.9 再循環系</p> <p>再循環ループは2 ループあって、外径約 610mm のステンレス鋼管で原子炉圧力容器から下方に伸び、その最下部に再循環系ポンプを設け、持ち再び立ち上げてヘッダに入り、そこから 5 本の外径約 320mm のステンレス鋼管に分れ、原子炉圧力容器に接続される。この系の支持方法は、熱膨張による動きを拘束せず、できる限り剛な系になるように、適切なスプリングハンガ、スナッパ等を採用する。再循環系ポンプは、ケーシングに取り付けられたコンスタントハンガ、スナッパ等によって支持される。</p> <p>2.1.2.3.10 緊急用海水ポンプピット</p> <p>緊急用海水ポンプピットは、平面が約 12m (南北方向) ×約 12m (東西方向) の多層ラーメン構造の鉄筋コンクリート造地中構造物である。天端から底板までの高さは、約 36m で、十分な支持性能を有する岩盤に設置される。</p> <p>緊急用海水ポンプピットは、重大事故等対処設備である緊急用海水ポンプ2台と緊急用海水系ストレナ1基、配管・弁等を収納し、配管は、緊急用海水ポンプピットに接続するカルバートを介して、隣接する原子炉建屋付属棟に接続して</p>	<p>ジェットポンプのディフューザ下部はバッフルプレートに溶接する。ディフューザ上部とスロートはスリップジョイント結合にして、縦方向に滑ることができるようにする。したがって、ジェットポンプの支持機構は、熱膨張は許すが、振動を防止することができる。</p> <p>制御棒駆動機構ハウジングは、上部は原子炉圧力容器底部のスタブチューブに溶接し、下部はハウジングサポートで支持し、地震荷重に対しても十分な強度をもつように設計する。</p> <p>2.1.2.3.9 原子炉再循環系</p> <p>原子炉再循環ループは2 ループあって、外径約 0.52m のステンレス鋼管で原子炉圧力容器から下方に伸び、その下に原子炉再循環ポンプを設け、再び立ち上げてヘッダに入れ、そこから5本の外径約 0.28m のステンレス鋼管に分け、原子炉圧力容器に接続する。この系の支持方法は、熱膨張による動きを拘束せず、できる限り剛な系になるように、スプリングハンガ、スナッパ等を採用する。原子炉再循環ポンプは、ケーシングに取り付けたコンスタントハンガ等で支持する。</p> <p>2.1.2.3.10 原子炉本体の基礎</p> <p>原子炉本体の基礎については、内筒及び外筒の円筒鋼板の間にコンクリートを充填した、鋼材とコンクリートの複合構造となっている。</p>	<p>ジェット・ポンプのディフューザ下部はバッフル板に溶接する。ディフューザ上部とスロートはスリップ・ジョイント結合にして、縦方向に滑ることができるようにする。したがって、ジェット・ポンプの支持機構は、熱膨張は許すが、振動を防止できる構造となっている。</p> <p>制御棒駆動機構ハウジングは、上部は原子炉圧力容器底部のスタブ・チューブに溶接し、下部はハウジング・サポートで支持するので地震力に対しても十分な強度をもつ。</p> <p>2.1.2.3.9 再循環系</p> <p>再循環ループは2 ループあって、原子炉圧力容器から内径約 0.44m のステンレス鋼管で下方に伸び、その下部に再循環ポンプを設け、再び立ち上げてヘッダに入れ、そこから5本の内径約 0.23m のステンレス鋼管に分け、原子炉圧力容器に接続する。この系の支持方法は、熱膨張による動きを拘束せず、できる限り剛な系になるように、適切なスプリング・ハンガ、スナッパ等を採用する。再循環ポンプはケーシングに取り付けたコンスタント・ハンガで支持する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>いる。また、緊急用海水取水管が地下岩盤内で接続し海水を取り入れる構造である。</p> <p>2. 1. 2. 3. 11 格納容器圧力逃がし装置格納槽 格納容器圧力逃がし装置格納槽は、平面が約16m (南北方向) ×約 11m (東西方向) の鉄筋コンクリート造の格納槽及び延長約 37m, 内空幅約 3m (一部約 5m 及び約 9m), 内空高さ約 8m の鉄筋コンクリート造の地中構造物である格納容器圧力逃がし装置格納槽カルバートから構成される。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置格納槽の天端から底板までの高さは、約 23m で、十分な支持性能を有する岩盤に設置される。また、格納容器圧力逃がし装置格納槽カルバートは、人工岩盤を介して十分な支持性能を有する岩盤に設置される。</p> <p>格納容器圧力逃がし装置格納槽は、重大事故等対処設備である格納容器圧力逃がし装置フィルタ装置、配管・弁等を収納し、配管は、格納容器圧力逃がし装置格納槽カルバートを介して、隣接する原子炉建屋付属棟に接続される。</p> <p>2. 1. 2. 3. 12 常設低圧代替注水系格納槽 常設低圧代替注水系格納槽は、直径約 24m×高さ約 26m (内径約 20m, 内空高さ約 22m) の代替淡水貯槽、平面が約 10m (南北方向) ×約 14m (東西方向) の鉄筋コンクリート造の常設低圧代替注水系ポンプ室及び常設低圧代替注水系配管カルバートで構成され、躯体全体を地下に埋設する構造である。</p> <p>代替淡水貯槽及び常設低圧代替注水系ポンプ室の天端から底板までの高さは約 28m で、十分な支持性能を有する岩盤に設置される。</p> <p>常設低圧代替注水系ポンプ室は、高さ約 32m の</p>	<p>2. 1. 2. 3. 11 緊急用電気品建屋 緊急用電気品建屋は、地上 1 階、地下 1 階で平面が約 25m (南北方向) ×約 30m (東西方向) の鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) の建物である。</p>	<p>2. 1. 2. 3. 10 第 1 ベントフィルタ格納槽 第 1 ベントフィルタ格納槽は、平面が約 13m (南北方向) ×約 25m (東西方向) の鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、MMR を介して CM 級岩盤に支持される。</p> <p>2. 1. 2. 3. 11 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽は、平面が約 13m (南北方向) ×約 27m (東西方向) の水槽とポンプ格納槽に大別される鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、CM 級岩盤に支持される。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>多層ラーメン構造の鉄筋コンクリート造の地中構造物で、重大事故等対処設備である常設低圧代替注水系ポンプ 2 台、配管・弁等を収納する。</u></p> <p><u>常設低圧代替注水系配管カルバートは、延長約 22m、内空幅約 2m、内空高さ約 2m の鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、人工岩盤を介して十分な支持性能を有する岩盤に設置される。代替淡水貯槽及び常設低圧代替注水系ポンプ室は、常設低圧代替注水系配管カルバートを介して、隣接する原子炉建屋付属棟に接続される。</u></p> <p><u>2. 1. 2. 3. 13 常設代替高圧電源装置置場</u></p> <p><u>常設代替高圧電源装置置場は、平面が約 46m(南北方向) ×約 56m(東西方向) の区画で、地上部は、鉄筋コンクリート造の壁(高さ約 12m) で区画され、常設代替高圧電源装置 6 台、高所東側接続口及び高所西側接続口を内包している。地下部には、軽油貯蔵タンク(地下式) 及び西側淡水貯水設備を内包する高さ約 32m の多層ラーメン構造の鉄筋コンクリート造の地中構造物で、十分な支持性能を有する岩盤に設置される。また、地下部において、電路及び水・燃料配管を内包する常設代替高圧電源装置用カルバート(トンネル部、立坑部、カルバート部) に接続しており、原子炉建屋に接続される。</u></p> <p><u>2. 1. 2. 3. 14 常設代替高圧電源装置用カルバート</u></p> <p><u>常設代替高圧電源装置用カルバートは、鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、トンネル部、立坑部及びカルバート部に区分される。立坑部及びカルバート部は、原子炉建屋地下に隣接し、立坑部は、十分な支持性能を有する岩盤に設置され、カルバート部は、杭を介して十分な支持性能を有する岩盤に設置される。トンネル部は、延長約 150m、内径約 5m の鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、十分な支持性能を有する岩盤内に設置される。</u></p>		<p><u>2. 1. 2. 3. 12 ガスタービン発電機建物</u></p> <p><u>ガスタービン発電機建物は、地上 3 階建てで平面が約 44m(東西方向) ×約 43m(南北方向) の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造) の建物である。</u></p> <p><u>ガスタービン発電機建物は、直接基礎岩盤で支持させる。</u></p> <p><u>建物の内部は、多くの耐震壁をもち、剛性が高く十分な耐震性を有する構造となっている。</u></p> <p><u>2. 1. 2. 3. 13 屋外配管ダクト(ガスタービン発電</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>2. 1. 2. 3. 15 非常用取水設備</p> <p>非常用取水設備は、以下の各設備からなる一連の設備として設置する。</p> <p>(1) SA用海水ピット取水塔</p> <p>SA用海水ピット取水塔は、東海港内に設置される直径約 7m×高さ約 21m (内径約 4m, 内空高さ約 18m) の円筒形の鉄筋コンクリート造地中構造物であり、十分な支持性能を有する岩盤に設置される。</p> <p>(2) 海水引込み管</p> <p>海水引込み管は、直径約 1.2m×長さ約 154m の鋼管の地中構造物であり、SA用海水ピット取水塔とSA用海水ピットに接続し、十分な支持性能を有する岩盤内に設置される。</p> <p>(3) SA用海水ピット</p> <p>SA用海水ピットは、防潮堤内側の T.P. +8m の敷地に設置される直径約 14m×高さ約 34m (内径約 10m, 内空高さ約 28m) の円筒形の鉄筋コンクリート造地中構造物であり、十分な支持性能を有する岩盤に設置される。</p> <p>(4) 緊急用海水取水管</p> <p>緊急用海水取水管は、直径約 1.2m×長さ約 168m の鋼管の地中構造物であり、SA用海水ピットと緊急用海水ポンプピットに接続し、十分な支持性能を有する岩盤内に設置される。</p> <p>(5) 緊急用海水ポンプピット (「1. 3. 3. 10 緊急用海水ポンプピット」に記載)</p> <p>(6) 取水構造物及び貯留堰</p> <p>取水構造物は、取水口、取水路及び取水ピットから構成され、延長約 56m, 幅約 43m, 高さ約 12m の鉄筋コンクリート造の地中構造物である。取水</p>		<p>機用軽油タンク～ガスタービン発電機)</p> <p>屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)は、延長約 56m, 幅約 3m の鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、MMR を介して CM 級岩盤に支持される。</p> <p>2. 1. 2. 3. 14 非常用取水設備</p> <p>非常用取水設備は、以下の各設備からなる一連の設備として設置する。</p> <p>(1) 取水口</p> <p>取水口は、輪谷湾内に設置される直径約 19m×高さ約 13m (内径約 8m, 内空高さ約 10m) の基部をアンカーコンクリートで巻き立てられた鋼製の構造物であり、CM 級岩盤に直接支持される。取水口は 2 基あり、両者の設置高さに違いはない。</p> <p>(2) 取水管</p> <p>取水管は、直径約 4m で長さ約 130m と長さ約 125m の 2 系統で構成される、通水方向に対して一様の断面形状を示す鋼製の構造物であり、岩盤掘削した中に砕石又はコンクリートを介して CM 級岩盤に支持される。</p> <p>(3) 取水槽</p> <p>取水槽は、平面が約 47m (南北方向) ×約 35m (東西方向) のポンプ室とスクリーン室に大別される鉄筋コンクリート造の半地下式構造物であり、CM 級岩盤に直接支持される。ポンプ室は、T.P. +1. 1m より上部のポンプ室と下部の 3 連のボックスカルバート形状の水路から構成され、スクリーン室は、T.P. +4. 0m より上部の除じん機室と下部の 6 連のボックスカルバート形状の水路から構成される。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>路は8連のラーメン構造, 取水ピットは5連のラーメン構造であり, 杭を介して十分な支持性能を有する岩盤に設置される。</p> <p>貯留堰は, 延長約110mの海底面から約2m突出した鋼管矢板を連結した構造物であり, 鋼管矢板は十分な支持性能を有する岩盤に直接設置される。</p> <p>2.1.2.3.16 可搬型重大事故等対処設備保管場所 可搬型重大事故等対処設備保管場所は, 東海第二発電所の敷地の西側エリアの T.P. +23m に敷地及び T.P. +25m の敷地に各1箇所設置し, 100m以上の離隔をとることで共通要因による故障を防止する。さらに, 基準地震動S_sに対し, 周辺斜面の崩壊, 敷地下斜面の滑り, 倒壊物の影響を受けない場所とする。</p> <p>2.1.2.3.17 その他 その他の機器・配管系については, 運転荷重, 地震荷重, 熱膨張による荷重を考慮して, 必要に応じてスナッパ, リジットハンガ, その他の支持装置を使用して耐震性に対しても熱的にも安全な設計とする。</p> <p>2.1.2.4 地震検知による耐震安全性の確保 (1) 地震検出計 安全保護系の一つとして地震検出計を設け, ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は弾性設計用地震動S_dの加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は, フェイル・セーフ設備とするが, 地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないように配慮する。 地震検出計は, 基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建屋基礎版の位置, また主要な機器が配置されている代表的な床面に設置する。なお, 設置に当たっては試験及び保守が可能な原子炉建屋の適切な場所に設置する。</p>	<p>路は8連のラーメン構造, 取水ピットは5連のラーメン構造であり, 杭を介して十分な支持性能を有する岩盤に設置される。</p> <p>貯留堰は, 延長約110mの海底面から約2m突出した鋼管矢板を連結した構造物であり, 鋼管矢板は十分な支持性能を有する岩盤に直接設置される。</p> <p>2.1.2.3.16 可搬型重大事故等対処設備保管場所 可搬型重大事故等対処設備保管場所は, 東海第二発電所の敷地の西側エリアの T.P. +23m に敷地及び T.P. +25m の敷地に各1箇所設置し, 100m以上の離隔をとることで共通要因による故障を防止する。さらに, 基準地震動S_sに対し, 周辺斜面の崩壊, 敷地下斜面の滑り, 倒壊物の影響を受けない場所とする。</p> <p>2.1.2.3.17 その他 その他の機器・配管系については, 運転荷重, 地震荷重, 熱膨張による荷重を考慮して, 必要に応じてスナッパ, リジットハンガ, その他の支持装置を使用して耐震性に対しても熱的にも安全な設計とする。</p> <p>2.1.2.4 地震検知による耐震安全性の確保 (1) 地震検出計 安全保護系の一つとして地震検出計を設け, ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は弾性設計用地震動S_dの加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は, フェイル・セーフ設備とするが, 地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないように配慮する。 地震検出計は, 基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建屋基礎版の位置, また主要な機器が配置されている代表的な床面に設置する。なお, 設置に当たっては試験及び保守が可能な原子炉建屋の適切な場所に設置する。</p>	<p>路は8連のラーメン構造, 取水ピットは5連のラーメン構造であり, 杭を介して十分な支持性能を有する岩盤に設置される。</p> <p>貯留堰は, 延長約110mの海底面から約2m突出した鋼管矢板を連結した構造物であり, 鋼管矢板は十分な支持性能を有する岩盤に直接設置される。</p> <p>2.1.2.3.12 その他 その他の機器・配管系については, 運転荷重, 地震荷重, 熱膨張による荷重を考慮して, 必要に応じてリジットハンガ, スナッパ, その他の支持装置を使用して耐震性に対しても熱的にも十分な設計を行う。</p> <p>2.1.2.4 地震検知による耐震安全性の確保 2.1.2.4.1 地震感知器 安全保護系の一つとして地震感知器を設け, ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は弾性設計用地震動S_dの加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は, フェイル・セーフ設備とするが, 地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないように配慮する。 地震感知器は, 基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建屋基礎版の位置, また主要な機器が設置されている代表的な床面に設置する。なお, 設置に当たっては試験及び保守が可能な原子炉建屋の適切な場所に設置する。</p>	<p>路は8連のラーメン構造, 取水ピットは5連のラーメン構造であり, 杭を介して十分な支持性能を有する岩盤に設置される。</p> <p>貯留堰は, 延長約110mの海底面から約2m突出した鋼管矢板を連結した構造物であり, 鋼管矢板は十分な支持性能を有する岩盤に直接設置される。</p> <p>2.1.2.3.15 可搬型重大事故等対処設備保管場所 可搬型重大事故等対処設備保管場所は, 発電所構内の第1～第4保管エリアの合計4箇所設置し, 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能が失われないよう, 100m以上の離隔をとる。また, 基準地震動S_sに対し, 周辺斜面の崩壊, 敷地下斜面のすべり, 周辺構造物の損壊の影響を受けない場所とする。</p> <p>2.1.2.3.16 その他 その他の機器・配管系については, 運転荷重, 地震荷重, 熱膨張による荷重を考慮して, 必要に応じてリジット・ハンガ, スナッパ, その他の支持装置を使用して耐震性に対しても熱的にも十分な設計を行う。</p> <p>2.1.2.4 地震検知による耐震安全性の確保 2.1.2.4.1 地震感知器 安全保護系の一つとして地震感知器を設け, ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は弾性設計用地震動S_dの加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は, フェイル・セーフ設備とするが, 地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないように配慮する。 地震感知器は, 基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建物基礎版の位置, また主要な機器が配置されている代表的な床面に設置する。なお, 設置に当たっては, 試験及び保守が可能な原子炉建物の適切な場所に設置する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>(2) 地震観測等による耐震性の確認</p> <p>原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づき解析等により施設の機能に支障のないことを確認していくものとする。</p> <p>地震観測を継続して実施するために、地震観測網の適切な維持管理を行う。</p>	<p>2.1.2.4.2 地震観測等による耐震性の確認</p> <p>発電用原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づき解析等により施設の機能に支障がないことを確認していくものとする。</p> <p>また、原子炉をスクラムさせるようなある程度以上の地震が起こった場合には、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等の影響を踏まえて設計体系に反映した事項(初期剛性低下の考慮等)について分析し、設計の妥当性を確認する。</p> <p>なお、地震観測装置の設置に当たっては、地震観測を継続して実施するために、地震観測網の適切な維持管理を行うとともに、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等に対する振動性状の詳細検討結果に応じて観測装置の充実を図る。</p>	<p>2.1.2.4.2 地震観測等による耐震性の確認</p> <p>発電用原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づき解析等により施設の機能に支障のないことを確認していくものとする。</p> <p>なお、地震観測を継続して実施するために、地震観測網の適切な維持管理を行う。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（1/12）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (2) 計測制御系統施設 ・無線連絡設備 (常設) [C] ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・衛星電話設備 (常設) [C] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・5号伊屋外緊急連絡用インターフォン (3) 非常用取水設備 ・スクリーン室[C] ・取水路[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (2) 計測制御系統施設 ・無線連絡設備 (常設) [C] ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・衛星電話設備 (常設) [C] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・5号伊屋外緊急連絡用インターフォン (3) 非常用取水設備 ・スクリーン室[C] ・取水路[C]	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（1/7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料プール温度 (SA) ・使用済燃料プール監視カメラ (使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む) (2) 計測制御系統施設 ・原子炉圧力容器温度 ・ドライウエル雰囲気温度 ・サブプレッション・チェンバ雰囲気温度 ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・残留熱除去系海水系系統流量[C] ・高圧伊心スプレイ系ポンプ吐出圧力[C] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・低圧伊心スプレイ系ポンプ吐出圧力[C] ・非常用電源供給系供給圧力[C] ・非常用電源供給系高圧電源ポンベ圧力 ・非常用速がし安全弁駆動系供給圧力 ・非常用速がし安全弁駆動系高圧電源ポンベ圧力 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C] (3) 非常用取水設備 ・取水構造物[C] ・SA用海水ピット取水塔 ・海水引込み管 ・SA用海水ピット ・緊急用海水取水管 ・緊急用海水ポンプピット (4) 緊急時対策所 ・緊急時対策所用発電機 ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ ・緊急時対策所用M/C電圧計 (5) 通信連絡設備 ・衛星電話設備 (固定型) [C] ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料プール温度 (SA) ・使用済燃料プール監視カメラ (使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む) (2) 計測制御系統施設 ・原子炉圧力容器温度 ・ドライウエル雰囲気温度 ・サブプレッション・チェンバ雰囲気温度 ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・残留熱除去系海水系系統流量[C] ・高圧伊心スプレイ系ポンプ吐出圧力[C] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・低圧伊心スプレイ系ポンプ吐出圧力[C] ・非常用電源供給系供給圧力[C] ・非常用電源供給系高圧電源ポンベ圧力 ・非常用速がし安全弁駆動系供給圧力 ・非常用速がし安全弁駆動系高圧電源ポンベ圧力 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C] (3) 非常用取水設備 ・取水構造物[C] ・SA用海水ピット取水塔 ・海水引込み管 ・SA用海水ピット ・緊急用海水取水管 ・緊急用海水ポンプピット (4) 緊急時対策所 ・緊急時対策所用発電機 ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ ・緊急時対策所用M/C電圧計 (5) 通信連絡設備 ・衛星電話設備 (固定型) [C] ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C]	<p>第2.1.2-1表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式) [C] ・使用済燃料プール監視カメラ (2) 原子炉冷却系統施設 ・補給水系配管・弁 (流路) [B] (3) 計測制御系統施設 ・ドライウエル温度 ・ドライウエル圧力 ・無線連絡設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) ・有線 (建屋内) (無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) (4) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水路 [C] ・海水ポンプ室 [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式) [C] ・使用済燃料プール監視カメラ (2) 原子炉冷却系統施設 ・補給水系配管・弁 (流路) [B] (3) 計測制御系統施設 ・ドライウエル温度 ・ドライウエル圧力 ・無線連絡設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) ・有線 (建屋内) (無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) (4) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水路 [C] ・海水ポンプ室 [C]	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（1/13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール水位 (SA) ・燃料プール水位・温度 (SA) [C] ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) (2) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉建屋燃料取替階ブローアウトパネル (3) 計測制御系統施設 ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・ADS用N₂ガス減圧二次側圧力 ・N₂ガスポンベ圧力 ・無線通信設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線通信設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・無線通信装置 [伝送路] ・有線 (建屋内) (有線式通信設備、無線通信設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] (4) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水管 [C] ・取水槽 [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール水位 (SA) ・燃料プール水位・温度 (SA) [C] ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) (2) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉建屋燃料取替階ブローアウトパネル (3) 計測制御系統施設 ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・ADS用N ₂ ガス減圧二次側圧力 ・N ₂ ガスポンベ圧力 ・無線通信設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線通信設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・無線通信装置 [伝送路] ・有線 (建屋内) (有線式通信設備、無線通信設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] (4) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水管 [C] ・取水槽 [C]	<p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 東海第二, 女川2】 島根2号炉の重大事故等対処施設を記載している</p>
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）																										
1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (2) 計測制御系統施設 ・無線連絡設備 (常設) [C] ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・衛星電話設備 (常設) [C] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・5号伊屋外緊急連絡用インターフォン (3) 非常用取水設備 ・スクリーン室[C] ・取水路[C]																										
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）																										
1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料プール温度 (SA) ・使用済燃料プール監視カメラ (使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む) (2) 計測制御系統施設 ・原子炉圧力容器温度 ・ドライウエル雰囲気温度 ・サブプレッション・チェンバ雰囲気温度 ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・残留熱除去系海水系系統流量[C] ・高圧伊心スプレイ系ポンプ吐出圧力[C] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・低圧伊心スプレイ系ポンプ吐出圧力[C] ・非常用電源供給系供給圧力[C] ・非常用電源供給系高圧電源ポンベ圧力 ・非常用速がし安全弁駆動系供給圧力 ・非常用速がし安全弁駆動系高圧電源ポンベ圧力 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C] (3) 非常用取水設備 ・取水構造物[C] ・SA用海水ピット取水塔 ・海水引込み管 ・SA用海水ピット ・緊急用海水取水管 ・緊急用海水ポンプピット (4) 緊急時対策所 ・緊急時対策所用発電機 ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ ・緊急時対策所用M/C電圧計 (5) 通信連絡設備 ・衛星電話設備 (固定型) [C] ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C]																										
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）																										
1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール水位/温度 (ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルブ式) [C] ・使用済燃料プール監視カメラ (2) 原子炉冷却系統施設 ・補給水系配管・弁 (流路) [B] (3) 計測制御系統施設 ・ドライウエル温度 ・ドライウエル圧力 ・無線連絡設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) ・有線 (建屋内) (無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) (4) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水路 [C] ・海水ポンプ室 [C]																										
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）																										
1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・燃料プール水位 (SA) ・燃料プール水位・温度 (SA) [C] ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) (2) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉建屋燃料取替階ブローアウトパネル (3) 計測制御系統施設 ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・ADS用N ₂ ガス減圧二次側圧力 ・N ₂ ガスポンベ圧力 ・無線通信設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線通信設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・無線通信装置 [伝送路] ・有線 (建屋内) (有線式通信設備、無線通信設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] (4) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水管 [C] ・取水槽 [C]																										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(2/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <p>(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S]</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール代替注水配管・弁〔流路〕 ・常設スプレッドヘッド ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・デフューザ〔流路〕[S, B]</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系(蒸気系)配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕[S, B] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁〔流路〕[S] ・高圧代替注水系(注水系)配管・弁〔流路〕 ・復水補給水配管・弁〔流路〕[B] ・高圧炉心注水配管・弁〔流路〕[B] ・残留熱除去系配管・弁(7号炉のみ)〔流路〕[S] ・給水配管・弁・スパーージャ〔流路〕[S] ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁・スパーージャ・残留熱除去系熱交換器〔流路〕[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク〔流路〕[S] ・主排気筒(内筒)〔流路〕[S]</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S]</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール代替注水配管・弁〔流路〕 ・常設スプレッドヘッド ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・デフューザ〔流路〕[S, B]</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系(蒸気系)配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕[S, B] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁〔流路〕[S] ・高圧代替注水系(注水系)配管・弁〔流路〕 ・復水補給水配管・弁〔流路〕[B] ・高圧炉心注水配管・弁〔流路〕[B] ・残留熱除去系配管・弁(7号炉のみ)〔流路〕[S] ・給水配管・弁・スパーージャ〔流路〕[S] ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁・スパーージャ・残留熱除去系熱交換器〔流路〕[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク〔流路〕[S] ・主排気筒(内筒)〔流路〕[S]</p>	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(2/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <p>(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S]</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・常設スプレッドヘッド ・代替燃料プール冷却系ポンプ ・代替燃料プール冷却系熱交換器</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設 ・常設高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系タービン止め弁 ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系蒸気供給弁[S] ・高圧炉心スプレッドヘッドポンプ[S] ・逃がし安全弁(安全弁機能)[S] ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・常設低圧代替注水系ポンプ ・低圧炉心スプレッドヘッドポンプ[S] ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水系ストレーナ ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系海水系ポンプ[S] ・残留熱除去系海水系ストレーナ[S]</p> <p>(4) 計測制御系統施設 ・A T W S 緩和設備(代替制御挿入機能) ・A T W S 緩和設備(代替制御挿入機能) 手動スイッチ ・制御棒[S] ・制御棒駆動機構[S] ・制御棒駆動系水圧制御ユニット[S] ・A T W S 緩和設備(代替再循環系ポンプトリップ機能) ・ほう酸水注入ポンプ[S] ・ほう酸水貯蔵タンク[S] ・再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ[C] ・低速度用電源遮断器手動スイッチ[C] ・自動減圧系の起動阻止スイッチ ・過渡時自動減圧機能 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力(S A) ・原子炉水位(広島城)[S] ・原子炉水位(燃料城)[S] ・原子炉水位(S A 燃料城) ・原子炉水位(S A 燃料城) ・高圧代替注水系統流量 ・低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン快播線用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン快播線用) ・原子炉隔離時冷却系統流量[S] ・高圧炉心スプレッドヘッド系流量[S] ・残留熱除去系統流量[S] ・低圧炉心スプレッドヘッド系流量[S] ・低圧代替注水系統格納容器スプレッドヘッド流量(常設ライン用) ・低圧代替注水系統格納容器スプレッドヘッド流量(可搬ライン用) ・サブプレッション・プール水温度 ・ドライウェル圧力 ・サブプレッション・チェンバ圧力 ・サブプレッション・プール水位 ・格納容器内水素濃度(S A) ・格納容器内酸素濃度(S A)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)	2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S]</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・常設スプレッドヘッド ・代替燃料プール冷却系ポンプ ・代替燃料プール冷却系熱交換器</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設 ・常設高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系タービン止め弁 ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系蒸気供給弁[S] ・高圧炉心スプレッドヘッドポンプ[S] ・逃がし安全弁(安全弁機能)[S] ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・常設低圧代替注水系ポンプ ・低圧炉心スプレッドヘッドポンプ[S] ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水系ストレーナ ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系海水系ポンプ[S] ・残留熱除去系海水系ストレーナ[S]</p> <p>(4) 計測制御系統施設 ・A T W S 緩和設備(代替制御挿入機能) ・A T W S 緩和設備(代替制御挿入機能) 手動スイッチ ・制御棒[S] ・制御棒駆動機構[S] ・制御棒駆動系水圧制御ユニット[S] ・A T W S 緩和設備(代替再循環系ポンプトリップ機能) ・ほう酸水注入ポンプ[S] ・ほう酸水貯蔵タンク[S] ・再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ[C] ・低速度用電源遮断器手動スイッチ[C] ・自動減圧系の起動阻止スイッチ ・過渡時自動減圧機能 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力(S A) ・原子炉水位(広島城)[S] ・原子炉水位(燃料城)[S] ・原子炉水位(S A 燃料城) ・原子炉水位(S A 燃料城) ・高圧代替注水系統流量 ・低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン快播線用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン快播線用) ・原子炉隔離時冷却系統流量[S] ・高圧炉心スプレッドヘッド系流量[S] ・残留熱除去系統流量[S] ・低圧炉心スプレッドヘッド系流量[S] ・低圧代替注水系統格納容器スプレッドヘッド流量(常設ライン用) ・低圧代替注水系統格納容器スプレッドヘッド流量(可搬ライン用) ・サブプレッション・プール水温度 ・ドライウェル圧力 ・サブプレッション・チェンバ圧力 ・サブプレッション・プール水位 ・格納容器内水素濃度(S A) ・格納容器内酸素濃度(S A)</p>	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(2/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <p>(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S]</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・デフューザ〔流路〕[S, B]</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク[B] ・高圧代替注水系(蒸気系)配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕[S, B] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁〔流路〕[S] ・高圧代替注水系(注水系)配管・弁〔流路〕 ・補給水配管・弁〔流路〕[B] ・燃料プール補給水系弁〔流路〕[B] ・原子炉冷却材浄化系配管〔流路〕[S] ・復水給水配管・弁・スパーージャ〔流路〕[S] ・高圧炉心スプレッドヘッド系配管・弁・スパーージャ〔流路〕[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁〔流路〕[S] ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・直流駆動低圧注水系配管・弁〔流路〕 ・原子炉補機冷却水配管・弁・サージタンク〔流路〕[S]</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S]</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・デフューザ〔流路〕[S, B]</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク[B] ・高圧代替注水系(蒸気系)配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕[S, B] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁〔流路〕[S] ・高圧代替注水系(注水系)配管・弁〔流路〕 ・補給水配管・弁〔流路〕[B] ・燃料プール補給水系弁〔流路〕[B] ・原子炉冷却材浄化系配管〔流路〕[S] ・復水給水配管・弁・スパーージャ〔流路〕[S] ・高圧炉心スプレッドヘッド系配管・弁・スパーージャ〔流路〕[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁〔流路〕[S] ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・直流駆動低圧注水系配管・弁〔流路〕 ・原子炉補機冷却水配管・弁・サージタンク〔流路〕[S]</p>	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(2/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <p>(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器(S)</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・常設スプレッドヘッド ・燃料プールスプレッドヘッド 配管・弁〔流路〕 ・燃料プール冷却ポンプ〔B〕 ・燃料プール冷却系熱交換器〔B〕 ・原子炉補機冷却系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却系 サージタンク〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁〔流路〕〔B〕 ・燃料プール冷却系 配管・弁〔流路〕〔B〕 ・燃料プール冷却系 スキマ・サージ・タンク〔流路〕〔B〕 ・燃料プール冷却系 デフューザ〔流路〕〔B〕 ・燃料プール〔S〕</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・高圧原子炉代替注水系(蒸気系) 配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系 配管・クエンチャ〔流路〕〔S, B〕 ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁〔流路〕 ・高圧原子炉代替注水系(注水系) 配管・弁〔流路〕 ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S, B〕 ・原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁〔流路〕 ・原子炉浄化系 配管〔流路〕〔S〕 ・給水系 配管・弁・スパーージャ〔流路〕〔S〕 ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕〔S〕 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ〔S〕 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ〔流路〕〔S〕 ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁〔流路〕 ・原子炉補機冷却系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却系 サージタンク〔流路〕〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁〔流路〕 ・低圧原子炉代替注水槽 ・サブプレッション・チェンバ〔S〕</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器(S)</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・常設スプレッドヘッド ・燃料プールスプレッドヘッド 配管・弁〔流路〕 ・燃料プール冷却ポンプ〔B〕 ・燃料プール冷却系熱交換器〔B〕 ・原子炉補機冷却系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却系 サージタンク〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁〔流路〕〔B〕 ・燃料プール冷却系 配管・弁〔流路〕〔B〕 ・燃料プール冷却系 スキマ・サージ・タンク〔流路〕〔B〕 ・燃料プール冷却系 デフューザ〔流路〕〔B〕 ・燃料プール〔S〕</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・高圧原子炉代替注水系(蒸気系) 配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系 配管・クエンチャ〔流路〕〔S, B〕 ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁〔流路〕 ・高圧原子炉代替注水系(注水系) 配管・弁〔流路〕 ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S, B〕 ・原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁〔流路〕 ・原子炉浄化系 配管〔流路〕〔S〕 ・給水系 配管・弁・スパーージャ〔流路〕〔S〕 ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕〔S〕 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ〔S〕 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ〔流路〕〔S〕 ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁〔流路〕 ・原子炉補機冷却系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却系 サージタンク〔流路〕〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁〔流路〕 ・低圧原子炉代替注水槽 ・サブプレッション・チェンバ〔S〕</p>	
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																										
2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S]</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール代替注水配管・弁〔流路〕 ・常設スプレッドヘッド ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・デフューザ〔流路〕[S, B]</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系(蒸気系)配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕[S, B] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁〔流路〕[S] ・高圧代替注水系(注水系)配管・弁〔流路〕 ・復水補給水配管・弁〔流路〕[B] ・高圧炉心注水配管・弁〔流路〕[B] ・残留熱除去系配管・弁(7号炉のみ)〔流路〕[S] ・給水配管・弁・スパーージャ〔流路〕[S] ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁・スパーージャ・残留熱除去系熱交換器〔流路〕[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク〔流路〕[S] ・主排気筒(内筒)〔流路〕[S]</p>																										
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)																										
2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S]</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・常設スプレッドヘッド ・代替燃料プール冷却系ポンプ ・代替燃料プール冷却系熱交換器</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設 ・常設高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系タービン止め弁 ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系蒸気供給弁[S] ・高圧炉心スプレッドヘッドポンプ[S] ・逃がし安全弁(安全弁機能)[S] ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・常設低圧代替注水系ポンプ ・低圧炉心スプレッドヘッドポンプ[S] ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水系ストレーナ ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系海水系ポンプ[S] ・残留熱除去系海水系ストレーナ[S]</p> <p>(4) 計測制御系統施設 ・A T W S 緩和設備(代替制御挿入機能) ・A T W S 緩和設備(代替制御挿入機能) 手動スイッチ ・制御棒[S] ・制御棒駆動機構[S] ・制御棒駆動系水圧制御ユニット[S] ・A T W S 緩和設備(代替再循環系ポンプトリップ機能) ・ほう酸水注入ポンプ[S] ・ほう酸水貯蔵タンク[S] ・再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ[C] ・低速度用電源遮断器手動スイッチ[C] ・自動減圧系の起動阻止スイッチ ・過渡時自動減圧機能 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力(S A) ・原子炉水位(広島城)[S] ・原子炉水位(燃料城)[S] ・原子炉水位(S A 燃料城) ・原子炉水位(S A 燃料城) ・高圧代替注水系統流量 ・低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン快播線用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン用) ・低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン快播線用) ・原子炉隔離時冷却系統流量[S] ・高圧炉心スプレッドヘッド系流量[S] ・残留熱除去系統流量[S] ・低圧炉心スプレッドヘッド系流量[S] ・低圧代替注水系統格納容器スプレッドヘッド流量(常設ライン用) ・低圧代替注水系統格納容器スプレッドヘッド流量(可搬ライン用) ・サブプレッション・プール水温度 ・ドライウェル圧力 ・サブプレッション・チェンバ圧力 ・サブプレッション・プール水位 ・格納容器内水素濃度(S A) ・格納容器内酸素濃度(S A)</p>																										
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																										
2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S]</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・デフューザ〔流路〕[S, B]</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク[B] ・高圧代替注水系(蒸気系)配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕[S, B] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁〔流路〕[S] ・高圧代替注水系(注水系)配管・弁〔流路〕 ・補給水配管・弁〔流路〕[B] ・燃料プール補給水系弁〔流路〕[B] ・原子炉冷却材浄化系配管〔流路〕[S] ・復水給水配管・弁・スパーージャ〔流路〕[S] ・高圧炉心スプレッドヘッド系配管・弁・スパーージャ〔流路〕[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁〔流路〕[S] ・直流駆動低圧注水系ポンプ ・直流駆動低圧注水系配管・弁〔流路〕 ・原子炉補機冷却水配管・弁・サージタンク〔流路〕[S]</p>																										
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																										
2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器(S)</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・常設スプレッドヘッド ・燃料プールスプレッドヘッド 配管・弁〔流路〕 ・燃料プール冷却ポンプ〔B〕 ・燃料プール冷却系熱交換器〔B〕 ・原子炉補機冷却系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却系 サージタンク〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁〔流路〕〔B〕 ・燃料プール冷却系 配管・弁〔流路〕〔B〕 ・燃料プール冷却系 スキマ・サージ・タンク〔流路〕〔B〕 ・燃料プール冷却系 デフューザ〔流路〕〔B〕 ・燃料プール〔S〕</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧原子炉代替注水ポンプ ・高圧原子炉代替注水系(蒸気系) 配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系 配管・クエンチャ〔流路〕〔S, B〕 ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁〔流路〕 ・高圧原子炉代替注水系(注水系) 配管・弁〔流路〕 ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ〔流路〕〔S, B〕 ・原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁〔流路〕 ・原子炉浄化系 配管〔流路〕〔S〕 ・給水系 配管・弁・スパーージャ〔流路〕〔S〕 ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕〔S〕 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ〔S〕 ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ〔流路〕〔S〕 ・低圧原子炉代替注水ポンプ ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁〔流路〕 ・原子炉補機冷却系 配管・弁〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機冷却系 サージタンク〔流路〕〔S〕 ・残留熱除去系熱交換器〔流路〕〔S〕 ・原子炉補機代替冷却系 配管・弁〔流路〕 ・低圧原子炉代替注水槽 ・サブプレッション・チェンバ〔S〕</p>																										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版) 東海第二発電所 (2018.9.18版) 女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版) 島根原子力発電所 2号炉 備考

第2.1.2.2.2表 重大事故等対処設備 (主要設備) の設備分類 (3/12)

設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)
2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(4) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ATWS緩和設備 (代替制御挿入機能) ・制御棒[S] ・制御棒駆動機構 (水圧駆動) [S] ・制御棒駆動系水圧制御ユニット[S] ・制御棒駆動系配管 [流路] [S] ・ATWS緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能) ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・高圧炉心注水ポンプ・弁・スプーヅヤ [流路] [S] ・代替自動減圧ジョック (代替自動減圧機能) ・自動減圧系の起動阻止スイッチ[S] ・高圧室系ガス供給系配管・弁 [流路] [S, C] ・自動減圧機能用アキュムレータ [流路] [S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・起動領域モニタ[S] ・平均出力領域モニタ[S] ・復水補給水系流量 (ROR A系代替注水流量) ・復水補給水系流量 (ROR B系代替注水流量) ・高圧代替注水系流量 ・原子炉水位 (広帯域), 原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉圧力 (SA) ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブプレッション・チェンバガス体温度 ・ドライウェル雰囲気温度 ・格納容器内水素濃度 (SA) ・格納容器内水素濃度[S] ・サブプレッション・チェンバ・プール水温度 ・サブプレッション・チェンバ・プール水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクラバ水 pH ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・高圧室系ガス供給系 ADS 入口圧力[C] ・高圧室系ガス供給系 ADS ガスポンプ出口圧力[C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作ポンプ出口圧力 <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁 (MCR 外気取入ダンパ, MCR 非常用外気取入ダンパ, MCR 排気ダンパ) [流路] [S] ・中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト, MCR 排気ダクト) [流路] [S] ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽

第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (3/7)

設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)
2.常設耐震重要重大事故防止設備 (つづき)	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・起動領域計装[S] ・平均出力領域計装[S] ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置圧力 ・フィルタ装置スクラビング水温度 ・フィルタ装置入口水素濃度 ・緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器) ・緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機) ・代替淡水貯槽水位 ・西側淡水貯槽水位 ・常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力 ・常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二弁操作室遮蔽 ・使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室換気系空調和機ファン[S] ・中央制御室換気系フィルタ系ファン[S] ・中央制御室換気系フィルタユニット[S] ・第二弁操作室遮圧計 <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器[S] ・フィルタ装置 ・第一弁 (S/C側) [S] ・第一弁 (D/W側) [S] ・第二弁[S] ・第二弁バイパス弁[S] ・高圧炉心スプレイ系注入弁[S] ・原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁[S] ・低圧炉心スプレイ系注入弁[S] ・残留熱除去系A系注入弁[S] ・残留熱除去系B系注入弁[S] ・残留熱除去系C系注入弁[S] ・耐圧強化ベント系二次隔離弁 ・耐圧強化ベント系二次隔離弁 ・遠隔人力操作機構 ・圧力開放板 ・フィルタ装置遮蔽 ・配管遮蔽 ・移送ポンプ ・残留熱除去系熱交換器[S] ・代替淡水貯槽 ・サブプレッション・チェンバ[S] ・西側淡水貯槽設備

第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (3/13)

設備分類	定義	主要設備 ([]内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)
II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系熱交換器 (流路) [S] ・非常用ガス処理系配管・弁 (流路) [S] ・排気筒 (流路) [S] <p>(4) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ATWS緩和設備 (代替制御挿入機能) ・制御棒[S] ・制御棒駆動機構[S] ・制御棒駆動系水圧制御ユニット[S] ・制御棒駆動系配管 (流路) [S] ・ATWS緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁 (流路) [S] ・ATWS緩和設備 (自動減圧系動作阻止機能) ・代替自動減圧回路 (代替自動減圧機能) ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ (流路) [S] ・高圧室系ガス供給系配管・弁 (流路) [S] ・主蒸気系配管・弁 (流路) [S] ・代替高圧室系ガス供給系配管・弁 (流路) ・格納容器内水素濃度 (D/W) ・格納容器内水素濃度 (S/C) ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA 広帯域) ・原子炉水位 (SA 燃料域) ・高圧代替注水系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドディスプレイライン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系)

第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (3/13)

設備分類	定義	主要設備 ([]内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)
II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(4) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ATWS緩和設備 (代替制御挿入機能) ・制御棒[S] ・制御棒駆動機構[S] ・制御棒駆動系水圧制御ユニット[S] ・制御棒駆動系配管・弁 [流路] [S] ・ATWS緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能) ・ほう酸水注入ポンプ[S] ・ほう酸水貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系 配管・弁 [流路] [S] ・差圧検出・ほう酸水注入系配管 (原子炉圧力容器内部) [流路] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・代替自動減圧ジョック (代替自動減圧機能) ・自動減圧起動阻止スイッチ [S] ・代替自動減圧起動阻止スイッチ ・逃がし安全弁室系ガス供給系 配管・弁 [流路] [S] ・原子炉圧力容器温度 (SA) ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) ・高圧原子炉代替注水流量 ・代替注水流量 (常設) ・格納容器代替スプレイ流量 ・サブプレッション・プール水温度 (SA) ・ドライウェル圧力 (SA) ・サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) ・サブプレッション・プール水位 (SA) ・格納容器水素濃度 (B系) [S] ・格納容器水素濃度 (SA) ・中性子源領域計装 [S] ・平均出力領域計装 [S] ・スクラバ容器圧力 ・スクラバ容器温度 ・ドライウェル温度 (SA) ・低圧原子炉代替注水流量 ・低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) ・低圧原子炉代替注水水位 ・C-メタクラ母線電圧 [S] ・D-メタクラ母線電圧 [S] ・HPC S-メタクラ母線電圧 [S] ・C-ロードセンタ母線電圧 [S] ・D-ロードセンタ母線電圧 [S] ・B1-115V 系蓄電池 (SA) 電圧 [S] ・A-115V 系直流整流母線電圧 [S] ・B-115V 系直流整流母線電圧 [S]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(4/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <p>(6)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器[S] 原子炉建屋ブローアウトパネル 耐圧強化ベント系 (W)配管・弁 [流路] [S] 遠隔手動弁操作設備 遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] 不活性ガス系配管・弁 [流路] [S, C] 耐圧強化ベント系 (D)配管・弁 [流路] [S] 残留熱除去系配管・弁 [流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] フィルタ装置 よう素フィルタ ラプチャーディスク ドレン移送ポンプ ドレントラップ フィルタベント遮断機 配管遮断機 格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] 耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] CSP外部補給配管・弁 [流路] [B] 復水貯蔵槽[B] 非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] <p>(7)非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> AM用切替装置 (SRV) 第一ガスタービン発電機 軽油タンク[S] 第一ガスタービン発電機用燃料タンク 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] 第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 [燃料流路] 直流125V蓄電池A[S] 直流125V蓄電池A-2[S] 直流125V蓄電池B[S] AM用直流125V蓄電池 直流125V充電器A[S] 直流125V充電器A-2[S] 直流125V充電器B[S] AM用直流125V充電器 緊急用断路器 緊急用電解切替箱断器 緊急用電解切替箱接続装置 AM用動力変圧器 AM用M/C AM用操作盤 AM用切替盤[S] 非常用高圧母線C系[S] 非常用高圧母線D系[S] 号外間電力搬送ケーブル (常設) M/C C電圧[S] M/C D電圧[S] 第一GG発電機電圧 非常用D/G発電機電圧[S] 非常用D/G発電機電力[S] 非常用D/G発電機周波数[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(6)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器[S] 原子炉建屋ブローアウトパネル 耐圧強化ベント系 (W)配管・弁 [流路] [S] 遠隔手動弁操作設備 遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] 不活性ガス系配管・弁 [流路] [S, C] 耐圧強化ベント系 (D)配管・弁 [流路] [S] 残留熱除去系配管・弁 [流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] フィルタ装置 よう素フィルタ ラプチャーディスク ドレン移送ポンプ ドレントラップ フィルタベント遮断機 配管遮断機 格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] 耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] CSP外部補給配管・弁 [流路] [B] 復水貯蔵槽[B] 非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] <p>(7)非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> AM用切替装置 (SRV) 第一ガスタービン発電機 軽油タンク[S] 第一ガスタービン発電機用燃料タンク 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] 第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 [燃料流路] 直流125V蓄電池A[S] 直流125V蓄電池A-2[S] 直流125V蓄電池B[S] AM用直流125V蓄電池 直流125V充電器A[S] 直流125V充電器A-2[S] 直流125V充電器B[S] AM用直流125V充電器 緊急用断路器 緊急用電解切替箱断器 緊急用電解切替箱接続装置 AM用動力変圧器 AM用M/C AM用操作盤 AM用切替盤[S] 非常用高圧母線C系[S] 非常用高圧母線D系[S] 号外間電力搬送ケーブル (常設) M/C C電圧[S] M/C D電圧[S] 第一GG発電機電圧 非常用D/G発電機電圧[S] 非常用D/G発電機電力[S] 非常用D/G発電機周波数[S] 	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(4/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.常設耐震重要重大事故防止設備 (つづき)</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <p>(7)非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 125V蓄電池A系[S] 125V蓄電池B系[S] 125V蓄電池HPC系[S] 中性子モニタ用蓄電池A系[S] 中性子モニタ用蓄電池B系[S] 緊急用125V蓄電池 緊急用M/C 緊急用P/C 緊急用M/C 緊急用電解切替盤 緊急用直流125V主母線盤 2C非常用ディーゼル発電機[S] 2D非常用ディーゼル発電機[S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S] 2C非常用ディーゼル発電機燃料油タンク[S] 2D非常用ディーゼル発電機燃料油タンク[S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油タンク[S] 2C非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] 2D非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水ポンプ[S] 軽油貯蔵タンク[S] 2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] 2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] 可搬型設備用軽油タンク M/C 2C電圧[S] M/C 2D電圧[S] M/C HPC系電圧[S] P/C 2C電圧[S] P/C 2D電圧[S] 緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 直流125V主母線盤2A電圧[S] 直流125V主母線盤2B電圧[S] 直流125V主母線盤HPC系電圧[S] 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A電圧[S] 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電圧[S] 緊急用直流125V主母線盤電圧 <p>(8)非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯留槽[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)	2.常設耐震重要重大事故防止設備 (つづき)	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(7)非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 125V蓄電池A系[S] 125V蓄電池B系[S] 125V蓄電池HPC系[S] 中性子モニタ用蓄電池A系[S] 中性子モニタ用蓄電池B系[S] 緊急用125V蓄電池 緊急用M/C 緊急用P/C 緊急用M/C 緊急用電解切替盤 緊急用直流125V主母線盤 2C非常用ディーゼル発電機[S] 2D非常用ディーゼル発電機[S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S] 2C非常用ディーゼル発電機燃料油タンク[S] 2D非常用ディーゼル発電機燃料油タンク[S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油タンク[S] 2C非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] 2D非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水ポンプ[S] 軽油貯蔵タンク[S] 2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] 2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] 可搬型設備用軽油タンク M/C 2C電圧[S] M/C 2D電圧[S] M/C HPC系電圧[S] P/C 2C電圧[S] P/C 2D電圧[S] 緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 直流125V主母線盤2A電圧[S] 直流125V主母線盤2B電圧[S] 直流125V主母線盤HPC系電圧[S] 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A電圧[S] 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電圧[S] 緊急用直流125V主母線盤電圧 <p>(8)非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯留槽[S] 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td></td> <td> <p>格納容器冷却ライン洗浄流量)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力 原子炉格納容器代替スプレイ流量 圧力抑制室内空気温度[S] サブプレッションプール水温度[S] 圧力抑制室圧力 圧力抑制室水位 起動領域モニタ[S] 平均出力領域モニタ[S] 残留熱除去系熱交換器出口温度[C] フィルタ装置入口圧力 (広帯域) フィルタ装置出口圧力 (広帯域) フィルタ装置水位 (広帯域) フィルタ装置水温度 フィルタ装置出口水素濃度 復水貯蔵タンク水位 高圧代替注水系ポンプ出口圧力 復水移送ポンプ出口圧力 高圧室素ガス供給系 ADS 入口圧力[S] 代替高圧室素ガス供給系室素ガス供給止め弁入口圧力 6-2C 母線電圧[S] 6-2D 母線電圧[S] 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 4-2C 母線電圧[S] 4-2D 母線電圧[S] 125V 直流主母線 2A 電圧[S] 125V 直流主母線 2B 電圧[S] 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	2.常設耐震重要重大事故防止設備		<p>格納容器冷却ライン洗浄流量)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力 原子炉格納容器代替スプレイ流量 圧力抑制室内空気温度[S] サブプレッションプール水温度[S] 圧力抑制室圧力 圧力抑制室水位 起動領域モニタ[S] 平均出力領域モニタ[S] 残留熱除去系熱交換器出口温度[C] フィルタ装置入口圧力 (広帯域) フィルタ装置出口圧力 (広帯域) フィルタ装置水位 (広帯域) フィルタ装置水温度 フィルタ装置出口水素濃度 復水貯蔵タンク水位 高圧代替注水系ポンプ出口圧力 復水移送ポンプ出口圧力 高圧室素ガス供給系 ADS 入口圧力[S] 代替高圧室素ガス供給系室素ガス供給止め弁入口圧力 6-2C 母線電圧[S] 6-2D 母線電圧[S] 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 4-2C 母線電圧[S] 4-2D 母線電圧[S] 125V 直流主母線 2A 電圧[S] 125V 直流主母線 2B 電圧[S] 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧[S] 	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(4/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II.常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <p>(4)計測制御系統施設(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 230V系直流盤(常用)母線電圧 緊急用メタセラ電圧 S Aロードセンタ母線電圧 S A用115V系充電器蓄電池電圧 <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)(S A) 格納容器雰囲気放射線モニタ(ドライウエル) [S] 格納容器雰囲気放射線モニタ(サブプレッション・チャンネル) [S] 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 中央制御室遮断機 [S] 再循環用ファン [S] チャコール・フィルタ・ブースト・ファン [S] 非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] 中央制御室換気系ダクト [流路] [S] 中央制御室換気系弁 [流路] [S] <p>(6)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] 残留熱除去系 配管・弁 [流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] 格納容器代替スプレイ系 配管・弁 [流路] 第1ベントフィルタスクラバ容器 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタベント系 配管・弁 [流路] 室素ガス制御系 配管・弁 [流路] [S] 非常用ガス処理系 配管・弁 [流路] [S] 遠隔手動弁操作機構 原子炉格納容器 [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	II.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(4)計測制御系統施設(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 230V系直流盤(常用)母線電圧 緊急用メタセラ電圧 S Aロードセンタ母線電圧 S A用115V系充電器蓄電池電圧 <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)(S A) 格納容器雰囲気放射線モニタ(ドライウエル) [S] 格納容器雰囲気放射線モニタ(サブプレッション・チャンネル) [S] 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 中央制御室遮断機 [S] 再循環用ファン [S] チャコール・フィルタ・ブースト・ファン [S] 非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] 中央制御室換気系ダクト [流路] [S] 中央制御室換気系弁 [流路] [S] <p>(6)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] 残留熱除去系 配管・弁 [流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] 格納容器代替スプレイ系 配管・弁 [流路] 第1ベントフィルタスクラバ容器 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタベント系 配管・弁 [流路] 室素ガス制御系 配管・弁 [流路] [S] 非常用ガス処理系 配管・弁 [流路] [S] 遠隔手動弁操作機構 原子炉格納容器 [S] 	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																										
2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(6)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器[S] 原子炉建屋ブローアウトパネル 耐圧強化ベント系 (W)配管・弁 [流路] [S] 遠隔手動弁操作設備 遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] 不活性ガス系配管・弁 [流路] [S, C] 耐圧強化ベント系 (D)配管・弁 [流路] [S] 残留熱除去系配管・弁 [流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] フィルタ装置 よう素フィルタ ラプチャーディスク ドレン移送ポンプ ドレントラップ フィルタベント遮断機 配管遮断機 格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] 耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] CSP外部補給配管・弁 [流路] [B] 復水貯蔵槽[B] 非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] <p>(7)非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> AM用切替装置 (SRV) 第一ガスタービン発電機 軽油タンク[S] 第一ガスタービン発電機用燃料タンク 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ 軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] 第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 [燃料流路] 直流125V蓄電池A[S] 直流125V蓄電池A-2[S] 直流125V蓄電池B[S] AM用直流125V蓄電池 直流125V充電器A[S] 直流125V充電器A-2[S] 直流125V充電器B[S] AM用直流125V充電器 緊急用断路器 緊急用電解切替箱断器 緊急用電解切替箱接続装置 AM用動力変圧器 AM用M/C AM用操作盤 AM用切替盤[S] 非常用高圧母線C系[S] 非常用高圧母線D系[S] 号外間電力搬送ケーブル (常設) M/C C電圧[S] M/C D電圧[S] 第一GG発電機電圧 非常用D/G発電機電圧[S] 非常用D/G発電機電力[S] 非常用D/G発電機周波数[S] 																										
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類)																										
2.常設耐震重要重大事故防止設備 (つづき)	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(7)非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替高圧電源装置 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ 125V蓄電池A系[S] 125V蓄電池B系[S] 125V蓄電池HPC系[S] 中性子モニタ用蓄電池A系[S] 中性子モニタ用蓄電池B系[S] 緊急用125V蓄電池 緊急用M/C 緊急用P/C 緊急用M/C 緊急用電解切替盤 緊急用直流125V主母線盤 2C非常用ディーゼル発電機[S] 2D非常用ディーゼル発電機[S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S] 2C非常用ディーゼル発電機燃料油タンク[S] 2D非常用ディーゼル発電機燃料油タンク[S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油タンク[S] 2C非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] 2D非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水ポンプ[S] 軽油貯蔵タンク[S] 2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] 2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] 可搬型設備用軽油タンク M/C 2C電圧[S] M/C 2D電圧[S] M/C HPC系電圧[S] P/C 2C電圧[S] P/C 2D電圧[S] 緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 直流125V主母線盤2A電圧[S] 直流125V主母線盤2B電圧[S] 直流125V主母線盤HPC系電圧[S] 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A電圧[S] 直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電圧[S] 緊急用直流125V主母線盤電圧 <p>(8)非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯留槽[S] 																										
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																										
2.常設耐震重要重大事故防止設備		<p>格納容器冷却ライン洗浄流量)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力 原子炉格納容器代替スプレイ流量 圧力抑制室内空気温度[S] サブプレッションプール水温度[S] 圧力抑制室圧力 圧力抑制室水位 起動領域モニタ[S] 平均出力領域モニタ[S] 残留熱除去系熱交換器出口温度[C] フィルタ装置入口圧力 (広帯域) フィルタ装置出口圧力 (広帯域) フィルタ装置水位 (広帯域) フィルタ装置水温度 フィルタ装置出口水素濃度 復水貯蔵タンク水位 高圧代替注水系ポンプ出口圧力 復水移送ポンプ出口圧力 高圧室素ガス供給系 ADS 入口圧力[S] 代替高圧室素ガス供給系室素ガス供給止め弁入口圧力 6-2C 母線電圧[S] 6-2D 母線電圧[S] 6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 4-2C 母線電圧[S] 4-2D 母線電圧[S] 125V 直流主母線 2A 電圧[S] 125V 直流主母線 2B 電圧[S] 125V 直流主母線 2A-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線電圧[S] 																										
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																										
II.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(4)計測制御系統施設(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> 230V系直流盤(常用)母線電圧 緊急用メタセラ電圧 S Aロードセンタ母線電圧 S A用115V系充電器蓄電池電圧 <p>(5)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)(S A) 格納容器雰囲気放射線モニタ(ドライウエル) [S] 格納容器雰囲気放射線モニタ(サブプレッション・チャンネル) [S] 第1ベントフィルタ出口放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 中央制御室遮断機 [S] 再循環用ファン [S] チャコール・フィルタ・ブースト・ファン [S] 非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] 中央制御室換気系ダクト [流路] [S] 中央制御室換気系弁 [流路] [S] <p>(6)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水ポンプ 低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] 残留熱除去系 配管・弁 [流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] 格納容器代替スプレイ系 配管・弁 [流路] 第1ベントフィルタスクラバ容器 第1ベントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタベント系 配管・弁 [流路] 室素ガス制御系 配管・弁 [流路] [S] 非常用ガス処理系 配管・弁 [流路] [S] 遠隔手動弁操作機構 原子炉格納容器 [S] 																										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（5 / 12）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (7)非常用電源設備（続き） ・非常用D/G発電機電圧（他号炉） ・非常用D/G発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1電圧[S] ・P/C D-1電圧[S] ・P/C C-1電圧（他号炉） ・P/C D-1電圧（他号炉） ・直流125V主母線整定電圧[S] ・直流125V主母線整定電圧[S] ・直流125V充電器整定電圧[S] ・AM用直流125V充電器整定電圧電圧 ・第一G/G発電機周波数 (8)非常用取水設備 ・海水貯留堰[S] (9)緊急時対策所 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類	2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(7)非常用電源設備（続き） ・非常用D/G発電機電圧（他号炉） ・非常用D/G発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1電圧[S] ・P/C D-1電圧[S] ・P/C C-1電圧（他号炉） ・P/C D-1電圧（他号炉） ・直流125V主母線整定電圧[S] ・直流125V主母線整定電圧[S] ・直流125V充電器整定電圧[S] ・AM用直流125V充電器整定電圧電圧 ・第一G/G発電機周波数 (8)非常用取水設備 ・海水貯留堰[S] (9)緊急時対策所 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S]	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（5 / 7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</td> <td> (1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料プール水位・濃度（SA広域）[C] ・使用済燃料プール温度（SA） ・使用済燃料プール監視カメラ（使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む） ・常設スプレッドヘッド ・常設紙圧代替注水系ポンプ (3) 原子炉冷却系統施設 ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・自動減圧機能用アクチュエータ[S] ・低圧代替注水系（常設） ・常設低圧代替注水系ポンプ ・低圧代替注水系（可搬型） ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水系ストレーナ ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系海水系ポンプ[S] ・残留熱除去系海水系ストレーナ[S] ・代替循環冷却系ポンプ (4) 計測制御系統施設 ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力（SA） ・原子炉水位（広帯域）[S] ・原子炉水位（燃料域）[S] ・原子炉水位（SA広帯域） ・原子炉水位（SA燃料域） ・高圧代替注水系系統流量 ・ほう水注入ポンプ[S] ・ほう水貯留タンク[S] ・低圧代替注水系原子炉注水流量（常設ライン用） ・低圧代替注水系原子炉注水流量（常設ライン兼帯域用） ・低圧代替注水系原子炉注水流量（可搬ライン用） ・低圧代替注水系原子炉注水流量（可搬ライン兼帯域用） ・代替循環冷却系原子炉注水流量 ・低圧代替注水系格納容器スプレイ流量（常設ライン用） ・低圧代替注水系格納容器スプレイ流量（可搬ライン用） ・低圧代替注水系格納容器下部注水流量 ・代替循環冷却系格納容器スプレイ流量 ・ドライウエル雰囲気温度 ・サブプレッション・チェンバ雰囲気温度 ・サブプレッション・プール水温度 ・格納容器下部水温度 ・ドライウエル圧力 ・サブプレッション・チェンバ圧力 ・サブプレッション・プール水位 ・格納容器下部水位 ・格納容器内水素濃度（SA） ・格納容器内酸素濃度（SA） ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置圧力 ・フィルタ装置スクラビング水温度 ・フィルタ装置入口水素濃度 ・代替循環冷却系ポンプ入口温度 ・緊急用海水系流量（残留熱除去系熱交換器） ・緊急用海水系流量（残留熱除去系補機） ・残留熱除去系系統流量[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類	3.常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料プール水位・濃度（SA広域）[C] ・使用済燃料プール温度（SA） ・使用済燃料プール監視カメラ（使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む） ・常設スプレッドヘッド ・常設紙圧代替注水系ポンプ (3) 原子炉冷却系統施設 ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・自動減圧機能用アクチュエータ[S] ・低圧代替注水系（常設） ・常設低圧代替注水系ポンプ ・低圧代替注水系（可搬型） ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水系ストレーナ ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系海水系ポンプ[S] ・残留熱除去系海水系ストレーナ[S] ・代替循環冷却系ポンプ (4) 計測制御系統施設 ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力（SA） ・原子炉水位（広帯域）[S] ・原子炉水位（燃料域）[S] ・原子炉水位（SA広帯域） ・原子炉水位（SA燃料域） ・高圧代替注水系系統流量 ・ほう水注入ポンプ[S] ・ほう水貯留タンク[S] ・低圧代替注水系原子炉注水流量（常設ライン用） ・低圧代替注水系原子炉注水流量（常設ライン兼帯域用） ・低圧代替注水系原子炉注水流量（可搬ライン用） ・低圧代替注水系原子炉注水流量（可搬ライン兼帯域用） ・代替循環冷却系原子炉注水流量 ・低圧代替注水系格納容器スプレイ流量（常設ライン用） ・低圧代替注水系格納容器スプレイ流量（可搬ライン用） ・低圧代替注水系格納容器下部注水流量 ・代替循環冷却系格納容器スプレイ流量 ・ドライウエル雰囲気温度 ・サブプレッション・チェンバ雰囲気温度 ・サブプレッション・プール水温度 ・格納容器下部水温度 ・ドライウエル圧力 ・サブプレッション・チェンバ圧力 ・サブプレッション・プール水位 ・格納容器下部水位 ・格納容器内水素濃度（SA） ・格納容器内酸素濃度（SA） ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置圧力 ・フィルタ装置スクラビング水温度 ・フィルタ装置入口水素濃度 ・代替循環冷却系ポンプ入口温度 ・緊急用海水系流量（残留熱除去系熱交換器） ・緊急用海水系流量（残留熱除去系補機） ・残留熱除去系系統流量[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td></td> <td> (5)放射線管理施設 ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）[S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室送風機[S] ・中央制御室排風機[S] ・中央制御室再循環送風機[S] ・中央制御室再循環フィルタ装置[S] ・中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ（流路）[S] (6)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋ブローアウトパネル[-] ・フィルタ装置 ・フィルタ装置出口側圧力開放板 ・原子炉格納容器調気系配管・弁（流路）[S] ・原子炉格納容器フィルタベント系配管・弁（流路） ・遠隔手動弁操作設備 ・スプレッド管（流路）[S] (7)非常用電源設備 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁（燃料流路） ・軽油タンク[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁（燃料流路）[S] ・高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁（燃料流路）[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類	2.常設耐震重要重大事故防止設備		(5)放射線管理施設 ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）[S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室送風機[S] ・中央制御室排風機[S] ・中央制御室再循環送風機[S] ・中央制御室再循環フィルタ装置[S] ・中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ（流路）[S] (6)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋ブローアウトパネル[-] ・フィルタ装置 ・フィルタ装置出口側圧力開放板 ・原子炉格納容器調気系配管・弁（流路）[S] ・原子炉格納容器フィルタベント系配管・弁（流路） ・遠隔手動弁操作設備 ・スプレッド管（流路）[S] (7)非常用電源設備 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁（燃料流路） ・軽油タンク[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁（燃料流路）[S] ・高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁（燃料流路）[S]	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（5 / 13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II.常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (7)非常用電源設備 ・SRV用電源切替盤〔S〕 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁〔燃料流路〕 ・ガスタービン発電機用軽油タンクドレン弁〔燃料流路〕 ・A-115V系蓄電池〔S〕 ・A-115V系充電器〔S〕 ・B-115V系蓄電池〔S〕 ・B 1-115V系蓄電池（SA）〔S〕 ・230V系蓄電池（RCIC）〔S〕 ・B-115V系充電器〔S〕 ・B 1-115V系充電器（SA）〔S〕 ・230V系充電器（RCIC）〔S〕 ・SA用115V系蓄電池 ・SA用115V系充電器〔S〕 ・230V系充電器（常用）〔C〕 ・緊急用メタクラ ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・SAロードセンタ ・SA 1コントロールセンタ ・SA 2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤〔S〕 ・非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク〔S〕 ・高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク〔S〕 ・緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策所 低圧母線盤 ・緊急時対策所用燃料地下タンク </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類	II.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(7)非常用電源設備 ・SRV用電源切替盤〔S〕 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁〔燃料流路〕 ・ガスタービン発電機用軽油タンクドレン弁〔燃料流路〕 ・A-115V系蓄電池〔S〕 ・A-115V系充電器〔S〕 ・B-115V系蓄電池〔S〕 ・B 1-115V系蓄電池（SA）〔S〕 ・230V系蓄電池（RCIC）〔S〕 ・B-115V系充電器〔S〕 ・B 1-115V系充電器（SA）〔S〕 ・230V系充電器（RCIC）〔S〕 ・SA用115V系蓄電池 ・SA用115V系充電器〔S〕 ・230V系充電器（常用）〔C〕 ・緊急用メタクラ ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・SAロードセンタ ・SA 1コントロールセンタ ・SA 2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤〔S〕 ・非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク〔S〕 ・高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク〔S〕 ・緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策所 低圧母線盤 ・緊急時対策所用燃料地下タンク	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類																										
2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(7)非常用電源設備（続き） ・非常用D/G発電機電圧（他号炉） ・非常用D/G発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1電圧[S] ・P/C D-1電圧[S] ・P/C C-1電圧（他号炉） ・P/C D-1電圧（他号炉） ・直流125V主母線整定電圧[S] ・直流125V主母線整定電圧[S] ・直流125V充電器整定電圧[S] ・AM用直流125V充電器整定電圧電圧 ・第一G/G発電機周波数 (8)非常用取水設備 ・海水貯留堰[S] (9)緊急時対策所 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S]																										
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる 設備の耐震重要度分類																										
3.常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料プール水位・濃度（SA広域）[C] ・使用済燃料プール温度（SA） ・使用済燃料プール監視カメラ（使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む） ・常設スプレッドヘッド ・常設紙圧代替注水系ポンプ (3) 原子炉冷却系統施設 ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・自動減圧機能用アクチュエータ[S] ・低圧代替注水系（常設） ・常設低圧代替注水系ポンプ ・低圧代替注水系（可搬型） ・緊急用海水ポンプ ・緊急用海水系ストレーナ ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系海水系ポンプ[S] ・残留熱除去系海水系ストレーナ[S] ・代替循環冷却系ポンプ (4) 計測制御系統施設 ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力（SA） ・原子炉水位（広帯域）[S] ・原子炉水位（燃料域）[S] ・原子炉水位（SA広帯域） ・原子炉水位（SA燃料域） ・高圧代替注水系系統流量 ・ほう水注入ポンプ[S] ・ほう水貯留タンク[S] ・低圧代替注水系原子炉注水流量（常設ライン用） ・低圧代替注水系原子炉注水流量（常設ライン兼帯域用） ・低圧代替注水系原子炉注水流量（可搬ライン用） ・低圧代替注水系原子炉注水流量（可搬ライン兼帯域用） ・代替循環冷却系原子炉注水流量 ・低圧代替注水系格納容器スプレイ流量（常設ライン用） ・低圧代替注水系格納容器スプレイ流量（可搬ライン用） ・低圧代替注水系格納容器下部注水流量 ・代替循環冷却系格納容器スプレイ流量 ・ドライウエル雰囲気温度 ・サブプレッション・チェンバ雰囲気温度 ・サブプレッション・プール水温度 ・格納容器下部水温度 ・ドライウエル圧力 ・サブプレッション・チェンバ圧力 ・サブプレッション・プール水位 ・格納容器下部水位 ・格納容器内水素濃度（SA） ・格納容器内酸素濃度（SA） ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置圧力 ・フィルタ装置スクラビング水温度 ・フィルタ装置入口水素濃度 ・代替循環冷却系ポンプ入口温度 ・緊急用海水系流量（残留熱除去系熱交換器） ・緊急用海水系流量（残留熱除去系補機） ・残留熱除去系系統流量[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C]																										
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類																										
2.常設耐震重要重大事故防止設備		(5)放射線管理施設 ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）[S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室送風機[S] ・中央制御室排風機[S] ・中央制御室再循環送風機[S] ・中央制御室再循環フィルタ装置[S] ・中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ（流路）[S] (6)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋ブローアウトパネル[-] ・フィルタ装置 ・フィルタ装置出口側圧力開放板 ・原子炉格納容器調気系配管・弁（流路）[S] ・原子炉格納容器フィルタベント系配管・弁（流路） ・遠隔手動弁操作設備 ・スプレッド管（流路）[S] (7)非常用電源設備 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁（燃料流路） ・軽油タンク[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁（燃料流路）[S] ・高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁（燃料流路）[S]																										
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類																										
II.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(7)非常用電源設備 ・SRV用電源切替盤〔S〕 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁〔燃料流路〕 ・ガスタービン発電機用軽油タンクドレン弁〔燃料流路〕 ・A-115V系蓄電池〔S〕 ・A-115V系充電器〔S〕 ・B-115V系蓄電池〔S〕 ・B 1-115V系蓄電池（SA）〔S〕 ・230V系蓄電池（RCIC）〔S〕 ・B-115V系充電器〔S〕 ・B 1-115V系充電器（SA）〔S〕 ・230V系充電器（RCIC）〔S〕 ・SA用115V系蓄電池 ・SA用115V系充電器〔S〕 ・230V系充電器（常用）〔C〕 ・緊急用メタクラ ・メタクラ切替盤 ・緊急用メタクラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・SAロードセンタ ・SA 1コントロールセンタ ・SA 2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤〔S〕 ・非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク〔S〕 ・高圧炉心スプレッド系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク〔S〕 ・緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策所 低圧母線盤 ・緊急時対策所用燃料地下タンク																										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処設備 (主要設備) の設備分類 (6 / 12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備 (重大事故緩和設備) のうち、常設のもの</td> <td> (1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・燃料プール代替注水系統配管・弁 [流路] ・常設スプレッドヘッド (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系統 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・高圧代替注水系統 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] [S] ・高圧代替注水系統 (注水系) 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系配管・弁 (7号炉のみ) [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ [流路] [S, B] ・復水移送ポンプ[B] ・復水補給水系統配管・弁 [流路] [B] ・高圧炉心注水系統配管・弁 [流路] [B] ・給水系統配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・残留熱除去系配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系統配管・弁・サージタンク [流路] [S] ・サブプレッション・チェンバ[S] ・主排気筒 (内筒) [流路] [S] (4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・高圧炉心注水系統配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・原子炉建屋水素濃度 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉圧力容器温度 ・復水補給水流量 (RRR A系代替注水流量) ・復水補給水流量 (RRR B系代替注水流量) ・復水補給水流量 (格納容器下部注水流量) ・復水補給水温度 (代替循環冷却) ・高圧代替注水系統流量 ・原子炉水位 (広帯域) , 原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内酸素濃度[S] ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブプレッション・チェンバ気体温度 ・ドライウェル雰囲気温度 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備 (重大事故緩和設備) のうち、常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・燃料プール代替注水系統配管・弁 [流路] ・常設スプレッドヘッド (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系統 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・高圧代替注水系統 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] [S] ・高圧代替注水系統 (注水系) 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系配管・弁 (7号炉のみ) [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ [流路] [S, B] ・復水移送ポンプ[B] ・復水補給水系統配管・弁 [流路] [B] ・高圧炉心注水系統配管・弁 [流路] [B] ・給水系統配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・残留熱除去系配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系統配管・弁・サージタンク [流路] [S] ・サブプレッション・チェンバ[S] ・主排気筒 (内筒) [流路] [S] (4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・高圧炉心注水系統配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・原子炉建屋水素濃度 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉圧力容器温度 ・復水補給水流量 (RRR A系代替注水流量) ・復水補給水流量 (RRR B系代替注水流量) ・復水補給水流量 (格納容器下部注水流量) ・復水補給水温度 (代替循環冷却) ・高圧代替注水系統流量 ・原子炉水位 (広帯域) , 原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内酸素濃度[S] ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブプレッション・チェンバ気体温度 ・ドライウェル雰囲気温度	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (6 / 7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備 (つづき)</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備 (重大事故緩和設備) のうち、常設のもの</td> <td> ・残留熱除去系水素系系統流量[C] ・代替淡水貯槽水位 ・西側淡水貯水設備水位 ・常設高圧代替注水系統ポンプ吐出圧力 ・常設低圧代替注水系統ポンプ吐出圧力 ・代替循環冷却系ポンプ吐出圧力 ・原子炉建屋水素濃度 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C] (5) 放射線管理施設 ・使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮断装置 ・中央制御室換気系空調機ファン[S] ・中央制御室換気系フィルタユニット [S] ・中央制御室換気系フィルタユニット [S] ・ブローアウトパネル閉止装置 ・ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示 ・ブローアウトパネル開閉状態表示 ・緊急時対策用遮断装置 ・緊急時対策用非常用送風機 ・緊急時対策用非常用フィルタ装置 ・第二弁操作室遮断装置 ・第二弁操作室差圧計 ・緊急時対策用差圧計 ・中央制御室待避室差圧計 (6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉種[S] ・常設低圧代替注水系統ポンプ ・コリウムシールド ・常設高圧代替注水系統ポンプ ・フィルタ装置 ・第一弁 (S/C側) ・第一弁 (D/W側) ・第二弁 ・第二弁バイパス弁 ・遮断人力操作機構 ・圧力開放板 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・代替淡水貯槽 ・西側淡水貯水設備 ・サブプレッション・チェンバ[S] ・静的触媒式水素再結合器 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・移送ポンプ ・フィルタ装置遮断装置 ・配管遮断装置 ・非常用ガス処理系排風機 ・非常用ガス処理系フィルタトレイン ・非常用ガス再循環系排風機 ・非常用ガス再循環系フィルタトレイン </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類	3. 常設重大事故緩和設備 (つづき)	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備 (重大事故緩和設備) のうち、常設のもの	・残留熱除去系水素系系統流量[C] ・代替淡水貯槽水位 ・西側淡水貯水設備水位 ・常設高圧代替注水系統ポンプ吐出圧力 ・常設低圧代替注水系統ポンプ吐出圧力 ・代替循環冷却系ポンプ吐出圧力 ・原子炉建屋水素濃度 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C] (5) 放射線管理施設 ・使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮断装置 ・中央制御室換気系空調機ファン[S] ・中央制御室換気系フィルタユニット [S] ・中央制御室換気系フィルタユニット [S] ・ブローアウトパネル閉止装置 ・ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示 ・ブローアウトパネル開閉状態表示 ・緊急時対策用遮断装置 ・緊急時対策用非常用送風機 ・緊急時対策用非常用フィルタ装置 ・第二弁操作室遮断装置 ・第二弁操作室差圧計 ・緊急時対策用差圧計 ・中央制御室待避室差圧計 (6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉種[S] ・常設低圧代替注水系統ポンプ ・コリウムシールド ・常設高圧代替注水系統ポンプ ・フィルタ装置 ・第一弁 (S/C側) ・第一弁 (D/W側) ・第二弁 ・第二弁バイパス弁 ・遮断人力操作機構 ・圧力開放板 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・代替淡水貯槽 ・西側淡水貯水設備 ・サブプレッション・チェンバ[S] ・静的触媒式水素再結合器 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・移送ポンプ ・フィルタ装置遮断装置 ・配管遮断装置 ・非常用ガス処理系排風機 ・非常用ガス処理系フィルタトレイン ・非常用ガス再循環系排風機 ・非常用ガス再循環系フィルタトレイン	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td></td> <td> ・125V蓄電池 2A[S] ・125V蓄電池 2B[S] ・125V充電器 2A[S] ・125V充電器 2B[S] ・125V代替蓄電池 ・250V蓄電池[C] ・125V代替充電器 ・250V充電器[C] ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F系 ・緊急用高圧母線 2G系 ・緊急用動力変圧器 2G系 ・緊急用低圧母線 2G系 ・緊急用交流電源切替盤 2G系 ・緊急用交流電源切替盤 2C系 ・緊急用交流電源切替盤 2D系 ・非常用高圧母線 2C系[S] ・非常用高圧母線 2D系[S] ・緊急時対策用軽油タンク ・緊急時対策用高圧母線J系 ・緊急時対策用燃料移送系配管・弁 (燃料流路) (8) 非常用取水設備 ・貯留堰[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類	2. 常設耐震重要重大事故防止設備		・125V蓄電池 2A[S] ・125V蓄電池 2B[S] ・125V充電器 2A[S] ・125V充電器 2B[S] ・125V代替蓄電池 ・250V蓄電池[C] ・125V代替充電器 ・250V充電器[C] ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F系 ・緊急用高圧母線 2G系 ・緊急用動力変圧器 2G系 ・緊急用低圧母線 2G系 ・緊急用交流電源切替盤 2G系 ・緊急用交流電源切替盤 2C系 ・緊急用交流電源切替盤 2D系 ・非常用高圧母線 2C系[S] ・非常用高圧母線 2D系[S] ・緊急時対策用軽油タンク ・緊急時対策用高圧母線J系 ・緊急時対策用燃料移送系配管・弁 (燃料流路) (8) 非常用取水設備 ・貯留堰[S]	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (6 / 13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (7) 非常用電源設備 (続き) ・SA電源切替盤 [S] ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線C系 [S] ・非常用高圧母線D系 [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類	II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(7) 非常用電源設備 (続き) ・SA電源切替盤 [S] ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線C系 [S] ・非常用高圧母線D系 [S]	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類																										
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備 (重大事故緩和設備) のうち、常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・燃料プール代替注水系統配管・弁 [流路] ・常設スプレッドヘッド (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系統 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・高圧代替注水系統 (蒸気系) 配管・弁 [流路] ・原子炉隔離時冷却系 (蒸気系) 配管・弁 [流路] [S] ・高圧代替注水系統 (注水系) 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系配管・弁 (7号炉のみ) [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ [流路] [S, B] ・復水移送ポンプ[B] ・復水補給水系統配管・弁 [流路] [B] ・高圧炉心注水系統配管・弁 [流路] [B] ・給水系統配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・残留熱除去系配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系統配管・弁・サージタンク [流路] [S] ・サブプレッション・チェンバ[S] ・主排気筒 (内筒) [流路] [S] (4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・高圧炉心注水系統配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・原子炉建屋水素濃度 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉圧力容器温度 ・復水補給水流量 (RRR A系代替注水流量) ・復水補給水流量 (RRR B系代替注水流量) ・復水補給水流量 (格納容器下部注水流量) ・復水補給水温度 (代替循環冷却) ・高圧代替注水系統流量 ・原子炉水位 (広帯域) , 原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内酸素濃度[S] ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブプレッション・チェンバ気体温度 ・ドライウェル雰囲気温度																										
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類																										
3. 常設重大事故緩和設備 (つづき)	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備 (重大事故緩和設備) のうち、常設のもの	・残留熱除去系水素系系統流量[C] ・代替淡水貯槽水位 ・西側淡水貯水設備水位 ・常設高圧代替注水系統ポンプ吐出圧力 ・常設低圧代替注水系統ポンプ吐出圧力 ・代替循環冷却系ポンプ吐出圧力 ・原子炉建屋水素濃度 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C] (5) 放射線管理施設 ・使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮断装置 ・中央制御室換気系空調機ファン[S] ・中央制御室換気系フィルタユニット [S] ・中央制御室換気系フィルタユニット [S] ・ブローアウトパネル閉止装置 ・ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示 ・ブローアウトパネル開閉状態表示 ・緊急時対策用遮断装置 ・緊急時対策用非常用送風機 ・緊急時対策用非常用フィルタ装置 ・第二弁操作室遮断装置 ・第二弁操作室差圧計 ・緊急時対策用差圧計 ・中央制御室待避室差圧計 (6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉種[S] ・常設低圧代替注水系統ポンプ ・コリウムシールド ・常設高圧代替注水系統ポンプ ・フィルタ装置 ・第一弁 (S/C側) ・第一弁 (D/W側) ・第二弁 ・第二弁バイパス弁 ・遮断人力操作機構 ・圧力開放板 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・代替淡水貯槽 ・西側淡水貯水設備 ・サブプレッション・チェンバ[S] ・静的触媒式水素再結合器 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・移送ポンプ ・フィルタ装置遮断装置 ・配管遮断装置 ・非常用ガス処理系排風機 ・非常用ガス処理系フィルタトレイン ・非常用ガス再循環系排風機 ・非常用ガス再循環系フィルタトレイン																										
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類																										
2. 常設耐震重要重大事故防止設備		・125V蓄電池 2A[S] ・125V蓄電池 2B[S] ・125V充電器 2A[S] ・125V充電器 2B[S] ・125V代替蓄電池 ・250V蓄電池[C] ・125V代替充電器 ・250V充電器[C] ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F系 ・緊急用高圧母線 2G系 ・緊急用動力変圧器 2G系 ・緊急用低圧母線 2G系 ・緊急用交流電源切替盤 2G系 ・緊急用交流電源切替盤 2C系 ・緊急用交流電源切替盤 2D系 ・非常用高圧母線 2C系[S] ・非常用高圧母線 2D系[S] ・緊急時対策用軽油タンク ・緊急時対策用高圧母線J系 ・緊急時対策用燃料移送系配管・弁 (燃料流路) (8) 非常用取水設備 ・貯留堰[S]																										
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類																										
II. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(7) 非常用電源設備 (続き) ・SA電源切替盤 [S] ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線C系 [S] ・非常用高圧母線D系 [S]																										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																								
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（7 / 12）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</td> <td> <p>(4) 計測制御系統施設（統括）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッション・チェンバ・プール水温度 ・格納容器内水素濃度(SA) ・格納容器内水素濃度[S] ・サプレッション・チェンバ・プール水位 ・格納容器下部水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ密圧 ・フィルタ装置スクラバ水pH ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・復水貯蔵槽水位(SA) ・安全パラメータ表示システム(SPDS) [C] ・無線連絡設備(常設) [C] ・無線連絡設備(屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・衛星電話設備(常設) [C] ・衛星電話設備(屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・無線連絡装置 [伝送路] [C] ・ドレンタンク水位 ・遮断空気駆動弁操作作用弁出口圧力 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁(MCR外気取入ダンパ、MCR非常用外気取入ダンパ、MCR排気ダンパ) [流路] [S] ・中央制御室換気空調系ダクト(MCR外気取入ダクト、MCR排気ダクト) [流路] [S] ・中央制御室待避室遮蔽(常設) ・中央制御室待避室隔圧化装置(配管・弁) [流路] ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 隔圧化装置(配管・弁) [流路] ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 室内遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 隔圧化装置(配管・弁) [流路] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<p>(4) 計測制御系統施設（統括）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッション・チェンバ・プール水温度 ・格納容器内水素濃度(SA) ・格納容器内水素濃度[S] ・サプレッション・チェンバ・プール水位 ・格納容器下部水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ密圧 ・フィルタ装置スクラバ水pH ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・復水貯蔵槽水位(SA) ・安全パラメータ表示システム(SPDS) [C] ・無線連絡設備(常設) [C] ・無線連絡設備(屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・衛星電話設備(常設) [C] ・衛星電話設備(屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・無線連絡装置 [伝送路] [C] ・ドレンタンク水位 ・遮断空気駆動弁操作作用弁出口圧力 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁(MCR外気取入ダンパ、MCR非常用外気取入ダンパ、MCR排気ダンパ) [流路] [S] ・中央制御室換気空調系ダクト(MCR外気取入ダクト、MCR排気ダクト) [流路] [S] ・中央制御室待避室遮蔽(常設) ・中央制御室待避室隔圧化装置(配管・弁) [流路] ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 隔圧化装置(配管・弁) [流路] ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 室内遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 隔圧化装置(配管・弁) [流路] 	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（7 / 7）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備（つづき）</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</td> <td> <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・125V系蓄電池A系[S] ・125V系蓄電池B系[S] ・緊急用125V系蓄電池 ・緊急用M/C ・緊急用P/C ・緊急用M/C ・緊急用電源切替盤 ・緊急用直流125V主母線盤 ・2C非常用ディーゼル発電機[S] ・2D非常用ディーゼル発電機[S] ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク[S] ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク[S] ・2C非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] ・2D非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] ・軽油貯蔵タンク[S] ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] ・可搬型設備用軽油タンク ・M/C 2C電圧[S] ・M/C 2D電圧[S] ・P/C 2C電圧[S] ・P/C 2D電圧[S] ・緊急用M/C電圧 ・緊急用P/C電圧 ・直流125V主母線盤2A電圧[S] ・直流125V主母線盤2B電圧[S] ・緊急用直流125V主母線盤電圧 <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯留槽[S] ・取水構造物[C] ・SA用海水ビッド取水塔 ・海水引込み管 ・SA用海水ビッド ・緊急用海水取水 ・緊急用海水ポンピット <p>(9) 緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機 ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ ・緊急時対策所用M/C電圧計 <p>(10) 通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備(固定型) [C] ・安全パラメータ表示システム(SPDS) [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備（つづき）	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・125V系蓄電池A系[S] ・125V系蓄電池B系[S] ・緊急用125V系蓄電池 ・緊急用M/C ・緊急用P/C ・緊急用M/C ・緊急用電源切替盤 ・緊急用直流125V主母線盤 ・2C非常用ディーゼル発電機[S] ・2D非常用ディーゼル発電機[S] ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク[S] ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク[S] ・2C非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] ・2D非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] ・軽油貯蔵タンク[S] ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] ・可搬型設備用軽油タンク ・M/C 2C電圧[S] ・M/C 2D電圧[S] ・P/C 2C電圧[S] ・P/C 2D電圧[S] ・緊急用M/C電圧 ・緊急用P/C電圧 ・直流125V主母線盤2A電圧[S] ・直流125V主母線盤2B電圧[S] ・緊急用直流125V主母線盤電圧 <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯留槽[S] ・取水構造物[C] ・SA用海水ビッド取水塔 ・海水引込み管 ・SA用海水ビッド ・緊急用海水取水 ・緊急用海水ポンピット <p>(9) 緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機 ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ ・緊急時対策所用M/C電圧計 <p>(10) 通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備(固定型) [C] ・安全パラメータ表示システム(SPDS) [C] 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔〕内は設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> <p>(1) 原子炉本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力容器[S] <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルブ式) [C] ・使用済燃料プール監視カメラ ・燃料プール冷却浄化系配管・弁(流路) [S, B] <p>(3) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク[B] ・高圧代替注水系(蒸気系) 配管・弁(流路) ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ(流路) [S, B] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁(流路) [S] ・高圧代替注水系(注水系) 配管・弁(流路) ・補給水系配管・弁(流路) [B] ・燃料プール補給水系弁(流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管(流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパーージャ(流路) [S] ・高圧炉心スプレイス配管・弁(流路) [S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュエータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク(流路) [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] <p>(4) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁(流路) [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(1) 原子炉本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力容器[S] <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルブ式) [C] ・使用済燃料プール監視カメラ ・燃料プール冷却浄化系配管・弁(流路) [S, B] <p>(3) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク[B] ・高圧代替注水系(蒸気系) 配管・弁(流路) ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ(流路) [S, B] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁(流路) [S] ・高圧代替注水系(注水系) 配管・弁(流路) ・補給水系配管・弁(流路) [B] ・燃料プール補給水系弁(流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管(流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパーージャ(流路) [S] ・高圧炉心スプレイス配管・弁(流路) [S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュエータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク(流路) [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] <p>(4) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁(流路) [S] 	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類（7 / 13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>III. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> <p>(1) 原子炉本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力容器[S] <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設スプレイヘッド ・燃料プールスプレイス 配管・弁 [流路] ・燃料プール水位(SA) ・燃料プール水位・温度(SA) [C] ・燃料プール監視カメラ(SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・燃料プール[S] <p>(3) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧原子炉代替注水系(蒸気系) 配管・弁 [流路] ・主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁 [流路] ・高圧原子炉代替注水系(注水系) 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁 [流路] ・原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・給水系 配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アクチュエータ [S] ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水槽 ・サプレッション・チェンバ [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(1) 原子炉本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力容器[S] <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設スプレイヘッド ・燃料プールスプレイス 配管・弁 [流路] ・燃料プール水位(SA) ・燃料プール水位・温度(SA) [C] ・燃料プール監視カメラ(SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・燃料プール[S] <p>(3) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧原子炉代替注水系(蒸気系) 配管・弁 [流路] ・主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁 [流路] ・高圧原子炉代替注水系(注水系) 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁 [流路] ・原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・給水系 配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アクチュエータ [S] ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水槽 ・サプレッション・チェンバ [S] 	
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）																										
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<p>(4) 計測制御系統施設（統括）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サプレッション・チェンバ・プール水温度 ・格納容器内水素濃度(SA) ・格納容器内水素濃度[S] ・サプレッション・チェンバ・プール水位 ・格納容器下部水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ密圧 ・フィルタ装置スクラバ水pH ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・復水貯蔵槽水位(SA) ・安全パラメータ表示システム(SPDS) [C] ・無線連絡設備(常設) [C] ・無線連絡設備(屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・衛星電話設備(常設) [C] ・衛星電話設備(屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・無線連絡装置 [伝送路] [C] ・ドレンタンク水位 ・遮断空気駆動弁操作作用弁出口圧力 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰囲気放射線レベル(D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線レベル(S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁(MCR外気取入ダンパ、MCR非常用外気取入ダンパ、MCR排気ダンパ) [流路] [S] ・中央制御室換気空調系ダクト(MCR外気取入ダクト、MCR排気ダクト) [流路] [S] ・中央制御室待避室遮蔽(常設) ・中央制御室待避室隔圧化装置(配管・弁) [流路] ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 隔圧化装置(配管・弁) [流路] ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 室内遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 隔圧化装置(配管・弁) [流路] 																										
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）																										
3. 常設重大事故緩和設備（つづき）	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・125V系蓄電池A系[S] ・125V系蓄電池B系[S] ・緊急用125V系蓄電池 ・緊急用M/C ・緊急用P/C ・緊急用M/C ・緊急用電源切替盤 ・緊急用直流125V主母線盤 ・2C非常用ディーゼル発電機[S] ・2D非常用ディーゼル発電機[S] ・2C非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク[S] ・2D非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク[S] ・2C非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] ・2D非常用ディーゼル発電機海水ポンプ[S] ・軽油貯蔵タンク[S] ・2C非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ[S] ・可搬型設備用軽油タンク ・M/C 2C電圧[S] ・M/C 2D電圧[S] ・P/C 2C電圧[S] ・P/C 2D電圧[S] ・緊急用M/C電圧 ・緊急用P/C電圧 ・直流125V主母線盤2A電圧[S] ・直流125V主母線盤2B電圧[S] ・緊急用直流125V主母線盤電圧 <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯留槽[S] ・取水構造物[C] ・SA用海水ビッド取水塔 ・海水引込み管 ・SA用海水ビッド ・緊急用海水取水 ・緊急用海水ポンピット <p>(9) 緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機 ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・緊急時対策所用発電機給油ポンプ ・緊急時対策所用M/C電圧計 <p>(10) 通信連絡設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備(固定型) [C] ・安全パラメータ表示システム(SPDS) [C] 																										
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）																										
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(1) 原子炉本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力容器[S] <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式) ・使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルブ式) [C] ・使用済燃料プール監視カメラ ・燃料プール冷却浄化系配管・弁(流路) [S, B] <p>(3) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵タンク[B] ・高圧代替注水系(蒸気系) 配管・弁(流路) ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ(流路) [S, B] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁(流路) [S] ・高圧代替注水系(注水系) 配管・弁(流路) ・補給水系配管・弁(流路) [B] ・燃料プール補給水系弁(流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管(流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパーージャ(流路) [S] ・高圧炉心スプレイス配管・弁(流路) [S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アクチュエータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・原子炉補機冷却水系配管・弁・サージタンク(流路) [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] <p>(4) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁(流路) [S] 																										
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）																										
III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(1) 原子炉本体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉圧力容器[S] <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設スプレイヘッド ・燃料プールスプレイス 配管・弁 [流路] ・燃料プール水位(SA) ・燃料プール水位・温度(SA) [C] ・燃料プール監視カメラ(SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む。) ・燃料プール[S] <p>(3) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧原子炉代替注水系(蒸気系) 配管・弁 [流路] ・主蒸気系 配管・クエンチャ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系) 配管・弁 [流路] ・高圧原子炉代替注水系(注水系) 配管・弁 [流路] ・残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ [流路] [S, B] ・原子炉隔離時冷却系(注水系) 配管・弁 [流路] ・原子炉浄化系 配管 [流路] [S] ・給水系 配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アクチュエータ [S] ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水系 配管・弁 [流路] ・低圧原子炉代替注水槽 ・サプレッション・チェンバ [S] 																										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類(8/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの</td> <td> (6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉区域[S] ・耐圧強化ベント系 (W/W) 配管・弁 [流路] [S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] ・不活性ガス系配管・弁[S,C] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ポンプ [流路] [S] ・格納容器スプレイ・ヘッダ [流路] [S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・ラプチャーディスク ・フィルタベント遮断機 ・配管遮断 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] ・耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] ・コリウムシールド ・CSP 外部補給配管・弁 [流路] [B] ・静的触媒式水素再結合器 ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系排気機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系乾燥装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] (7) 非常用電源設備 ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] ・第一ガスタービン発電機用燃料移送配管・弁 [燃料流路] ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替断路器 ・緊急用電源切替着接装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル (常設) ・M/C 電圧[S] ・M/C D電圧[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの	(6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉区域[S] ・耐圧強化ベント系 (W/W) 配管・弁 [流路] [S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] ・不活性ガス系配管・弁[S,C] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ポンプ [流路] [S] ・格納容器スプレイ・ヘッダ [流路] [S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・ラプチャーディスク ・フィルタベント遮断機 ・配管遮断 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] ・耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] ・コリウムシールド ・CSP 外部補給配管・弁 [流路] [B] ・静的触媒式水素再結合器 ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系排気機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系乾燥装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] (7) 非常用電源設備 ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] ・第一ガスタービン発電機用燃料移送配管・弁 [燃料流路] ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替断路器 ・緊急用電源切替着接装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル (常設) ・M/C 電圧[S] ・M/C D電圧[S]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td></td> <td> ・格納容器内水素濃度(D/W) ・格納容器内水素濃度(S/C) ・格納容器内雰囲気水素濃度[S] ・格納容器内雰囲気酸素濃度[S] ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・原子炉建屋内水素濃度 ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA 広帯域) ・原子炉水位 (SA 燃料域) ・高圧代替注水系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量) ・代替循環冷却ポンプ出口流量 ・代替循環冷却ポンプ出口圧力 ・原子炉格納容器下部注水流量 ・原子炉格納容器代替スプレイ流量 ・ドライウエル温度 ・圧力抑制室内空気温度[S] ・サブプレッションプール水温度[S] ・ドライウエル圧力 ・圧力抑制室圧力 ・圧力抑制室水位 ・原子炉格納容器下部水位 ・原子炉格納容器下部温度 ・ドライウエル水位 ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・フィルタ装置入口圧力 (広帯域) ・フィルタ装置出口圧力 (広帯域) ・フィルタ装置水位 (広帯域) </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備		・格納容器内水素濃度(D/W) ・格納容器内水素濃度(S/C) ・格納容器内雰囲気水素濃度[S] ・格納容器内雰囲気酸素濃度[S] ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・原子炉建屋内水素濃度 ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA 広帯域) ・原子炉水位 (SA 燃料域) ・高圧代替注水系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量) ・代替循環冷却ポンプ出口流量 ・代替循環冷却ポンプ出口圧力 ・原子炉格納容器下部注水流量 ・原子炉格納容器代替スプレイ流量 ・ドライウエル温度 ・圧力抑制室内空気温度[S] ・サブプレッションプール水温度[S] ・ドライウエル圧力 ・圧力抑制室圧力 ・圧力抑制室水位 ・原子炉格納容器下部水位 ・原子炉格納容器下部温度 ・ドライウエル水位 ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・フィルタ装置入口圧力 (広帯域) ・フィルタ装置出口圧力 (広帯域) ・フィルタ装置水位 (広帯域)	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(8/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>III. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> (4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入ポンプ [S] ・ほう酸水貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系 配管・弁 [流路] [S] ・蒸気抽出・ほう酸水注入系配管 (原子炉圧力容器内部) [流路] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・格納容器水素濃度 (SA) [S] ・格納容器酸素濃度 (B系) [S] ・格納容器酸素濃度 (SA) [S] ・格納容器酸素濃度 (B系) [S] ・静的触媒式水素処理装置入口温度 ・静的触媒式水素処理装置出口温度 ・原子炉建屋水素濃度 ・原子炉圧力容器温度 (SA) [S] ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) [S] ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) [S] ・高圧原子炉代替注水流量 ・代替注水流量 (常設) ・残留熱代替除去系原子炉注水流量 ・残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ・格納容器代替スプレイ流量 ・ドライウエル温度 (SA) [S] ・ベダスタル温度 (SA) [S] ・ベダスタル水温度 (SA) [S] ・サブプレッション・チェンバ温度 (SA) [S] ・サブプレッション・プール水温度 (SA) [S] ・ドライウエル圧力 (SA) [S] ・サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) [S] ・ドライウエル水位 ・サブプレッション・プール水位 (SA) [S] ・ベダスタル水位 ・ベダスタル代替注水流量 (狭帯域用) ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [S] ・スクラ容器水位 ・スクラ容器圧力 ・スクラ容器温度 ・低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) ・低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) ・低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む) ・安全バタメータ表示システム (SPDS) ・C-メタクラ母線電圧 [S] ・D-メタクラ母線電圧 [S] ・HPC S-メタクラ母線電圧 [S] ・C-ロードセンタ母線電圧 [S] ・D-ロードセンタ母線電圧 [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入ポンプ [S] ・ほう酸水貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系 配管・弁 [流路] [S] ・蒸気抽出・ほう酸水注入系配管 (原子炉圧力容器内部) [流路] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・格納容器水素濃度 (SA) [S] ・格納容器酸素濃度 (B系) [S] ・格納容器酸素濃度 (SA) [S] ・格納容器酸素濃度 (B系) [S] ・静的触媒式水素処理装置入口温度 ・静的触媒式水素処理装置出口温度 ・原子炉建屋水素濃度 ・原子炉圧力容器温度 (SA) [S] ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) [S] ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) [S] ・高圧原子炉代替注水流量 ・代替注水流量 (常設) ・残留熱代替除去系原子炉注水流量 ・残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ・格納容器代替スプレイ流量 ・ドライウエル温度 (SA) [S] ・ベダスタル温度 (SA) [S] ・ベダスタル水温度 (SA) [S] ・サブプレッション・チェンバ温度 (SA) [S] ・サブプレッション・プール水温度 (SA) [S] ・ドライウエル圧力 (SA) [S] ・サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) [S] ・ドライウエル水位 ・サブプレッション・プール水位 (SA) [S] ・ベダスタル水位 ・ベダスタル代替注水流量 (狭帯域用) ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [S] ・スクラ容器水位 ・スクラ容器圧力 ・スクラ容器温度 ・低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) ・低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) ・低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む) ・安全バタメータ表示システム (SPDS) ・C-メタクラ母線電圧 [S] ・D-メタクラ母線電圧 [S] ・HPC S-メタクラ母線電圧 [S] ・C-ロードセンタ母線電圧 [S] ・D-ロードセンタ母線電圧 [S]	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備(重大事故緩和設備)のうち、常設のもの	(6) 原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉区域[S] ・耐圧強化ベント系 (W/W) 配管・弁 [流路] [S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] ・不活性ガス系配管・弁[S,C] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ポンプ [流路] [S] ・格納容器スプレイ・ヘッダ [流路] [S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・ラプチャーディスク ・フィルタベント遮断機 ・配管遮断 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] ・耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] ・コリウムシールド ・CSP 外部補給配管・弁 [流路] [B] ・静的触媒式水素再結合器 ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系排気機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系乾燥装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] (7) 非常用電源設備 ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] ・第一ガスタービン発電機用燃料移送配管・弁 [燃料流路] ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替断路器 ・緊急用電源切替着接装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル (常設) ・M/C 電圧[S] ・M/C D電圧[S]																				
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
3. 常設重大事故緩和設備		・格納容器内水素濃度(D/W) ・格納容器内水素濃度(S/C) ・格納容器内雰囲気水素濃度[S] ・格納容器内雰囲気酸素濃度[S] ・静的触媒式水素再結合装置動作監視装置 ・原子炉建屋内水素濃度 ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA 広帯域) ・原子炉水位 (SA 燃料域) ・高圧代替注水系ポンプ出口流量 ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量) ・残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量) ・代替循環冷却ポンプ出口流量 ・代替循環冷却ポンプ出口圧力 ・原子炉格納容器下部注水流量 ・原子炉格納容器代替スプレイ流量 ・ドライウエル温度 ・圧力抑制室内空気温度[S] ・サブプレッションプール水温度[S] ・ドライウエル圧力 ・圧力抑制室圧力 ・圧力抑制室水位 ・原子炉格納容器下部水位 ・原子炉格納容器下部温度 ・ドライウエル水位 ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・フィルタ装置入口圧力 (広帯域) ・フィルタ装置出口圧力 (広帯域) ・フィルタ装置水位 (広帯域)																				
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入ポンプ [S] ・ほう酸水貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系 配管・弁 [流路] [S] ・蒸気抽出・ほう酸水注入系配管 (原子炉圧力容器内部) [流路] [S] ・逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ ・格納容器水素濃度 (SA) [S] ・格納容器酸素濃度 (B系) [S] ・格納容器酸素濃度 (SA) [S] ・格納容器酸素濃度 (B系) [S] ・静的触媒式水素処理装置入口温度 ・静的触媒式水素処理装置出口温度 ・原子炉建屋水素濃度 ・原子炉圧力容器温度 (SA) [S] ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) [S] ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) [S] ・高圧原子炉代替注水流量 ・代替注水流量 (常設) ・残留熱代替除去系原子炉注水流量 ・残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量 ・格納容器代替スプレイ流量 ・ドライウエル温度 (SA) [S] ・ベダスタル温度 (SA) [S] ・ベダスタル水温度 (SA) [S] ・サブプレッション・チェンバ温度 (SA) [S] ・サブプレッション・プール水温度 (SA) [S] ・ドライウエル圧力 (SA) [S] ・サブプレッション・チェンバ圧力 (SA) [S] ・ドライウエル水位 ・サブプレッション・プール水位 (SA) [S] ・ベダスタル水位 ・ベダスタル代替注水流量 (狭帯域用) ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [S] ・スクラ容器水位 ・スクラ容器圧力 ・スクラ容器温度 ・低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) ・低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) ・低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用) ・燃料プール監視カメラ (SA) (燃料プール監視カメラ用冷却設備を含む) ・安全バタメータ表示システム (SPDS) ・C-メタクラ母線電圧 [S] ・D-メタクラ母線電圧 [S] ・HPC S-メタクラ母線電圧 [S] ・C-ロードセンタ母線電圧 [S] ・D-ロードセンタ母線電圧 [S]																				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処設備 (主要設備) の設備分類 (9 / 12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備 (重大事故緩和設備) のうち、常設のもの</td> <td> (7) 非常用電源設備 (続き) ・第一GT発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧[S] ・非常用D/G発電機出力[S] ・非常用D/G発電機周波数[S] ・非常用D/G発電機電圧 (他号炉) ・非常用D/G発電機出力 (他号炉) ・非常用D/G発電機周波数 (他号炉) ・P/C C-1電圧[S] ・P/C D-1電圧[S] ・P/C C-1電圧 (他号炉) ・P/C D-1電圧 (他号炉) ・直流125V主母線盤A電圧[S] ・直流125V主母線盤B電圧[S] ・直流125V充電器A-2蓄電池電圧[S] ・AC用直流125V充電器蓄電池電圧 ・第一GT発電機周波数 (8) 非常用取水設備 ・海水貯留槽[S] ・スクリーン室[C] ・取水路[C] (9) 緊急時対策所 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素 吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備 (重大事故緩和設備) のうち、常設のもの	(7) 非常用電源設備 (続き) ・第一GT発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧[S] ・非常用D/G発電機出力[S] ・非常用D/G発電機周波数[S] ・非常用D/G発電機電圧 (他号炉) ・非常用D/G発電機出力 (他号炉) ・非常用D/G発電機周波数 (他号炉) ・P/C C-1電圧[S] ・P/C D-1電圧[S] ・P/C C-1電圧 (他号炉) ・P/C D-1電圧 (他号炉) ・直流125V主母線盤A電圧[S] ・直流125V主母線盤B電圧[S] ・直流125V充電器A-2蓄電池電圧[S] ・AC用直流125V充電器蓄電池電圧 ・第一GT発電機周波数 (8) 非常用取水設備 ・海水貯留槽[S] ・スクリーン室[C] ・取水路[C] (9) 緊急時対策所 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素 吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td></td> <td> ・フィルタ装置水温度 ・フィルタ装置出口水素濃度 ・復水貯蔵タンク水位 ・高圧代替注水系ポンプ出口圧力 ・復水移送ポンプ出口圧力 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・6-2C 母線電圧[S] ・6-2D 母線電圧[S] ・6-2F-1 母線電圧 ・6-2F-2 母線電圧 ・4-2C 母線電圧[S] ・4-2D 母線電圧[S] ・125V 直流主母線 2A 電圧[S] ・125V 直流主母線 2B 電圧[S] ・125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・無線連絡設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) ・無線通信装置 ・有線 (建屋内) (無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) ・有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) (5) 放射線管理施設 ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室待避所遮蔽 ・中央制御室送風機[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備		・フィルタ装置水温度 ・フィルタ装置出口水素濃度 ・復水貯蔵タンク水位 ・高圧代替注水系ポンプ出口圧力 ・復水移送ポンプ出口圧力 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・6-2C 母線電圧[S] ・6-2D 母線電圧[S] ・6-2F-1 母線電圧 ・6-2F-2 母線電圧 ・4-2C 母線電圧[S] ・4-2D 母線電圧[S] ・125V 直流主母線 2A 電圧[S] ・125V 直流主母線 2B 電圧[S] ・125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・無線連絡設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) ・無線通信装置 ・有線 (建屋内) (無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) ・有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) (5) 放射線管理施設 ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室待避所遮蔽 ・中央制御室送風機[S]	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (9 / 13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>III. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> (4) 計測制御系統施設 (続き) ・B 1-115V 系蓄電池 (S A) 電圧 [S] ・A-115V 系直流電圧母線電圧 [S] ・B-115V 系直流電圧母線電圧 [S] ・緊急用メータ電圧 ・S Aロードセンタ母線電圧 ・S A用 115V 系充電器蓄電池電圧 ・230V 系直流電圧 (常用) 母線電圧 ・無線通信設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線通信設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・無線通信装置 [伝送路] ・有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) [伝送路] ・有線 (建屋内) (衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] ・有線 (建屋内) (有線式通信設備、無線通信設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] (5) 放射線管理施設 ・燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (S A) ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (ドライウェル) [S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ) [S] ・第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室待避所遮蔽 ・再循環用ファン [S] ・チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン [S] ・非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] ・中央制御室換気系ダクト [流路] [S] ・中央制御室待避室正圧化装置 (配管・弁) [流路] ・中央制御室換気系弁 [流路] [S] ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所空気浄化装置 (配管・弁) [流路] ・緊急時対策所正圧化装置 (配管・弁) [流路] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(4) 計測制御系統施設 (続き) ・B 1-115V 系蓄電池 (S A) 電圧 [S] ・A-115V 系直流電圧母線電圧 [S] ・B-115V 系直流電圧母線電圧 [S] ・緊急用メータ電圧 ・S Aロードセンタ母線電圧 ・S A用 115V 系充電器蓄電池電圧 ・230V 系直流電圧 (常用) 母線電圧 ・無線通信設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線通信設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・無線通信装置 [伝送路] ・有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) [伝送路] ・有線 (建屋内) (衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] ・有線 (建屋内) (有線式通信設備、無線通信設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] (5) 放射線管理施設 ・燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (S A) ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (ドライウェル) [S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ) [S] ・第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室待避所遮蔽 ・再循環用ファン [S] ・チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン [S] ・非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] ・中央制御室換気系ダクト [流路] [S] ・中央制御室待避室正圧化装置 (配管・弁) [流路] ・中央制御室換気系弁 [流路] [S] ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所空気浄化装置 (配管・弁) [流路] ・緊急時対策所正圧化装置 (配管・弁) [流路]	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備 (重大事故緩和設備) のうち、常設のもの	(7) 非常用電源設備 (続き) ・第一GT発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧[S] ・非常用D/G発電機出力[S] ・非常用D/G発電機周波数[S] ・非常用D/G発電機電圧 (他号炉) ・非常用D/G発電機出力 (他号炉) ・非常用D/G発電機周波数 (他号炉) ・P/C C-1電圧[S] ・P/C D-1電圧[S] ・P/C C-1電圧 (他号炉) ・P/C D-1電圧 (他号炉) ・直流125V主母線盤A電圧[S] ・直流125V主母線盤B電圧[S] ・直流125V充電器A-2蓄電池電圧[S] ・AC用直流125V充電器蓄電池電圧 ・第一GT発電機周波数 (8) 非常用取水設備 ・海水貯留槽[S] ・スクリーン室[C] ・取水路[C] (9) 緊急時対策所 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 二酸化炭素 吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S]																				
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
3. 常設重大事故緩和設備		・フィルタ装置水温度 ・フィルタ装置出口水素濃度 ・復水貯蔵タンク水位 ・高圧代替注水系ポンプ出口圧力 ・復水移送ポンプ出口圧力 ・安全パラメータ表示システム (SPDS) ・6-2C 母線電圧[S] ・6-2D 母線電圧[S] ・6-2F-1 母線電圧 ・6-2F-2 母線電圧 ・4-2C 母線電圧[S] ・4-2D 母線電圧[S] ・125V 直流主母線 2A 電圧[S] ・125V 直流主母線 2B 電圧[S] ・125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・125V 直流主母線 2B-1 電圧 ・無線連絡設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) ・無線通信装置 ・有線 (建屋内) (無線連絡設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) ・有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) (5) 放射線管理施設 ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室待避所遮蔽 ・中央制御室送風機[S]																				
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(4) 計測制御系統施設 (続き) ・B 1-115V 系蓄電池 (S A) 電圧 [S] ・A-115V 系直流電圧母線電圧 [S] ・B-115V 系直流電圧母線電圧 [S] ・緊急用メータ電圧 ・S Aロードセンタ母線電圧 ・S A用 115V 系充電器蓄電池電圧 ・230V 系直流電圧 (常用) 母線電圧 ・無線通信設備 (固定型) ・衛星電話設備 (固定型) ・無線通信設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] ・無線通信装置 [伝送路] ・有線 (建屋内) (安全パラメータ表示システム (SPDS) に係るもの) [伝送路] ・有線 (建屋内) (衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] ・有線 (建屋内) (有線式通信設備、無線通信設備 (固定型)、衛星電話設備 (固定型) に係るもの) [伝送路] (5) 放射線管理施設 ・燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) (S A) ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (ドライウェル) [S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ) [S] ・第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室待避所遮蔽 ・再循環用ファン [S] ・チャコール・フィルタ・ブースタ・ファン [S] ・非常用チャコール・フィルタ・ユニット [S] ・中央制御室換気系ダクト [流路] [S] ・中央制御室待避室正圧化装置 (配管・弁) [流路] ・中央制御室換気系弁 [流路] [S] ・緊急時対策所遮蔽 ・緊急時対策所空気浄化装置 (配管・弁) [流路] ・緊急時対策所正圧化装置 (配管・弁) [流路]																				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(10/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)</td> <td>設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] 原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[S] 原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 主蒸気系配管・弁[S] 復水補給水系配管[流路] [D] 給水系配管・弁・スパージャ[流路] [S] 高圧炉心注水系ポンプ[S] 高圧炉心注水系配管・弁・ストレーナ・スパージャ[流路] [S, B] 高圧炉心注水系注入隔離弁[S] 残留熱除去系ポンプ [S] 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スパージャ[流路] [S] 残留熱除去系熱交換器[S] 原子炉補機冷却水ポンプ[S] 原子炉補機冷却水ポンプ[S] 原子炉補機冷却水系熱交換器[S] 原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ[流路] [S] 原子炉補機冷却系サージタンク[流路] [S] <p>(2) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系系統流量[S] 残留熱除去系熱交換器入口温度[C] 残留熱除去系熱交換器出口温度[C] 高圧炉心注水系系統流量[S] 原子炉隔離時冷却系系統流量[S] 原子炉補機冷却水系系統流量[C] 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量[C] 高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] 残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] RWサージタンク水位[S] 原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度[C] <p>(3) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路] [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	4. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] 原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[S] 原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 主蒸気系配管・弁[S] 復水補給水系配管[流路] [D] 給水系配管・弁・スパージャ[流路] [S] 高圧炉心注水系ポンプ[S] 高圧炉心注水系配管・弁・ストレーナ・スパージャ[流路] [S, B] 高圧炉心注水系注入隔離弁[S] 残留熱除去系ポンプ [S] 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スパージャ[流路] [S] 残留熱除去系熱交換器[S] 原子炉補機冷却水ポンプ[S] 原子炉補機冷却水ポンプ[S] 原子炉補機冷却水系熱交換器[S] 原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ[流路] [S] 原子炉補機冷却系サージタンク[流路] [S] <p>(2) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系系統流量[S] 残留熱除去系熱交換器入口温度[C] 残留熱除去系熱交換器出口温度[C] 高圧炉心注水系系統流量[S] 原子炉隔離時冷却系系統流量[S] 原子炉補機冷却水系系統流量[C] 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量[C] 高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] 残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] RWサージタンク水位[S] 原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度[C] <p>(3) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 中央制御室排風機[S] 中央制御室再循環送風機[S] 中央制御室再循環フィルタ装置[S] 中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ(流路) [S] 中央制御室待避所加圧設備(配管・弁)(流路) 緊急時対策所遮蔽 緊急時対策所非常用送風機 緊急時対策所非常用フィルタ装置 緊急時対策所非常用給排気配管・弁(流路) 緊急時対策所加圧設備(配管・弁)(流路) <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器[S] サブプレッションチェンバ[S] スプレイ管(流路) [S] 代替循環冷却ポンプ 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ(流路) [S] フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 遠隔手動弁操作設備 原子炉格納容器フィルタバント系配管・弁(流路) 原子炉格納容器調気系配管・弁(流路) [S] 静的触媒式水素再結合装置 非常用ガス処理系排風機[S] 非常用ガス処理系空気乾燥装置(流路) [S] 非常用ガス処理系フィルタ装置(流路) [S] 非常用ガス処理系配管・弁(流路) [S] 排気筒(流路) [S] 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置 原子炉建屋原子炉棟[S] <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁(燃料) </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室排風機[S] 中央制御室再循環送風機[S] 中央制御室再循環フィルタ装置[S] 中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ(流路) [S] 中央制御室待避所加圧設備(配管・弁)(流路) 緊急時対策所遮蔽 緊急時対策所非常用送風機 緊急時対策所非常用フィルタ装置 緊急時対策所非常用給排気配管・弁(流路) 緊急時対策所加圧設備(配管・弁)(流路) <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器[S] サブプレッションチェンバ[S] スプレイ管(流路) [S] 代替循環冷却ポンプ 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ(流路) [S] フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 遠隔手動弁操作設備 原子炉格納容器フィルタバント系配管・弁(流路) 原子炉格納容器調気系配管・弁(流路) [S] 静的触媒式水素再結合装置 非常用ガス処理系排風機[S] 非常用ガス処理系空気乾燥装置(流路) [S] 非常用ガス処理系フィルタ装置(流路) [S] 非常用ガス処理系配管・弁(流路) [S] 排気筒(流路) [S] 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置 原子炉建屋原子炉棟[S] <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁(燃料) 	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(10/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅲ. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水系 配管・弁[流路] 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド[流路] [S] 格納容器代替スプレイ系 配管・弁[流路] 第1バントフィルタスクラパ容器 第1バントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタバント系 配管・弁[流路] 窒素ガス制御系 配管・弁[流路] [S] 非常用ガス処理系 配管・弁[流路] [S] 遠隔手動弁操作機構 残留熱代替ポンプ 残留熱除去系熱交換器[S] 原子炉補機冷却系 配管・弁[流路] [S] 原子炉補機冷却系サージタンク[流路] [S] 残留熱代替注水系 配管・弁[流路] コリウムシールド ベダスタル代替注水系 配管・弁[流路] 窒素ガス代替注水系 配管・弁[流路] 静的触媒式水素処理装置 非常用ガス処理系排気ファン[S] 前置ガス処理装置[流路] [S] 後置ガス処理装置[流路] [S] 排気筒[流路] [S] 原子炉建屋燃料取替用ブローアウトパネル閉止装置 原子炉格納容器[S] 原子炉建屋原子炉棟[S] 原子炉補機代替冷却系 配管・弁[流路] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	Ⅲ. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水系 配管・弁[流路] 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド[流路] [S] 格納容器代替スプレイ系 配管・弁[流路] 第1バントフィルタスクラパ容器 第1バントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタバント系 配管・弁[流路] 窒素ガス制御系 配管・弁[流路] [S] 非常用ガス処理系 配管・弁[流路] [S] 遠隔手動弁操作機構 残留熱代替ポンプ 残留熱除去系熱交換器[S] 原子炉補機冷却系 配管・弁[流路] [S] 原子炉補機冷却系サージタンク[流路] [S] 残留熱代替注水系 配管・弁[流路] コリウムシールド ベダスタル代替注水系 配管・弁[流路] 窒素ガス代替注水系 配管・弁[流路] 静的触媒式水素処理装置 非常用ガス処理系排気ファン[S] 前置ガス処理装置[流路] [S] 後置ガス処理装置[流路] [S] 排気筒[流路] [S] 原子炉建屋燃料取替用ブローアウトパネル閉止装置 原子炉格納容器[S] 原子炉建屋原子炉棟[S] 原子炉補機代替冷却系 配管・弁[流路] 	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
4. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] 原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁[S] 原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 主蒸気系配管・弁[S] 復水補給水系配管[流路] [D] 給水系配管・弁・スパージャ[流路] [S] 高圧炉心注水系ポンプ[S] 高圧炉心注水系配管・弁・ストレーナ・スパージャ[流路] [S, B] 高圧炉心注水系注入隔離弁[S] 残留熱除去系ポンプ [S] 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スパージャ[流路] [S] 残留熱除去系熱交換器[S] 原子炉補機冷却水ポンプ[S] 原子炉補機冷却水ポンプ[S] 原子炉補機冷却水系熱交換器[S] 原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ[流路] [S] 原子炉補機冷却系サージタンク[流路] [S] <p>(2) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系系統流量[S] 残留熱除去系熱交換器入口温度[C] 残留熱除去系熱交換器出口温度[C] 高圧炉心注水系系統流量[S] 原子炉隔離時冷却系系統流量[S] 原子炉補機冷却水系系統流量[C] 残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量[C] 高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] 残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] RWサージタンク水位[S] 原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度[C] <p>(3) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 																				
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
3. 常設重大事故緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室排風機[S] 中央制御室再循環送風機[S] 中央制御室再循環フィルタ装置[S] 中央制御室換気空調系ダクト・ダンパ(流路) [S] 中央制御室待避所加圧設備(配管・弁)(流路) 緊急時対策所遮蔽 緊急時対策所非常用送風機 緊急時対策所非常用フィルタ装置 緊急時対策所非常用給排気配管・弁(流路) 緊急時対策所加圧設備(配管・弁)(流路) <p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器[S] サブプレッションチェンバ[S] スプレイ管(流路) [S] 代替循環冷却ポンプ 残留熱除去系配管・弁・ストレーナ(流路) [S] フィルタ装置 フィルタ装置出口側圧力開放板 遠隔手動弁操作設備 原子炉格納容器フィルタバント系配管・弁(流路) 原子炉格納容器調気系配管・弁(流路) [S] 静的触媒式水素再結合装置 非常用ガス処理系排風機[S] 非常用ガス処理系空気乾燥装置(流路) [S] 非常用ガス処理系フィルタ装置(流路) [S] 非常用ガス処理系配管・弁(流路) [S] 排気筒(流路) [S] 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置 原子炉建屋原子炉棟[S] <p>(7) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電機 ガスタービン発電設備軽油タンク ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁(燃料) 																				
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
Ⅲ. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(6) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 低圧原子炉代替注水系 配管・弁[流路] 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ[流路] [S] 格納容器スプレイ・ヘッド[流路] [S] 格納容器代替スプレイ系 配管・弁[流路] 第1バントフィルタスクラパ容器 第1バントフィルタ銀ゼオライト容器 圧力開放板 格納容器フィルタバント系 配管・弁[流路] 窒素ガス制御系 配管・弁[流路] [S] 非常用ガス処理系 配管・弁[流路] [S] 遠隔手動弁操作機構 残留熱代替ポンプ 残留熱除去系熱交換器[S] 原子炉補機冷却系 配管・弁[流路] [S] 原子炉補機冷却系サージタンク[流路] [S] 残留熱代替注水系 配管・弁[流路] コリウムシールド ベダスタル代替注水系 配管・弁[流路] 窒素ガス代替注水系 配管・弁[流路] 静的触媒式水素処理装置 非常用ガス処理系排気ファン[S] 前置ガス処理装置[流路] [S] 後置ガス処理装置[流路] [S] 排気筒[流路] [S] 原子炉建屋燃料取替用ブローアウトパネル閉止装置 原子炉格納容器[S] 原子炉建屋原子炉棟[S] 原子炉補機代替冷却系 配管・弁[流路] 																				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>第 2.1.2.2.2 表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (11 / 12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</td> <td>設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td> (4) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] ・直流125V蓄電池C[S] ・直流125V蓄電池D[S] ・直流125V充電器[S] ・直流125V充電器D[S] ・M/C E電圧[S] ・P/C E-1電圧[S] ・直流125V主母線電圧[S] (5) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] ・直流125V蓄電池C[S] ・直流125V蓄電池D[S] ・直流125V充電器[S] ・直流125V充電器D[S] ・M/C E電圧[S] ・P/C E-1電圧[S] ・直流125V主母線電圧[S] (5) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C]		<p>3. 常設重大事故緩和設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td></td> <td> 流路) ・軽油タンク[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路) [S] ・高圧中心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 (燃料流路) [S] ・125V蓄電池 2A[S] ・125V蓄電池 2B[S] ・125V充電器 2A[S] ・125V充電器 2B[S] ・125V代替蓄電池 ・125V代替充電器 ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F系 ・緊急用高圧母線 2G系 ・緊急用動力変圧器 2G系 ・緊急用低圧母線 2G系 ・緊急用交流電源切替盤 2G系 ・緊急用交流電源切替盤 2C系 ・緊急用交流電源切替盤 2D系 ・非常用高圧母線 2C系[S] ・非常用高圧母線 2D系[S] ・緊急時対策所軽油タンク ・緊急時対策所用高圧母線J系 ・緊急時対策所燃料移送系配管・弁 (流路) (8) 非常用取水設備 ・貯留堰[S] ・取水口[C] ・取水路[C] ・海水ポンプ室[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備		流路) ・軽油タンク[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路) [S] ・高圧中心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 (燃料流路) [S] ・125V蓄電池 2A[S] ・125V蓄電池 2B[S] ・125V充電器 2A[S] ・125V充電器 2B[S] ・125V代替蓄電池 ・125V代替充電器 ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F系 ・緊急用高圧母線 2G系 ・緊急用動力変圧器 2G系 ・緊急用低圧母線 2G系 ・緊急用交流電源切替盤 2G系 ・緊急用交流電源切替盤 2C系 ・緊急用交流電源切替盤 2D系 ・非常用高圧母線 2C系[S] ・非常用高圧母線 2D系[S] ・緊急時対策所軽油タンク ・緊急時対策所用高圧母線J系 ・緊急時対策所燃料移送系配管・弁 (流路) (8) 非常用取水設備 ・貯留堰[S] ・取水口[C] ・取水路[C] ・海水ポンプ室[C]	<p>第 2.1.2.2.2 表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設備分類 (11 / 13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>III. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> (7) 非常用電源設備 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機燃料移送系 配管・弁〔燃料流路〕 ・非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] ・高圧中心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] ・ガスタービン発電機用軽油タンクドレン弁〔燃料流路〕 ・B-115V系蓄電池 [S] ・B1-115V系蓄電池 (SA) [S] ・B-115V系充電器 [S] ・B1-115V系充電器 (SA) [S] ・SA用115V系蓄電池 ・SA用115V系充電器 ・230V系充電器 (常用) [C] ・緊急用メタタラ ・メタタラ切替盤 ・緊急用メタタラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・SAロードセンタ ・SA1コントロールセンタ ・SA2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤 [S] ・SA電源切替盤 [S] ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線C系 [S] ・非常用高圧母線D系 [S] ・緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策所 低圧母線盤 ・緊急時対策所用燃料地下タンク ・A-115V系蓄電池 [S] ・A-115V系充電器 [S] (8) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水管 [C] ・取水槽 [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(7) 非常用電源設備 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機燃料移送系 配管・弁〔燃料流路〕 ・非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] ・高圧中心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] ・ガスタービン発電機用軽油タンクドレン弁〔燃料流路〕 ・B-115V系蓄電池 [S] ・B1-115V系蓄電池 (SA) [S] ・B-115V系充電器 [S] ・B1-115V系充電器 (SA) [S] ・SA用115V系蓄電池 ・SA用115V系充電器 ・230V系充電器 (常用) [C] ・緊急用メタタラ ・メタタラ切替盤 ・緊急用メタタラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・SAロードセンタ ・SA1コントロールセンタ ・SA2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤 [S] ・SA電源切替盤 [S] ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線C系 [S] ・非常用高圧母線D系 [S] ・緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策所 低圧母線盤 ・緊急時対策所用燃料地下タンク ・A-115V系蓄電池 [S] ・A-115V系充電器 [S] (8) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水管 [C] ・取水槽 [C]	
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
4. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] ・直流125V蓄電池C[S] ・直流125V蓄電池D[S] ・直流125V充電器[S] ・直流125V充電器D[S] ・M/C E電圧[S] ・P/C E-1電圧[S] ・直流125V主母線電圧[S] (5) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C]																				
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
3. 常設重大事故緩和設備		流路) ・軽油タンク[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁(燃料流路) [S] ・高圧中心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 (燃料流路) [S] ・125V蓄電池 2A[S] ・125V蓄電池 2B[S] ・125V充電器 2A[S] ・125V充電器 2B[S] ・125V代替蓄電池 ・125V代替充電器 ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F系 ・緊急用高圧母線 2G系 ・緊急用動力変圧器 2G系 ・緊急用低圧母線 2G系 ・緊急用交流電源切替盤 2G系 ・緊急用交流電源切替盤 2C系 ・緊急用交流電源切替盤 2D系 ・非常用高圧母線 2C系[S] ・非常用高圧母線 2D系[S] ・緊急時対策所軽油タンク ・緊急時対策所用高圧母線J系 ・緊急時対策所燃料移送系配管・弁 (流路) (8) 非常用取水設備 ・貯留堰[S] ・取水口[C] ・取水路[C] ・海水ポンプ室[C]																				
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
III. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(7) 非常用電源設備 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機用軽油タンク ・ガスタービン発電機用サービスタンク ・ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・ガスタービン発電機燃料移送系 配管・弁〔燃料流路〕 ・非常用ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] ・高圧中心スプレイ系ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク [S] ・ガスタービン発電機用軽油タンクドレン弁〔燃料流路〕 ・B-115V系蓄電池 [S] ・B1-115V系蓄電池 (SA) [S] ・B-115V系充電器 [S] ・B1-115V系充電器 (SA) [S] ・SA用115V系蓄電池 ・SA用115V系充電器 ・230V系充電器 (常用) [C] ・緊急用メタタラ ・メタタラ切替盤 ・緊急用メタタラ接続プラグ盤 ・高圧発電機車接続プラグ収納箱 ・SAロードセンタ ・SA1コントロールセンタ ・SA2コントロールセンタ ・充電器電源切替盤 [S] ・SA電源切替盤 [S] ・重大事故操作盤 ・非常用高圧母線C系 [S] ・非常用高圧母線D系 [S] ・緊急時対策所 発電機接続プラグ盤 ・緊急時対策所 低圧母線盤 ・緊急時対策所用燃料地下タンク ・A-115V系蓄電池 [S] ・A-115V系充電器 [S] (8) 非常用取水設備 ・取水口 [C] ・取水管 [C] ・取水槽 [C]																				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(12/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)</td> <td>設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの</td> <td> (1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ [流路] [S] ・原子炉補機冷却系サージタンク [流路] [S] (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 [燃料流路] [S] ・直流125V蓄電池C[S] ・直流125V蓄電池D[S] ・直流125V充電器[S] ・直流125V充電器[S] ・M/C B電圧[S] (3) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	5. 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ [流路] [S] ・原子炉補機冷却系サージタンク [流路] [S] (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 [燃料流路] [S] ・直流125V蓄電池C[S] ・直流125V蓄電池D[S] ・直流125V充電器[S] ・直流125V充電器[S] ・M/C B電圧[S] (3) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)</td> <td>設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td> (1) 原子炉冷却系統施設 ・主蒸気系配管・弁(流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁(流路) [S] ・補給水系配管(流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管(流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパージャ(流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁(流路) [S] ・高圧炉心スプレイ系ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ(流路) [S] ・HPCS注入隔離弁[S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ(流路) [S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉再循環系配管・弁・ジェットポンプ(流路) [S] ・低圧炉心スプレイ系ポンプ[S] ・低圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ(流路) [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク(流路) [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系熱交換器[S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク(流路) [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	4. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・主蒸気系配管・弁(流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁(流路) [S] ・補給水系配管(流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管(流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパージャ(流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁(流路) [S] ・高圧炉心スプレイ系ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ(流路) [S] ・HPCS注入隔離弁[S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ(流路) [S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉再循環系配管・弁・ジェットポンプ(流路) [S] ・低圧炉心スプレイ系ポンプ[S] ・低圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ(流路) [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク(流路) [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系熱交換器[S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク(流路) [S]	<p>第2.1.2.2.2表 重大事故等対処施設(主要設備)の設備分類(12/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IV. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)</td> <td>設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td> (1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁 [流路] ・主蒸気系配管 [流路] [S] ・原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁・ストレーナ [流路] ・原子炉浄化系配管 [流路] [S] ・給水系配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・高圧炉心スプレイ・ポンプ [S] ・高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路] [S] ・残留熱除去系注水弁(MV223-5A, 5B, 5C) [S] ・低圧炉心スプレイ・ポンプ [S] ・低圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路] [S] ・低圧炉心スプレイ系注水弁(MV223-2) [S] ・残留熱除去ポンプ [S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ジェットポンプ [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・原子炉再循環系配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ [S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ [S] ・原子炉補機冷却系熱交換器 [S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ [流路] [S] ・原子炉補機冷却系サージタンク [流路] [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ [流路] [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却系サージタンク [流路] [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却系熱交換器 [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ [S] (2) 計測制御系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 [S] ・高圧炉心スプレイポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去ポンプ出口流量 [S] ・低圧炉心スプレイポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度 [S] ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [S] ・残留熱除去ポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去ポンプ出口圧力 [S] ・低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力 [C] ・RCW熱交換器出口温度 [C] ・RCWサージタンク水位 [C] (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去ポンプ [S] ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ [流路] [S] ・格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	IV. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁 [流路] ・主蒸気系配管 [流路] [S] ・原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁・ストレーナ [流路] ・原子炉浄化系配管 [流路] [S] ・給水系配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・高圧炉心スプレイ・ポンプ [S] ・高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路] [S] ・残留熱除去系注水弁(MV223-5A, 5B, 5C) [S] ・低圧炉心スプレイ・ポンプ [S] ・低圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路] [S] ・低圧炉心スプレイ系注水弁(MV223-2) [S] ・残留熱除去ポンプ [S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ジェットポンプ [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・原子炉再循環系配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ [S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ [S] ・原子炉補機冷却系熱交換器 [S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ [流路] [S] ・原子炉補機冷却系サージタンク [流路] [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ [流路] [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却系サージタンク [流路] [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却系熱交換器 [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ [S] (2) 計測制御系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 [S] ・高圧炉心スプレイポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去ポンプ出口流量 [S] ・低圧炉心スプレイポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度 [S] ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [S] ・残留熱除去ポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去ポンプ出口圧力 [S] ・低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力 [C] ・RCW熱交換器出口温度 [C] ・RCWサージタンク水位 [C] (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去ポンプ [S] ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ [流路] [S] ・格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S]	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
5. 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ [流路] [S] ・原子炉補機冷却系サージタンク [流路] [S] (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 [燃料流路] [S] ・直流125V蓄電池C[S] ・直流125V蓄電池D[S] ・直流125V充電器[S] ・直流125V充電器[S] ・M/C B電圧[S] (3) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C]																				
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
4. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・主蒸気系配管・弁(流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁(流路) [S] ・補給水系配管(流路) [B] ・原子炉冷却材浄化系配管(流路) [S] ・復水給水系配管・弁・スパージャ(流路) [S] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁(流路) [S] ・高圧炉心スプレイ系ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ(流路) [S] ・HPCS注入隔離弁[S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ(流路) [S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉再循環系配管・弁・ジェットポンプ(流路) [S] ・低圧炉心スプレイ系ポンプ[S] ・低圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ(流路) [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク(流路) [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ[S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系熱交換器[S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク(流路) [S]																				
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)																				
IV. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ ・原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管・弁 [流路] ・主蒸気系配管 [流路] [S] ・原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁・ストレーナ [流路] ・原子炉浄化系配管 [流路] [S] ・給水系配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・高圧炉心スプレイ・ポンプ [S] ・高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路] [S] ・残留熱除去系注水弁(MV223-5A, 5B, 5C) [S] ・低圧炉心スプレイ・ポンプ [S] ・低圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路] [S] ・低圧炉心スプレイ系注水弁(MV223-2) [S] ・残留熱除去ポンプ [S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ジェットポンプ [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・原子炉再循環系配管・弁 [流路] [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ [S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ [S] ・原子炉補機冷却系熱交換器 [S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ [流路] [S] ・原子炉補機冷却系サージタンク [流路] [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ [流路] [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却系サージタンク [流路] [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却系熱交換器 [S] ・高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ [S] (2) 計測制御系統施設 ・原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量 [S] ・高圧炉心スプレイポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去ポンプ出口流量 [S] ・低圧炉心スプレイポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度 [S] ・残留熱除去系熱交換器出口温度 [S] ・残留熱除去ポンプ出口流量 [S] ・残留熱除去ポンプ出口圧力 [S] ・低圧炉心スプレイポンプ出口圧力 [S] ・原子炉補機冷却水ポンプ出口圧力 [C] ・RCW熱交換器出口温度 [C] ・RCWサージタンク水位 [C] (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去ポンプ [S] ・残留熱除去系熱交換器 [S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ [流路] [S] ・格納容器スプレイ・ヘッド [流路] [S]																				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<table border="1" data-bbox="1344 247 1893 1098"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 常設重大事故 防止設備 (設計基 準拡張)</td> <td></td> <td> (2) 計測制御系統施設 ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・ 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・ 残留熱除去系ポンプ出口流量[S] ・ 残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[S] ・ 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[C] ・ 残留熱除去系ポンプ出口圧力[C] ・ 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量[C] ・ 原子炉補機冷却水系系統流量[S] ・ 6-2H 母線電圧[S] ・ HPCS125V 直流主母線電圧[S] (3) 原子炉格納施設 ・ スプレイ管 (流路) [S] (4) 非常用電源設備 ・ 非常用ディーゼル発電機[S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送 ポンプ[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デ イトンク[S] ・ 125V 蓄電池 2H[S] ・ 125V 充電器 2H[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	4. 常設重大事故 防止設備 (設計基 準拡張)		(2) 計測制御系統施設 ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・ 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・ 残留熱除去系ポンプ出口流量[S] ・ 残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[S] ・ 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[C] ・ 残留熱除去系ポンプ出口圧力[C] ・ 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量[C] ・ 原子炉補機冷却水系系統流量[S] ・ 6-2H 母線電圧[S] ・ HPCS125V 直流主母線電圧[S] (3) 原子炉格納施設 ・ スプレイ管 (流路) [S] (4) 非常用電源設備 ・ 非常用ディーゼル発電機[S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送 ポンプ[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デ イトンク[S] ・ 125V 蓄電池 2H[S] ・ 125V 充電器 2H[S]	<p data-bbox="1938 237 2502 258">第 2.1.2.2.2 表 重大事故等対処施設 (主要設備) の設</p> <p data-bbox="2101 279 2338 310">備分類 (13 / 13)</p> <table border="1" data-bbox="1938 321 2472 1098"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IV. 常設重大事故防止 設備 (設計基準拡 張)</td> <td>設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を喪失する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td> (4) 非常用電源設備 ・ 非常用ディーゼル発電機 [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 [S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ [S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク [S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系 配管・弁 [燃料流 路] [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポン プ [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトン ク [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系 配 管・弁 [燃料流路] [S] ・ 高圧炉心スプレイ系蓄電池 [S] ・ A-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・ B-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・ 高圧炉心スプレイ系充電器 [S] ・ A-原子炉中性子計装用充電器 [S] ・ B-原子炉中性子計装用充電器 [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	IV. 常設重大事故防止 設備 (設計基準拡 張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を喪失する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・ 非常用ディーゼル発電機 [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 [S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ [S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク [S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系 配管・弁 [燃料流 路] [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポン プ [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトン ク [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系 配 管・弁 [燃料流路] [S] ・ 高圧炉心スプレイ系蓄電池 [S] ・ A-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・ B-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・ 高圧炉心スプレイ系充電器 [S] ・ A-原子炉中性子計装用充電器 [S] ・ B-原子炉中性子計装用充電器 [S]	
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
4. 常設重大事故 防止設備 (設計基 準拡張)		(2) 計測制御系統施設 ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・ 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量[S] ・ 残留熱除去系ポンプ出口流量[S] ・ 残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[S] ・ 低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力[C] ・ 残留熱除去系ポンプ出口圧力[C] ・ 残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量[C] ・ 原子炉補機冷却水系系統流量[S] ・ 6-2H 母線電圧[S] ・ HPCS125V 直流主母線電圧[S] (3) 原子炉格納施設 ・ スプレイ管 (流路) [S] (4) 非常用電源設備 ・ 非常用ディーゼル発電機[S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送 ポンプ[S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デ イトンク[S] ・ 125V 蓄電池 2H[S] ・ 125V 充電器 2H[S]														
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)														
IV. 常設重大事故防止 設備 (設計基準拡 張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を喪失する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・ 非常用ディーゼル発電機 [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 [S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ [S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク [S] ・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系 配管・弁 [燃料流 路] [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポン プ [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトン ク [S] ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系 配 管・弁 [燃料流路] [S] ・ 高圧炉心スプレイ系蓄電池 [S] ・ A-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・ B-原子炉中性子計装用蓄電池 [S] ・ 高圧炉心スプレイ系充電器 [S] ・ A-原子炉中性子計装用充電器 [S] ・ B-原子炉中性子計装用充電器 [S]														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1344 237 1463 300">設備分類</th> <th data-bbox="1463 237 1581 300">定義</th> <th data-bbox="1581 237 1893 300">主要設備 (〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1344 300 1463 573">5. 常設重大事故 緩和設備 (設計基 準拡張)</td> <td data-bbox="1463 300 1581 573">設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="1581 300 1893 573"> (1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク (流路) [S] (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)	5. 常設重大事故 緩和設備 (設計基 準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク (流路) [S] (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク[S]		
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類)								
5. 常設重大事故 緩和設備 (設計基 準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却水系を含む。) 配管・弁・海水系ストレーナ・サージタンク (流路) [S] (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク[S]								

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [第40条 津波による損傷の防止]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(2) 耐津波構造</p> <p>(ii) 重大事故等対処施設に対する耐津波設計 重大事故等対処施設は、基準津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。基準津波の策定位置を第18図に、時刻歴波形を第19図に示す。</p> <p>また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備を津波からの防護対象とし、「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。</p> <p>a. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する。</p>	<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(2) 耐津波構造</p> <p>本発電用原子炉施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）及び確率論的リスク評価において全炉心損傷頻度に対して津波のリスクが有意となる津波（以下「敷地に遡上する津波」という。）に対して、次の方針に基づき耐津波設計を行い、「設置許可基準規則」に適合する構造とする。</p> <p>(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計 重大事故等対処施設は、基準津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。基準津波の策定位置を第5-7図に、時刻歴波形を第5-8図に示す。</p> <p>また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備のうち津波から防護する設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。</p> <p>a. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備 (貯留堰及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備 (貯留堰及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する。</p>	<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(2) 耐津波構造</p> <p>本発電用原子炉施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して、次の方針に基づき耐津波設計を行い、「設置許可基準規則」に適合する構造とする。</p> <p>(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計 重大事故等対処施設は、基準津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。基準津波の策定位置を第6図に、時刻歴波形を第7図に示す。</p> <p>また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備のうち、津波から防護する設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。</p> <p>a. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。)のうち、設計基準対象施設を使用するもの及び可搬型重大事故等対処設備保管場所である第3保管エリアについては、基準津波による遡上波が到達する可能性</p>	<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(2) 耐津波構造</p> <p>本発電用原子炉施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して、次の方針に基づき耐津波設計を行い、「設置許可基準規則」に適合する構造とする。</p> <p>(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計 重大事故等対処施設は、基準津波に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。基準津波の策定位置を第8図に、基準津波の時刻歴波形を第9図に示す。</p> <p>また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備のうち、津波から防護する設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。</p> <p>a. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。)を内包する建物及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。)のうち、設計基準対象施設を使用するもの及び可搬型重大事故等対処設備保管場所である第4保管エリアについては、基準津波による遡上波が到達する可能性</p>	<p>・評価内容の相違</p> <p>【東海第二】 東海第二は確率論的リスク評価において津波のリスクが有意であったことから、敷地に遡上する津波に対する防護を実施。島根2号炉は確率論的リスク評価における津波のリスクは有意でない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 上記(a)の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>(c) 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>b. 取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>c. 上記 a. 及びb. に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p>	<p>(b) 上記(a)の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>(c) 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>b. 取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>c. 上記 a. 及びb. に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p>	<p>があるため、津波防護施設を設置し、津波の流入を防止する設計とする。</p> <p>(b) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）のうち、設計基準対象施設を使用するもの及び可搬型重大事故等対処設備保管場所である第3保管エリア以外は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する。</p> <p>(c) 上記(a)及び(b)の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「(i)設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>(d) 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i)設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>b. 取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には「(i)設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>c. 上記 a. 及びb. に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i)設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p>	<p>があるため、津波防護施設を設置し、津波の流入を防止する設計とする。</p> <p>(b) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）のうち、設計基準対象施設を使用するもの及び可搬型重大事故等対処設備保管場所である第4保管エリア以外は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する。</p> <p>(c) 上記(a)及び(b)の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>(d) 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討したうえで、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>b. 取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>c. 上記 a. 及びb. に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>d. 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する。そのため、非常用海水冷却系については、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>また、<u>大容量送水車</u>については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>e. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>f. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水冷却系の海水ポンプ等の取水性の評価に当たっては、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p>	<p>d. 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する。そのため、非常用海水ポンプについては、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>また、<u>緊急用海水ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプ</u>については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、<u>SA用海水ピット取水塔</u>からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>e. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>f. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の評価に当たっては、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p><u>(iii) 重大事故等対処施設の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</u></p> <p><u>重大事故等対処施設は、敷地に遡上する津波に対して、次の方針に基づき耐津波設計を行い、「設置許可基準規則」第四十三条第1項第1号に適合する設計とする。敷地に遡上する津波の策定位置は、基準津波の策定位置と同じである。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3に明記されていない。このため、敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処設</u></p>	<p>d. 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する。そのため、非常用海水ポンプについては、「(i)設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>また、<u>大容量送水ポンプ(タイプI)及び大容量送水ポンプ(タイプII)</u>については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>e. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「(i)設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>f. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の評価に当たっては、「(i)設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p>	<p>d. 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する。そのため、非常用海水ポンプについては、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>また、<u>大型送水ポンプ車</u>については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、<u>取水口</u>からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>e. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>f. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の評価に当たっては、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p> <p>・設備の相違 【東海第二】</p> <p>・評価内容の相違 【東海第二】</p> <p>東海第二は確率論的リスク評価において津波のリスクが有意であったことから、敷地に遡上する津波に対する防護を実施。島根2号炉は確率論的リスク評価における津波のリスクは有意でない</p>

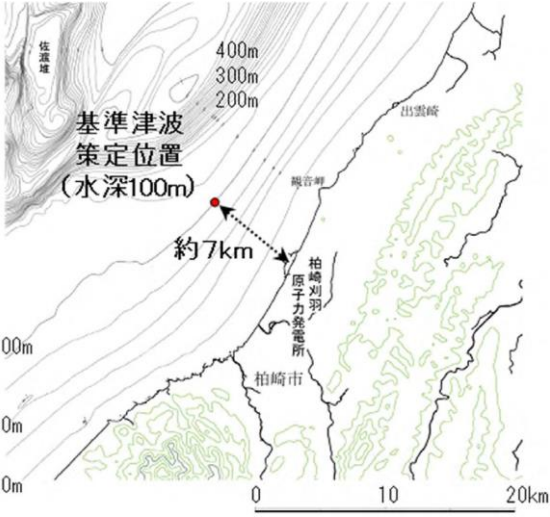
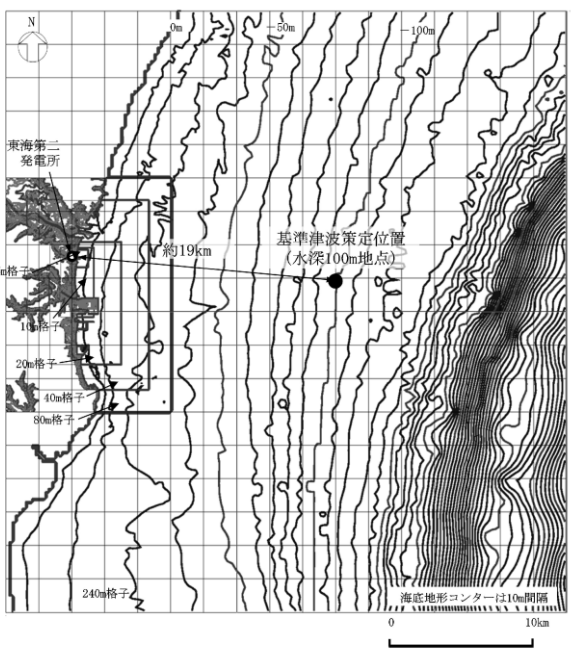
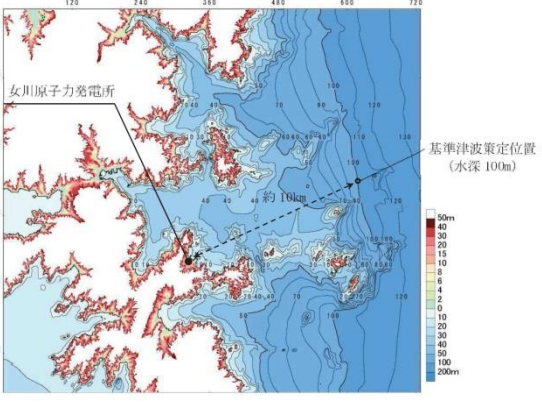
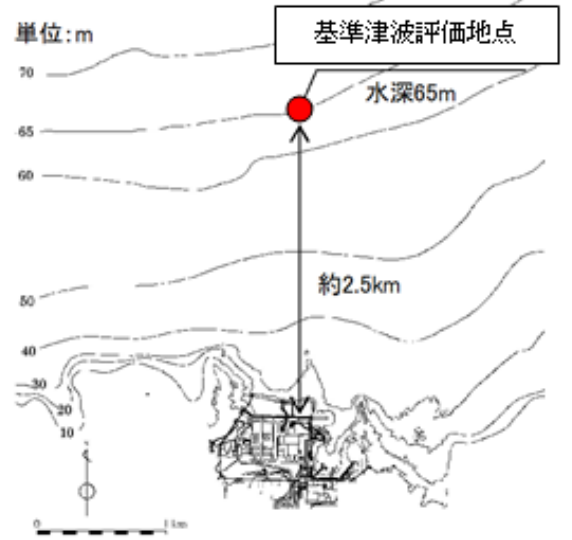
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>備の耐津波設計については、「設置許可基準規則」第四十三条の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3の規定を準用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方針等の観点が網羅的にまとめられている「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」（以下「審査ガイド」という。）の確認項目に沿って対策の妥当性を確認した設計とする。ただし、敷地に遡上する津波は防潮堤内側への津波の越流及び回り込みを前提としていることから、外郭防護1の津波の敷地への流入防止のうち、遡上波の地上部からの到達防止に対する津波防護対策の多重化については、「設置許可基準規則」第四十条及び同規則別記3の規定並びに審査ガイドの確認項目は準用せず、外郭防護及び内郭防護を兼用する設計とする。また、防潮堤内側への津波の越流及び回り込みに伴い、防潮堤内側の建物・構築物、設置物等が破損及び倒壊により漂流物となる可能性があることから、防潮堤外側で発生し得る漂流物に加え、これらが漂流物となった場合の影響を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波の時刻歴波形を第5-9図に示す。</u></p> <p><u>また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備のうち、敷地に遡上する津波による重大事故等への対処に必要な設備を「敷地に遡上する津波に対する防護対象設備」とする（貯留堰、取水構造物及び非常用海水ポンプを除く。）。</u></p> <p><u>a. 敷地に遡上する津波の高さは、防潮堤及び防潮扉前面でT.P. +24mを考慮することとし、防潮堤及び防潮扉は、越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さを維持し、防潮堤内側の敷地への津波の流入量を抑制する設計とする。また、止水性を維持し第2波以降の繰り返しの津</u></p>			

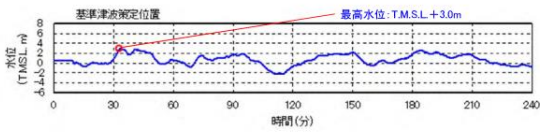
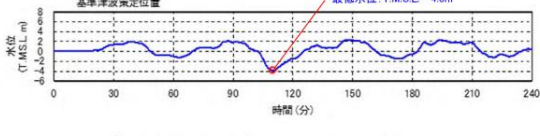
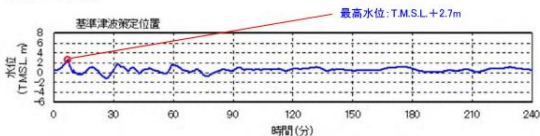
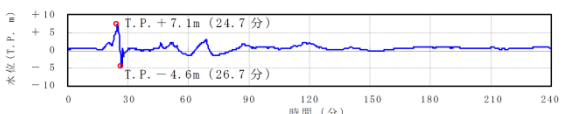
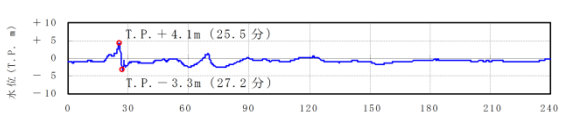
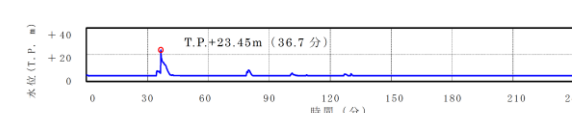
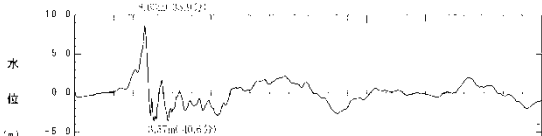
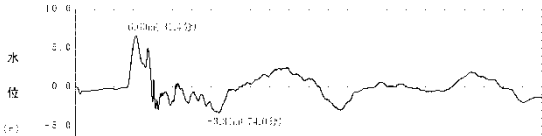
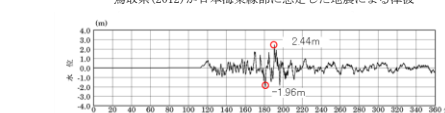
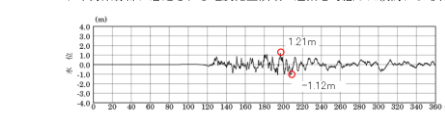
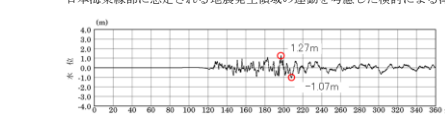
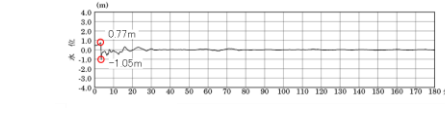
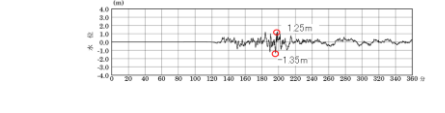
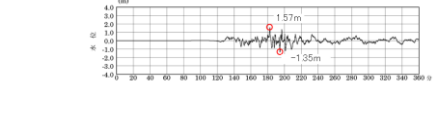
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>波の襲来に対しては、防潮堤内側の敷地への津波の流入又は回り込みを防止する設計とする。</u></p> <p><u>防潮堤内側の敷地に流入した津波に対しては、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画の境界において津波防護対策又は浸水防止対策を講じることで、敷地に遡上する津波を地上部から防護対象設備を内包する建屋及び区画に流入させない設計とする。また、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画に接続される経路から津波の流入を防止する設計とする。</u></p> <p><u>具体的な設計内容を以下に示す。</u></p> <p>(a) <u>敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画（敷地に遡上する津波が到達しない十分高い場所に設置又は保管する設備を除く。）は、敷地に遡上する津波が建屋及び区画に到達するため、建屋及び区画の境界に津波防護施設又は浸水防止設備を設置し、津波の流入を防止する設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）、可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）、常設代替高圧電源装置置場（高所東側接続口及び高所西側接続口並びに西側淡水貯水設備の開口部、西側S A立坑の開口部及び東側D B立坑の開口部を含む。）及び軽油貯蔵タンクの開口部（マンホール等）については、敷地に遡上する津波が到達しない十分高い場所に設置又は保管する。</u></p> <p>(b) <u>敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への流入防止対策の検討に当たっては、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の配置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、防潮堤の越流及び遡上波の回り込みを含め敷地への遡上及び防潮堤内への流入状況を把握するとともに、敷地への遡上経路に及ぼす影響</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>を検討し、津波の流入を防止する設計とする。</u></p> <p><u>また、地震による変状又は繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討し、津波の流入を防止する設計とする。</u></p> <p><u>(c) 取水路、放水路等の経路及び防潮堤内側への津波の越流及び回り込みを前提としていることで想定すべき経路から敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画に津波が流入する可能性について検討した上で、津波が流入する可能性がある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じ津波防護施設又は浸水防止設備による浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止する設計とする。</u></p> <p><u>b. 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画の地下部等において、漏水する可能性を考慮の上漏水による浸水範囲を限定して、敷地に遡上する津波に対処するために必要な重大事故等対処施設の機能への影響を防止する設計とする。</u></p> <p><u>具体的な設計内容を以下に示す。</u></p> <p><u>(a) 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画の構造上の特徴等を考慮し、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画に接続される取水・放水施設、地下部等の経路からの漏水の可能性を検討する。その上で、漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに、同範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、浸水防止設備を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>(b) 浸水想定範囲の周辺に重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備がある場合は、防水区画化するとともに、必要に応じて浸水量評価を実施し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないことを確認する。</u></p> <p><u>(c) 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、必要に応じ排水設備を設置する。</u></p> <p><u>c. 上記 a. 及び b. に規定するもののほか、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として建屋及び区画境界に浸水対策を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して必要に応じ浸水対策を施す設計とする。</u></p> <p><u>d. 水位変動に伴う取水性低下に対し、重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備への影響を防止する設計とする。そのため、緊急用海水ポンプは、敷地に遡上する津波による水位の低下に対して、SA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットを地下に設置し保有水量を確保することで、ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、敷地に遡上する津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対してSA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットの通水性が確保で</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>き、かつ、SA用海水ピット取水塔からの砂の混入に対して緊急用海水ポンプが機能保持できる設計とする。</u></p> <p><u>e. 津波防護施設及び浸水防止設備については、敷地に遡上する津波における入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性、浸水経路及び防護対象周辺の最大浸水深等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して浸水防止機能が保持できる設計とする。また、津波監視設備については、敷地に遡上する津波における入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。ただし、津波監視設備のうち、防潮堤上部に設置する津波・構内監視カメラについては、敷地に遡上する津波が防潮堤に到達するまでの間、津波監視機能が保持できる設計とする。</u></p> <p><u>f. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆起・沈降、地震（本震及び余震）による影響、津波の繰返しの襲来による影響、津波による二次的な影響（洗掘、砂移動、漂流物等）及びその他自然条件（風、積雪等）を考慮する。</u></p> <p><u>g. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに緊急用海水ポンプの取水性の評価に当たっては、敷地に遡上する津波における入力津波に対して安全側の評価を実施する。なお、敷地に遡上する津波は、防潮堤前面に鉛直無限壁を想定した場合の駆け上がり高さがT.P. +24mの高さとなるよう波源におけるすべり量を調整したものであることから、敷地に遡上する津波における入力津波の設定に当たっては、基準津波の策定において考慮している項目のうち、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起、潮位観測記録に基づく潮位のば</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="736 216 1291 646"> <u>らつき及び高潮による変動は考慮しないが、その他の要因による潮位変動については適切に評価し敷地に遡上する津波における入力津波を設定する。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。さらに、廃止措置中である東海発電所の建屋の有無に応じた浸水域・浸水深を確認し、安全側に評価した上で入力津波を設定する。</u> </p>  <p data-bbox="184 1260 697 1344"> ※基準津波策定位置: 施設や沿岸からの反射波の影響、大陸棚の斜面の影響が微小となる、水深100m(敷地の沖合約7km)を選定 </p> <p data-bbox="243 1375 638 1417">第18 図 基準津波の策定位置</p>	 <p data-bbox="816 1375 1231 1417">第5-7図 基準津波の策定位置</p>	 <p data-bbox="1409 1375 1795 1417">第5-1図 基準津波の策定位置</p>	 <p data-bbox="2003 1375 2389 1417">第8 図 基準津波の策定位置</p>	<p data-bbox="2626 168 2686 199">備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>【水位上昇側】</p>  <p>「日本海東縁部に想定される地震に伴う津波」と 「敷地周辺の海底地すべりに伴う津波」の重ね合わせによる「重畳津波」 (基準津波1)</p> <p>【水位下降側】</p>  <p>「日本海東縁部に想定される地震に伴う津波」 (基準津波2)</p> <p>【水位上昇側】</p>  <p>「海城活断層に想定される地震に伴う津波」と 「敷地周辺の海底地すべりに伴う津波」の重ね合わせによる「重畳津波」 (基準津波3)</p>	<p>【取水口前面において最高水位をもたらす基準津波の時刻歴波形】</p>  <p>【取水口前面において最低水位をもたらす基準津波の時刻歴波形】</p>  <p>【防潮場前面において最高水位をもたらす敷地に遡上する津波の時刻歴波形】</p> 	<p>女川原子力発電所の基準津波（水位上昇側）（算定位置時刻歴波形）</p>  <p>女川原子力発電所の基準津波（水位下降側）（算定位置時刻歴波形）</p> 	<p>【基準津波1】 島根県(2012)が日本海東縁部に想定した地震による津波</p>  <p>【基準津波2】 日本海東縁部に想定される地震発生領域の運動を考慮した検討による津波</p>  <p>【基準津波3】 日本海東縁部に想定される地震発生領域の運動を考慮した検討による津波</p>  <p>【基準津波4】 F-III～F-V断層から想定される地震による津波</p>  <p>【基準津波5】 日本海東縁部に想定される地震発生領域の運動を考慮した検討による津波 (防波堤無し)</p>  <p>【基準津波6】 日本海東縁部に想定される地震発生領域の運動を考慮した検討による津波 (防波堤無し)</p> 	<p>備考</p> <p>・評価内容の相違</p> <p>【東海第二】 東海第二は確率論的リスク評価において津波のリスクが有意であったことから、敷地に遡上する津波に対する防護を実施。島根2号炉は確率論的リスク評価における津波のリスクは有意でない</p>
<p>第19 図 基準津波の時刻歴波形</p>	<p>第5-8図 基準津波の時刻歴波形</p> <p>第5-9 図 敷地に遡上する津波の時刻</p>	<p>第5-2図 基準津波の時刻歴波形</p>	<p>第9 図 基準津波の時刻歴波形</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計</p> <p>1.5.2.1 重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針</p> <p>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(1) 津波防護対象の選定</p> <p>設置許可基準規則第四十条（津波による損傷の防止）においては、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを要求している。</p> <p>なお、設置許可基準規則第四十三条（重大事故等対処設備）における可搬型重大事故等対処設備の接続口、保管場所及び機能保持に対する要求事項を満足するため、可搬型重大事故等対処設備についても津波防護の対象とする。</p> <p>このため、津波から防護する設備は、重大事故等対処施設（可搬型重大事故等対処設備を含む。）（以下1. では「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。）とし、これらを内包する建屋及び区画について第1.5-7表に分類を示す。</p> <p>なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、設置許可基準規則の解釈別記3で入力津波に対して機能を十分に保持できることが要求されており、同要求を満足できる設計とする。</p>	<p>1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計</p> <p>1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針</p> <p>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(1) 津波防護対象の選定</p> <p>設置許可基準規則第四十条（津波による損傷の防止）においては、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを要求している。</p> <p>なお、設置許可基準規則第四十三条（重大事故等対処設備）における可搬型重大事故等対処設備の接続口、保管場所及び機能保持に対する要求事項を満足するため、可搬型重大事故等対処設備についても津波防護の対象とする。</p> <p>このため、津波から防護する設備は、重大事故等対処施設（可搬型重大事故等対処設備を含む。）（以下「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。）とし、これらを内包する建屋及び区画について第1.4-9図に配置を示す。</p> <p>なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、設置許可基準規則の解釈別記3で入力津波に対して機能を十分に保持できることが要求されており、同要求を満足できる設計とする。</p>	<p>1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計</p> <p>1.5.2.1 重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針</p> <p>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>なお、耐津波設計においては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴い、<u>牡鹿半島全体で約1mの地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、以下1.5.2及び10.6.1.2では、地盤沈下量を考慮した敷地高さや施設高さ等を記載する。</u></p> <p>(1) 津波防護対象の選定</p> <p>「設置許可基準規則」第四十条（津波による損傷の防止）においては、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを要求している。</p> <p>なお、「設置許可基準規則」第四十三条（重大事故等対処設備）における可搬型重大事故等対処設備の接続口、保管場所及び機能保持に対する要求事項を満足するため、可搬型重大事故等対処設備についても津波防護の対象とする。</p> <p>このため、津波から防護する設備は、重大事故等対処施設（可搬型重大事故等対処設備を含む。）（以下「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。）とし、これらを内包する建屋及び区画について第1.5-24図に配置を示す。</p> <p>なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、「設置許可基準規則の解釈」別記3で入力津波に対して機能を十分に保持できることが要求されており、同要求を満足できる設計とする。</p>	<p>1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計</p> <p>1.5.2.1 重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針</p> <p>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(1) 津波防護対象の選定</p> <p>「設置許可基準規則」第四十条（津波による損傷の防止）においては、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを要求している。</p> <p>なお、「設置許可基準規則」第四十三条（重大事故等対処設備）における可搬型重大事故等対処設備の接続口、保管場所及び機能保持に対する要求事項を満足するため、可搬型重大事故等対処設備についても津波防護の対象とする。</p> <p>このため、津波から防護する設備は、重大事故等対処施設（可搬型重大事故等対処設備を含む。）（以下「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。）とし、これらを内包する建屋及び区画について第1.5-15図に配置を示す。</p> <p>なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、設置許可基準規則の解釈別記3で入力津波に対して機能を十分に保持できることが要求されており、同要求を満足できる設計とする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>(2) 敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等</p> <p>a. 敷地及び敷地周辺の地形、標高並びに河川の存在の把握</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>b. 敷地における施設の位置、形状等の把握</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画として、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」で示した範囲に加え、<u>格納容器圧力逃がし装置を敷設する区画、常設代替交流電源設備（6号及び7号炉共用）を敷設する区画、5号炉原子炉建屋（緊急時対策所（6号及び7号炉共用）を設定する区画）、5号炉東側保管場所（6号及び7号炉共用）、5号炉東側第二保管場所（6号及び7号炉共用）、大湊側高台保管場所（6号及び7号炉共用）及び荒浜側高台保管場所（6号及び7号炉共用）を設置する。なお、いずれの建屋及び区画も第1.5-7 図で示した「浸水を防止する敷地」に設置する。（第1.5-14図）</u></p> <p>津波防護施設は、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>浸水防止設備として、「1.4.1 設計基準対</p>	<p>(2) 敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等</p> <p>a. 敷地及び敷地周辺の地形、標高並びに河川の存在の把握</p> <p>「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>b. 敷地における施設の位置、形状等の把握</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画として、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」で示した範囲に加え、<u>T.P.+8mの敷地に格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽、SA用海水ピット、緊急用海水ポンプピット、常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）、原子炉建屋東側接続口及び原子炉建屋西側接続口、T.P.+11mの敷地に常設代替高圧電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側SA立坑及び東側DB立坑含む）及び軽油貯蔵タンク、T.P.+23mの敷地に緊急時対策所建屋及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）、T.P.+25mの敷地に可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）を設置する。</u></p> <p>また、<u>原子炉建屋西側と常設代替高圧電源装置置場の間の地下岩盤内に、常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部）、原子炉建屋西側の地下に常設代替高圧電源装置用カルバート（カルバート部）を設置する。（第1.4-3 図）</u></p> <p><u>防潮堤外側の海域にはSA用海水ピット取水塔を設置し、地下岩盤内に海水引込み管及び緊急用海水取水管を設置する。</u></p> <p>津波防護施設は、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>浸水防止設備として、「1.4.1 設計基準対</p>	<p>(2) 敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等</p> <p>a. 敷地及び敷地周辺における地形、標高並びに河川の存在の把握</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>b. 敷地における施設の位置、形状等の把握</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画として、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」で示した範囲に加え、<u>0.P.+59.0m以上の敷地に設置する緊急時対策建屋及び緊急用電気品建屋がある。</u></p> <p>また、<u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備の屋外設備（設計基準対象施設と兼ねるものを除く。）としては、0.P.+59.0m以上の敷地にあるガスタービン発電設備タンクピットに常設代替交流電源設備が敷設され、さらに可搬型重大事故等対処設備については、0.P.+59.0m以上の敷地にある第1保管エリア、第2保管エリア及び第4保管エリア、0.P.+13.8mの敷地にある第3保管エリアにそれぞれ保管されている。</u></p> <p>津波防護施設は、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>浸水防止設備は、「1.5.1 設計基準対象施</p>	<p>(2) 敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等</p> <p>a. 敷地及び敷地周辺の地形、標高並びに河川の存在の把握</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>b. 敷地における施設の位置、形状等の把握</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画として、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」で示した範囲に加え、<u>E.L.+15.0mの敷地に第一フィルタベント格納槽及び低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽、E.L.+44.0mの敷地にガスタービン発電機軽油タンクを敷設するエリア及びガスタービン発電機建物、E.L.+50.0mの敷地に緊急時対策所がある。</u></p> <p>また、<u>可搬型重大事故等対処設備については、E.L.+8.5mの敷地にある第4保管エリア、E.L.+33.0mの敷地にある第3保管エリア、E.L.+44.0mの敷地にある第2保管エリア及びE.L.+50.0mの敷地にある第1保管エリアにそれぞれに保管されている。</u></p> <p>津波防護施設は、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>浸水防止設備は、「1.5.1 設計基準対象施</p>	<p>・設備の配置状況の相違【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. 敷地周辺の人工建造物の位置, 形状等の把握</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>(3) 入力津波の設定</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>1.5.2.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>津波防護の基本方針は, 以下の(1)から(5)のとおりである。</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。下記(3)において同じ。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において, 基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また, 取水路, 放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) 取水・放水施設, 地下部等において, 漏水する可能性を考慮の上, 漏水による浸水範囲</p>	<p>象施設の耐津波設計」に記載する設備に加え, T.P. +8mの敷地に設置する格納容器圧力逃がし装置格納槽, 常設低圧代替注水系格納槽及び緊急用海水ポンプピット上部の開口部に水密ハッチ又は浸水防止蓋, 常設代替高圧電源装置用カールバート (立坑部) の地下1階開口部に水密扉を設置する。</p> <p>津波監視設備は, 「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>敷地内の遡上域 (防潮堤外側) の建物・構築物等は, 「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>c. 敷地周辺の人工建造物の位置, 形状等の把握</p> <p>「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>(3) 入力津波の設定</p> <p>「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>1.4.2.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>津波防護の基本方針は, 以下の(1)から(5)のとおりである。</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備 (貯留堰及び取水構造物を除く。下記(3)において同じ。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において, 基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また, 取水路, 放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) 取水・放水施設, 地下部等において, 漏水する可能性を考慮の上, 漏水による浸水範囲</p>	<p>設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>津波監視設備は, 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>敷地内の遡上域 (防潮堤外側) の建物・構築物等は, 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>c. 敷地周辺の人工建造物の位置, 形状等の把握</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>(3) 入力津波の設定</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>1.5.2.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>津波防護の基本方針は, 以下の(1)から(5)のとおりである。</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。下記(3)において同じ。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において, 基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また, 取水路, 放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) 取水・放水施設, 地下部等において, 漏水する可能性を考慮の上, 漏水による浸水範囲</p>	<p>設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>津波監視設備は, 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>敷地内の遡上域 (防波壁外側) の建物・構築物等は, 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>c. 敷地周辺の人工建造物の位置, 形状等の把握</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>(3) 入力津波の設定</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>1.5.2.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>津波防護の基本方針は, 以下の(1)から(5)のとおりである。</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。下記(3)において同じ。)を内包する建物及び区画の設置された敷地において, 基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また, 取水路, 放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) 取水・放水施設, 地下部等において, 漏水する可能性を考慮の上, 漏水による浸水範囲</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(3) 上記2 方針のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(5) 津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。</p> <p>敷地の特性に応じた津波防護としては、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とするため、<u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画を、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」で設定した「浸水を防止する敷地」に設置することで、同建屋及び区画が設置された敷地への、遡上波の地上部からの到達又は流入を敷地高さにより防止する。</u></p> <p><u>防潮堤のうち鋼製防護壁には、鋼製防護壁と取水構造物の境界部からの津波の流入を防止するために、1次止水機構及び2次止水機構を多様化して設置する。</u></p> <p>なお、<u>緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）は、津波の影響を受けない位置に設置する設計とすることから、新たな津波防護対策は必要ない。</u></p>	<p>を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(3) 上記2 方針のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(5) 津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。</p> <p>敷地の特性に応じた津波防護としては、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とするため、<u>数値シミュレーションに基づき設定した、外郭防護として防潮堤及び防潮扉を設置する。</u></p> <p><u>第3保管エリアについては「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</u></p> <p><u>緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋、ガスタービン発電設備タンクピット、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア、第2保管エリア及び第4保管エリアについては「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を</u></p>	<p>を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(3) 上記2 方針のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(5) 津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。</p> <p>敷地の特性に応じた津波防護としては、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とするため、<u>数値シミュレーションに基づき、外郭防護として防潮堤を設置する。</u></p> <p><u>第4保管エリアについては、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</u></p> <p><u>第一フィルタベント格納槽、低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽、ガスタービン発電機軽油タンクを敷設するエリア、ガスタービン発電機建物、緊急時対策所、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第3保管エリア、第2保管エリ</u></p>	<p>を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(3) 上記2 方針のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</p> <p>(5) 津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。</p> <p>敷地の特性に応じた津波防護としては、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とするため、<u>数値シミュレーションに基づき、外郭防護として防波壁、防波壁通路及び1号炉放水連絡通路坑口部に防波扉を設置する。</u></p>	<p>備考</p> <p>・津波防護対策の相違【柏崎6/7，東海第二，女川2】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>また、取水路から津波を流入させない設計とするため、外郭防護として、<u>タービン建屋の補機取水槽の上部床面に設けられた開口部に取水槽閉止板を設置する。</u></p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として、<u>タービン建屋内の区画境界部及び他の建屋との境界部に水密扉、止水ハッチ、ダクト閉止板（6号炉）、浸水防止ダクト（7号炉）及び床ドレンライン浸水防止治具の設置並びに貫通部止水処置を実施する。</u></p>	<p>また、取水路、放水路等の経路から津波を流入させない設計とするため、外郭防護として<u>取水路に取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプ室に海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、循環水ポンプ室に取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路に放水路ゲート及び放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピットにSA用海水ピット開口部浸水防止蓋並びに緊急用海水ポンプ室に緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排水口逆止弁並びに構内排水路に構内排水路逆流防止設備を設置する。防潮堤及び防潮扉下部貫通部に対しては、止水処置を実施する。</u></p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として、<u>「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に記載する浸水防止設備及び止水処置に加え、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ、常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉を設置する。</u></p>	<p>適用した上で、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する設計とする。</p> <p>また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とするため、外郭防護として<u>2号炉海水ポンプ室スクリーンエリア、3号炉海水ポンプ室スクリーンエリア、2号炉放水立坑、3号炉放水立坑及び3号炉海水熱交換器建屋取水立坑に防潮壁を設置し、1号炉取水路及び1号炉放水路に取放水路流路縮小工、2号炉補機冷却海水系放水路の防潮壁横断部及び屋外排水路の防潮堤横断部（海側法尻部）に逆流防止設備、3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリアに水密扉、3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリア床開口部等に浸水防止蓋、海水ポンプ室補機ポンプエリア及び3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリアの床開口部に逆止弁付ファンネルを設置する。また、防潮壁の外側と内側のバイパス経路となる2号炉海水ポンプ室スクリーンエリア等の防潮壁下部貫通部に対して止水処置を実施する。</u></p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として、<u>海水ポンプ室補機ポンプエリア周りに浸水防止壁を設置する。</u></p>	<p><u>ア及び第1保管エリアについては、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用した上で、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する設計とする。</u></p> <p>また、取水路、放水路等の経路から津波を流入させない設計とするため、外郭防護として<u>1号炉取水槽に流路縮小工、屋外排水路に屋外排水路逆止弁、取水槽に防水壁、水密扉及び床ドレン逆止弁を設置する。また、取水槽及び屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）の貫通部に対して止水処置を実施する。</u></p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として、<u>タービン建物（復水器を設置するエリア）と浸水防護重点化範囲との境界に防水壁、水密扉及び床ドレン逆止弁を設置し、貫通部止水処置を実施する。また、地震により損傷した場合に浸水防護重点化範囲へ津波が流入する可能性がある経路に対して、隔離弁を設置するとともに、バウンダリ機能を保持するポンプ及び配管を設置する。</u></p>	<p>・津波防護対策の相違 【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p> <p>・津波防護対策の相違 【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p><u>引き波時の水位低下に対して、補機取水槽の水位が原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能水位を下回らないよう、海水貯留堰を設置する。</u></p> <p>地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として補機取水槽に取水槽水位計を、7号炉の主排気筒に津波監視カメラ(6号及び7号炉共用)を設置する。</p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置を敷設する区画、常設代替交流電源設備を敷設する区画、5号炉原子炉建屋(緊急時対策所を設定する区画)、5号炉東側保管場所、5号炉東側第二保管場所、大湊側高台保管場所及び荒浜側高台保管場所は、津波の影響を受けない位置に設置するため、新たな津波防護対策は必要ない。</u></p> <p>津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.5-3表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防護の概要を第1.5-15図に示す。</p> <p>1.5.2.3 敷地への浸水防止(外郭防護1)</p> <p>(1) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止 重大事故等対処施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画は、<u>基準津波による遡上波が到達しない十分に高い敷地として設定した「浸水を防止する敷地」に設置する。</u></p> <p><u>遡上波の地上部からの到達防止に当たっての検討は、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</u></p>	<p><u>引き波時の水位の低下に対して、取水構造物である取水ピットの水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回らないよう貯留堰を設置する。</u></p> <p>地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、<u>取水路に潮位計、取水ピットに取水ピット水位計、原子炉建屋屋上及び防潮堤上部に津波・構内監視カメラを設置する。</u></p> <p>津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.4-2表に示す。<u>また、敷地に遡上する津波による水位上昇分布を第1.4-7図に示す。</u></p> <p>1.4.2.3 敷地への浸水防止(外郭防護1)</p> <p>(1) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止 重大事故等対処施設の津波防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画として、<u>海水ポンプ室及び非常用海水系配管が設置されている敷地高さはT.P.+3m、原子炉建屋、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽、緊急用海水ポンプピット、排気筒、常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口が設置されている敷地高さはT.P.+8m、常設代替高圧電源装置置場(西</u></p>	<p><u>引き波時の水位低下に対して、海水ポンプ室の水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回らないよう、取水口底盤に貯留堰を設置する。</u></p> <p>地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、<u>海水ポンプ室補機ポンプエリアに取水ピット水位計、原子炉建屋屋上及び防潮堤北側エリアに津波監視カメラを設置する。</u></p> <p>津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.5-3表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防護の概要を第1.5-25図に示す。</p> <p>1.5.2.3 敷地への浸水防止(外郭防護1)</p> <p>(1) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止 重大事故等対処施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画として、<u>原子炉建屋及び制御建屋は0.P.+13.8mの敷地に設置している。また、屋外には、0.P.+13.8mの敷地に排気筒、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第3保管エリア、海水ポンプ室補機ポンプエリア、軽油タンクエリア(軽油タンク、燃料移送ポンプ)及び復水貯蔵タンクを設置している。なお、原子炉建屋と接続するトレンチや排気筒連絡ダクトは</u></p>	<p>地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、<u>取水槽に取水槽水位計、排気筒に津波監視カメラを設置する。</u></p> <p>津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.5-2表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防護の概要を第1.5-16図に示す。</p> <p>1.5.2.3 敷地への浸水防止(外郭防護1)</p> <p>(1) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止 重大事故等対処施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建物及び区画として、<u>原子炉建物、制御室建物及び廃棄物処理建物はE.L.+15.0mの敷地に設置している。また、タービン建物はE.L.+8.5mの敷地に設置している。</u></p> <p><u>屋外には、E.L.+15.0mの敷地にB-非常用ディーゼル燃料設備を敷設するエリア、屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)、第1フィルタベント格納槽及び低圧原子</u></p>	<p>・津波防護対策の相違 【柏崎6/7、東海第二、女川2】 島根2号炉は、津波襲来前に循環水ポンプを停止し、海水を確保することから、貯留堰の設置を要しない</p> <p>・設備の配置状況の相違 【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 取水路、放水路等の経路から、津波が流入す</p>	<p>側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側SA立坑及び東側DB立坑含む)及び軽油貯蔵タンクが設置されている敷地高さはT.P.+11mであり、津波による遡上波が到達、流入する高さに設置している。このため、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値を踏まえた潮位を考慮した上で、敷地前面東側においては入力津波高さT.P.+17.9mに対して天端高さT.P.+20mの防潮堤及び防潮扉、敷地側面北側においては入力津波高さT.P.+15.4mに対して天端高さT.P.+18mの防潮堤、敷地側面南側においては入力津波高さT.P.+16.8mに対してT.P.+18mの防潮堤及び防潮扉を設置することにより、津波が到達、流入しない設計とする。また、防潮堤のうち鋼製防護壁には、1次止水機構を設置し、津波が到達、流入しない設計とする。</p> <p>なお、遡上波の地上部からの到達及び流入の防止として、地山斜面、盛土斜面等は活用しない。</p> <p>緊急時対策所建屋及び可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側)が設置されている敷地高さはT.P.+23m、可搬型重大事故等対処設備保管場所(南側)が設置される敷地高さはT.P.+25mであり、津波による遡上波は到達しない。</p> <p>(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 取水路、放水路等の経路から、津波が流入す</p>	<p>O.P.+13.8mの敷地の地下部に設置している。海水ポンプ室補機ポンプエリアには、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプをO.P.+2.0mに設置している。これに対して、基準津波による遡上波が直接敷地に到達、流入することを防止できるように、敷地高さO.P.+13.8mに、高さ約15m(O.P.+29.0m)の防潮堤を設置する。</p> <p>一方、防潮堤位置での入力津波高さはO.P.+24.4mであり、防潮堤の高さには十分な裕度があることから、基準津波による遡上波が津波防護対象設備に到達、流入することはない。また、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値を踏まえた潮位に対しても、十分に余裕がある。</p> <p>なお、遡上波の地上部からの到達及び流入の防止として、地山斜面、盛土斜面等は活用しない。</p> <p>緊急用電気品建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア、緊急時対策建屋及びガスタービン発電設備タンクピットは、O.P.+59.0mよりも高所に設置することから、津波による遡上波は到達しない。</p> <p>(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 取水路、放水路等の経路から、津波が流入す</p>	<p>炉代替注水ポンプ格納槽を設置しており、E.L.+8.5mの敷地にA、H-非常用ディーゼル燃料設備を敷設するエリア、排気筒を敷設するエリア、屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒、タービン建物～放水槽)及び可搬型重大事故等対処設備保管場所である第4保管エリアを設置している。また、E.L.+8.5mの敷地地下の取水槽に原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプを設置している。</p> <p>このため、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値を踏まえた潮位を考慮したうえで、施設護岸又は防波壁における入力津波高さE.L.+11.9mに対して、天端高さE.L.+15.0mの防波壁及び防波壁通路防波扉を設置し、1号炉放水連絡通路坑口部に天端高さE.L.+8.1mの防波扉を設置することにより、津波が到達、流入しない設計とする。</p> <p>また、遡上波の地上部からの到達、流入の防止として、地山斜面を活用する。地山斜面は、防波壁の高さ(E.L.+15.0m)以上の安定した岩盤とし、地震時及び津波時においても津波防護機能を十分に保持する構造とする。</p> <p>第1フィルタベント格納槽、低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽、ガスタービン発電機用軽油タンクを敷設するエリア、ガスタービン発電機建物、緊急時対策所、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア、第2保管エリア及び第3保管エリアは、E.L.+15.0mよりも高所に設置することから、津波による遡上波は到達しない。</p> <p>(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 取水路、放水路等の経路から、津波が流入す</p>	<p>・津波防護対策の相違 【柏崎6/7、東海第二、女川2】 津波高さや敷地高さの違いによる津波防護対策の相違</p> <p>・津波防護対策の相違 【柏崎6/7、東海第二、女川2】 島根2号炉は、防波壁及び防波壁端部の地山により津波を防護している</p> <p>・設備の配置状況の相違 【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>る可能性のある経路（扉，開口部，貫通口等）を特定し，必要に応じて実施する浸水対策については「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>1.5.2.4 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）</p> <p><u>取水・放水施設，地下部等において，漏水する可能性を検討の上，漏水による浸水範囲を限定し，重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には，「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</u></p>	<p>る可能性のある経路（扉，開口部，貫通口等）を特定し，必要に応じて実施する浸水対策については「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>1.4.2.4 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）</p> <p>(1) 漏水対策 海水ポンプ室の漏水対策については，「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p><u>緊急用海水ポンプピットの緊急用海水ポンプモータ設置エリア（以下「緊急用海水ポンプモータ設置エリア」という。）については，取水・放水施設，地下部等における漏水の可能性を検討した結果，緊急用海水ポンプピットの入り津波高さが，重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備である緊急用海水ポンプモータ設置エリアの床面高さを上回り，床面に開口部等が存在する場合には，当該部で漏水が生じる可能性があることから，緊急用海水ポンプモータ設置エリアを漏水が継続することによる浸水の範囲（以下1.4において「浸水想定範囲」という。）として想定する。</u></p> <p><u>緊急用海水ポンプの海水の流路である非常用取水設備の構造上の特徴等を考慮して，緊急用海水ポンプモータ設置エリアの床面における漏水の可能性を検討した結果，床面における開口部等として挙げられる緊急用海水ポンプグラウンドドレン排出口及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口については，逆止弁を設置する設計上の配慮を施しており，漏水による浸水経路とならない。緊急用海水ポンプ室における浸水対策</u></p>	<p>る可能性のある経路（扉，開口部，貫通口等）を特定し，必要に応じて実施する浸水対策については「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>1.5.2.4 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）</p> <p>(1) 漏水対策 漏水対策については，「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p>	<p>る可能性のある経路（扉，開口部，貫通口等）を特定し，必要に応じて実施する浸水対策については「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>1.5.2.4 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）</p> <p>(1) 漏水対策 <u>漏水対策については，「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u></p>	<p>・設備の配置状況の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>の概要を第1.4-8図に示す。</u></p> <p><u>以上より、緊急用海水ポンプモータ設置エリアへの漏水の可能性はない。</u></p> <p>(2) <u>重大事故等に対処するために必要な機能への影響評価</u> <u>海水ポンプへの影響評価については、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p><u>緊急用海水ポンピットの緊急用海水ポンプモータ設置エリアについては、重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備である緊急用海水ポンプのモータが設置されているため、緊急用海水ポンプモータ設置エリアを防水区画化する。</u></p> <p><u>上記(1)より、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画への漏水による浸水の可能性はないが、保守的な想定として、緊急用海水ポンプグラウンドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の弁体（フロート）の開固着による動作不良を考慮し、漏水想定範囲における浸水を仮定する。その上で重大事故等に対処するために必要な機能を有する緊急用海水ポンプについて、緊急用海水ポンプモータ設置エリアへの漏水による浸水量を評価し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないことを確認する。</u></p> <p>(3) <u>排水設備の影響</u> <u>海水ポンプへの影響評価については、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p><u>緊急用海水ポンプについては、上記(2)において浸水想定範囲である緊急用海水ポンプモータ設置エリアで長期間冠水することが想定され</u></p>	<p>(2) <u>安全機能への影響確認</u></p> <p>安全機能への影響確認については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>(3) <u>排水設備設置の検討</u> 排水設備設置の検討については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p>	<p>(2) <u>安全機能への影響確認</u></p> <p><u>安全機能への影響評価については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p>(3) <u>排水設備の影響</u> <u>排水設備設置の検討については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の配置状況の相違 【東海第二】</p> <p>・設備の配置状況の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1.5.2.5 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の隔離（内郭防護）</p> <p>(1) 浸水防護重点化範囲の設定 浸水防護重点化範囲として、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」で示した範囲に加え、<u>格納容器圧力逃がし装置を敷設する区画、常設代替交流電源設備を敷設する区画、5号炉原子炉建屋（緊急時対策所を設定する区画）、5号炉東側保管場所、5号炉東側第二保管場所、大湊側高台保管場所及び荒浜側高台保管場所を設定する。</u></p> <p>(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>浸水防護重点化範囲のうち、設計基準対象施設と同じ範囲については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p>	<p><u>る場合は、排水設備を設置する。</u></p> <p>1.4.2.5 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の隔離（内郭防護）</p> <p>(1) 浸水防護重点化範囲の設定 浸水防護重点化範囲として、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」で示した範囲（使用済燃料乾式貯蔵建屋を除く）に加え、<u>緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）、可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽、緊急用海水ポンプピット、常設代替高圧電源装置（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側SA立坑及び東側DB立坑含む）及び常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部、立坑部及びカルバート部）を設定する。</u></p> <p>(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、以下のとおり地震による溢水の影響も含めて確認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口等を特定し、浸水対策を実施する。</p> <p>浸水防護重点化範囲のうち、<u>原子炉建屋、海水ポンプ室、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽、緊急用海水ポンプピット及び常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部、立坑部及びカルバート部）</u>については、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」と同じように、<u>浸水防止重点化範囲の境界において浸水防止対策を講じる。</u></p>	<p>1.5.2.5 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の隔離（内郭防護）</p> <p>(1) 浸水防護重点化範囲の設定 浸水防護重点化範囲として、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」で示した範囲に加え、<u>緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋、ガスタービン発電設備タンクピット、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアを設定する。</u></p> <p>(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口を特定し、浸水対策を実施する。</p> <p>浸水防護重点化範囲のうち、設計基準対象施設を使用するもの及び可搬型重大事故等対処設備保管場所である第3保管エリアについては、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p>	<p>1.5.2.5 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画の隔離（内郭防護）</p> <p>(1) 浸水防護重点化範囲の設定 浸水防護重点化範囲として、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」で示した範囲に加え、<u>第一ベントフィルタ格納槽、低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽、ガスタービン発電機用軽油タンクを敷設するエリア、ガスタービン建物、緊急時対策所、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアを設定する。</u></p> <p>(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 <u>津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、以下のとおり地震による溢水の影響も含めて確認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口を特定し、浸水対策を実施する。</u></p> <p>浸水防護重点化範囲のうち、設計基準対象施設と同じ範囲については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p>	<p>・設備の配置状況の相違 【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>また、その他の範囲については、津波による溢水の影響を受けない位置に設置する又は津波による溢水の浸水経路がない設計とする。</p>	<p>常設代替高圧電源装置（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側SA立坑及び東側DB立坑含む）、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）は津波による溢水の影響を受けない位置に設置する。</p> <p>浸水対策の実施に当たっては、以下のa. からe. の影響を考慮する。</p> <p>a. 地震に起因するタービン建屋内の循環水系配管の伸縮継手の破損並びに耐震Bクラス及びCクラス機器の損傷により、保有水が溢水するとともに、津波が取水ピット及び放水ピットから循環水系配管に流れ込み、循環水系配管の伸縮継手の損傷箇所を介して、タービン建屋内に流入することが考えられる。このため、タービン建屋内に流入した海水による、タービン建屋に隣接する浸水防護重点化範囲（原子炉建屋）への影響を評価する。</p>	<p>緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋、ガスタービン発電設備タンクピット、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア、第2保管エリア及び第4保管エリアについては「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用した上で、津波による溢水の影響を受けない位置に設置する。</p> <p>浸水対策の実施に当たっては、以下のa. ～f. の影響を考慮する。</p> <p>a. 地震に起因するタービン建屋内の循環水系配管伸縮継手の破損により、津波が循環水系配管に流れ込み、循環水系配管の損傷箇所を介してタービン建屋内に流入することが考えられる。このため、タービン建屋内に流入した津波により、タービン建屋に隣接する浸水防護重点化範囲（原子炉建屋、制御建屋）への影響を評価する。</p> <p>b. 地震に起因するタービン建屋及びタービン補機冷却海水系配管を敷設する補機冷却系トレンチ内のタービン補機冷却海水系配管の破損により、津波がタービン補機冷却海水系配管の損傷箇所を介してタービン建屋及びタービン補機冷却海水系配管を敷設する補機冷却系トレンチ内に流入することが考えられる。このため、タ</p>	<p>第一ベントフィルタ格納槽、低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽、ガスタービン発電機用軽油タンクを敷設するエリア、ガスタービン建物、緊急時対策所、可搬型重大事故対処設備保管場所である第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアについては「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用した上で、津波による溢水の影響を受けない位置に設置する。</p> <p>浸水対策の実施に当たっては、以下のa. からf. の影響を考慮する。</p> <p>a. 地震に起因するタービン建物（復水器を設置するエリア）に敷設する循環水系配管の伸縮継手を含む低耐震クラス機器及び配管の損傷により、保有水が溢水するとともに、津波が取水槽及び放水槽から循環水系配管等に流れ込み、循環水系配管等の損傷箇所を介して、タービン建物（復水器を設置するエリア）に流入することが考えられる。このため、タービン建物（復水器エリア）内に流入した海水によるタービン建物（復水器を設置するエリア）に隣接する浸水防護重点化範囲（タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）、原子炉建物及び取水槽循環水ポンプエリア）への影響を評価する。</p> <p>b. 地震に起因するタービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）に敷設するタービン補機海水系配管を含む低耐震クラスの機器及び配管の損傷により、保有水が溢水するとともに、津波が取水槽及び放水槽からタービン補機海水系配管等の損傷箇所を介して、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）に</p>	<p>・設備の配置状況の相違【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p> <p>・設備の配置状況の相違【東海第二、女川2】 島根2号炉は、タービン補機海水系配管が該当する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	<p>b. 地震に起因する循環水ポンプ室の循環水系配管の伸縮継手の破損により、津波が取水ピットから循環水系配管に流れ込み、循環水系配管の伸縮継手の破損箇所を介して、循環水ポンプ室内に流入することが考えられる。このため、<u>循環水ポンプ室内に流入した海水による、隣接する浸水防護重点化範囲（海水ポンプ室）への影響を評価する。</u></p> <p>c. 地震に起因する屋外に敷設する非常用海水系配管（戻り管）の損傷により、海水が配管の損傷箇所を介して、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）の設置された敷地に流入することが考えられる。このため、敷地に流入した津波による<u>浸水防護重点化範囲（原子炉建屋、海水ポンプ室、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽、緊急用海水ポンプピット及び常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部、立坑部及びカルバート部））への影響を評価する。</u></p>	<p>タービン補機冷却海水系配管を敷設する補機冷却系トレンチ及びタービン建屋内に流入した津波により、<u>タービン建屋に隣接する浸水防護重点化範囲（原子炉建屋、制御建屋及び海水ポンプ室補機ポンプエリア）への影響を評価する。</u></p> <p>c. 地震に起因する海水ポンプ室循環水ポンプエリアの循環水系配管伸縮継手の破損により、津波が循環水系配管に流れ込み、循環水系配管伸縮継手の損傷箇所を介して、<u>海水ポンプ室循環水ポンプエリア内</u>に流入することが考えられる。このため、<u>隣接する浸水防護重点化範囲（海水ポンプ室補機ポンプエリア）への影響を評価する。</u></p> <p>d. 地震に起因する海水ポンプ室補機ポンプエリアに設置するタービン補機冷却海水系の低耐震クラス機器及び配管の破損により、津波が補機ポンプエリアのタービン補機冷却海水ポンプ室に流入することが考えられる。このため、<u>隣接する浸水防護重点化範囲（補機ポンプエリア</u></p>	<p><u>流入することが考えられる。このため、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）内に流入した海水による浸水防護重点化範囲（タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア））への影響を評価する。</u></p> <p>c. <u>地震に起因する取水槽循環水ポンプエリアの循環水系配管の伸縮継手を含む低耐震クラス機器及び配管の損傷により、保有水が溢水するとともに、津波が取水槽から循環水系配管等に流れ込み、循環水系配管等の損傷箇所を介して、取水槽循環水ポンプエリアに流入することが考えられる。このため、取水槽循環水ポンプエリア内に流入した海水による浸水防護重点化範囲（取水槽循環水ポンプエリア）への影響を評価する。</u></p> <p>d. <u>地震に起因する取水槽海水ポンプエリアに敷設するタービン補機海水系配等を含む低耐震クラスの機器及び配管の損傷により、保有水が溢水するとともに、津波が取水槽海水ポンプエリアに流入することが考えられる。このため、浸水防護重点化範囲（取水槽海水ポンプエリア）</u></p>	<p>・設備の配置状況の相違【女川2】 島根2号炉の取水槽循環水ポンプエリアが浸水防護重点化範囲である</p> <p>・設備の配置状況の相違【東海第二，女川2】 島根2号炉は、タービン補機海水系配管が該当する</p> <p>・設備の配置状況の相違【東海第二，女川2】 島根2号炉の取水槽循環水ポンプエリアが浸水防護重点化範囲である</p> <p>・設備の配置状況の相違【東海第二】 島根2号炉の戻り配管をタービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）にあり、b.に含まれる</p> <p>・設備の配置状況の相違【女川2】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>d. 地下水については、地震時の地下水の流入が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。</p> <p>e. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による溢水が、浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。</p> <p>(3) 上記(2) a. から e. の浸水範囲、浸水量の評価については、以下のとおり安全側の想定を実施する。</p> <p>a. タービン建屋内の機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定</p> <p>「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>b. 循環水ポンプ室内の機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定</p> <p>「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」</p>	<p>の原子炉補機冷却海水ポンプ室及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室) への影響を評価する。</p> <p>e. 地下水については、地震時の地下水の流入が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。</p> <p>f. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による溢水が、浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。</p> <p>(3) 上記(2) a. ～ f. の浸水範囲、浸水量の評価については、以下のとおり安全側の想定を実施する。</p> <p>a. 主復水器を設置するエリアにおける機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>b. タービン補機冷却海水系を設置するエリアにおける機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>c. 海水ポンプ室循環水ポンプエリアにおける機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」</p>	<p>への影響を評価する。</p> <p>e. 地下水については、地震時の地下水の流入が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。</p> <p>f. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による溢水が、浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。</p> <p>(3) 上記(2) a. から f. の浸水範囲、浸水量の評価については、以下のとおり安全側の想定を実施する。</p> <p>a. タービン建物（復水器を設置するエリア）における機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>b. タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）における機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>c. 取水槽循環水ポンプエリアにおける機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」</p>	<p>島根 2号炉の取水槽海水ポンプエリアが浸水防護重点化範囲である</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	<p>を適用する。</p> <p><u>c. 非常用海水系配管（戻り管）の損傷による津波、溢水等の事象想定</u> 「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」 に同じ。</p> <p><u>d. 機器・配管損傷による津波浸水量の考慮</u> 「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」 に同じ。</p> <p><u>e. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮</u> 「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」 に同じ。</p> <p><u>f. 地下水の溢水影響の考慮</u> 「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」 に同じ。</p> <p><u>g. 屋外タンク等の損傷による溢水等の事象想定</u> 屋外タンクの損傷による溢水については、<u>地震時の屋外タンクの溢水により浸水防護重点化範囲に浸水することを想定し、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽、緊急用海水ポンプピット及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）に浸水対策を実施するため、浸水防護重点化範囲の建屋又は区域に浸入することはない。</u> 原子炉建屋の扉等の開口部下端位置はT.P. + 8.2mであり、屋外タンクの損傷による溢水が到</p>	<p>に同じ。</p> <p><u>d. 海水ポンプ室補機ポンプエリアにおける機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定</u> 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」 に同じ。</p> <p><u>e. 機器・配管の損傷による津波流入量の考慮</u> 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」 に同じ。</p> <p><u>f. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮</u> 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」 に同じ。</p> <p><u>g. 地下水の流入量の考慮</u> 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」 に同じ。</p> <p><u>h. 屋外タンク等の損傷による溢水等の事象想定</u> 屋外タンクの損傷による溢水については、浸水防護重点化範囲のうち、設計基準対象施設を使用するものについては、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。 <u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の浸水防護重点化範囲のうち、0.P. +13.8mの敷地に第3保管エリアがあるが、敷地全体（0.P. +13.8m）に浸水した場合であっても、第3保管エリアに保管する可搬型重大事故等対処設備の走行可能水位以下</u></p>	<p><u>に同じ。</u></p> <p><u>d. 取水槽海水ポンプエリアにおける機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定</u> 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」 に同じ。</p> <p><u>e. 機器・配管の損傷による津波流入量の考慮</u> 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」 に同じ。</p> <p><u>f. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮</u> 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」 に同じ。</p> <p><u>g. 地下水の流入量の考慮</u> 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」 に同じ。</p> <p><u>h. 屋外タンク等の損傷による溢水等の事象想定</u> 屋外タンクの損傷による溢水については、<u>浸水防護重点化範囲のうち、設計基準対象施設と同じ範囲については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u> <u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）の浸水防護重点化範囲のうち、第1～第4保管エリアについては、浸水した場合であっても、可搬設備の機関吸排気口高さより低く、可搬設備に影響はない。緊急時対策所、ガスタービン発電機軽油タンクを敷</u></p>	<p>・設備の配置状況の相違 【東海第二】 島根2号炉の戻り配管を はタービン建物（耐震Sク ラスの設備を設置するエリ ア）にあり、b.に含まれる</p> <p>・設備の配置状況の相違に よる評価結果の相違 【東海第二、女川2】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1.5.2.6 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>(1) 重大事故時に使用するポンプの取水性</p> <p>水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水冷却系については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>重大事故時に使用する可搬型の海水を取水するポンプは、<u>大容量送水車</u>の取水ポンプであり、設計基準対象施設の非常用取水設備である<u>取水路</u>から海水を取水する。</p>	<p><u>達しないことから、浸水防護重点化範囲の建屋に浸入することはない。</u></p> <p><u>常設代替高圧電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側S A立坑及び東側D B立坑含む。）の扉等の開口部下端位置はT.P. +11.2mであり、屋外タンクの損傷による溢水が到達しないことから、浸水防護重点化範囲の区画に浸入することはない。</u></p> <p>h. 施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考慮</p> <p>「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。なお、新設の重大事故等対処設備を内包する建屋等については、<u>予め津波対策を考慮した設計とする。</u></p> <p>1.4.2.6 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>(1) <u>非常用海水ポンプ及び緊急用海水ポンプ</u>の取水性</p> <p>水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。非常用海水ポンプについては、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>重大事故時に使用する<u>緊急用海水ポンプ</u>は、<u>非常用取水設備のS A用海水ピット取水塔、海水引込み管、S A用海水ピット及び緊急用海水取水管を流路として使用する設計であり、基準津波による引き波時に、取水箇所であるS A用</u></p>	<p>であるため、アクセス性に影響は無い。また、<u>緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋、ガスタービン発電設備タンクピット、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア、第2保管エリア及び第4保管エリアは、O.P. +59.0m以上の高所であるため、屋外タンクの損傷による溢水が到達しないことから、浸水防護重点化範囲の区画に浸入することはない。</u></p> <p>i. 施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考慮</p> <p>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。なお、新設の重大事故等対処設備を内包する建屋等については、<u>あらかじめ津波対策を考慮した設計とする。</u></p> <p>1.5.2.6 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>(1) 重大事故等時に使用するポンプの取水性</p> <p>水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。非常用海水ポンプについては、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>重大事故等時に使用する可搬型の海水を取水するポンプは、<u>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）</u>の水中ポンプであり、設計基準対象施設の非常用取水設備である<u>海水ポンプ室又は取水口</u>から海水を取水</p>	<p><u>設するエリア、ガスタービン発電機建物については、堰の高さ又は扉等の開口部下端高さに溢水が到達しないことから、浸水防護重点化範囲の建物又は区画に浸入することはない。</u></p> <p><u>また、第1ベントフィルタ格納槽、低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽については、溢水が到達しないことから、浸水防護重点化範囲の区画に浸入することはない。</u></p> <p>i. <u>施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考慮</u></p> <p><u>「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。なお、新設の重大事故等対処設備を内包する建物等については、あらかじめ津波対策を考慮した設計とする。</u></p> <p>1.5.2.6 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>(1) <u>重大事故等時に使用するポンプの取水性</u></p> <p><u>水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。非常用海水ポンプについては、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</u></p> <p><u>重大事故時に使用する可搬型の海水を取水するポンプは、大型送水ポンプ車の水中ポンプであり、設計基準対象施設の非常用取水設備である取水槽から海水を取水する。</u></p>	<p>備考</p> <p>・重大事故時に使用するポンプの相違</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】</p> <p>・設備の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>同取水ポンプについては、<u>海水貯留堰の貯留容量及び想定する最大同時運転台数(3台)による運転時に必要な水量を考慮し、ポンプの設置高さを設定する等により、重大事故時にポンプの機能が保持できるとともに、必要な海水が確保できる設計とする。</u></p> <p>(2) 津波の二次的な影響による重大事故等対処施設の機能保持確認</p> <p>基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に対して、<u>6号及び7号炉の取水口及び取水路の通水性が確保できる設計とする。</u></p> <p>また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して、<u>原子炉補機冷却海水ポンプは機能保持できる設計とする。具体的には、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</u></p> <p>重大事故時に使用する可搬型の海水を取水する<u>大容量送水車</u>については、浮遊砂等の混入に対して、機能保持できる設計とする。</p> <p>a. <u>砂移動・堆積の影響</u></p> <p>非常用海水ポンプについては、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p><u>緊急用海水ポンプピットの砂の堆積量は、津波による砂移動に関する数値シミュレーションの結果、浮遊砂の上限濃度1%時において約0.01mであり、緊急用海水ポンプ吸込み位置はポンプピット底面より20m以上高い位置にあることから、吸込み口に達することなく取水性に影響はない。</u></p>	<p><u>海水ピット取水塔の天端高さ(T.P. -2.2m)より海面の高さが一時的に低い状況となる可能性があるが、この時点で緊急用海水ポンプは運転していないため、津波による水位変動に伴う取水性への影響はない。基準津波に対する重大事故等時は、非常用海水ポンプが健全であれば非常用海水ポンプを使用し、緊急用海水ポンプは、非常用海水ポンプの故障時に使用する設計とする。</u></p> <p>(2) 津波の二次的な影響による<u>非常用海水ポンプ及び緊急用海水ポンプの機能保持確認</u></p> <p>基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に対して、<u>取水構造物の通水性が確保できる設計とする。</u></p> <p>また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して、<u>非常用海水ポンプ及び緊急用海水ポンプは機能保持できる設計とする。具体的には、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p>重大事故時に使用する可搬型の海水を取水する可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについては、浮遊砂等の混入に対して、機能保持できる設計とする。</p> <p>a. <u>砂移動・堆積の影響</u></p> <p>非常用海水ポンプについては、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p><u>大容量送水ポンプ(タイプI)及び大容量送水ポンプ(タイプII)は、設計基準対象施設の非常用海水ポンプと同じく、海水ポンプ室又は取水口から取水するため、取水口及び取水路の通水性の確保に関わる評価は、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u></p>	<p>する。</p> <p>同水中ポンプについては、<u>重大事故等時に基準津波に伴う水位低下の影響を受けない事象発生後19時間以降に使用する設備であることから、取水性への影響はない。</u></p> <p>(2) 津波の二次的な影響による重大事故等時に使用するポンプの機能保持確認</p> <p>基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に対して、<u>取水口、取水路及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。</u></p> <p>また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して、<u>非常用海水ポンプは機能保持できる設計とする。具体的には、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p>重大事故等時に使用する可搬型の海水を取水する<u>大容量送水ポンプ(タイプI)及び大容量送水ポンプ(タイプII)</u>については、浮遊砂等の混入に対して機能保持できる設計とする。</p> <p>a. <u>砂移動・堆積の影響</u></p> <p>非常用海水ポンプについては、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p><u>大容量送水ポンプ(タイプI)及び大容量送水ポンプ(タイプII)は、設計基準対象施設の非常用海水ポンプと同じく、海水ポンプ室又は取水口から取水するため、取水口及び取水路の通水性の確保に関わる評価は、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u></p>	<p><u>同水中ポンプについては、基準津波による取水槽の最低水位を考慮した取水路内に設置することにより海水を取水する設計とするため、取水性への影響はない。</u></p> <p>(2) 津波の二次的な影響による重大事故時に使用するポンプの機能保持確認</p> <p>基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に対して、<u>取水口、取水路及び取水槽の通水性が確保できる設計とする。</u></p> <p>また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して、<u>非常用海水ポンプは機能保持できる設計とする。具体的には、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p>重大事故時に使用する可搬型の海水を取水する<u>大型送水ポンプ車</u>については、浮遊砂等の混入に対して、機能保持できる設計とする。</p> <p>a. <u>砂移動・堆積の影響</u></p> <p><u>非常用海水ポンプについては、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p><u>大型送水ポンプ車は、設計基準対象施設の非常用海水ポンプと同じく取水路から取水するため、取水口及び取水路の通水性の確保に関わる評価は、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u></p>	<p>【東海第二】</p> <p>・設備の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>SA用海水ピットの砂の堆積量は、浮遊砂の上限濃度1%時において約0.23mであり、ピット底部より約1.8m上方に取り付けられる緊急用海水取水管を閉塞させることはない。</u></p> <p><u>SA用海水ピット取水塔の砂の堆積量は、浮遊砂の上限濃度1%時において約0.9mの砂の堆積が想定されるが、海水取水吸込み位置は10m以上上方にあることから取水性に影響はない。</u></p> <p><u>以上のことから、砂の移動・堆積による緊急用海水ポンプの流路である非常用取水設備の通水性への影響はない。</u></p> <p>b. <u>非常用海水ポンプ及び緊急用海水ポンプへの浮遊砂の影響</u></p> <p>非常用海水ポンプについては、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p><u>緊急用海水ポンプは、取水時に浮遊砂の一部が軸受潤滑水としてポンプ軸受に混入したとしても、緊急用海水ポンプの軸受に設けられた約3.7mmの異物逃し溝から排出される構造とする。</u></p> <p><u>これに対して、発電所周辺の砂の平均粒径は0.15mm（底質調査）で、粒径数ミリメートル以上の砂はごくわずかであることに加えて、粒径数ミリメートル以上の砂は浮遊し難いものであることを踏まえると、大きな粒径の砂はほとんど混入しないと考えられ、砂混入に対して緊急用海水ポンプの取水機能は保持できる。</u></p> <p>c. <u>漂流物の取水性への影響</u></p> <p>(a) <u>漂流物の抽出方法</u></p> <p>漂流物の抽出方法については、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>(b) <u>抽出された漂流物となる可能性のある施</u></p>	<p>b. <u>重大事故等時に使用するポンプへの浮遊砂の影響</u></p> <p>非常用海水ポンプについては、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p><u>大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、重大事故等時に発生後19時間以降に使用する設備であり、海水ポンプ室の浮遊砂濃度は、津波襲来後約2時間で津波襲来前と同程度まで低下することから取水機能に影響はない。</u></p> <p>c. <u>漂流物の取水性への影響</u></p> <p>(a) <u>漂流物の抽出方法</u></p> <p>漂流物の抽出方法については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>(b) <u>抽出された漂流物となる可能性のある施</u></p>	<p><u>b. 重大事故等時に使用するポンプへの浮遊砂の影響</u></p> <p><u>非常用海水ポンプについては、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p><u>大型送水ポンプ車の水中ポンプが取水する浮遊砂量はごく微量であり、同設備が一般的に災害時に海水を取水するために用いられる設備であることを踏まえると砂混入により機能を喪失することはない。</u></p> <p><u>c. 漂流物の取水性への影響</u></p> <p><u>(a) 漂流物の抽出方法</u></p> <p><u>漂流物の抽出方法については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p><u>(b) 抽出された漂流物となる可能性のある施</u></p>	<p>・設備の相違 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>1.5.2.7 津波監視</p> <p>津波の襲来を監視するための津波監視設備の設置については、「1.5.1設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p>	<p>設・設備の影響</p> <p>非常用海水ポンプについては、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>緊急用海水ポンプについては、基準津波により漂流物となる可能性のある施設・設備が、緊急用海水ポンプの取水性に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>上記(a),(b)については、継続的に発電所敷地内及び敷地外の人工構造物の設置状況の変化を確認し、漂流物の取水性への影響を確認する。</p> <p>1.4.2.7 津波監視</p> <p>津波の襲来を監視するための津波監視設備の設置については、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>(1) 津波・構内監視カメラ 「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>(2) 取水ピット水位計 「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>(3) 潮位計 「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p>	<p>設・設備の影響</p> <p>非常用海水ポンプについては、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>大容量送水ポンプ(タイプⅠ)及び大容量送水ポンプ(タイプⅡ)については、基準津波により漂流物となる可能性のある施設・設備が、大容量送水ポンプ(タイプⅠ)及び大容量送水ポンプ(タイプⅡ)の取水性に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>上記(a),(b)については、継続的に発電所敷地内及び敷地外の人工構造物の設置状況の変化を確認し、漂流物の取水性への影響を確認する。</p> <p>1.5.2.7 津波監視</p> <p>津波の襲来を監視するための津波監視設備の設置については、「1.5.1設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>(1) 津波監視カメラ 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>(2) 取水ピット水位計 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p>	<p>設・設備の影響</p> <p>非常用海水ポンプについては、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>大型送水ポンプ車については、基準津波により漂流物となる可能性のある施設・設備が、大型送水ポンプ車の取水性に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>上記(a),(b)については、継続的に発電所敷地内及び敷地外の人工構造物の設置状況の変化を確認し、漂流物の取水性への影響を確認する。</p> <p>1.5.2.7 津波監視</p> <p>津波の襲来を監視するための津波監視設備の設置については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>(1) 津波監視カメラ 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>(2) 取水槽水位計 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>1.4.3 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計</p> <p>1.4.3.1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計の基本方針</p> <p>東海第二発電所では、津波PRAにおいて、防潮堤高さ（T.P.+20m）を超える津波を津波高さで区分し、区分ごとに原子炉の安全性への影響を確率論的に評価している。この結果、T.P.+24mを超える津波については、発生確率の低さ等から耐津波設計上考慮せず、T.P.+24mの高さの基準津波を超え敷地に遡上する津波（以下「敷地に遡上する津波」という。）に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(1) 設置許可基準規則及び解釈の要求事項</p> <p>敷地に遡上する津波に対する耐津波設計への要求事項については、基準津波に対する要求事項を定める「設置許可基準規則第四十条及び同規則別記3」に明記されていない。このため、敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処設備の耐津波設計については、「設置許可基準規則第四十三条」の要求事項を満足する設計とするため、「設置許可基準規則第四十条及び同規則別記3」の規定を準用し、具体的には、津波防護方針、施設・設備の設計及び評価の方針等の観点が網羅的にまとめられている「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」（以下「審査ガイド」という。）の確認項目に沿って対策の妥当性を確認した設計とする。ただし、敷地に遡上する津波は防潮堤内側への津波の越流及び回込みを前提としていることから、外郭防護1の津波の敷地への流入防止のうち、遡上波の地上部からの到達防止に対する津波防護対策の多重化については、「設置許可基準規則第四十条及び同規則別記3」の規定並びに審査ガイドの確認項目は準用せず、外郭防護</p>			<p>・評価内容の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二は確率論的リスク評価において津波のリスクが有意であったことから、敷地に遡上する津波に対する防護を実施。島根2号炉は確率論的リスク評価における津波のリスクは有意でない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>及び内郭防護を兼用する設計とする。また、防潮堤内側への津波の越流及び回込みに伴い、防潮堤内側の建物・構築物、設置物等が破損及び倒壊により漂流物となる可能性があることから、防潮堤外側で発生し得る漂流物に加え、これらが漂流物となった場合の影響を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>(2) 敷地に遡上する津波に対する津波防護対象設備の選定</u></p> <p><u>a. 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備</u> <u>「設置許可基準規則第四十三条第1項」においては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮できるものであることが要求されていることから、重大事故等対処設備の設備要求に係る「設置許可基準規則第四十四条～第六十二条」に適合するために必要となる重大事故等対処設備を、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（以下1.4.3において「敷地に遡上する津波に対する防護対象設備」という。）とする。</u></p> <p><u>また、「設置許可基準規則第四十三条」における可搬型重大事故等対処設備の接続口、保管場所及び機能保持に対する要求事項を満足するため、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）、可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）、原子炉建屋東側接続口、原子炉建屋西側接続口、高所西側接続口、SA用海水ピット、海水引込み管及びSA用海水ピット取水塔についても敷地に遡上する津波に対する防護対象設備とする。また、緊急用海水ポンプの流路として緊急用海水取水管を防護対象設備とする。</u></p> <p><u>原子炉建屋に内包される敷地に遡上する津波に対する津波防護対象設備については、原子炉建屋境界の外壁を津波防護施設とするとともに浸水防止対策を講じることで、原子炉建屋に内</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>包する敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を敷地に遡上する津波から防護する設計とする。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する格納容器圧力逃がし装置格納槽，常設低圧代替注水系格納槽（代替淡水貯槽，常設低圧代替注水系ポンプ室，常設低圧代替注水系配管カルバート）（以下「常設低圧代替注水系格納槽」という。），緊急用海水ポンプピット及び常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部，立坑部，カルバート部）のうち立坑部については，建屋境界外壁又は区画境界に浸水防止対策を講じることで，建屋及び区画に内包する敷地に遡上する津波に対する津波防護対象設備を敷地に遡上する津波から防護する設計とする。</u></p> <p><u>常設代替高圧電源装置置場（高所東側接続口及び高所西側接続口並びに西側淡水貯水設備の開口部，西側S A立坑の開口部及び東側D B立坑の開口部を含む）及び軽油貯蔵タンク，緊急時対策所建屋，可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）については，敷地に遡上する津波が到達しない十分高い場所に設置する。敷地に遡上する津波に対する防護対象施設・設備を第1.4-9表及び第1.4-9図に示す。また，敷地の特性に応じた重大事故等対処施設の津波防護の概要図を第1.4-8図に示す。</u></p> <p><u>b. 敷地に遡上する津波に対する津波防護対象設備でない重大事故等対処設備</u></p> <p><u>大津波警報発表時にはあらかじめ原子炉停止操作を行うことから，「設置許可基準規則第四十四条「緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にする設備」に対応する重大事故等対処設備のうち，ほう酸水の注入による未臨界の維持機能については，敷地に遡上する津波に対する防護対象設備ではない。ただし，原子炉の冷却の</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>ために、ほう酸水貯蔵タンクの保有水を注水する機能については、重大事故等の緩和手順として、敷地に遡上する津波時にも期待することから、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備とする。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波の防潮堤内側への流入に伴い、海水ポンプ室が冠水状態となり、海水ポンプ室に設置する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ及び非常用ディーゼル発電機用海水ポンプが機能喪失することから、これらを冷却源とする高圧炉心スプレイ系及び非常用電源設備が機能喪失するが、それぞれの機能を代替する重大事故等対処設備である高圧代替注水系及び常設代替高圧電源装置による代替が可能であることから、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備ではない。</u></p> <p><u>また、残留熱除去系海水系ポンプの機能喪失に伴い残留熱除去系熱交換器の冷却源が喪失するが、これを代替する重大事故等対処設備である緊急用海水ポンプを設けることから、残留熱除去系海水系ポンプは、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備ではない。</u></p> <p><u>(3) 敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等</u></p> <p><u>a. 敷地及び敷地周辺の地形、標高並びに河川の存在の把握</u></p> <p><u>「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p><u>b. 敷地における施設の位置、形状等の把握</u></p> <p><u>「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に記載する施設・設備に加え、緊急用海水ポンプの流路として、非常用取水設備であるSA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用海水ピット及び緊急用海水取水管を地下又は地下岩盤内に設置する。このうち、SA用海水ピット取水塔は、海域に設置し天端位置は水中であ</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>る。SA用海水ピットは、T.P. +8mの敷地の地下に設置し、天端位置はT.P. +8mである。</p> <p>建屋及び区画等に内包されない設備として、T.P. +8mの敷地の地上部に、原子炉建屋東側接続口、格納容器圧力逃がし装置格納槽出口配管を設置する。また、常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）に原子炉建屋西側接続口を設置する。</p> <p>なお、敷地に遡上する津波の高さはT.P. +24mであることから、防潮堤及び防潮扉は、越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さを維持し、防潮堤を越流し又は回り込む津波の流入量を抑制する設計とする。また、止水性を維持し第2波以降の防潮堤高さを超えない繰り返しの津波の襲来に対しては、防潮堤内側への津波の流入又は回り込みを防止する設計とする。防潮堤及び防潮扉を越流又は回り込み、防潮堤内側に流入した津波に対しては、防護対象設備を内包する建屋及び区画の境界において浸水防止対策を講じることで、敷地に遡上する津波を地上部から防護対象設備を内包する建屋及び区画に流入させない設計とする。</p> <p>津波防護施設として、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に記載する設備に加え、原子炉建屋外壁及び原子炉建屋1階外壁の扉等の開口部に水密扉を設置する。また、浸水防止設備として、「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に記載する設備に加え、緊急用海水ポンプピットの本端の開口部に緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋及び緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽の本端の開口部に格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽の本端の開口部に常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ、常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）に常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>屋側水密扉を設置する。</u></p> <p><u>さらに、原子炉建屋1階の貫通部及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）の地下1階床面貫通部に対して止水処置を実施する。</u></p> <p><u>津波監視設備としては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。ただし、「1.4.3.1 (2) b.敷地に遡上する津波に対する津波防護対象設備でない重大事故等対処設備」に記載のとおり、非常用海水ポンプは敷地に遡上する津波により機能喪失することから、同ポンプ運転時の水位を監視する取水ピット水位計は津波監視設備とはしない。</u></p> <p><u>敷地内の遡上域（防潮堤外側）の建物・構築物等としては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p><u>防潮堤内側の建物・構築物等としては、T.P.+8mの敷地にサービス建屋、使用済燃料貯蔵施設、事務本館等がある。</u></p> <p><u>c. 敷地周辺の人工建造物の位置、形状等の把握</u></p> <p><u>「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p><u>(4) 入力津波の設定</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波は、「1.4.3.1 基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する耐津波設計の基本方針」に記載のとおり、防潮堤前面に鉛直無限壁を想定した場合の駆け上がり高さT.P.+24mの津波を設定する。これを基に設定する敷地に遡上する津波の入力津波の設定位置における時刻歴波形を第1.4-6図に示す。また、敷地に遡上する津波の入力津波設定一覧を第1.4-5表に示す。</u></p> <p><u>取水・放水施設及び地下部等から流入する津波の評価に用いる入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、速度及び衝撃力に着目し、各施設・設備において算定された数値を安全側に</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>評価した値を入力津波高さや速度として設定することで、各施設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高及び波力・波圧について安全側に評価する。</u></p> <p><u>地上部から防潮堤内側に流入する津波の評価に用いる入力津波高さについては、敷地に遡上する津波の浸水深、速度及び衝撃力に着目し、各施設・設備において算定された数値を安全側に評価した値を入力津波高さや速度として設定することで、各施設・設備の構造・機能に影響する浸水深及び波力・波圧について安全側に評価する。</u></p> <p><u>a. 水位変動</u></p> <p><u>入力津波の設定に当たっては、潮位変動として、上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮位+0.61mを考慮した海水面高さを初期条件として評価するため、敷地に遡上する津波として、朔望平均満潮位を含み防潮堤前面においてT.P. +24mと設定する。</u></p> <p><u>潮汐以外の要因による潮位変動については、敷地に遡上する津波として、防潮堤前面においてT.P. +24mと設定することを前提に事故シナシナでの事故事象を想定・評価しており、潮位変動量を津波高さと重畳させた場合も事故シナシナの事象に影響を与えないことから、潮位のばらつきは考慮しないこととする。</u></p> <p><u>高潮については、敷地に遡上する津波として、防潮堤前面においてT.P. +24mと設定することを前提に事故シナシナでの事故事象を想定・評価しており、高潮を津波高さと重畳させた場合も事故シナシナの事象に影響を与えないため、津波と高潮の重畳は考慮しないこととする。</u></p> <p><u>b. 地殻変動</u></p> <p><u>「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>c. 敷地への遡上に伴う入力津波</p> <p><u>敷地に遡上する津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評価（以下1.4.3において「数値シミュレーション」という。）に当たっては、防潮堤及び防潮扉が設置され敷地に遡上する津波の越流に対しても耐性を確保し高さを維持することから、これをモデル化するとともに、数値シミュレーションに影響を及ぼす斜面や道路、取水口、放水口等の地形とその標高及び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮し、遡上域の格子サイズ（最小5m）に合わせた形状にモデル化する。</u></p> <p><u>敷地沿岸域及び海底地形は、海域では一般財団法人日本水路協会（2002，2006），深淺測量等による地形データ（2007）等を使用し、陸域では、茨城県による津波解析用地形データ（2007）等を使用する。また、取水口、放水口等の諸元、敷地標高等については、発電所の竣工図等を使用する。</u></p> <p><u>伝播経路上の人工構造物については、図面を基に数値シミュレーション上影響を及ぼす構造物、津波防護施設を考慮し、遡上・伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定された遡上域のモデルを作成する。</u></p> <p><u>敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっては、敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度、速度及び防潮堤内側の浸水深・流速並びにそれらの経時変化を把握する。敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡上・流下方向及びそれらの速度について留意し、敷地の地形、標高の局所的な変化等による遡上波の敷地への回り込みを考慮する。</u></p> <p><u>なお、数値シミュレーションに当たっては、敷地に遡上する津波として、防潮堤前面においてT.P. +24mと設定することを前提に事故シーケンスでの事故事象を想定・評価しており、地盤変状を重畳させた場合も事故シーケンスの事</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	<p><u>象に影響を与えないことから、数値シミュレーションに当たっては、遡上経路上の地盤及びその周辺の地盤について、地震に伴う液状化、流動化又はすべりによる標高変化は、数値シミュレーション上考慮しないものとする。</u></p> <p><u>この結果、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画の近傍における浸水深0.5m～1.0mを考慮し、保守的に1.0mを防潮堤内側における最大浸水深として設定する。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波の防潮堤内側における遡上状況に係る検討に当たっては、基準地震動S_sに伴い地形変化及び標高変化が生じる可能性を踏まえ、数値シミュレーションへの影響を確認するため、数値シミュレーションの条件として沈下なしの条件を考慮する。また、敷地内外の人工構造物として、発電所の港湾施設である防波堤並びに茨城港日立港区及び茨城港常陸那珂港区の防波堤がある。これらの防波堤については、基準地震動S_sによる形状変化が津波の遡上に影響を及ぼす可能性があるため、防波堤の形状変化の有無を数値シミュレーションの条件として考慮する。さらに、地盤の沈下の有無及び防波堤の有無について、これらの組合せを考慮した数値シミュレーションを実施し、遡上域や浸水深を保守的に設定する。</u></p> <p><u>初期潮位は、朔望平均満潮位T.P.+0.61mに2011年東北地方太平洋沖地震による地殻変動量である0.2mの沈降を考慮してT.P.+0.81mとする。なお、敷地に遡上する津波として、防潮堤前面においてT.P.+24mと設定することを前提に事故シーケンスでの事故事象を想定・評価しており、潮位のばらつきを津波高さと同量させた場合も事故シーケンスの事象に影響を与えないことから、潮位のばらつき0.18mについては考慮しない。</u></p> <p><u>数値シミュレーション結果として敷地に遡上する津波による水位上昇分布を第1.4-7図に示</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>す。</p> <p><u>また、局所的な海面の固有振動の励起については、敷地に遡上する津波として、防潮堤前面においてT.P. +24mと設定することを前提に事故シーケンスでの事故事象を想定・評価しており、局所的な海面の固有振動の励起を津波高さ</u> <u>と重畳させた場合も事故シーケンスの事象に影響を与えないため、津波と局所的な海面の固有振動の励起の重畳は考慮しないこととする。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画への流入の防止に係る設計又は評価に用いる入力津波高さは、敷地及びその周辺の遡上域、伝播経路の不確かさ及び施設の広がり</u> <u>を考慮した上で、防潮堤前面（北側、東側及び南側）においてT.P. +24mとする。また、防潮堤内側において、地上部から敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画に到達する津波の最大浸水深については、防潮堤側面からの回り込み、伝播経路の不確かさ及び施設の設置状況を考慮した上で、最大浸水深を1.0mとする。</u></p> <p><u>なお、設計又は評価の対象となる施設等が設置される敷地に地震による沈下が想定される場合には、第1.4-5表に示す敷地に遡上する津波の入力津波高さの設定において敷地地盤の沈下を安全側に考慮する。</u></p> <p><u>また、敷地に遡上する津波においては、防潮堤前面（北側、東側及び南側）においてT.P. +24mと設定することを前提に事故シーケンスでの事故事象を想定・評価しており、高潮を津波高さと重畳させた場合も事故シーケンスの事象に影響を与えないため、入力津波高さの設定において津波と高潮の重畳は考慮しないこととする。</u></p> <p>d. <u>取水路・放水路等の経路からの流入に伴う</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>入力津波</u></p> <p><u>取水路、放水路等からの流入に伴う入力津波は、流入口となる港湾内外における津波高さについては、上記a. 及びb. に示した事項を考慮し、防潮堤前面（北側、東側及び南側）におけるT.P. +24mの津波を元に、上記c. に示した数値シミュレーションにより安全側の値を設定する。また、取水ピット、放水路、SA用海水ピット及び緊急用海水ポンプピットにおける津波高さについては、各水路の特性を考慮した水位を適切に評価するため、開水路及び管路において非定常管路流の連続式及び運動方程式を使用し、防潮堤前面（北側、東側及び南側）におけるT.P. +24mの津波の時刻歴波形を入力条件として管路解析を実施することにより算定する。その際、取水口から取水ピットに至る系、放水口から放水路ゲートに至る系及びSA用海水ピット取水塔からSA用海水ピットを経て緊急用海水ポンプピットに至る系をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じた損失を考慮するとともに、それぞれの系に応じて、貝付着の有無、スクリーンの有無及びポンプの稼働有無を不確かさとして考慮した計算条件とし、安全側の値を設定する。</u></p> <p><u>なお、取水路の入力津波高さの設定に当たっては、非常用海水ポンプの取水性の確保のため貯留堰を設置することから、水位の評価は、貯留堰の存在を考慮に入れ評価する。</u></p> <p><u>また、放水路の入力津波高さの設定に当たっては、敷地への流入を防ぐため放水路ゲートを設置するとともに、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、原則、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止後、放水路ゲートを閉止する手順等を整備することから、水位の評価は放水路ゲートの閉止を考慮に入れるとともに、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止を前提として評価する。施設ごとの敷地に遡上する津波の入力津波設定を第1.4</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>-5表に示す。</u></p> <p><u>1.4.3.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</u></p> <p><u>津波防護の基本方針は、以下の(1)～(6)のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 敷地に遡上する津波の地上部からの流入に対し、防潮堤に替えて敷地に遡上する津波に対する津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の境界にて浸水防止対策を講じることとし、原子炉建屋外壁および外壁に設置する水密扉を津波防護施設とする。これにより、敷地に遡上する津波に対する津波防護対象設備を内包する建屋及び区画へ敷地に遡上する津波を流入させない設計とする。</u></p> <p><u>(2) 取水・放水路等の経路及び防潮堤内側への津波の越流及び回込みを前提としていることで想定すべき経路並びに地上部からの敷地に遡上する津波の防護対象設備への津波の到達を考慮し、津波が流入する可能性がある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じ津波防護施設又は浸水防止設備による浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止する設計とする。また、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</u></p> <p><u>(3) 上記2方針のほか、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画については、津波防護及び浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。</u></p> <p><u>(4) 水位変動に伴う取水性低下による、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>防止できる設計とする。</u></p> <p><u>(5) 津波監視設備については、重大事故等に対処するために必要な機能が保持できる設計とする。</u></p> <p><u>(6) 防潮堤及び防潮扉は、敷地に遡上する津波の越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さを維持し、防潮堤内側の敷地への津波の流入量を抑制する設計とする。また、止水性を維持し防潮堤高さを超えない第2波以降の繰り返しの津波の襲来に対しては、防潮堤内側への津波の流入又は回り込みを防止する設計とする。また、「1.4.1.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針」に記載する取水路点検用開口部浸水防止蓋等は、取水路、放水路等の経路からの敷地に遡上する津波の流入に対し機能保持する設計とする。これらの経路を第1.4-7表に示す。</u></p> <p><u>敷地の特性に応じた津波防護としては、基準津波による遡上波を地上部から敷地内に流入させない設計である防潮堤及び防潮扉を設置する。防潮堤前面には、防潮堤内側に流入した津波の排水を想定した防潮堤フラップゲートを設置する。</u></p> <p><u>防潮堤のうち鋼製防護壁には、鋼製防護壁と取水構造物の境界部からの津波の流入を防止するために、1次止水機構及び2次止水機構を多様化して設置する。</u></p> <p><u>なお、防潮堤及び防潮扉については、敷地に遡上する津波の防潮堤内側への流入量を抑制可能であるが、防潮堤及び防潮扉を越流し又は回り込み防潮堤内側に流入し、地上部から原子炉建屋等に到達することから、津波防護施設として原子炉建屋1階の扉等の開口部に原子炉建屋原子炉棟水密扉、原子炉建屋付属棟西側水密扉、原子炉建屋付属棟東側水密扉、原子炉建屋付属棟南側水密扉、原子炉建屋付属棟北側水密</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>扉1及び原子炉建屋付属棟北側水密扉2を設置する。</u></p> <p><u>緊急用海水ポンプピットの天端には、浸水防止設備として緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋及び緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋を設置する。</u></p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置格納槽の天端には、浸水防止設備として格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチを設置する。</u></p> <p><u>常設低圧代替注水系格納槽の天端には、浸水防止設備として常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する。</u></p> <p><u>常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）には、浸水防止設備として常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉を設置する。</u></p> <p><u>また、取水路、放水路等の経路から津波を流入させない設計とするため、浸水防止設備として取水路に取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプ室に海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、循環水ポンプ室に取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路に放水路ゲート及び放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピットにSA用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室に緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排水口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排水口逆止弁並びに構内排水路に構内排水路逆流防止設備を設置する。</u></p> <p><u>また、原子炉建屋1階の貫通部及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）の地下1階床面の貫通部に対し止水処置を実施する。</u></p> <p><u>これらの設備については、基準津波に加え、敷地に遡上する津波時の入力津波に対しても機能保持が可能な設計とする。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波が防潮堤を超えて防潮堤内側に流入した場合の流入経路として、海水が</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>ンペエリアに流入した敷地に遡上する津波が、同エリアから原子炉建屋に接続される屋外二重管を通じて原子炉建屋に到達する経路を特定した。このため、屋外二重管内に設置される非常用海水配管の原子炉建屋地下階の貫通部に止水処置を講じることで、津波の原子炉建屋内への流入を防止する。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰、取水構造物及び非常用海水ポンプを除く。）を内包する建屋及び区画については、敷地に遡上する津波の影響による溢水等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として原子炉建屋原子炉棟水密扉、原子炉建屋附属棟西側水密扉、原子炉建屋附属棟東側水密扉、原子炉建屋附属棟南側水密扉、原子炉建屋附属棟北側水密扉1、原子炉建屋附属棟北側水密扉2、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ及び常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉を設置する。</u></p> <p><u>さらに、タービン建屋又は非常用海水系配管カルバートと隣接する原子炉建屋地下階の貫通部、原子炉建屋1階の貫通部及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）床面の貫通部に対して止水処置を実施する。</u></p> <p><u>原子炉建屋、緊急用海水ポンプピット、格納容器圧力逃がし装置格納槽及び常設低圧代替注水系格納槽の水密扉、浸水防止蓋及び水密ハッチは、内郭防護／外郭防護兼用とする。これらの浸水対策の実施により、特定した流入経路からの津波の流入防止が可能であることを確認した結果を第1.4-8表に示す。</u></p> <p><u>引き波時の緊急用海水ポンプピットの水位低下に対し、緊急用海水ポンプは、通常、待機停止状態であり、敷地に遡上する津波に起因する</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	<p><u>事故シーケンスにおいて、敷地に遡上する津波に伴う引き波の時点では運転しない運用である。また、運転する場合においても、海水の流路であるSA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用海水ピット及び緊急用海水取水管を地下に設置することで、緊急用海水ポンプの取水可能水位を下回らない設計とする。</u></p> <p><u>地震発生後、敷地に遡上する津波が発生した場合に、その影響等を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として、取水路に潮位計、原子炉建屋屋上及び防潮堤上部に津波・構内監視カメラを設置する。</u></p> <p><u>津波防護対策の設備分類と設置目的を第1.4-6表に示す。また、敷地に遡上する津波に対する津波対策設備配置図を第1.4-8図に示す。</u></p> <p><u>1.4.3.3 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋・区画への浸水防止（外郭防護1）</u></p> <p><u>(1) 遡上波の地上部からの流入の防止</u></p> <p><u>防潮堤及び防潮扉は、越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さを維持し、防潮堤を越流し又は回り込む津波の流入量を抑制する設計とする。また、止水性を維持し防潮堤高さを超えない第2波以降の繰り返しの津波の襲来に対しては、防潮堤内側への津波の流入又は回り込みを防止する設計とする。</u></p> <p><u>T.P.+8mの敷地に設置する原子炉建屋、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽、緊急用海水ポンプピット及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）、原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口については、天端及び外壁部に開口部を有するとともに、防潮堤を越流又は回り込み防潮堤内側に流入する津波が地上部から到達する高さ</u> <u>に設置していることから、防潮堤及び防潮扉に替えて、外郭防護として建屋及び区画の境界となる外壁等に水密扉または水密ハッチを設置し、敷</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>地に遡上する津波が流入しない設計とする。また、原子炉建屋1階の貫通部及び常設代替高压電源装置用カルバート（立坑部）地下1階床面の貫通部に止水処置を講じることで、敷地に遡上する津波が敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画内に流入しない設計とする。</u></p> <p><u>T.P. +11mの敷地に設置する常設代替高压電源装置及び軽油貯蔵タンク、T.P. +23mの敷地に設置する緊急時対策所建屋及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）、T.P. +25mの敷地に設置される可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）は、防潮堤内側に流入した敷地に遡上する津波は到達しない。</u></p> <p><u>(2) 取水路、放水路等の経路からの敷地に遡上する津波の流入防止</u></p> <p><u>取水路、放水路等の経路からの敷地に遡上する津波の流入防止については、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に記載する浸水経路の特定及び対策のほか、以下の流入経路を特定し対策を講じることで、敷地に遡上する津波の原子炉建屋内への流入を防止する。</u></p> <p><u>①屋外二重管</u></p> <p><u>屋外二重管は、非常用海水ポンプ（残留熱除去系海水系ポンプ、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高压炉心スプレイポンプディーゼル発電機用海水ポンプ）からの海水配管を内包し地下に埋設されており、海水ポンプから送水される海水を原子炉建屋内の設備に供給するため、原子炉建屋境界地下階に海水配管が貫通している。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波が防潮堤を超えた場合、海水ポンプエリアに流入し、同エリアから原子炉建屋に接続される屋外二重管を通じて原子炉建屋に到達及び原子炉建屋内に流入するおそれがある。このため、屋外二重管内に設置される海水配管の原子炉建屋地下階の貫通部に止水処</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>置を講じることで、敷地に遡上する津波の原子炉建屋内への流入を防止する。</u></p> <p><u>1.4.3.4 漏水による敷地に遡上する津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波に対する漏水対策の考え方は、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。ただし、非常用海水ポンプが設置されている海水ポンプ室については、敷地に遡上する津波が防潮堤を越流又は回り込み流入することで非常用海水ポンプが機能喪失することから、海水ポンプ室に替えて、代替機能を有する緊急用海水ポンプを内包する緊急用海水ポンプピットの緊急用海水ポンプモータ設置エリアを浸水想定範囲として漏水の評価を行う。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波は、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）が設置されるエリアに地上部から到達することから、浸水防止設備として水密扉又は浸水防止蓋を設置する。これらは、通常閉鎖されかつボルトにより締結状態にあることから、地上部からの漏水が継続する可能性はなく、浸水想定範囲として漏水の評価は行わない。同様に、緊急用海水ポンプモータ設置エリアの天端についても通常閉鎖されかつボルトにより締結状態にある浸水防止蓋を設置することから、地上部からの漏水が継続する可能性はなく、緊急用海水ポンプモータ設置エリアの漏水評価の際の開口部とはならない。</u></p> <p><u>(1) 漏水対策</u></p> <p><u>緊急用海水ポンプモータ設置エリアにおける漏水の可能性を検討した結果、緊急用海水ポンプピットの入力津波高さが、敷地に遡上する津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備である緊急用海水ポンプが設</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>置されている緊急用海水ポンプモータ設置エリアの床面高さを上回り、床面に開口部等が存在する場合は、当該部で漏水が継続する可能性がある。また、緊急用海水ポンプピット上に敷地に遡上する津波が到達し、緊急用海水ポンプモータ設置エリアの天端に開口部等が存在する場合は、当該部で漏水が継続する可能性があることから、緊急用海水ポンプモータ設置エリアを漏水が継続することによる浸水の範囲（以下1.4.3において「浸水想定範囲」という。）として想定する。なお、緊急用海水ポンプモータ設置エリアには、周辺に他の重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備は設置されていない。</u></p> <p><u>緊急用海水ポンプモータ設置エリアにおける漏水の可能性を検討した結果、緊急用海水ポンプモータ設置エリアの天端の開口部については浸水防止蓋、床面の開口部等である緊急用海水ポンプグランド dren 排出口及び緊急用海水ポンプ室床 dren 排出口については、逆止弁を設置する設計上の配慮を施しており漏水による浸水経路とならない。これらの浸水対策の概要について、第1.4-8図に示す。</u></p> <p><u>以上より、緊急用海水ポンプモータ設置エリアへの漏水の可能性はない。</u></p> <p><u>(2) 重大事故等に対処するために必要な機能への影響評価</u></p> <p><u>緊急用海水ポンプモータ設置エリア、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽及び常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部、立坑部及びカルバート部）には、重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備が設置され、敷地に遡上する津波の流入による冠水によって機能喪失するおそれがあることから防水区画化する。</u></p> <p><u>上記(1)より、緊急用海水ポンプピットの緊</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	<p><u>急用海水ポンプモータ設置エリア，格納容器圧力逃がし装置格納槽，常設低圧代替注水系格納槽及び常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部，立坑部及びカルバート部）への漏水による浸水の可能性はないが，保守的な想定として，機械的可動部である弁体（フロート）の動作により漏水を防止する緊急用海水ポンプランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の弁体（フロート）の開固着による動作不良を考慮し，漏水想定範囲における浸水を仮定する。その上で敷地に遡上する津波への対処に必要な機能を有する緊急用海水ポンプについて，緊急用海水ポンプモータ設置エリアへの漏水による浸水量を評価し，敷地に遡上する津波への対処に必要な機能への影響がないことを確認する。</u></p> <p><u>(3) 排水設備の検討</u> 浸水想定範囲である緊急用海水ポンプモータ設置エリアにおいて，長期間の冠水が想定される場合は排水設備を設置する。</p> <p><u>1.4.3.5 津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の隔離（内郭防護）</u> <u>(1) 浸水防護重点化範囲の設定</u> 「<u>1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計</u>」に同じ。なお，海水ポンプ室については，敷地に遡上する津波が防潮堤を越流又は回り込み流入し，内包する非常用海水ポンプが機能喪失することを想定するため，浸水防護重点化範囲とはならない。</p> <p><u>(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</u> 「<u>1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計</u>」に記載する浸水防護重点化範囲（海水ポンプ室を除く。）については，津波による溢水を考慮した浸水範囲，浸水量について，以下のとおり</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>地震による溢水の影響も含めて確認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口等を特定し、浸水対策を実施する。</u></p> <p><u>これらの内郭防護は、外郭防護と兼用する設計とする（原子炉建屋境界地下階の貫通部止水処置を除く。ただし、屋外二重管（非常用海水系配管貫通部）については外郭防護と兼用）。</u></p> <p><u>また、防潮堤内に流入した敷地に遡上する津波の地上部からの流入経路及び溢水との重畳並びに敷地に遡上する津波特有の流入経路を検討し、特定された経路に対し浸水対策を実施する。</u></p> <p><u>浸水対策の実施に当たっては、以下の a. ～ d. の影響を考慮する。</u></p> <p><u>a. 地震に起因するタービン建屋内の循環水系配管の伸縮継手の破損並びに耐震 B クラス及び C クラス機器の損傷により、保有水が溢水するとともに、敷地に遡上する津波が循環水系配管に流れ込み、循環水系配管の伸縮継手の損傷箇所を介して、タービン建屋内に流入することが考えられる。このため、タービン建屋内に流入した海水による、タービン建屋に隣接する浸水防護重点化範囲（原子炉建屋）への影響を評価する。</u></p> <p><u>b. 地震に起因する屋外に敷設する非常用海水系配管（戻り管）の損傷により、海水が配管の損傷箇所を介して、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）の設置された敷地に流入することが考えられる。このため、敷地に流入した津波による浸水防護重点化範囲のうち、高所に設置する範囲を除く原子炉建屋、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽、緊急用海水ポンプピット及び常設代替高圧電源装置用カルバート（トンネル部、立坑部及びカルバート部）への影響を評価する。</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>c. 地下水については、地震時の地下水の流入が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。</u></p> <p><u>d. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による溢水が、浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。</u></p> <p><u>(3) 上記(2) a. ～ d. の浸水範囲、浸水量の評価については、以下のとおり安全側の想定を実施する。</u></p> <p><u>a. タービン建屋内の機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定</u> <u>「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。ただし、インターロックによって、津波の襲来前に復水器水室出入口弁を閉止しても敷地に遡上する津波が防潮堤を超えてタービン建屋に到達することから、タービン建屋への津波の流入を考慮する。</u></p> <p><u>b. 循環水ポンプ室内の機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定</u> <u>循環水ポンプ室内の機器・配管の損傷による津波、溢水等については、防潮堤を越流又は回り込む敷地に遡上する津波が海水ポンプ室内へ流入する前提であることから想定不要とする。</u></p> <p><u>c. 非常用海水系配管（戻り管）の損傷による敷地に遡上する津波、溢水等の事象想定</u> <u>「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。なお、敷地に遡上する津波においては、非常用海水ポンプが全台機能喪失することから、非常用海水系配管（戻り管）からの非常用海水ポンプからの溢水はない。</u> <u>非常用海水系配管（戻り管）を共用する緊急用海水ポンプは、敷地に遡上する津波の発生時点では運転しないが、事象の進展に伴い1台を</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>運転する可能性があることから、その定格流量が溢水し、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備の設置された敷地に流入したときの浸水防護重点化範囲への影響を確認する。</u></p> <p><u>d. 機器・配管損傷による津波浸水量の考慮</u> 「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。ただし、インターロックによって津波の襲来前に復水器水室出入口弁及び循環水ポンプ出口弁を閉止しても、敷地に遡上する津波が防潮堤を越流又は回り込みタービン建屋に到達することから、タービン建屋への津波の流入を考慮する。</p> <p><u>e. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮</u> 「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p><u>f. 地下水の溢水影響の考慮</u> 「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p><u>g. 屋外タンク等の損傷による溢水等の事象想定</u> 屋外タンクの損傷による溢水については、地震時の屋外タンクの溢水により浸水防護重点化範囲に到達することを想定し、敷地に遡上する津波と重畳することを考慮しても、原子炉建屋、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽、緊急用海水ポンプピット及び常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）に浸水対策を実施するため、浸水防護重点化範囲の建屋又は区域に浸入することはない。 常設代替高圧電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側S A立坑及び東側D B立坑含む）については、扉等の開口部の下端位置に溢水が到達しないことから浸水防護重点化範囲の区画に浸入すること</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>はない。</p> <p><u>h. 施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考慮</u></p> <p><u>原子炉建屋周辺におけるサブドレン及び排水ポンプの設計については、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。また、新設の地下格納槽については、鉄筋コンクリート製カルバートで原子炉建屋と直接接続すること及び地中の外壁に開口部又は配管等の貫通部を設けないことで、施工上、隙間部等が生じない設計とすることから、地下水による浸水防護重点化範囲への有意な影響はない。</u></p> <p><u>1.4.3.6 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</u></p> <p><u>(1) 緊急用海水ポンプの取水性</u></p> <p><u>水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。重大事故等時に使用する緊急用海水ポンプは、非常用取水設備のSA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用海水ピット及び緊急用海水取水管を流路として使用する設計であり、敷地に遡上する津波による引き波時に、取水箇所であるSA用海水ピット取水塔の天端高さ(T.P. -2.2m)より海面の高さが一時的に低い状況となる可能性があるが、この時点で緊急用海水ポンプは運転していないため、敷地に遡上する津波による水位変動に伴う取水性への影響はない。また、緊急用海水ポンプピットの水面は、引き波時の水位低下時においても、ポンプ吸込み口より十分高い位置にあることから、緊急用海水ポンプ1台が30分以上運転を継続し、残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水(約690m³/h)を確保できる設計とする。なお、津波高さがSA用海水ピット取水塔天端高さT.P. -2.2mを下回る時間は</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>約10分間であるのに対し、緊急用海水ポンプは、30分以上運転継続が可能であることから、非常用取水設備は、十分な容量を有している。</u></p> <p><u>重大事故時に使用する可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプの水源であるSA用海水ピットは、敷地に遡上する津波による引き波時に水位が低下する可能性があるが、可搬型設備は津波が収束した後に使用すること及び投げ込み式の取水ポンプの着座位置は十分低い位置にあることから取水性に影響はない。</u></p> <p><u>(2) 津波の二次的な影響による緊急用海水ポンプの機能保持確認</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に対して、非常用取水設備のSA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットの通水性が確保できる設計とする。</u></p> <p><u>また、敷地に遡上する津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して、緊急用海水ポンプは機能保持できる設計とする。</u></p> <p><u>a. 砂移動・堆積の影響</u></p> <p><u>緊急用海水ポンプピットの砂の堆積量は、敷地に遡上する津波による砂移動に関する数値シミュレーションの結果、浮遊砂の上限濃度1%時において約0.03mであり、緊急用海水ポンプ吸込み位置はポンプピット底面より20m以上高い位置にあることから、吸込み口に達することはなく取水性に影響はない。</u></p> <p><u>SA用海水ピットの砂の堆積量は、上限浮遊砂上限濃度1%時において約0.35mであり、ピット底部より約1.8m上方に取り付けられる緊急用海水取水管を閉塞させることはない。</u></p> <p><u>SA用海水ピット取水塔の砂の堆積量は、上限浮遊砂上限濃度1%時において約1.1mの砂の</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>堆積が想定されるが、海水取水吸込み位置は10m以上上方にあることから取水性に影響はない。</u></p> <p><u>以上のことから、砂の移動・堆積による緊急用海水ポンプの流路である非常用取水設備の通水性への影響はない。</u></p> <p><u>b. 緊急用海水ポンプへの浮遊砂の巻き込みの影響</u></p> <p><u>緊急用海水ポンプは、取水時に浮遊砂の一部が軸受潤滑水としてポンプ軸受に混入したとしても、緊急用海水ポンプの軸受に設けられた約3.7mmの異物逃し溝から排出される構造とする。</u></p> <p><u>これに対して、発電所周辺の砂の平均粒径は0.15mm（底質調査）で、粒径数ミリメートル以上の砂はごくわずかであることに加えて、粒径数ミリメートル以上の砂は浮遊し難いものであることを踏まえると、大きな粒径の砂はほとんど混入しないと考えられ、砂混入に対して緊急用海水ポンプの取水機能は保持できる。</u></p> <p><u>c. 漂流物の影響</u></p> <p><u>SA用海水ピット取水塔は、防潮堤外側海域の海底面下に設置し海底面上に漂流物の衝突影響を受ける構造物がないことから漂流物の衝突影響の評価対象とはしないが、緊急用海水ポンプの海水取入れ口であることから、漂流物の堆積による取水性への影響を評価する。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波においては、防潮堤を越流又は回り込み防潮堤内側に津波が流入することから、緊急用海水ポンプの取水性への影響評価に加え、防潮堤内側に設置され、敷地に遡上する津波の遡上に伴い漂流物となる可能性がある施設・設備等を抽出し、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画、並びに建屋等に内包されない重大事故等対処設備への衝突影響を評価する。</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画，並びに建屋等に内包されない重大事故等対処設備である格納容器圧力逃がし装置地上敷設部（出口配管），原子炉建屋東側接続口及び排気筒は，防潮堤内側に流入した敷地に遡上する津波が到達するT.P. +8mの敷地に設置されることから，漂流物の衝突影響の評価対象とする。</u></p> <p><u>常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）は，地上に漂流物の衝突影響を受ける構造物がないことから，漂流物の衝突影響の評価対象としない。</u></p> <p><u>原子炉建屋西側接続口は，常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）に内包されることから漂流物の衝突影響の評価対象としない。</u></p> <p><u>(a) 漂流物の抽出方法</u></p> <p><u>防潮堤外側（発電所敷地外及び敷地内）の漂流物の抽出及び評価については，「1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</u></p> <p><u>防潮堤内側で発生する漂流物については，防潮堤内側の建物等の設置状況を網羅的に調査し，設置物については，地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊させた上で，浮力計算により漂流するか否かの検討を第1.4-10図防潮堤内側における漂流物評価フローに従い行う。</u></p> <p><u>(b) 抽出された漂流物の影響評価</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波により漂流物となる可能性のある施設・設備が，緊急用海水ポンプの取水性に影響を及ぼさないことを確認する。また，漂流物が，敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画に影響を及ぼさないことを確認する。</u></p> <p><u>緊急用海水ポンプの取水性については，緊急用海水ポンプの海水取入れ口であるSA用海水ピット取水塔に到達する可能性のある漂流物として，SA用海水ピット取水塔周辺の捨石が挙</u></p>			


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>げられるが、SA用海水ピット取水塔の上部に格子状の蓋を設けることで、上部に捨石が堆積したとしても必要な取水量を確保可能であることから、緊急用海水ポンプの取水性に影響はない。</u></p> <p><u>防潮堤内側に設置される敷地に遡上する津波に対する防護対象設備への衝突影響評価については、漂流物の発生エリアごとに漂流物となり得る物品等を抽出し、それぞれに対して評価を実施する。</u></p> <p><u>防潮堤外側の発電所敷地内において漂流物となり、防潮堤及び防潮扉に到達する可能性があるものとして、鉄筋コンクリート造建物のコンクリート壁（コンクリート片）、鉄骨造建物の外装板、フェンス、空調室外機、車両等が挙げられたことから、敷地に遡上する津波に伴い防潮堤を乗り越えて防潮堤内側に流入する可能性のある漂流物として考慮する。</u></p> <p><u>防潮堤外側の発電所敷地外において漂流物となり、防潮堤及び防潮扉に到達する可能性があるものとして、鉄筋コンクリート造建物のコンクリート壁（コンクリート片）、鉄骨造建物の外装板、家屋、倉庫、フェンス、防砂林等挙げられ、このうち、家屋、倉庫については、構造・形状を考慮すると防潮堤を乗り越えることは考え難いことから、防潮堤内側に流入する漂流物としては考慮せず、鉄筋コンクリート造建物のコンクリート壁（コンクリート片）等を、敷地に遡上する津波に伴い防潮堤を乗り越えて防潮堤内に流入する可能性のある漂流物として考慮する。</u></p> <p><u>防潮堤外側の海域で漂流物となり、防潮堤及び防潮扉に到達する可能性のある漂流物として、総トン数5t（排水トン数15t）の漁船が挙げられたことから、敷地に遡上する津波に伴い防潮堤を乗り越えて防潮堤内側に流入する可能性のある漂流物として考慮する。</u></p> <p><u>防潮堤内側で発生する漂流物として、防潮堤</u></p>			

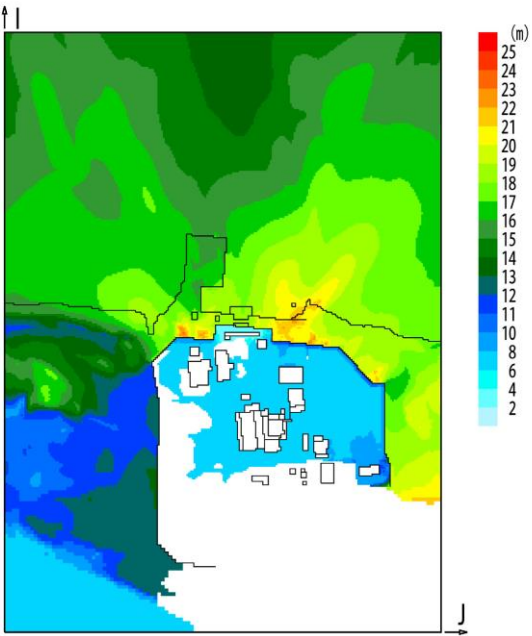
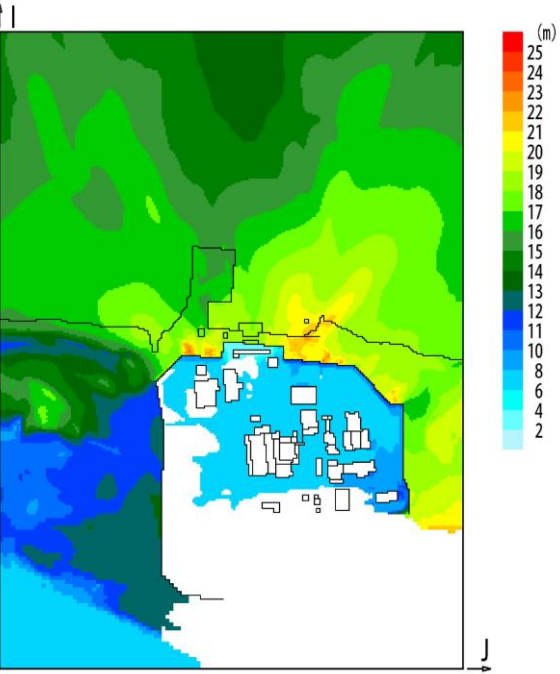
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>内側に設置される鉄筋コンクリート建造物のコンクリート壁（コンクリート片）、鉄骨建造物の外装板、フェンス、空調室外機、車両等が挙げられたことから、敷地に遡上する津波に伴い浮遊・移動する可能性のある漂流物として考慮する。</u></p> <p><u>防潮堤外側の発電所敷地内・外及び防潮堤外側の海域において漂流物となり、防潮堤に到達しこれを乗り越える可能性のある漂流物のうち、最も重量の大きい漂流物として漁船（総トン数5t、排水トン数15t）が挙げられるが、船底の形状及び喫水線と防潮堤内側に流入する敷地に遡上する津波の浸水深（0.5m～1m）を考慮すると、敷地内を漂流・移動することはないため、漂流物としては考慮しない。</u></p> <p><u>二番目に重量の大きい車両（1.5t）については、防潮堤内側に流入した敷地に遡上する津波により浮遊し、浸水深0.5m～1mのエリアを漂流・移動する可能性が否定できず、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋又は区画境界並びに建屋又は区画に内包されない敷地に遡上する津波に対する防護対象設備に到達し、衝突する可能性が否定できないことから、車両（1.5t）が衝突した場合の評価を行い必要に応じ対策を実施する。さらに、車両（1.5t）以外の漂流物についても、漂流物の重量、形状等を考慮した衝突評価を行い必要に応じ対策を実施する。</u></p> <p><u>なお、防潮堤内側で漂流物となり得る最も重量の大きい漂流物として車両（1.5t）が挙げられるが、防潮堤外側から流入して漂流物となる車両（1.5t）の衝突評価と同様である。</u></p> <p><u>上記(a)、(b)については、継続的に発電所敷地内及び敷地外の人工建造物の設置状況の変化を確認し、漂流物の影響を確認する。</u></p> <p><u>1.4.3.7 津波監視</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波の襲来を監視するために</u></p>			

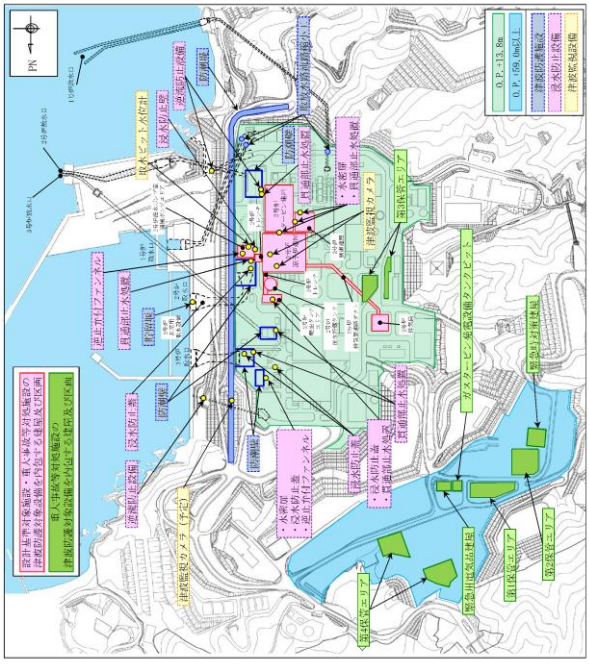
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>設置する津波監視設備の設備仕様等については、取水ピット水位計を除き、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p><u>ただし、津波・構内監視カメラのうち、防潮堤に設置する津波・構内監視カメラについては、敷地に遡上する津波により機能喪失が想定されるため、敷地に遡上する津波時の監視については原子炉建屋上の津波・構内監視カメラによるものとする。</u></p> <p><u>潮位計は、敷地に遡上する津波の上昇側の水位監視を目的に、津波及び漂流物の影響を受け難い取水口入口近傍の取水路側壁に設置し、敷地に遡上する津波時にも津波の上昇側の監視が可能な設計とする。</u></p> <p><u>(1) 津波・構内監視カメラ</u></p> <p><u>津波・構内監視カメラの設備仕様等については、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p><u>なお、津波・構内監視カメラのうち、防潮堤に設置する津波・構内監視カメラについては、敷地に遡上する津波により機能喪失が想定されるため、敷地に遡上する津波時の監視については原子炉建屋上の津波・構内監視カメラにより、敷地に遡上する津波に対する重大事故等への対処に必要なエリアの監視等を行う。</u></p> <p><u>(2) 潮位計</u></p> <p><u>潮位計の設備仕様等については、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に同じ。</u></p> <p><u>なお、潮位計は、基準地震動SSに耐え、かつ敷地に遡上する津波によるT.P. +24mの静水頭を考慮した設計とすることから、敷地に遡上する津波により基準津波で想定した計測範囲の上限を一時的に超えるものの、その後の計測が可能であることから、繰り返し襲来してくる津波の襲来の状況を把握可能である。</u></p>			

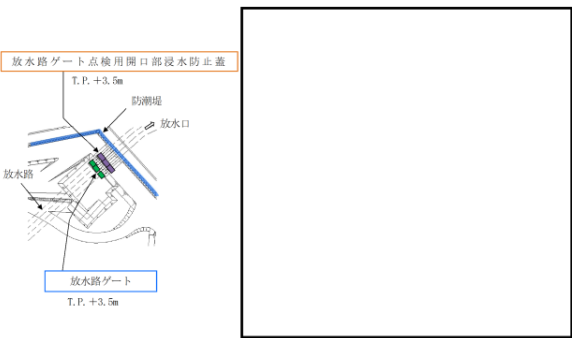
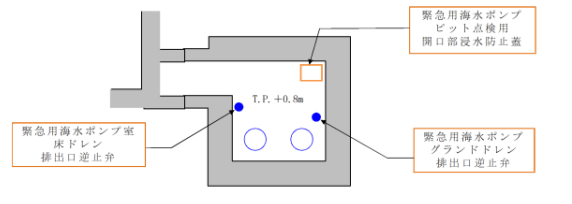
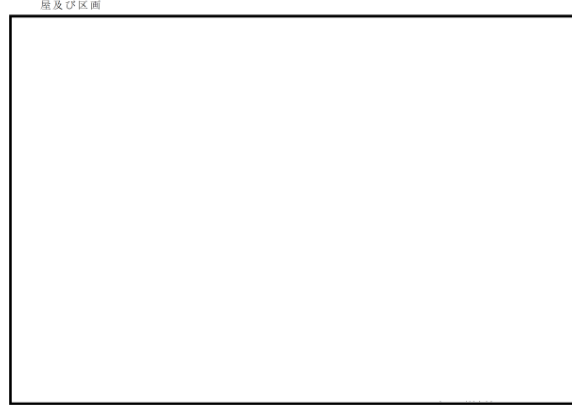
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																			
<p>第1.5-3 表 津波防護対策の設備分類と設置目的</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波防護対策</th> <th>設備分類</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補機取水槽上部床面 タービン建屋内 6号及び7号炉</td> <td>取水槽閉止板</td> <td>取水路からタービン建屋への津波の流入を防止する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">浸水防護重点化範囲境界 タービン建屋内 6号及び7号炉</td> <td>水密扉</td> <td rowspan="5">地震によるタービン建屋内の循環水配管や他の海水系機器の損傷に伴う溢水及び損傷箇所を介しての津波の流入に対して、浸水防護重点化範囲の浸水を防止する。</td> </tr> <tr> <td>止水ハッチ</td> </tr> <tr> <td>ダクト閉止板</td> </tr> <tr> <td>浸水防止ダクト</td> </tr> <tr> <td>床ドレンライン 浸水防止治具</td> </tr> <tr> <td>貫通部止水処置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海水貯留堰</td> <td>津波防護施設 (非常用取水設備)</td> <td>引き波時において、非常用海水冷却系の海水ポンプの機能を保持し、同系による冷却に必要な海水を確保する。</td> </tr> <tr> <td>津波監視カメラ</td> <td rowspan="2">津波監視設備</td> <td rowspan="2">敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。</td> </tr> <tr> <td>取水槽水位計</td> </tr> </tbody> </table>	津波防護対策	設備分類	設置目的	補機取水槽上部床面 タービン建屋内 6号及び7号炉	取水槽閉止板	取水路からタービン建屋への津波の流入を防止する。	浸水防護重点化範囲境界 タービン建屋内 6号及び7号炉	水密扉	地震によるタービン建屋内の循環水配管や他の海水系機器の損傷に伴う溢水及び損傷箇所を介しての津波の流入に対して、浸水防護重点化範囲の浸水を防止する。	止水ハッチ	ダクト閉止板	浸水防止ダクト	床ドレンライン 浸水防止治具	貫通部止水処置		海水貯留堰	津波防護施設 (非常用取水設備)	引き波時において、非常用海水冷却系の海水ポンプの機能を保持し、同系による冷却に必要な海水を確保する。	津波監視カメラ	津波監視設備	敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。	取水槽水位計	<p>第1.4-2表 各津波防護対策の設備分類と設置目的 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波防護対策</th> <th>設備分類</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">防潮堤及び防潮扉</td> <td rowspan="2">津波防護施設</td> <td>・基準津波による遡上波が設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に到達・流入することを防止する。 ・鋼製防護壁には、鋼製防護壁と取水構造物の境界部に浸水防止設備として1次止水機構を設置し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置された敷地に到達・流入することを防止する。さらに、浸水防止設備として2次止水機構を設置し、1次止水機構からの漏水及び1次止水機構の保守に伴う取外し時の津波の流入を防止し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置された敷地に到達・流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>・放水路からの流入津波が放水路ゲート及び放水ピットの点検用開口部（上流側）、放水ピット並びに放水ピット及び放水路に接続される配管貫通部を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>放水路ゲート</td> <td>津波防護施設</td> <td>・構内排水路からの流入津波が集水橋等を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>構内排水路逆流防止設備</td> <td></td> <td>・引き波時において、非常用海水ポンプによる補機冷却に必要な海水を確保し、非常用海水ポンプの機能を保持する。</td> </tr> <tr> <td>貯留堰</td> <td></td> <td>・取水路からの流入津波が取水路の点検用開口部を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備が設置された海水ポンプ室の側壁外側に流入することを防止することにより、隣接する海水ポンプ室への浸水を防止する。</td> </tr> <tr> <td>取水路</td> <td>取水路点検用開口部 浸水防止蓋</td> <td>・取水路からの流入津波が海水ポンプグランドドレン排出口を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された海水ポンプ室に流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">海水ポンプ室</td> <td>海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁</td> <td rowspan="3">・地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波がケーブル点検口を経由し、浸水防護重点化範囲である海水ポンプ室に流入することを防止する。 ・地震による循環水ポンプ内の循環水系等配管の損傷に伴う溢水及び津波が、貫通部を経由して隣接して設置する浸水防護重点化範囲である海水ポンプ室に流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋</td> </tr> <tr> <td>貫通部止水処置</td> </tr> </tbody> </table>	津波防護対策	設備分類	設置目的	防潮堤及び防潮扉	津波防護施設	・基準津波による遡上波が設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に到達・流入することを防止する。 ・鋼製防護壁には、鋼製防護壁と取水構造物の境界部に浸水防止設備として1次止水機構を設置し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置された敷地に到達・流入することを防止する。さらに、浸水防止設備として2次止水機構を設置し、1次止水機構からの漏水及び1次止水機構の保守に伴う取外し時の津波の流入を防止し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置された敷地に到達・流入することを防止する。	・放水路からの流入津波が放水路ゲート及び放水ピットの点検用開口部（上流側）、放水ピット並びに放水ピット及び放水路に接続される配管貫通部を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。	放水路ゲート	津波防護施設	・構内排水路からの流入津波が集水橋等を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。	構内排水路逆流防止設備		・引き波時において、非常用海水ポンプによる補機冷却に必要な海水を確保し、非常用海水ポンプの機能を保持する。	貯留堰		・取水路からの流入津波が取水路の点検用開口部を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備が設置された海水ポンプ室の側壁外側に流入することを防止することにより、隣接する海水ポンプ室への浸水を防止する。	取水路	取水路点検用開口部 浸水防止蓋	・取水路からの流入津波が海水ポンプグランドドレン排出口を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された海水ポンプ室に流入することを防止する。	海水ポンプ室	海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	・地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波がケーブル点検口を経由し、浸水防護重点化範囲である海水ポンプ室に流入することを防止する。 ・地震による循環水ポンプ内の循環水系等配管の損傷に伴う溢水及び津波が、貫通部を経由して隣接して設置する浸水防護重点化範囲である海水ポンプ室に流入することを防止する。	海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋	貫通部止水処置	<p>第1.5-3 表 津波防護対策の設備分類と設置目的</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波防護対策</th> <th>設備分類</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防潮堤</td> <td rowspan="4">津波防護施設</td> <td>津波による遡上波の地上部から敷地への到達・流入を防止する。</td> </tr> <tr> <td>防潮壁</td> <td>取水路、放水路から津波が設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に到達することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>取放水路 流路縮小工</td> <td>引き波時において、非常用海水ポンプによる補機冷却に必要な海水を確保し、非常用海水ポンプの機能を保持する。</td> </tr> <tr> <td>貯留堰</td> <td>屋外排水路等からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>逆流防止設備</td> <td></td> <td>3号炉海水熱交換器建屋取水立坑からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。また、地震による海水系機器等の損傷による溢水が浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>水密扉</td> <td>浸水防止設備</td> <td>3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリア床開口等からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。また、地震による屋外タンクの損傷等による溢水が浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。 地震・津波による溢水に対して、浸水防護重点化範囲へ到達することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>浸水防止蓋</td> <td></td> <td>2号炉海水ポンプ室補機ポンプエリア及び3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリアからの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>浸水防止壁</td> <td></td> <td>取水路、放水路から流入した津波が浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。また、地震による海水系機器等の損傷による溢水が浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>逆止弁付ファンネル</td> <td></td> <td>敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。</td> </tr> <tr> <td>貫通部止水処置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波監視カメラ</td> <td rowspan="2">津波監視設備</td> <td rowspan="2">敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。</td> </tr> <tr> <td>取水ピット水位計</td> </tr> </tbody> </table>	津波防護対策	設備分類	設置目的	防潮堤	津波防護施設	津波による遡上波の地上部から敷地への到達・流入を防止する。	防潮壁	取水路、放水路から津波が設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に到達することを防止する。	取放水路 流路縮小工	引き波時において、非常用海水ポンプによる補機冷却に必要な海水を確保し、非常用海水ポンプの機能を保持する。	貯留堰	屋外排水路等からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。	逆流防止設備		3号炉海水熱交換器建屋取水立坑からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。また、地震による海水系機器等の損傷による溢水が浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。	水密扉	浸水防止設備	3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリア床開口等からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。また、地震による屋外タンクの損傷等による溢水が浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。 地震・津波による溢水に対して、浸水防護重点化範囲へ到達することを防止する。	浸水防止蓋		2号炉海水ポンプ室補機ポンプエリア及び3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリアからの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。	浸水防止壁		取水路、放水路から流入した津波が浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。また、地震による海水系機器等の損傷による溢水が浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。	逆止弁付ファンネル		敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。	貫通部止水処置			津波監視カメラ	津波監視設備	敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。	取水ピット水位計	<p>第1.5-2表 津波防護対策の設備分類と設置目的</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>津波防護対策</th> <th>設備分類</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防波壁</td> <td rowspan="2">津波防護施設</td> <td rowspan="2">・津波が地上部から敷地へ到達、流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>防波扉</td> </tr> <tr> <td>屋外排水路逆止弁</td> <td>浸水防止設備</td> <td>・津波が屋外排水路から敷地へ到達、流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">取水槽</td> <td>流路縮小工(1号炉)</td> <td rowspan="7">津波防護施設</td> <td rowspan="7">・津波が取水路から敷地へ到達、流入することを防止する。 ・津波が取水槽から取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアへ到達、流入することを防止する。 ・津波が取水槽除じん機エリアから敷地へ到達、流入すること及び取水槽海水ポンプエリアへ流入することを防止する。 ・地震による取水槽内の海水系機器の損傷箇所を介しての津波の流入に対して浸水防護重点化範囲への浸水を防止する。</td> </tr> <tr> <td>防水壁</td> </tr> <tr> <td>水密扉</td> </tr> <tr> <td>床ドレン逆止弁</td> </tr> <tr> <td>貫通部止水処置</td> </tr> <tr> <td>隔離弁、ポンプ及び配管</td> </tr> <tr> <td>防水壁</td> </tr> <tr> <td>水密扉</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">タービン建物他</td> <td>床ドレン逆止弁</td> <td rowspan="3">浸水防止設備</td> <td rowspan="3">・地震によるタービン建物内の循環水系配管や他の海水系機器の損傷に伴う溢水及び損傷箇所を介しての津波の流入に対して浸水防護重点化範囲への浸水を防止する。</td> </tr> <tr> <td>貫通部止水処置</td> </tr> <tr> <td>隔離弁、配管</td> </tr> <tr> <td>放水槽</td> <td>貫通部止水処置</td> <td></td> <td>・津波が放水槽からタービン建物へ流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>津波監視設備</td> <td rowspan="2">津波監視設備</td> <td rowspan="2">敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。</td> </tr> <tr> <td>取水槽水位計</td> </tr> </tbody> </table>	津波防護対策	設備分類	設置目的	防波壁	津波防護施設	・津波が地上部から敷地へ到達、流入することを防止する。	防波扉	屋外排水路逆止弁	浸水防止設備	・津波が屋外排水路から敷地へ到達、流入することを防止する。	取水槽	流路縮小工(1号炉)	津波防護施設	・津波が取水路から敷地へ到達、流入することを防止する。 ・津波が取水槽から取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアへ到達、流入することを防止する。 ・津波が取水槽除じん機エリアから敷地へ到達、流入すること及び取水槽海水ポンプエリアへ流入することを防止する。 ・地震による取水槽内の海水系機器の損傷箇所を介しての津波の流入に対して浸水防護重点化範囲への浸水を防止する。	防水壁	水密扉	床ドレン逆止弁	貫通部止水処置	隔離弁、ポンプ及び配管	防水壁	水密扉	タービン建物他	床ドレン逆止弁	浸水防止設備	・地震によるタービン建物内の循環水系配管や他の海水系機器の損傷に伴う溢水及び損傷箇所を介しての津波の流入に対して浸水防護重点化範囲への浸水を防止する。	貫通部止水処置	隔離弁、配管	放水槽	貫通部止水処置		・津波が放水槽からタービン建物へ流入することを防止する。	津波監視設備	津波監視設備	敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。	取水槽水位計	
津波防護対策	設備分類	設置目的																																																																																																																					
補機取水槽上部床面 タービン建屋内 6号及び7号炉	取水槽閉止板	取水路からタービン建屋への津波の流入を防止する。																																																																																																																					
浸水防護重点化範囲境界 タービン建屋内 6号及び7号炉	水密扉	地震によるタービン建屋内の循環水配管や他の海水系機器の損傷に伴う溢水及び損傷箇所を介しての津波の流入に対して、浸水防護重点化範囲の浸水を防止する。																																																																																																																					
	止水ハッチ																																																																																																																						
	ダクト閉止板																																																																																																																						
	浸水防止ダクト																																																																																																																						
	床ドレンライン 浸水防止治具																																																																																																																						
貫通部止水処置																																																																																																																							
海水貯留堰	津波防護施設 (非常用取水設備)	引き波時において、非常用海水冷却系の海水ポンプの機能を保持し、同系による冷却に必要な海水を確保する。																																																																																																																					
津波監視カメラ	津波監視設備	敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。																																																																																																																					
取水槽水位計																																																																																																																							
津波防護対策	設備分類	設置目的																																																																																																																					
防潮堤及び防潮扉	津波防護施設	・基準津波による遡上波が設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に到達・流入することを防止する。 ・鋼製防護壁には、鋼製防護壁と取水構造物の境界部に浸水防止設備として1次止水機構を設置し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置された敷地に到達・流入することを防止する。さらに、浸水防止設備として2次止水機構を設置し、1次止水機構からの漏水及び1次止水機構の保守に伴う取外し時の津波の流入を防止し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置された敷地に到達・流入することを防止する。																																																																																																																					
		・放水路からの流入津波が放水路ゲート及び放水ピットの点検用開口部（上流側）、放水ピット並びに放水ピット及び放水路に接続される配管貫通部を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。																																																																																																																					
放水路ゲート	津波防護施設	・構内排水路からの流入津波が集水橋等を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。																																																																																																																					
構内排水路逆流防止設備		・引き波時において、非常用海水ポンプによる補機冷却に必要な海水を確保し、非常用海水ポンプの機能を保持する。																																																																																																																					
貯留堰		・取水路からの流入津波が取水路の点検用開口部を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備が設置された海水ポンプ室の側壁外側に流入することを防止することにより、隣接する海水ポンプ室への浸水を防止する。																																																																																																																					
取水路	取水路点検用開口部 浸水防止蓋	・取水路からの流入津波が海水ポンプグランドドレン排出口を経由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された海水ポンプ室に流入することを防止する。																																																																																																																					
海水ポンプ室	海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	・地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波がケーブル点検口を経由し、浸水防護重点化範囲である海水ポンプ室に流入することを防止する。 ・地震による循環水ポンプ内の循環水系等配管の損傷に伴う溢水及び津波が、貫通部を経由して隣接して設置する浸水防護重点化範囲である海水ポンプ室に流入することを防止する。																																																																																																																					
	海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋																																																																																																																						
	貫通部止水処置																																																																																																																						
津波防護対策	設備分類	設置目的																																																																																																																					
防潮堤	津波防護施設	津波による遡上波の地上部から敷地への到達・流入を防止する。																																																																																																																					
防潮壁		取水路、放水路から津波が設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に到達することを防止する。																																																																																																																					
取放水路 流路縮小工		引き波時において、非常用海水ポンプによる補機冷却に必要な海水を確保し、非常用海水ポンプの機能を保持する。																																																																																																																					
貯留堰		屋外排水路等からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。																																																																																																																					
逆流防止設備		3号炉海水熱交換器建屋取水立坑からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。また、地震による海水系機器等の損傷による溢水が浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。																																																																																																																					
水密扉	浸水防止設備	3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリア床開口等からの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。また、地震による屋外タンクの損傷等による溢水が浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。 地震・津波による溢水に対して、浸水防護重点化範囲へ到達することを防止する。																																																																																																																					
浸水防止蓋		2号炉海水ポンプ室補機ポンプエリア及び3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリアからの津波流入により浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。																																																																																																																					
浸水防止壁		取水路、放水路から流入した津波が浸水防護重点化範囲に到達することを防止する。また、地震による海水系機器等の損傷による溢水が浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。																																																																																																																					
逆止弁付ファンネル		敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。																																																																																																																					
貫通部止水処置																																																																																																																							
津波監視カメラ	津波監視設備	敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。																																																																																																																					
取水ピット水位計																																																																																																																							
津波防護対策	設備分類	設置目的																																																																																																																					
防波壁	津波防護施設	・津波が地上部から敷地へ到達、流入することを防止する。																																																																																																																					
防波扉																																																																																																																							
屋外排水路逆止弁	浸水防止設備	・津波が屋外排水路から敷地へ到達、流入することを防止する。																																																																																																																					
取水槽	流路縮小工(1号炉)	津波防護施設	・津波が取水路から敷地へ到達、流入することを防止する。 ・津波が取水槽から取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアへ到達、流入することを防止する。 ・津波が取水槽除じん機エリアから敷地へ到達、流入すること及び取水槽海水ポンプエリアへ流入することを防止する。 ・地震による取水槽内の海水系機器の損傷箇所を介しての津波の流入に対して浸水防護重点化範囲への浸水を防止する。																																																																																																																				
	防水壁																																																																																																																						
	水密扉																																																																																																																						
	床ドレン逆止弁																																																																																																																						
	貫通部止水処置																																																																																																																						
	隔離弁、ポンプ及び配管																																																																																																																						
	防水壁																																																																																																																						
水密扉																																																																																																																							
タービン建物他	床ドレン逆止弁	浸水防止設備	・地震によるタービン建物内の循環水系配管や他の海水系機器の損傷に伴う溢水及び損傷箇所を介しての津波の流入に対して浸水防護重点化範囲への浸水を防止する。																																																																																																																				
	貫通部止水処置																																																																																																																						
	隔離弁、配管																																																																																																																						
放水槽	貫通部止水処置		・津波が放水槽からタービン建物へ流入することを防止する。																																																																																																																				
津波監視設備	津波監視設備	敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。																																																																																																																					
取水槽水位計																																																																																																																							

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考																																												
	<p>第1.4-2表 各津波防護対策の設備分類と設置目的 (2/3)</p> <table border="1" data-bbox="744 310 1279 997"> <thead> <tr> <th>津波防護対策</th> <th>設備分類</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環水ポンプ室</td> <td>取水ビット空気抜き配管逆止弁</td> <td>取水路からの流入津波が取水ビット空気抜き配管を經由し、循環水ポンプ室に流入することを防止することにより、隣接して設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された海水ポンプ室への浸水を防止する。</td> </tr> <tr> <td>放水路</td> <td>放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋</td> <td>放水路からの流入津波が放水路ゲートの点検用開口部（下流側）を經由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>SA用海水ビット</td> <td>SA用海水ビット開口部浸水防止蓋</td> <td>海水取水路からの流入津波がSA用海水ビット開口部を經由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急用海水ポンプ室</td> <td>緊急用海水ポンプビット点検用開口部浸水防止蓋</td> <td rowspan="3">緊急用海水取水管及び海水取水路からの流入津波が緊急用海水ポンプのグラウンドドレンの排出口、緊急用海水ポンプ室の床ドレン排出口、点検用開口部を經由し、緊急用海水ポンプ室に流入し、更に設計基準対象施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。また、重大事故等対処施設の津波防護対象設備が設置された緊急用海水ポンプ室に流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>緊急用海水ポンプグラウンドドレン排出口逆止弁</td> </tr> <tr> <td>緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">格納容器圧力逃がし装置格納槽</td> <td>緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋</td> <td rowspan="3">地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波が緊急用海水ポンプ点検用開口部及び緊急用海水ポンプ室人員用開口部を經由し、浸水防護重点化範囲である緊急用海水ポンプ室に流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">常設低圧格納槽</td> <td>常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ</td> <td rowspan="2">地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波が常設低圧代替注水系格納槽点検用開口部及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用開口部を經由し、浸水防護重点化範囲である常設低圧代替注水系格納槽に流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.4-2表 各津波防護対策の設備分類と設置目的 (3/3)</p> <table border="1" data-bbox="744 1108 1279 1535"> <thead> <tr> <th>津波防護対策</th> <th>設備分類</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常設代高圧電源装置用カルバート</td> <td>常設代高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉</td> <td rowspan="2">地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波が、浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>貫通部止水処置</td> </tr> <tr> <td>防潮場、防潮扉</td> <td>貫通部止水処置</td> <td>防潮場及び防潮扉を取り付けるコンクリート躯体下部の貫通部から設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に津波が流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋境界</td> <td>貫通部止水処置</td> <td>地震によるタービン建屋内及び非常用海水系配管カルバート等の循環水系等機器・配管の損傷に伴う溢水が、浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。</td> </tr> <tr> <td>津波・構内監視カメラ</td> <td rowspan="3">津波監視設備</td> <td rowspan="3">地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握する。</td> </tr> <tr> <td>取水ビット水位計</td> </tr> <tr> <td>潮位計</td> </tr> </tbody> </table>	津波防護対策	設備分類	設置目的	循環水ポンプ室	取水ビット空気抜き配管逆止弁	取水路からの流入津波が取水ビット空気抜き配管を經由し、循環水ポンプ室に流入することを防止することにより、隣接して設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された海水ポンプ室への浸水を防止する。	放水路	放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋	放水路からの流入津波が放水路ゲートの点検用開口部（下流側）を經由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。	SA用海水ビット	SA用海水ビット開口部浸水防止蓋	海水取水路からの流入津波がSA用海水ビット開口部を經由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。	緊急用海水ポンプ室	緊急用海水ポンプビット点検用開口部浸水防止蓋	緊急用海水取水管及び海水取水路からの流入津波が緊急用海水ポンプのグラウンドドレンの排出口、緊急用海水ポンプ室の床ドレン排出口、点検用開口部を經由し、緊急用海水ポンプ室に流入し、更に設計基準対象施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。また、重大事故等対処施設の津波防護対象設備が設置された緊急用海水ポンプ室に流入することを防止する。	緊急用海水ポンプグラウンドドレン排出口逆止弁	緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁	格納容器圧力逃がし装置格納槽	緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋	地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波が緊急用海水ポンプ点検用開口部及び緊急用海水ポンプ室人員用開口部を經由し、浸水防護重点化範囲である緊急用海水ポンプ室に流入することを防止する。	緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋	格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ	常設低圧格納槽	常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ	地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波が常設低圧代替注水系格納槽点検用開口部及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用開口部を經由し、浸水防護重点化範囲である常設低圧代替注水系格納槽に流入することを防止する。	常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ	津波防護対策	設備分類	設置目的	常設代高圧電源装置用カルバート	常設代高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉	地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波が、浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。	貫通部止水処置	防潮場、防潮扉	貫通部止水処置	防潮場及び防潮扉を取り付けるコンクリート躯体下部の貫通部から設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に津波が流入することを防止する。	原子炉建屋境界	貫通部止水処置	地震によるタービン建屋内及び非常用海水系配管カルバート等の循環水系等機器・配管の損傷に伴う溢水が、浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。	津波・構内監視カメラ	津波監視設備	地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握する。	取水ビット水位計	潮位計			
津波防護対策	設備分類	設置目的																																														
循環水ポンプ室	取水ビット空気抜き配管逆止弁	取水路からの流入津波が取水ビット空気抜き配管を經由し、循環水ポンプ室に流入することを防止することにより、隣接して設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された海水ポンプ室への浸水を防止する。																																														
放水路	放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋	放水路からの流入津波が放水路ゲートの点検用開口部（下流側）を經由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。																																														
SA用海水ビット	SA用海水ビット開口部浸水防止蓋	海水取水路からの流入津波がSA用海水ビット開口部を經由し、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。																																														
緊急用海水ポンプ室	緊急用海水ポンプビット点検用開口部浸水防止蓋	緊急用海水取水管及び海水取水路からの流入津波が緊急用海水ポンプのグラウンドドレンの排出口、緊急用海水ポンプ室の床ドレン排出口、点検用開口部を經由し、緊急用海水ポンプ室に流入し、更に設計基準対象施設の津波防護対象設備の設置された敷地に流入することを防止する。また、重大事故等対処施設の津波防護対象設備が設置された緊急用海水ポンプ室に流入することを防止する。																																														
	緊急用海水ポンプグラウンドドレン排出口逆止弁																																															
	緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁																																															
格納容器圧力逃がし装置格納槽	緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋	地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波が緊急用海水ポンプ点検用開口部及び緊急用海水ポンプ室人員用開口部を經由し、浸水防護重点化範囲である緊急用海水ポンプ室に流入することを防止する。																																														
	緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋																																															
	格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ																																															
常設低圧格納槽	常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ	地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波が常設低圧代替注水系格納槽点検用開口部及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用開口部を經由し、浸水防護重点化範囲である常設低圧代替注水系格納槽に流入することを防止する。																																														
	常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ																																															
津波防護対策	設備分類	設置目的																																														
常設代高圧電源装置用カルバート	常設代高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉	地震による非常用海水系配管（戻り管）の損傷及び屋外タンクからの溢水並びに津波が、浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。																																														
	貫通部止水処置																																															
防潮場、防潮扉	貫通部止水処置	防潮場及び防潮扉を取り付けるコンクリート躯体下部の貫通部から設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の設置された敷地に津波が流入することを防止する。																																														
原子炉建屋境界	貫通部止水処置	地震によるタービン建屋内及び非常用海水系配管カルバート等の循環水系等機器・配管の損傷に伴う溢水が、浸水防護重点化範囲に流入することを防止する。																																														
津波・構内監視カメラ	津波監視設備	地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握する。																																														
取水ビット水位計																																																
潮位計																																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考									
<p>第1.5-7 表 重大事故等対処設備の津波防護対象設備を内包する建屋・区画の分類</p> <table border="1" data-bbox="163 352 706 682"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>該当する建屋・区画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">I 本館敷地 (T.N.S.L.+12m) に設置される建屋・区画</td> <td>A 設計基準時対象設備の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲内</td> <td>1) 原子炉建屋 2) タービン建屋 3) コントロール建屋 4) 廃棄物処理建屋 5) 燃料設備の一部 (軽油タンク及び燃料移送ポンプ) を敷設する区画</td> </tr> <tr> <td>B 設計基準時対象設備の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲外</td> <td>1) 格納容器圧力逃がし装置を敷設する区画 2) 事故代用交流電源設備を敷設する区画 3) 5号炉原子炉建屋 (緊急時対策所を設ける区画) (T.N.S.L.+27.0m) 4) 5号炉蒸気発生機 5) 5号炉蒸気第二保温罐</td> </tr> <tr> <td>II 人魚館敷地よりも高所に設置される建屋・区画</td> <td>1) 本館敷地外保管罐等 (T.N.S.L.+35m) 2) 蒸気発生機等 (T.N.S.L.+37m)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※図面の内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>  <p>第1.5-7 図 浸水を防止する敷地</p>	分類	該当する建屋・区画	I 本館敷地 (T.N.S.L.+12m) に設置される建屋・区画	A 設計基準時対象設備の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲内	1) 原子炉建屋 2) タービン建屋 3) コントロール建屋 4) 廃棄物処理建屋 5) 燃料設備の一部 (軽油タンク及び燃料移送ポンプ) を敷設する区画	B 設計基準時対象設備の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲外	1) 格納容器圧力逃がし装置を敷設する区画 2) 事故代用交流電源設備を敷設する区画 3) 5号炉原子炉建屋 (緊急時対策所を設ける区画) (T.N.S.L.+27.0m) 4) 5号炉蒸気発生機 5) 5号炉蒸気第二保温罐	II 人魚館敷地よりも高所に設置される建屋・区画	1) 本館敷地外保管罐等 (T.N.S.L.+35m) 2) 蒸気発生機等 (T.N.S.L.+37m)				
分類	該当する建屋・区画												
I 本館敷地 (T.N.S.L.+12m) に設置される建屋・区画	A 設計基準時対象設備の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲内	1) 原子炉建屋 2) タービン建屋 3) コントロール建屋 4) 廃棄物処理建屋 5) 燃料設備の一部 (軽油タンク及び燃料移送ポンプ) を敷設する区画											
	B 設計基準時対象設備の津波防護対象設備の浸水防護重点化範囲外	1) 格納容器圧力逃がし装置を敷設する区画 2) 事故代用交流電源設備を敷設する区画 3) 5号炉原子炉建屋 (緊急時対策所を設ける区画) (T.N.S.L.+27.0m) 4) 5号炉蒸気発生機 5) 5号炉蒸気第二保温罐											
II 人魚館敷地よりも高所に設置される建屋・区画	1) 本館敷地外保管罐等 (T.N.S.L.+35m) 2) 蒸気発生機等 (T.N.S.L.+37m)												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="736 976 1291 1054">第1.4-7図 敷地に遡上する津波による水位上昇分布 (1/2)</p>  <p data-bbox="736 1785 1291 1862">第1.4-7図 敷地に遡上する津波による水位上昇分布東海発電所建屋反映モデル (2/2)</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="163 252 415 273">図例の内容は機密事項に属しますので公開できません。</p> <div data-bbox="163 273 706 640" style="border: 1px solid black; height: 175px; width: 183px;"></div> <p data-bbox="148 1155 697 1239">第1.5-15 図 敷地の特性に応じた重大事故等対処施設の津波防護の概要</p>	<div data-bbox="765 283 1261 378"> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ T.P. + 3.0m ~ T.P. + 8.0m ■ T.P. + 8.0m ~ T.P. + 11.0m ■ T.P. + 11.0m 以上 津波防護施設 浸水防止設備 津波監視設備 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画 </div> <div data-bbox="765 388 1270 976" style="border: 1px solid black; height: 280px; width: 170px;"></div> <p data-bbox="736 1155 1291 1239">第1.4-3図 敷地の特性に応じた設計基準対象施設の津波防護の概要 (1/3)</p>	<div data-bbox="1320 273 1869 892" style="border: 1px solid black; text-align: center;">  </div> <p data-bbox="1320 1155 1869 1239">第1.5-25 図 敷地の特性に応じた重大事故等対処施設の津波防護の概要</p>	<div data-bbox="1914 262 2457 1102" style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 183px;"></div> <p data-bbox="1899 1155 2448 1239">第1.5-16 図 敷地の特性に応じた重大事故等対処施設の津波防護の概要</p>	<p data-bbox="2611 168 2686 199">備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 津波防護施設 □ 浸水防止設備 □ 津波監視設備 ■ 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画  <p>放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋 T.P. +3.5m</p> <p>防潮堤</p> <p>放水口</p> <p>放水路</p> <p>放水路ゲート T.P. +3.5m</p> <p>図1 (放水口周辺拡大図)</p>  <p>緊急用海水ポンプ ピット点検用 開口部浸水防止蓋</p> <p>緊急用海水ポンプ グラウンドドレン 排出口遮止弁</p> <p>緊急用海水ポンプ T.P. +0.5m</p> <p>緊急用海水ポンプ 地下ドレン 排出口遮止弁</p> <p>図2 (緊急用海水ポンプエリア周辺拡大図)</p> <p>第1.4-3図 敷地の特性に応じた設計基準対象施設の津波防護の概要 (2/3)</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 浸水防止設備 ■ 設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画  <p>図3 (常設代替高圧電源装置用カルバート (立坑部及びカルバート部) 拡大図)</p> <p>第1.4-3図 敷地の特性に応じた設計基準対象施設の津波防護の概要 (3/3)</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針</p> <p>1.10.2 発電用原子炉設置変更許可申請(平成25年9月27日申請)に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合</p> <div data-bbox="157 562 706 785" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第四十条 重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> </div> <p>適合のための設計方針</p> <p>基準津波及び入力津波の策定に関しては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。耐津波設計としては以下の方針とする。</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画については、<u>浸水防護をすることにより津波に</u></p>	<p>1.9 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針</p> <p>1.9.7 発電用原子炉設置変更許可申請(平成26年5月20日申請)に係る安全設計の方針</p> <p>1.9.7.1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月19日制定)」に対する適合</p> <div data-bbox="730 562 1279 743" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第四十条 津波による損傷の防止</p> <p>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> </div> <p>適合のための設計方針</p> <p>基準津波及び入力津波の策定に関しては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。耐津波設計としては以下の方針とする。</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路及び放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。</p> <p>(3) (1)(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画については、<u>浸水対策を行うことにより津波によ</u></p>	<p>1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針</p> <p>1.10.3 発電用原子炉設置変更許可申請(平成25年12月27日申請)に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合</p> <div data-bbox="1314 562 1863 785" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第四十条 重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> </div> <p>適合のための設計方針</p> <p>基準津波及び入力津波の策定に関しては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。耐津波設計としては以下の方針とする。</p> <p>(1) 津波の敷地への流入防止</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) 漏水による安全機能への影響防止</p> <p>取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。</p> <p>(3) 津波防護の多重化</p> <p>(1)(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画については、<u>浸水防護を行うことにより津波による影響等か</u></p>	<p>1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針</p> <p>1.10.2 発電用原子炉設置変更許可申請(平成25年12月25日申請)に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合</p> <div data-bbox="1899 562 2448 785" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第四十条 重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> </div> <p>適合のための設計方針</p> <p>基準津波及び入力津波の策定に関しては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。耐津波設計としては以下の方針とする。</p> <p>(1) <u>津波の敷地への流入防止</u></p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建物及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) <u>漏水による安全機能への影響防止</u></p> <p>取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。</p> <p>(3) <u>津波防護の多重化</u></p> <p>(1)(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建物及び区画については、<u>浸水防護を行うことにより津波による影響等か</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>よる影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する。そのため、非常用海水冷却系については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>また、大容量送水車については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、6号及び7号炉の取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>(5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水冷却系等の取水性の評価に当たっては、第五条の「適合のため</p>	<p>る影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水ポンプについては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>また、緊急用海水ポンプについては、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、SA用海水ピット取水塔からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>(5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水ポンプ等の取水性の評価に当たっては、第五条の「適合のため</p>	<p>ら隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>(4) <u>水位低下による安全機能への影響防止</u> 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水冷却系については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>また、大容量送水ポンプ(タイプⅠ)及び大容量送水ポンプ(タイプⅡ)については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>(5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能保持 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>(6) 地震による敷地の隆起・沈降、地震による影響等 地震による敷地の隆起・沈降、地震による影響等については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>(7) 津波防護施設及び浸水防止設備の設計並びに非常用海水冷却系の評価 津波防護施設、浸水防止設備の設計並びに非常用海水冷却系等の取水性の評価に当たっては、第五条の「適合のための設計方針」を適用</p>	<p>ら隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>(4) <u>水位低下による安全機能への影響防止</u> 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水ポンプについては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>また、大型送水ポンプ車については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>(5) <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能保持</u> 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>(6) <u>地震による敷地の隆起・沈降、地震による影響等</u> 地震による敷地の隆起・沈降、地震による影響等については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>(7) <u>津波防護施設及び浸水防止設備の設計並びに非常用海水冷却系の評価</u> 津波防護施設、浸水防止設備の設計並びに非常用海水ポンプ等の取水性の評価に当たっては、第五条の「適合のための設計方針」を適用</p>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>の設計方針」を適用する。</p> <p>10.6.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>10.6.1.2.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設の耐津波設計については、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを目的として、津波の敷地への流入防止、漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。</p> <p>津波から防護する設備は、重大事故等対処施設（可搬型重大事故等対処設備を含む。）（以下10. では「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。）とする。</p> <p>津波の敷地への流入防止は、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波の地上部からの到達及び流入の防止対策並びに取水路、放水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。</p> <p>漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、取水・放水施設、地下部等において、漏水の可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。</p> <p>津波防護の多重化として、上記2つの対策のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画において、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する対策を講じる。</p>	<p>の設計方針」を適用する。</p> <p>10.6.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>10.6.1.2.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設の耐津波設計については、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを目的として、津波の敷地への流入防止、漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。</p> <p>津波から防護する設備は、重大事故等対処施設（可搬型重大事故等対処設備、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備（以下「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。）とする。</p> <p>津波の敷地への流入防止は、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波の地上部からの到達及び流入の防止対策並びに取水路、放水路等の経路からの流入防止対策を講じる。</p> <p>漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、取水・放水施設、地下部等において、漏水の可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。</p> <p>津波防護の多重化として、上記2つの対策のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画において、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する対策を講じる。</p>	<p>する。</p> <p>10.6.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>10.6.1.2.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設の耐津波設計については、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。」ことを目的として、津波の敷地への流入防止、漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。</p> <p>津波から防護する設備は、重大事故等対処施設（可搬型重大事故等対処設備を含む。）（以下「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。）とする。</p> <p>津波の敷地への流入防止は、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波の地上部からの到達及び流入の防止対策並びに取水路、放水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。</p> <p>漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、取水・放水施設、地下部等において、漏水の可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。</p> <p>津波防護の多重化として、上記2つの対策のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画において、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する対策を講じる。</p>	<p>する。</p> <p>10.6.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>10.6.1.2.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設の耐津波設計については、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。」ことを目的として、津波の敷地への流入防止、漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。</p> <p>津波から防護する設備は、重大事故等対処施設（可搬型重大事故等対処設備を含む。）（以下「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。）とする。</p> <p>津波の敷地への流入防止は、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波の地上部からの到達及び流入の防止対策並びに取水路、放水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。</p> <p>漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、取水・放水施設、地下部等において、漏水の可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。</p> <p>津波防護の多重化として、上記2つの対策のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画において、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する対策を講じる。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。</p> <p>10.6.1.2.2 設計方針</p> <p>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>a. <u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する。</u></p>	<p>水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。</p> <p>10.6.1.2.2 設計方針</p> <p>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>津波から防護する設備は、重大事故等対処施設の津波防護対象設備とする。</p> <p>耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>a. <u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋（緊急時対策所建屋）及び区画（可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）を除く。）は、基準津波による遡上波が到達する可能性があるため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画のうち、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）については基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する。</u></p>	<p>水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。</p> <p>10.6.1.2.2 設計方針</p> <p>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>津波から防護する設備は、重大事故等対処施設の津波防護対象設備とする。</p> <p>耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>a. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）のうち、設計基準対象施設を使用するもの及び可搬型重大事故等対処設備保管場所である第3保管エリアについては、基準津波による遡上波が到達する可能性があるため、津波防護施設を設置し、津波の流入を防止する設計とする。</p>	<p>水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。</p> <p>10.6.1.2.2 設計方針</p> <p>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p><u>津波から防護する設備は、重大事故等対処施設の津波防護対象設備とする。</u></p> <p>耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>a. <u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）のうち、設計基準対象施設を使用するもの及び可搬型重大事故等対処設備保管場所である第4保管エリアについては、基準津波による遡上波が到達する可能性があるため、津波防護施設を設置し、津波の流入を防止する設計とする。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. 上記a. の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>c. 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(2) 取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p>	<p>b. 上記a. の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>c. 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(2) 取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p>	<p>b. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）のうち、設計基準対象施設を使用するもの及び可搬型重大事故等対処設備保管場所である第3保管エリア以外は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する。</p> <p>c. 上記a. 及びb. の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>d. 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(2) 取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p>	<p>b. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）のうち、設計基準対象施設を使用するもの及び可搬型重大事故等対処設備保管場所である第4保管エリア以外は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する。</p> <p>c. 上記a. 及びb. の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>d. 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(2) 取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水冷却系については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>また、<u>大容量送水車</u>については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、6号及び7号炉の取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>(5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たって考慮する自然現象については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(7) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計における荷重の組合せを考慮する自然現象については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(8) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水冷却系等の取水性の評価における入力津波の評価に当たっては、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>10.6.1.2.3 主要設備 「10.6.1.1 設計基準対象施設」に同じ。</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水ポンプについては、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>また、<u>緊急用海水ポンプ</u>については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、<u>SA用海水ピット取水塔</u>からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>(5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たって考慮する自然現象については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(7) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計における荷重の組合せを考慮する自然現象については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(8) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水ポンプ等の取水性の評価における入力津波の評価に当たっては、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>10.6.1.2.3 主要設備 <u>(1) 防潮堤及び防潮扉</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3 主要設備」に同じ。 <u>(2) 放水路ゲート</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水ポンプについては、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>また、<u>大容量送水ポンプ(タイプI)</u>及び<u>大容量送水ポンプ(タイプII)</u>については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>(5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たって考慮する自然現象については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(7) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計における荷重の組合せを考慮する自然現象については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(8) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の評価における入力津波の評価に当たっては、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>10.6.1.2.4 主要設備 <u>(1) 防潮堤</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 主要設備」に同じ。 <u>(2) 防潮壁</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4</p>	<p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水ポンプについては、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>また、<u>大型送水ポンプ車</u>については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、<u>取水口</u>からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>(5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たって考慮する自然現象については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(7) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計における荷重の組合せを考慮する自然現象については、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>(8) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の評価における入力津波の評価に当たっては、「10.6.1.1 設計基準対象施設」を適用する。</p> <p>10.6.1.2.4 主要設備 <u>(1) 防波壁</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 主要設備」に同じ。 <u>(2) 防波扉</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4</p>	<p>備考</p> <p>・津波防護対策の相違 【東海第二，女川2】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
	<p><u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(3) <u>構内排水路逆流防止設備</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(4) <u>貯留堰</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.2.3 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(5) <u>取水路点検用開口部浸水防止蓋</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(6) <u>海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(7) <u>取水ピット空気抜き配管逆止弁</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(8) <u>放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(9) <u>SA用海水ピット開口部浸水防止蓋</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(10) <u>緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(11) <u>緊急用海水ポンプグランド dren 排出口逆止弁</u></p>	<p><u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(3) <u>取放水路流路縮小工</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 主 <u>要設備」に同じ。</u></p> <p>(4) <u>貯留堰</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 主 <u>要設備」に同じ。</u></p> <p>(5) <u>逆流防止設備</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 主 <u>要設備」に同じ。</u></p> <p>(6) <u>水密扉</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 主 <u>要設備」に同じ。</u></p> <p>(7) <u>浸水防止蓋</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 主 <u>要設備」に同じ。</u></p> <p>(8) <u>浸水防止壁</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 主 <u>要設備」に同じ。</u></p> <p>(9) <u>逆止弁付ファンネル</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 主 <u>要設備」に同じ。</u></p> <p>(10) <u>貫通部止水処置</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 主 <u>要設備」に同じ。</u></p>	<p><u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(3) <u>1号炉取水槽流路縮小工</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(4) <u>屋外排水路逆止弁</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(5) <u>防水壁</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(6) <u>水密扉</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(7) <u>床 dren 逆止弁</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(8) <u>隔離弁</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(9) <u>ポンプ及び配管</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(10) <u>貫通部止水処置</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.4 <u>主要設備」に同じ。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3 主要設備」に同じ。</p> <p>(12) <u>緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3 主要設備」に同じ。</p> <p>(13) <u>海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋</u> 「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3 主要設備」に同じ。</p> <p>(14) <u>緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋</u> <u>緊急用海水ポンプ点検用開口部から浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）が機能喪失しない設計とするため、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋を設置する。緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動SSによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重、その他自然条件（積雪等）及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p>(15) <u>緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋</u> <u>緊急用海水ポンプ室人員用開口部から浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）が機能喪失しない設計とするため、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋を設置する。緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動SSによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持でき</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>るように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重、その他自然条件（積雪等）及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p>(16) <u>格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ</u> <u>緊急用海水ポンプ点検用開口部から浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）が機能喪失しない設計とするため、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋を設置する。緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動S Sによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重、その他自然条件（積雪等）及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p>(17) <u>常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ</u> <u>常設低圧代替注水系格納槽点検用開口部から浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）が機能喪失しない設計とするため、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチを設置する。常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチの設計においては、基準地震動S Sによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重、その他自然条件（積雪等）及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p>(18) <u>常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>用水密ハッチ</u> <u>常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用開口部から浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）が機能喪失しない設計とするため、常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する。常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチの設計においては、基準地震動SSによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重、その他自然条件（積雪等）及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p><u>(19) 常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉</u> <u>常設代替高圧電源装置用カルバートの原子炉建屋側の出入口から浸水防護重点化範囲への溢水の流入を防止し、津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）が機能喪失しない設計とするため、常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉を設置する。常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉の設計においては、基準地震動SSによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p><u>(20) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置</u> <u>「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3 主要設備」に同じ。</u></p> <p><u>(21) 海水ポンプ室貫通部止水処置</u> <u>「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(22) <u>原子炉建屋境界貫通部止水処置</u> <u>「10.6.1.1 設計基準対象施設10.6.1.1.3</u> <u>主要設備」に同じ。</u></p> <p>(23) <u>常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）地下1階床面貫通部止水処置</u> <u>常設代替高圧電源装置用カルバートの地下1階床面から浸水防護重点化範囲への溢水の流入を防止し、津波防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）が機能喪失しない設計とするため、（立坑部）地下1階床面貫通部に止水処置を講じる。常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）地下1階床面貫通部止水処置の設計においては、基準地震動SSによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p>上記(1)～(19)の各施設・設備における許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該構造物全体の变形能力に対して十分な余裕を有するよう、各施設・設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とする。</p>	<p>上記(1)から(9)の各施設・設備の設計における許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該構造物全体の变形能力に対して十分な余裕を有するよう、各施設・設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とする。</p>	<p><u>上記(1)から(7)の各施設・設備における許容限界は、地震後及び津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該構造物全体の变形能力に対して十分な余裕を有するよう、各施設・設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とする。</u></p> <p><u>上記(8)及び(9)の隔離弁、ポンプ及び配管の許容限界は、地震荷重に対しては、浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後の再使用性を考慮し、塑性ひずみが生じる場合であっても塑性ひずみが小さなレベルに留まることを基本とし、浸水防止機能を保持していることを確認する。</u></p> <p><u>津波荷重（余震荷重含む）に対しては、浸水防止機能に対する機能保持限界として、津波後</u></p>	<p>・対象設備等の相違 【柏崎6/7、東海第二、女川2】 島根2号炉は機器・配管を浸水防止設備としており、地震荷重に対しては「1.4 耐震設計」と同様の許容限界としている。</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>上記(20)～(23)の貫通部止水処置については、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の維持を考慮して、貫通部止水処置が健全性を維持することとする。</p> <p>各施設・設備の設計及び評価に使用する津波荷重の設定については、入力津波が有する数値計算上の不確かさ及び各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮する。</p> <p>入力津波が有する数値計算上の不確かさの考慮に当たっては、各施設・設備の設置位置で算定された津波の高さを安全側に評価して入力津波を設定することで、不確かさを考慮する。</p> <p>各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当たっては、入力津波の荷重因子である浸水高、速度、津波波力等を安全側に評価することで、不確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕の程度を検討する。</p> <p>津波波力の算定においては、津波波力算定式等、幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮する。</p> <p>漂流物の衝突による荷重の評価に際しては、津波の流速による衝突速度の設定における不確か実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮する。</p>	<p>上記(10)の貫通部止水処置については、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の維持を考慮して、貫通部止水処置が健全性を維持することとする。</p> <p>各施設・設備の設計及び評価に使用する津波荷重の設定については、入力津波が有する数値計算上の不確かさ及び各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮する。</p> <p>入力津波が有する数値計算上の不確かさの考慮に当たっては、各施設・設備の設置位置で算定された津波の高さを安全側に評価して入力津波を設定することで、不確かさを考慮する。</p> <p>各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当たっては、入力津波の荷重因子である浸水高、速度、津波波力等を安全側に評価することで、不確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕の程度を検討する。</p> <p>津波波力の算定においては、津波波力算定式等、幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮する。</p> <p>漂流物の衝突による荷重の評価に際しては、津波の流速による衝突速度の設定における不確か実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮する。</p>	<p>上記(10)の貫通部止水処置については、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の維持を考慮して、貫通部止水処置が健全性を維持することとする。</p> <p>各施設・設備の設計及び評価に使用する津波荷重の設定については、入力津波が有する数値シミュレーション上の不確かさ及び各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮する。</p> <p>入力津波が有する数値シミュレーション上の不確かさの考慮に当たっては、各施設・設備の設置位置で算定された津波の高さを安全側に評価して入力津波を設定することで、不確かさを考慮する。</p> <p>各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当たっては、入力津波の荷重因子である浸水高、速度、津波波力等を安全側に評価することで、不確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕の程度を検討する。</p> <p>津波波力の算定においては、津波波力算定式等、幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮する。</p> <p>漂流物の衝突による荷重の評価に際しては、津波の流速による衝突速度の設定における不確か実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮する。</p>	<p>の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該設備全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、各施設・設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とし、浸水防止機能を保持していることを確認する。なお、止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。</p> <p>上記(10)の貫通部止水処置については、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の維持を考慮して、貫通部止水処置が健全性を維持することとする。</p> <p>各施設・設備の設計及び評価に使用する津波荷重の設定については、入力津波が有する数値シミュレーション上の不確かさ及び各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮する。</p> <p>入力津波が有する数値シミュレーション上の不確かさの考慮に当たっては、各施設・設備の設置位置で算定された津波の高さを安全側に評価して入力津波を設定することで、不確かさを考慮する。</p> <p>各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当たっては、入力津波の荷重因子である浸水高、速度、津波波力等を安全側に評価することで、不確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕の程度を検討する。</p> <p>津波波力の算定においては、津波波力算定式等、幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮する。</p> <p>漂流物の衝突による荷重の評価に際しては、津波の流速による衝突速度の設定における不確か実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮する。</p>	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>10.6.1.2.4 主要設備の仕様 浸水防護設備の主要仕様を第10.6-1表に示す。</p> <p>10.6.1.2.5 試験検査 「10.6.1.1 設計基準対象施設」に同じ。</p> <p>10.6.1.2.6 手順等 「10.6.1.1 設計基準対象施設」に同じ。</p> <p>10.6.1.3 敷地に遡上する津波に対する重大事故等対処施設 10.6.1.3.1 概要 敷地に遡上する津波に対する発電用原子炉施設の耐津波設計については、「重大事故等対処施設は、敷地に遡上する津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるお</p>	<p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計において、基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）についてそのハザードを評価し、その活動に伴い発生する余震による荷重を設定する。</p> <p>余震荷重については、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生起する時間帯を踏まえ過去の地震データを抽出・整理することにより余震の規模を想定し、余震としてのハザードを考慮した安全側の評価として、この余震規模から求めた地震動に対して全ての周期で上回る地震動を弾性設計用地震動の中から設定する。</p> <p>防潮堤及び防潮扉配置図を第10.6-1図に示す。主要設備の概念図を第10.6-2図～第10.6-18図に示す。</p> <p>10.6.1.2.4 主要設備の仕様 浸水防護設備の主要機器仕様を第10.6-1表に示す。</p> <p>10.6.1.2.5 試験検査 「10.6.1.1 設計基準対象施設」に同じ。</p> <p>10.6.1.2.6 手順等 「10.6.1.1 設計基準対象施設」に同じ。</p>	<p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計において、基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）についてそのハザードを評価し、その活動に伴い発生する余震による荷重を設定する。</p> <p>余震荷重については、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生起する時間帯を踏まえ過去の地震データを抽出・整理することにより余震の規模を想定し、余震としてのハザードを考慮した安全側の評価として、この余震規模から求めた地震動に対してすべての周期で上回る地震動を弾性設計用地震動の中から設定する。</p> <p>主要設備の配置図を第10.6-1図に、また、概念図を第10.6-2図～第10.6-13図に示す。</p> <p>10.6.1.2.4 主要設備の仕様 浸水防護設備の主要仕様を第10.6-1表に示す。</p> <p>10.6.1.2.5 試験検査 「10.6.1.1 設計基準対象施設」に同じ。</p> <p>10.6.1.2.6 手順等 「10.6.1.1 設計基準対象施設」に同じ。</p>	<p><u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計において、基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）についてそのハザードを評価し、その活動に伴い発生する余震による荷重を設定する。</u></p> <p><u>余震荷重については、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生起する時間帯を踏まえ過去の地震データを抽出・整理することにより余震の規模を想定し、余震としてのハザードを考慮した安全側の評価として、この余震規模から求めた地震動に対してすべての周期で上回る地震動を弾性設計用地震動の中から設定する。</u></p> <p><u>主要設備の配置図を第10.6-1図に、また、概念図を第10.6-2図～第10.6-17図に示す。</u></p> <p>10.6.1.2.4 主要設備の仕様 浸水防護設備の主要仕様を第10.6-1表に示す。</p> <p>10.6.1.2.5 試験検査 「10.6.1.1 設計基準対象施設」に同じ。</p> <p>10.6.1.2.6 手順等 「10.6.1.1 設計基準対象施設」に同じ。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>それがないものでなければならない。」ことを目的として、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への敷地に遡上する津波の流入防止、敷地に遡上する津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能への漏水による影響防止及び水位低下による影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。</u></p> <p><u>津波から防護する設備は、敷地に遡上する津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能を有する重大事故等対処施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）</u></p> <p><u>（以下10.6.1.3において「敷地に遡上する津波に対する防護対象設備」という。）とする。</u></p> <p><u>津波の敷地への流入防止は、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画の境界において、敷地に遡上する津波による遡上波の流入防止対策並びに取水路、放水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。</u></p> <p><u>漏水による敷地に遡上する津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、地上部及び取水・放水施設、地下部等において、漏水の可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、敷地に遡上する津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。</u></p> <p><u>内郭防護として、上記2つの対策のほか、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画のうち、原子炉建屋、格納容器圧力逃がし装置格納槽、常設低圧代替注水系格納槽、緊急用海水ポンプピット及び常設代替高圧電源装置カルバート（立坑部）において、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する対策を講じる。</u></p> <p><u>水位低下による敷地に遡上する津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、水位変動に伴う取水性低下による敷</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>地に遡上する津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。</u></p> <p><u>10.6.1.3.2 設計方針</u></p> <p><u>重大事故等対処施設は、敷地に遡上する津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</u></p> <p><u>耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。</u></p> <p><u>(1) 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画の境界において、敷地に遡上する津波による遡上波を地上部から建屋及び区画内に流入させない設計とする。</u></p> <p><u>また、取水路、放水路等の経路から敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画内に流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</u></p> <p><u>a. 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画は、敷地に遡上する津波による遡上波が到達するため、津波防護施設及び浸水防止設備を設置し、敷地に遡上する津波による遡上波を地上部から流入させない設計とする。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画のうち、常設代替高圧電源装置置場（西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側 S A 立坑及び東側 DB 立坑含む。）、軽油貯蔵タンク、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所（西側）及び可搬型重大事故等対処設備保管場所（南側）については基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する。</u></p> <p><u>b. 上記 a. の遡上波については、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在並び</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>に地震による広域的な隆起・沈降を考慮した上で、防潮堤を超えて防潮堤内側に流入する津波の遡上による影響を検討する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討する。</u></p> <p><u>c. 取水路、放水路等の経路から、敷地に遡上する津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じ浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止する設計とする。</u></p> <p><u>(2) 地上部、取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、敷地に遡上する津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</u></p> <p><u>a. 地上部からの津波の到達、取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、地上部、取水・放水施設、地下部等における漏水の可能性を検討した上で、漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下10.6.1.3において「浸水想定範囲」という。）するとともに、同範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、浸水防止設備を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。</u></p> <p><u>b. 浸水想定範囲及びその周辺に敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）がある場合は、防水区画化するとともに、必要に応じて浸水量評価を実施し、敷地に遡上する津波に対して重大事故等に</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>対処するために必要な機能への影響がないことを確認する。</u></p> <p><u>c. 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、必要に応じ排水設備を設置する。</u></p> <p><u>(3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水対策を行うことにより敷地に遡上する津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、敷地に遡上する津波の到達及び敷地に遡上する津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して必要に応じ浸水対策を施す設計とする。</u></p> <p><u>(4) 水位変動に伴う取水性低下による敷地に遡上する津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する。そのため、緊急用海水ポンプについては、敷地に遡上する津波による水位の低下に対して、緊急用海水ポンプが機能保持でき、かつ、残留熱除去系等の冷却に必要な海水が確保できる設計とする。また、敷地に遡上する津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対してSA用海水ピット取水塔、海水引込み管、SA用海水ピット、緊急用海水取水管及び緊急用海水ピットの通水性が確保でき、かつ、SA用海水ピット取水塔からの砂の混入に対して緊急用海水ポンプが機能保持できる設計とする。</u></p> <p><u>(5) 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行う</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>ために、津波の伝播特性、浸水経路及び防潮堤内の浸水深並びに地震の影響による溢水等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下10.6.1.3において同じ。) に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とする。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>a. 「津波防護施設」は、放水路ゲート、構内排水路逆流防止設備並びに貯留堰とする。</p> <p>「浸水防止設備」は、取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピット開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁、緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ、常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉、原子炉建屋原子炉棟水密扉、原子炉建屋付属棟北側水密扉1、原子炉建屋付属棟北側水密扉2、原子炉建屋付属棟東側水密扉、原子炉建屋付属棟南側水密扉、原子炉建屋付属棟西側水密扉、防潮堤及び防潮扉の地下部の貫通部(以下10.6.1.3において「防潮堤及び防潮扉下部貫通部」という。) 止水処置、原子炉建屋境界貫通部止水処置及び常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)床面貫通部止水処置とする。</p> <p>「津波監視設備」は、津波・構内監視カメラ及び潮位計とする。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>b. <u>入力津波については、防潮堤前面に鉛直無限壁を想定した場合の駆け上がり高さT.P. +24mの津波を設定した上で、各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形又は浸水深の時刻歴波形とする。浸水深については、保守的に設定する最大浸水深に地震に伴い発生する溢水の重畳を考慮する。数値計算に当たっては、敷地形状、敷地沿岸域の海底地形、津波の敷地への侵入角度、河川の有無、陸上の遡上・伝播の効果、伝播経路上の人工構造物等を考慮する。なお、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起は考慮しない。</u></p> <p>c. <u>津波防護施設については、その構造に応じ、敷地に遡上する津波の波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性を確保した上で、入力津波に対する必要な津波防護機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p>d. <u>浸水防止設備については、敷地に遡上する津波の浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも考慮した上で、入力津波に対して、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p>e. <u>津波監視設備については、敷地に遡上する津波の影響（波力及び漂流物の衝突）に対して、影響を受けにくい位置への設置及び影響の防止及び緩和策を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できる設計とする。なお、防潮堤上部に設置する津波・構内監視カメラについては、敷地に遡上する津波の第1波到達までの間津波監視機能が維持できる設計とする。</u></p> <p>f. <u>津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>壊及び漂流する可能性がある場合には、津波防護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止措置又は津波防護施設及び浸水防止設備への影響を防止するための措置を施す設計とする。</u></p> <p><u>また、津波防護施設の内側において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊及び漂流し波及的影響を及ぼす可能性がある場合には、漂流防止措置又は敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）への影響防止措置を施す設計とする。</u></p> <p><u>g. 上記c. , d. 及びf. の設計等においては、耐津波設計上の十分な裕度を含めるため、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）について、入力津波による荷重から十分な余裕を考慮して設定する。また、余震の発生の可能性を検討した上で、必要に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。さらに、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰返しの襲来による作用が津波防護機能及び浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する。</u></p> <p><u>(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては、地震による敷地の隆起・沈降、地震（本震及び余震）による影響、津波の繰返しの襲来による影響、敷地に遡上する津波による二次的な影響（洗掘、砂移動、漂流物等）及びその他自然現象（風、積雪等）を考慮する。</u></p> <p><u>(7) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計における荷重の組合せを考慮する自然現象として、津波（漂流物を含む。）、地震（余震）及びその他自然現象（風、積雪等）を考慮し、これらの自然現象による荷重を適切に組み合わせる。漂流物の衝突荷重について</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>は、各施設・設備の設置場所、構造等を考慮して、漂流物が衝突する可能性がある施設・設備に対する荷重として組み合わせる。その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重等）については、各施設・設備の設置場所、構造等を考慮して、各荷重が作用する可能性のある施設・設備に対する荷重として組み合わせる。</p> <p>(8) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに緊急用海水ポンプの取水性の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。なお、その他の要因による潮位変動については考慮しない。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。</p> <p>10.6.1.3.3 主要設備</p> <p>(1) 防潮堤及び防潮扉</p> <p>設備仕様及び耐震設計並びに漂流物による荷重、自然条件（積雪、風荷重等）及び地震（余震）との組合せについては、「10.6.1.2 重大事故等対処施設10.6.1.2.3 主要設備」に同じ。なお、防潮堤内側に流入した津波の排水を想定した防潮堤フラップゲートを防潮堤前面に設置する。</p> <p>敷地に遡上する津波に対する入力津波については、防潮堤前面におけるT.P. +24mの津波を基に、海岸線に正対する敷地前面東側並びに敷地側面北側及び敷地側面南側の3区分にT.P. +24mの水位を設定する。</p> <p>敷地に遡上する津波の高さはT.P. +24mであり、防潮堤及び防潮扉を越流するとともに側面から回り込むため防潮堤内側の敷地への津波の流入を防止できない。ただし、越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さを維持し、防潮堤内側の敷地への流入量を抑制する設計とする。</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>また、止水性を維持し第2波以降の防潮堤高さを超えない繰り返しの津波の襲来に対しては、防潮堤内側の敷地への津波の流入又は回り込みを防止する設計とする。</u></p> <p><u>(2) 放水路ゲート</u> <u>設備仕様及び耐震設計並びに自然条件（積雪、風荷重等）及び地震（余震）との組合せについては、「10.6.1.2 重大事故等対処施設10.6.1.2.3 主要設備」に同じ。</u> <u>敷地に遡上する津波に対する入力津波については、防潮堤前面におけるT.P.+24mの津波を基に設定する。</u></p> <p><u>(3) 構内排水路逆流防止設備</u> <u>設備仕様及び耐震設計並びに自然条件（積雪、風荷重等）及び地震（余震）との組合せについては、「10.6.1.2 重大事故等対処施設10.6.1.2.3 主要設備」に同じ。</u> <u>敷地に遡上する津波に対する入力津波については、防潮堤前面におけるT.P.+24mの津波を基に、管路解析結果から最も大きい水位を選定する。</u></p> <p><u>(4) 貯留堰</u> <u>設備仕様及び耐震設計並びに漂流物による荷重、自然条件（積雪、風荷重等）及び地震（余震）との組合せについては、「10.6.1.2 重大事故等対処施設10.6.1.2.3 主要設備」に同じ。</u> <u>敷地に遡上する津波に対する入力津波については、防潮堤前面におけるT.P.+24mの津波を基に設定する。</u></p> <p><u>(5) 取水路点検用開口部浸水防止蓋</u> <u>設備仕様及び耐震設計並びに自然条件（積雪、風荷重等）及び地震（余震）との組合せについては、「10.6.1.2 重大事故等対処施設1</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>0.6.1.2.3 主要設備」に同じ。</p> <p><u>取水路からの流入経路に対する検討に使用する敷地に遡上する津波に対する入力津波については、防潮堤前面におけるT.P. +24mの津波を</u>基に、<u>管路解析を実施した結果から最も大きい水位を設定する。</u>また、<u>地上部からの流入に対する入力津波については、取水路点検用開口部近傍に設定した評価点において、遡上解析結果を基に保守的に設定した浸水深に、地震に伴い発生する屋外タンクからの溢水による浸水深の重畳を考慮する。</u></p> <p>(6) <u>放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋</u> <u>設備仕様及び耐震設計並びに自然条件（積雪、風荷重等）及び地震（余震）との組合せについては、「10.6.1.2 重大事故等対処施設1</u> 0.6.1.2.3 主要設備」に同じ。</p> <p><u>放水路からの流入経路に対する検討に使用する敷地に遡上する津波に対する入力津波については、防潮堤前面におけるT.P. +24mの津波を</u>基に、<u>管路解析を実施した結果から最も大きい水位を設定する。</u>また、<u>地上部からの流入に対する入力津波については、放水路ゲート点検用開口部近傍に設定した評価点において、遡上解析結果を基に保守的に設定した浸水深に、地震に伴い発生する屋外タンクからの溢水による浸水深の重畳を考慮する。</u></p> <p>(7) <u>S A用海水ピット開口部浸水防止蓋</u> <u>設備仕様及び耐震設計並びに自然条件（積雪、風荷重等）及び地震（余震）との組合せについては、「10.6.1.2 重大事故等対処施設1</u> 0.6.1.2.3 主要設備」に同じ。</p> <p><u>S A用海水ピット取水塔及び海水引込み管からの流入経路に対する検討に使用する敷地に遡上する津波に対する入力津波については、防潮堤前面におけるT.P. +24mの津波を基に、管路解析を実施した結果から最も大きい水位を設定</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>する。また、地上部からの流入に対する入力津波については、SA用海水ピット開口部近傍に設定した評価点において、遡上解析結果を基に保守的に設定した浸水深に、地震に伴い発生する屋外タンクからの溢水による浸水深の重畳を考慮する。</p> <p>(8) 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋 設備仕様、耐震設計及び地震（余震）との組合せについては、「10.6.1.2 重大事故等対処施設10.6.1.2.3 主要設備」に同じ。 SA用海水ピット取水塔及び海水引込み管からの流入経路に対する検討に使用する敷地に遡上する津波に対する入力津波については、防潮堤前面におけるT.P. +24mの津波を基に、管路解析を実施した結果から最も大きい水位を設定する。</p> <p>(9) 海水ポンプグラウンド dren 排出口逆止弁 設備仕様及び耐震設計並びに自然条件（積雪、風荷重等）及び地震（余震）との組合せについては、「10.6.1.2 重大事故等対処施設10.6.1.2.3 主要設備」に同じ。 取水路からの流入経路に対する検討に使用する敷地に遡上する津波に対する入力津波については、防潮堤前面におけるT.P. +24mの津波を基に、管路解析を実施した結果から最も大きい水位を設定する。</p> <p>(10) 取水ピット空気抜き配管逆止弁 設備仕様及び耐震設計並びに自然条件（積雪、風荷重等）及び地震（余震）との組合せについては、「10.6.1.2 重大事故等対処施設10.6.1.2.3 主要設備」に同じ。 取水路からの流入経路に対する検討に使用する敷地に遡上する津波に対する入力津波については、防潮堤前面におけるT.P. +24mの津波を</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>基に、管路解析を実施した結果から最も大きい水位を設定する。</u></p> <p><u>(11) 緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁</u> <u>設備仕様、耐震設計及び地震（余震）との組合せについては、「10.6.1.2 重大事故等対処施設10.6.1.2.3 主要設備」に同じ。</u> <u>S A用海水ピット取水塔及び海水引込み管からの流入経路に対する検討に使用する敷地に遡上する津波に対する入力津波については、防潮堤前面におけるT.P. +24mの津波を基に、管路解析を実施した結果から最も大きい水位を設定する。</u></p> <p><u>(12) 緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁</u> <u>設備仕様、耐震設計及び地震（余震）との組合せについては、「10.6.1.2 重大事故等対処施設10.6.1.2.3 主要設備」に同じ。</u> <u>S A用海水ピット取水塔及び海水引込み管からの流入経路に対する検討に使用する敷地に遡上する津波に対する入力津波については、防潮堤前面におけるT.P. +24mの津波を基に、管路解析を実施した結果から最も大きい水位を設定する。</u></p> <p><u>(13) 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋</u> <u>設備仕様については、「10.6.1.2 重大事故等対処施設10.6.1.2.3 主要設備」に同じ。</u> <u>なお、敷地に遡上する津波においては、海水ポンプ室に津波が流入する前提であり非常用海水ポンプが機能喪失することから、海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋の機能には期待しない。</u></p> <p><u>(14) 原子炉建屋原子炉棟水密扉、原子炉建屋付属棟北側水密扉1、原子炉建屋付属棟北側水</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>密扉2, 原子炉建屋付属棟東側水密扉, 原子炉建屋付属棟南側水密扉及び原子炉建屋付属棟西側水密扉</u></p> <p><u>原子炉建屋1階外壁の扉等の開口部から原子炉建屋内に敷地に遡上する津波及び溢水が地上部から流入することを防止し, 原子炉建屋に内包する敷地に遡上する津波に対する防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)が機能喪失することのない設計とするため, 原子炉建屋外壁の扉等の開口部に水密扉を設置する。</u></p> <p><u>原子炉建屋外壁の水密扉の設計においては, 基準地震動SSによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波の地上部からの流入に対する入力津波については, 原子炉建屋外壁近傍に設定した評価点において, 遡上解析結果を基に保守的に設定した浸水深に, 地震に伴い発生する屋外タンクからの溢水による浸水深の重畳を考慮する。また, その他自然条件(積雪, 風荷重等)及び余震荷重を考慮した場合において, 浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波の防潮堤内側への流入に伴い原子炉建屋外壁まで漂流物が到達する可能性があることから, 原子炉建屋外壁に到達する可能性のある漂流物のうち最も重量のある漂流物を選定した上で漂流物衝突荷重として考慮する。</u></p> <p>(15) <u>格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用開口部水密ハッチ</u></p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用開口部から格納容器圧力逃がし装置格納槽内に敷地に遡上する津波及び溢水が流入することを防止し, 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)が機能喪失することのない設計とするため, 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用開口部に水密ハッチを</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>設置する。</u></p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用開口部水密ハッチの設計においては、基準地震動SSによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波の地上部からの流入に対する入力津波については、格納容器圧力逃がし装置格納槽近傍に設定した評価点において、遡上解析結果を基に保守的に設定した浸水深に、地震に伴い発生する屋外タンクからの溢水による浸水深の重畳を考慮する。また、その他自然条件（積雪、風荷重等）及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p><u>(16) 緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋及び緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋</u></p> <p><u>緊急用海水ポンプ点検用開口部及び緊急用海水ポンプ室人員用開口部から緊急用海水ポンプピット内に敷地に遡上する津波及び溢水が流入することを防止し、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、緊急用海水ポンプ点検用開口部及び緊急用海水ポンプ室人員用開口部に浸水防止蓋を設置する。</u></p> <p><u>緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋及び緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動SSによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波の地上部からの流入に対する入力津波については、格納容器圧力逃がし装置格納槽近傍に設定した評価点において、遡上解析結果を基に保守的に設定した浸水深に、地震に伴い発生する屋外タンクからの溢水による浸水深の重畳を考慮する。また、その他自然</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>条件（積雪，風荷重等）及び余震荷重を考慮した場合において，浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p><u>(17) 常設低圧代替注水系格納槽点検用開口部水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用開口部水密ハッチ</u> <u>常設低圧代替注水系格納槽点検用開口部及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用開口部から常設低圧代替注水系格納槽内に敷地に遡上する津波及び溢水が流入することを防止し，敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）が機能喪失することのない設計とするため，常設低圧代替注水系格納槽点検用開口部及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用開口部に水密ハッチを設置する。</u> <u>常設低圧代替注水系格納槽点検用開口部水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用開口部水密ハッチの設計においては，基準地震動SSによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。</u> <u>敷地に遡上する津波の地上部からの流入に対する入力津波については，常設低圧代替注水系格納槽近傍に設定した評価点において，遡上解析結果を基に保守的に設定した浸水深に，地震に伴い発生する屋外タンクからの溢水による浸水深の重畳を考慮する。また，その他自然条件（積雪，風荷重等）及び余震荷重を考慮した場合において，浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p><u>(18) 常設代替高圧電源装置カルバート原子炉建屋側水密扉</u> <u>常設代替高圧電源装置カルバート原子炉建屋側の開口部（扉）から電源盤エリア及び常設代替高圧電源装置カルバート（トンネル部，立坑部及びカルバート部）に敷地に遡上する津波及</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>び溢水が流入することを防止し、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、常設代替高圧電源装置カルバート原子炉建屋側の開口部（扉）に水密扉を設置する。</u></p> <p><u>常設代替高圧電源装置カルバート原子炉建屋側水密扉の設計においては、基準地震動S Sによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波の地上部からの流入に対する入力津波については、常設代替高圧電源装置カルバートのうち、敷地に遡上する津波の地上部からの流入経路となる立坑部の近傍に設定した評価点において、遡上解析結果を基に保守的に設定した浸水深及び水密扉の設置高さに、地震に伴い発生する屋外タンクからの溢水による浸水深の重畳を考慮する。また、余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p><u>(19) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置</u> <u>設備仕様、耐震設計及び地震（余震）との組合せについては、「10.6.1.2 重大事故等対処施設10.6.1.2.3 主要設備」に同じ。</u> <u>敷地に遡上する津波に対する入力津波については、防潮堤前面におけるT.P. +24mの津波を基に設定する。</u></p> <p><u>(20) 海水ポンプ室貫通部止水処置</u> <u>設備仕様については、「10.6.1.2 重大事故等対処施設10.6.1.2.3 主要設備」に同じ。</u> <u>なお、敷地に遡上する津波においては、海水ポンプ室に津波が流入する前提であり非常用海水ポンプが機能喪失することから、海水ポンプ室貫通部止水処置の機能には期待しない。</u></p> <p><u>(21) 原子炉建屋境界貫通部止水処置</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>原子炉建屋地下階の貫通部の設備仕様、耐震設計及び地震（余震）との組合せについては、「10.6.1.2 重大事故等対処施設10.6.1.2.3 主要設備」に同じ。</u></p> <p><u>原子炉建屋1階外壁の配管等の貫通部については、外壁の扉等の開口部から原子炉建屋内に敷地に遡上する津波及び溢水が地上部から流入することを防止するため、原子炉建屋1階外壁の敷地に遡上する津波が到達する高さに設置される配管等の貫通部に止水処置を実施する。</u></p> <p><u>また、敷地に遡上する津波が、屋外二重管を通じて浸水防護重点化範囲に流入することを防止し、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）が機能喪失することのない設計とするため、屋外二重管に内包する非常用海水配管の原子炉建屋貫通部に止水処置を実施する。</u></p> <p><u>原子炉建屋境界貫通部止水処置の設計においては、基準地震動SSによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波の地上部からの流入に対する入力津波については、原子炉建屋近傍に設定した評価点において、遡上解析結果を基に保守的に設定した浸水深に、地震に伴い発生する屋外タンクからの溢水による浸水深の重畳を考慮する。また、余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p><u>(22) 常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）床面貫通部止水処置</u></p> <p><u>常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）地下1階については、原子炉建屋西側接続ロエリアからの浸水に対し電源接続盤エリアの開口部に水密扉を設置することで浸水防止対策とするが、下階エリアにも電路等の重大事故等対処設備を内包するエリアが存在することか</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>ら，原子炉建屋西側接続口エリア床面貫通部に止水処置を実施する。常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）止水処置の設計においては，基準地震動SSによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波の地上部からの流入に対する入力津波については，常設代替高圧電源装置カルバートのうち，敷地に遡上する津波の地上部からの流入経路となる立坑部の近傍に設定した評価点において，遡上解析結果を基に保守的に設定した浸水深，地下1階床面の設置位置及び地震に伴い発生する屋外タンクからの溢水による浸水深の重畳を考慮する。</u></p> <p><u>上記(1)については，地震後の再使用性及び敷地に遡上する津波の第1波の越流後における再使用性を考慮し，当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう，おおむね弾性状態を維持する設計とする。また止水性を維持し，第2波以降の繰り返しの津波に対してもおおむね弾性状態を維持する設計とする。</u></p> <p><u>上記(2)～(18)の各施設・設備における許容限界は，地震後，津波後の再使用性や，津波の繰返し作用を想定し，止水性の面も踏まえることにより，当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう，各施設・設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とする。</u></p> <p><u>上記(19)～(22)の貫通部止水処置については，地震後及び津波後の再使用性や，津波の繰返し作用を想定し，止水性の維持を考慮して，貫通部止水処置が健全性を保持することとする。</u></p> <p><u>上記(3)の構内排水路逆流防止設備については，排水中のゴミ等の詰まりにより閉止状態が阻害されていないことを日常の外観点検で確認する。また，防潮堤フラップゲートについてもゴミ等の詰まりにより閉止状態が阻害されていないことを日常の外観点検で確認する。</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>各施設・設備の設計及び評価に使用する津波荷重の設定については、入力津波が有する数値計算上の不確かさ及び各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮する。</u></p> <p><u>入力津波が有する数値計算上の不確かさの考慮に当たっては、各施設・設備の設置位置で算定された津波の高さを安全側に評価して入力津波を設定することで、不確かさを考慮する。</u></p> <p><u>各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさの考慮に当たっては、入力津波の荷重因子である浸水高及び流速を把握し津波波力等を安全側に評価することで、不確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕の程度を検討する。</u></p> <p><u>津波波力の算定においては、津波波力算定式等、幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮する。</u></p> <p><u>漂流物の衝突による荷重の評価に際しては、津波の流速による衝突速度の設定における不確かさを考慮し、流速について十分な余裕を考慮する。</u></p> <p><u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計において、敷地に遡上する津波の策定位置である基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）についてそのハザードを評価し、その活動に伴い発生する余震による荷重を設定する。余震荷重については、敷地に遡上する津波の継続時間のうち最大水位変化を生起する時間帯を踏まえ過去の地震データを抽出・整理することにより余震の規模を想定し、余震としてのハザードを考慮した安全側の評価として、この余震規模から求めた地震動に対して全ての周期で上回る地震動を弾性設計用地震動の中から設定する。</u></p> <p><u>主要設備の概念図を第10.6-1図～第10.6-23図に示す。</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>10.6.1.3.4 主要仕様</u> <u>主要設備の仕様を第10.6-1表に示す。</u></p> <p><u>10.6.1.3.5 試験検査</u> <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、健全性及び性能を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査を実施する。</u></p> <p><u>10.6.1.3.6 手順等</u> <u>津波に対する防護については、津波による影響評価を行い、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備が敷地に遡上する津波によりその敷地に遡上する津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう手順を定める。</u></p> <p><u>(1) 防潮扉については、原則閉運用とするが、開放後の確実な閉操作、中央制御室における閉止状態の確認、閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順を定める。</u></p> <p><u>(2) 放水路ゲートについては、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、循環水ポンプ及び補機冷却系海水系ポンプの停止（プラント停止）並びに放水路ゲート閉止の操作手順を定める。</u></p> <p><u>(3) 燃料等輸送船に関し、津波警報等が発表された場合において、荷役作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。また、その他の浚渫船、貨物船等の港湾内に入港する船舶に対しても、津波警報等が発表された場合において、作業を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う手順を定める。</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>(4) <u>津波・構内監視カメラ及び潮位計による津波襲来の監視及び漂流物影響を考慮した運用手順を定める。なお、防潮堤上部に設置する津波・構内監視カメラの機能喪失を考慮した手順とする。</u></p> <p>(5) <u>隣接事業所における仮設備、資機材等の設置状況の変化を把握するため、隣接事業所との合意文書に基づき、情報を入手して設置状況を確認する手順を定める。さらに、従前の評価結果に包絡されない場合は、漂流物となる可能性、緊急用海水ポンプの取水性並びに津波防護施設及び浸水防止設備への影響評価を行い、影響がある場合は漂流物対策を実施する。</u></p> <p>(6) <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、各施設及び設備に要求される機能を維持するため、適切な保守管理を行うとともに、故障時においては補修を行う。</u></p> <p>(7) <u>津波防護に係る手順に関する教育並びに津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の保守管理に関する教育を定期的実施する。</u></p>			

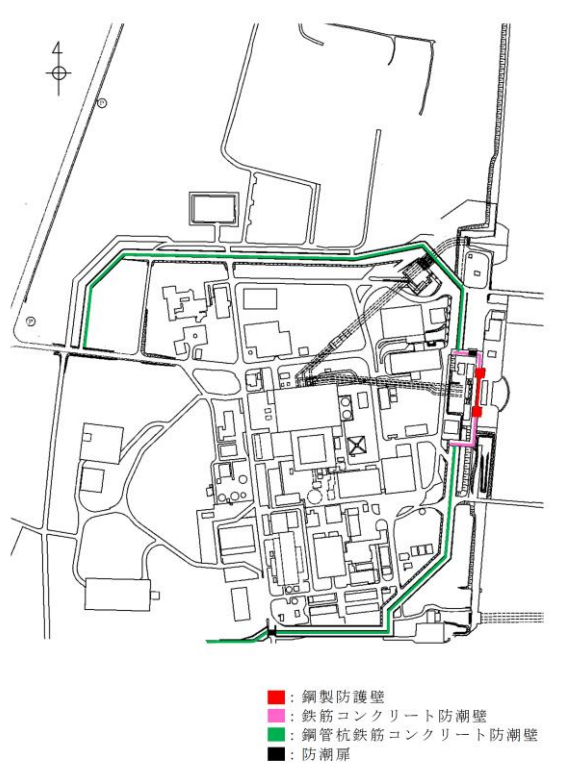
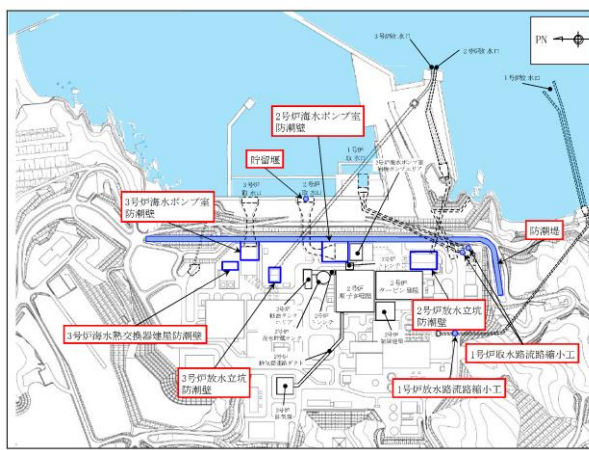
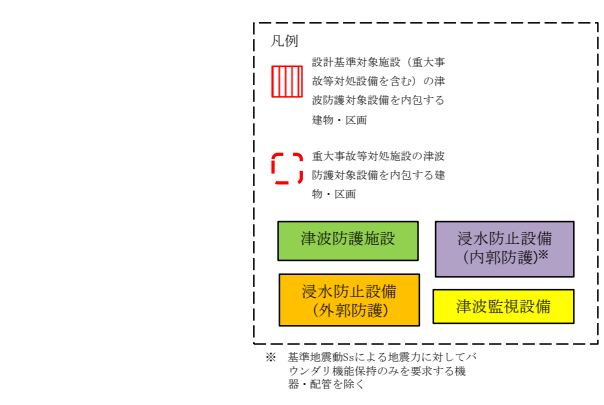
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>第10.6-1 表 浸水防護設備の主要仕様</p> <p>(1) 海水貯留堰 種類 貯留堰 個数 1</p> <p>(2) 取水槽閉止板 種類 閉止板 個数 6 号炉 5 7号炉 4</p> <p>(3) 水密扉 種類 片開扉, 両開扉 個数 6 号炉 17 7号炉 16</p> <p>(4) 止水ハッチ 種類 ハッチ 個数 6 号炉 1 7号炉 2</p> <p>(5) ダクト閉止板 種類 閉止板 個数 6 号炉 2</p> <p>(6) 浸水防止ダクト 種類 閉止板 個数 7 号炉 1</p>	<p>第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様</p> <p>(1) 防潮堤 種類 防潮堤 (鋼製防護壁, 止水機構付) 材料 鉄筋コンクリート, 炭素鋼 個数 1</p> <p>(2) 防潮堤 種類 防潮堤 (鉄筋コンクリート防潮壁) 材料 鉄筋コンクリート 個数 1</p> <p>(3) 防潮堤 種類 防潮堤 (鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁) 材料 鉄筋コンクリート, 炭素鋼 個数 1</p> <p>(4) 防潮扉 種類 スライドゲート 材料 炭素鋼 個数 2</p> <p>(5) 放水路ゲート 種類 逆流防止設備 (ゲート, フラップゲート) 材料 炭素鋼 個数 3 (各放水路に1か所)</p> <p>(6) 構内排水路逆流防止設備 種類 逆流防止設備 (フラップゲート)</p>	<p>第10.6-1 表 浸水防護設備の主要仕様</p> <p>(1) 防潮堤 種類 防潮堤 (鋼管式鉛直壁) 材料 鋼製 個数 1</p> <p>(2) 防潮堤 種類 防潮堤 (盛土堤防) 材料 セメント改良土 個数 1</p> <p>(3) 防潮壁 種類 防潮壁 材料 鋼製, 鉄筋コンクリート 個数 5</p> <p>(4) 取放水路流路縮小工 種類 流路縮小工 材料 コンクリート 個数 3</p> <p>(5) 貯留堰 (非常用取水設備と兼用) 種類 鉄筋コンクリート堰 材料 鉄筋コンクリート 個数 6</p> <p>(6) 屋外排水路逆流防止設備 種類 逆流防止設備 (フラップゲート) 材料 ステンレス鋼</p>	<p>第10.6-1表 浸水防護設備の主要仕様</p> <p>(1) 防波壁 種類 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) 個数 1</p> <p>(2) 防波壁 種類 防波壁 (鋼管杭式逆T擁壁) 個数 1</p> <p>(3) 防波壁 種類 防波壁 (波返重力擁壁) 個数 1</p> <p>(4) 防波扉 種類 防波扉 個数 5</p> <p>(5) 1号炉取水槽流路縮小工 種類 流路縮小工 個数 2</p> <p>(6) 屋外排水路逆止弁 種類 逆止弁 個数 1 4</p> <p>(7) 防水壁 種類 防水壁 個数 2</p> <p>(8) 水密扉 種類 片開扉 個数 一式</p> <p>(9) 床ドレン逆止弁 種類 逆止弁 個数 一式</p> <p>(10) 隔離弁 種類 電動弁, 逆止弁 個数 6</p> <p>(11) ポンプ及び配管 種類 ポンプ, 配管 個数 一式</p> <p>(12) 貫通部止水処置 種類 貫通部止水 個数 一式</p>	

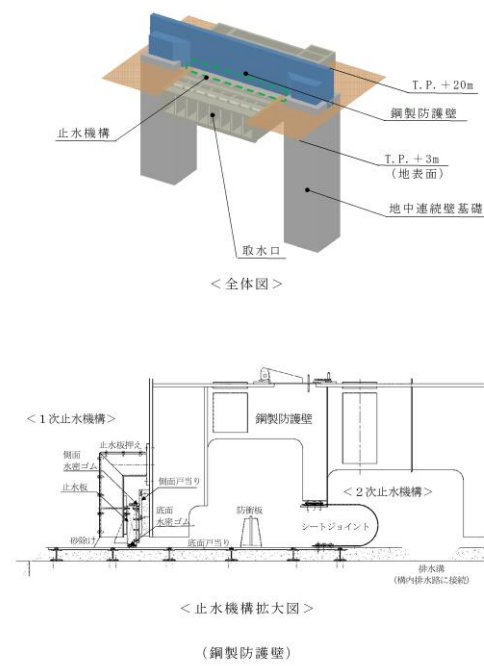
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	備考
(7) 床ドレンライン浸水防止治具 種類 配管止水 個数 一式	材 料 ステンレス鋼 個 数 9	個 数 4		
(8) 貫通部止水処置 種類 貫通部止水 個数 一式	(7) 原子炉建屋外壁 種類 津波防護壁 材 料 鉄筋コンクリー ト 個 数 一式	(7) 補機冷却海水系放水路逆流防止設備 種類 逆流防止設備 (フラップゲート) 材 料 ステンレス鋼 個 数 2		
	(8) 貯留堰 (非常用取水設備と兼用) 種類 鋼管矢板式堰 材 料 炭素鋼 個 数 1	(8) 水密扉 種類 水密扉 材 料 鋼製 個 数 13		
	(9) 取水路点検用開口部浸水防止蓋 種類 浸水防止蓋 材 料 ステンレス鋼 個 数 10	(9) 浸水防止蓋 種類 浸水防止蓋 材 料 鋼製 個 数 10		
	(10) 海水ポンプグラウンドドレン排出口逆止弁 種類 逆流防止設備 (逆止弁) 材 料 ステンレス鋼 個 数 2	(10) 浸水防止壁 種類 浸水防止壁 材 料 鋼製 個 数 1		
	(11) 取水ピット空気抜き配管逆止弁 種類 逆流防止設備 (逆止弁) 材 料 ステンレス鋼 個 数 3	(11) 逆止弁付ファンネル 種類 逆流防止設備 (逆止弁) 材 料 ステンレス鋼 個 数 20		
	(12) 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋 種類 浸水防止蓋 材 料 炭素鋼 個 数 3	(12) 貫通部止水処置 種類 貫通部止水 材 料 シール材 個 数 一式		
	(13) S A用海水ピット開口部浸水防止蓋 種類 浸水防止蓋			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	材 料 炭素鋼 個 数 6 (14) 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋 種 類 浸水防止蓋 材 料 ステンレス鋼 個 数 1 (15) 緊急用海水ポンプグラウンドドレン排出口逆止弁 種 類 逆流防止設備 (逆止弁) 材 料 ステンレス鋼 個 数 1 (16) 緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁 種 類 逆流防止設備 (逆止弁) 材 料 ステンレス鋼 個 数 1 (17) 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋 種 類 浸水防止蓋 材 料 ステンレス鋼 個 数 3 (18) 緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋 種 類 浸水防止蓋 材 料 ステンレス鋼 個 数 1 (19) 緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋 種 類 逆流防止蓋 材 料 ステンレス鋼			

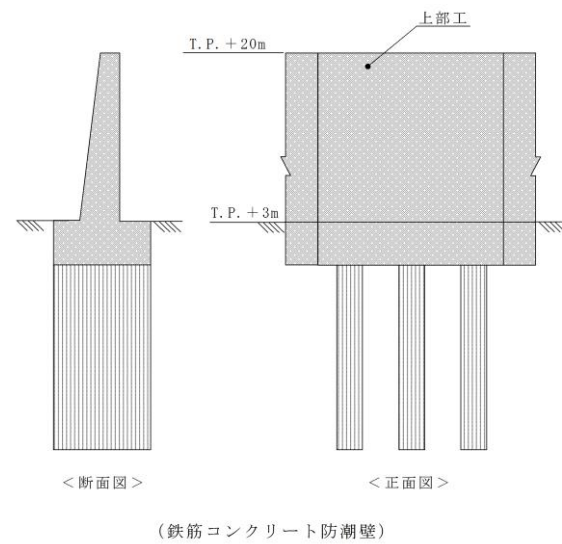
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>個 数 1</p> <p>(20) 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ</p> <p>種 類 水密ハッチ</p> <p>材 料 ステンレス鋼</p> <p>個 数 2</p> <p>(21) 常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ</p> <p>種 類 水密ハッチ</p> <p>材 料 ステンレス鋼</p> <p>個 数 1</p> <p>(22) 常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ</p> <p>種 類 水密ハッチ</p> <p>材 料 ステンレス鋼</p> <p>個 数 2</p> <p>(23) 常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉</p> <p>種 類 水密扉</p> <p>材 料 炭素鋼</p> <p>個 数 1</p> <p>(24) 原子炉建屋原子炉棟水密扉</p> <p>種 類 水密扉</p> <p>材 料 炭素鋼</p> <p>個 数 1</p> <p>(25) 原子炉建屋付属棟東側水密扉</p> <p>種 類 水密扉</p> <p>材 料 ステンレス鋼</p> <p>個 数 1</p> <p>(26) 原子炉建屋付属棟西側水密扉</p> <p>種 類 水密扉</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	材 料 炭素鋼 個 数 1			
	(27) 原子炉建屋付属棟南側水密扉 種 類 水密扉 材 料 炭素鋼 個 数 1			
	(28) 原子炉建屋付属棟北側水密扉 1 種 類 水密扉 材 料 炭素鋼 個 数 1			
	(29) 原子炉建屋付属棟北側水密扉 2 種 類 水密扉 材 料 炭素鋼 個 数 1			
	(30) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置 種 類 貫通部止水 材 料 シール材 個 数 一式			
	(31) 海水ポンプ室貫通部止水処置 種 類 貫通部止水 材 料 シール材 個 数 一式			
	(32) 原子炉建屋境界貫通部止水処置 種 類 貫通部止水 材 料 シール材 個 数 一式			
	(33) 常設代替高圧電源装置用カルバート（立坑部）貫通部止水処置 種 類 貫通部止水 材 料 シール材 個 数 一式			

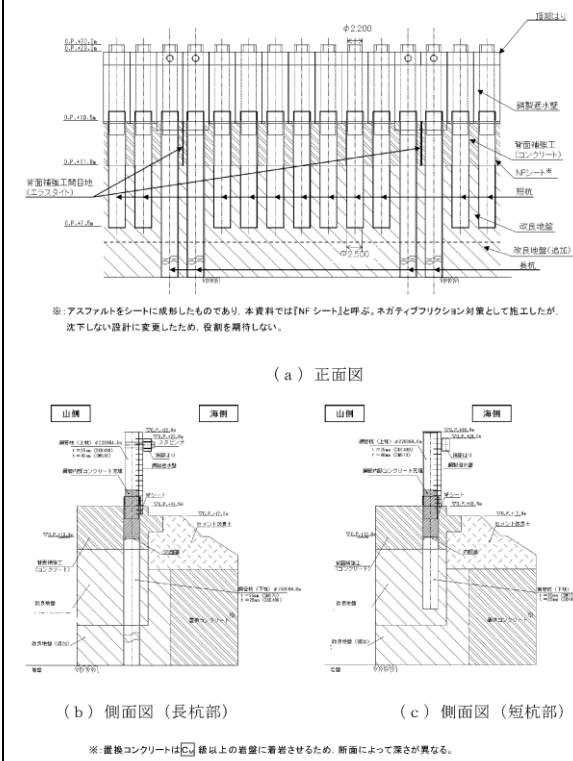
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="736 1554 1202 1596">第10.6-1図 防潮堤及び防潮扉配置図</p>	 <p data-bbox="1314 1554 1855 1638">第10.6-1 図 防潮堤・防潮壁・取放水路流 路縮小工・貯留堰配置図</p>	 <p data-bbox="1929 1554 2418 1596">第10.6-1図 津波防護対象施設の配置図</p>	備考



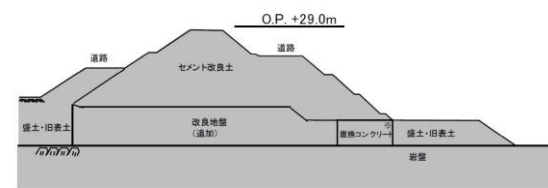
第10.6-2図 防潮堤及び防潮扉概念図 (1/5)



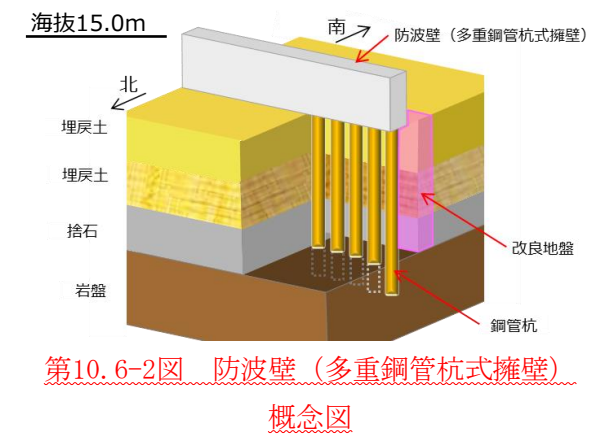
第10.6-2図 防潮堤及び防潮扉概念図 (2/5)



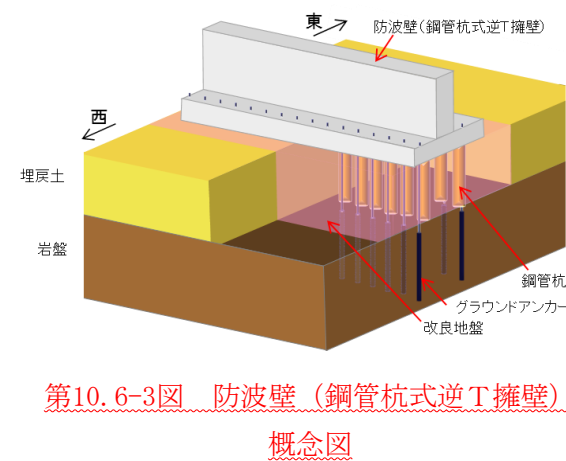
第10.6-2 図 防潮堤 (鋼管式鉛直壁) 概念図



第10.6-3 図 防潮堤 (盛土堤防) 概念図

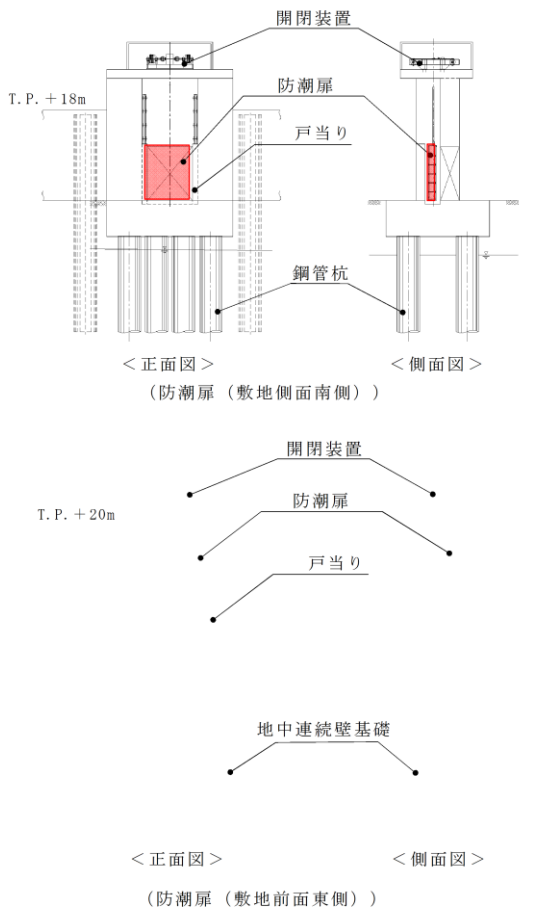
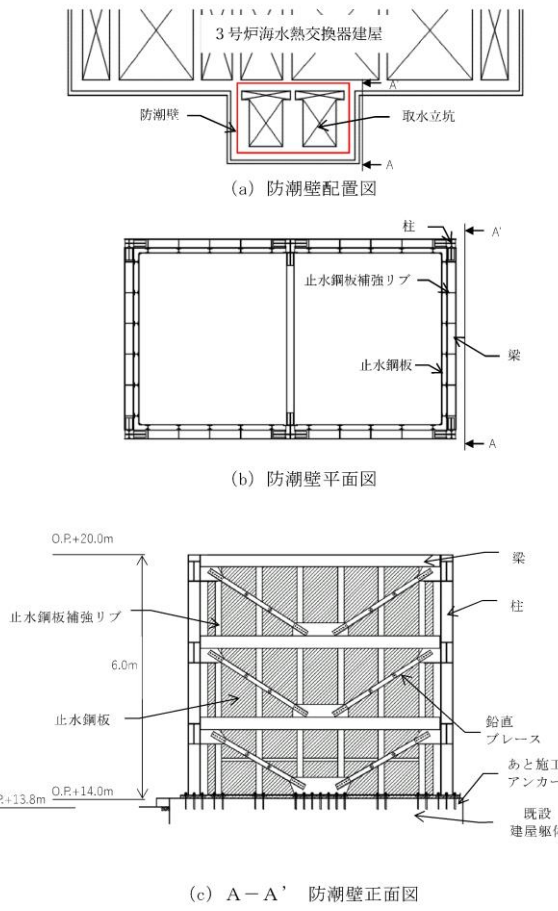
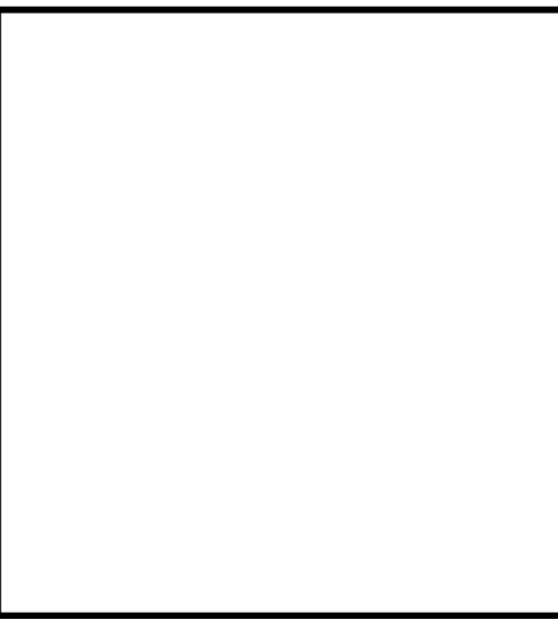
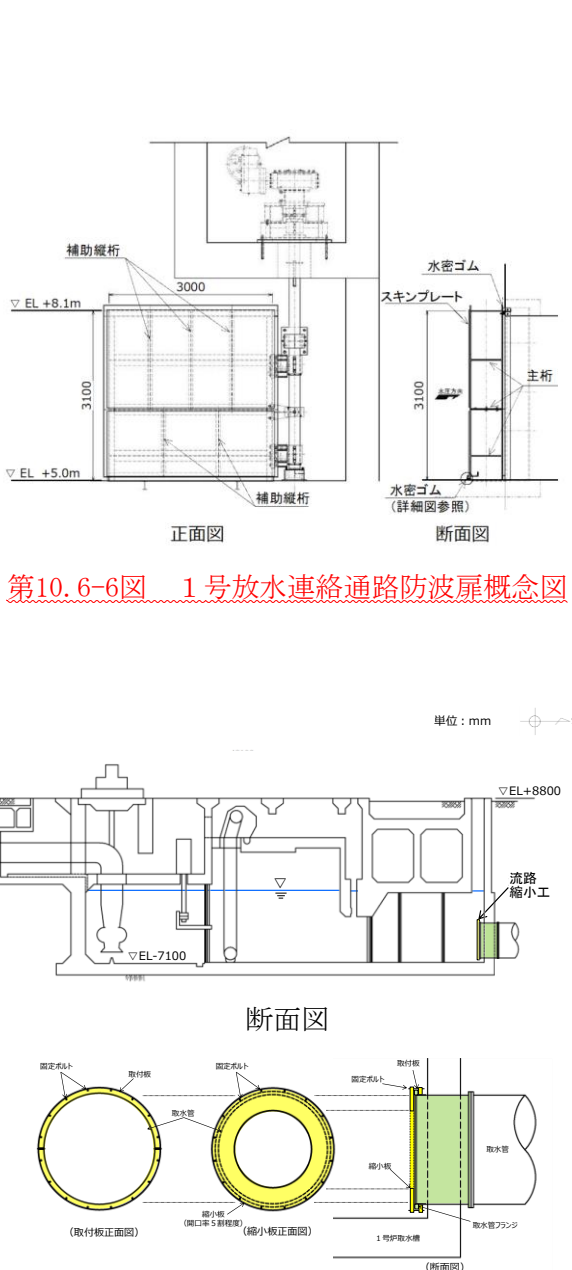


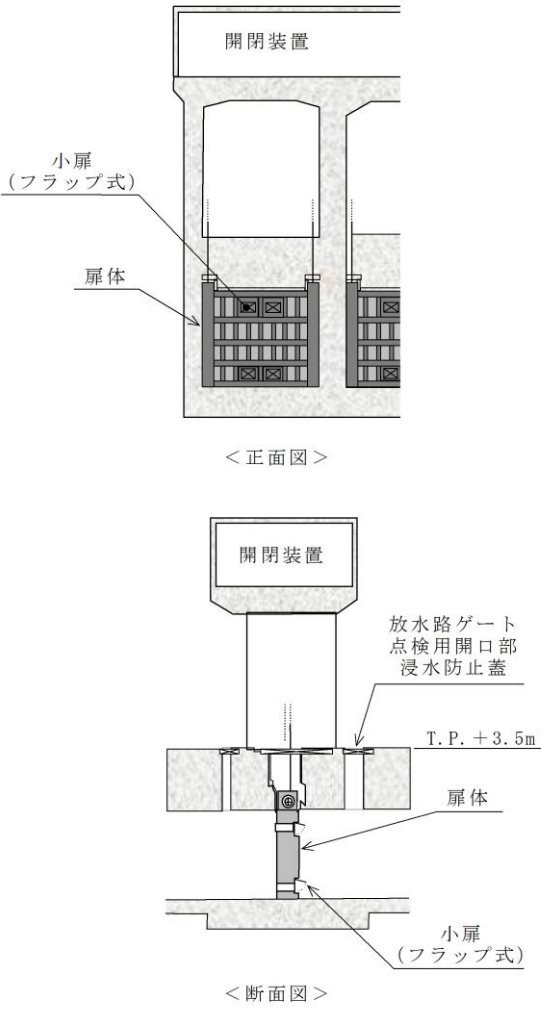
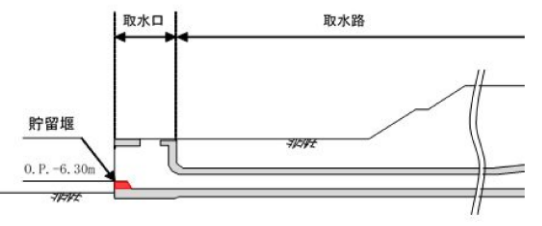
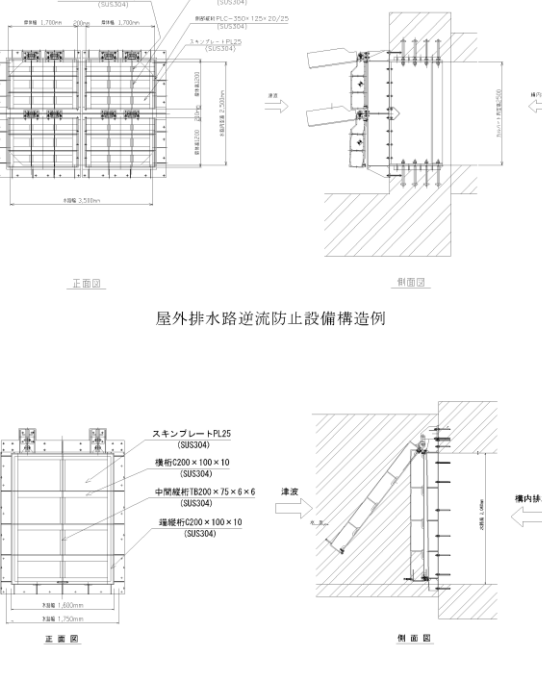
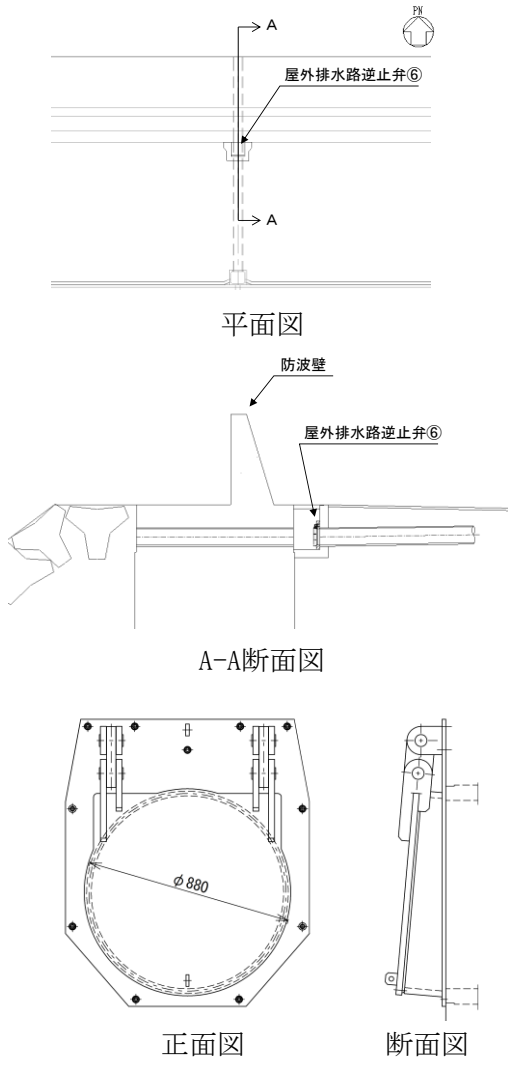
第10.6-2図 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) 概念図



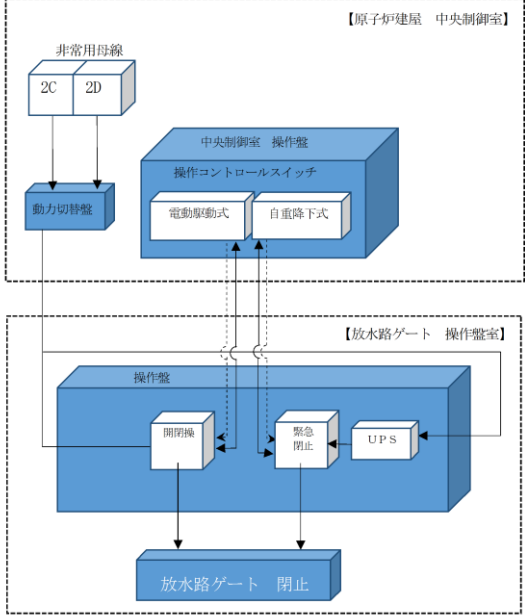
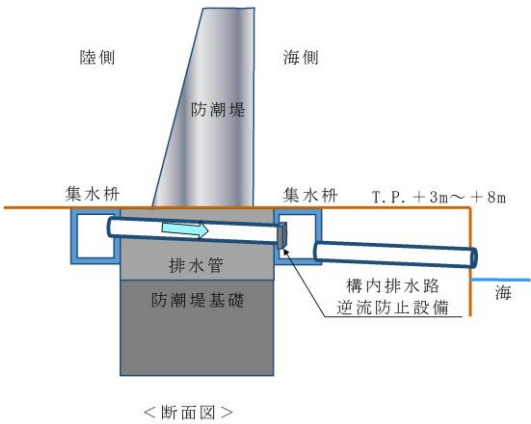
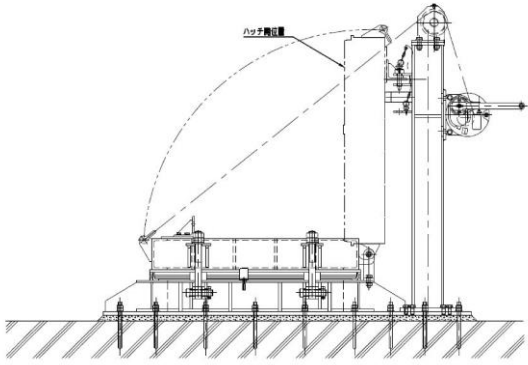

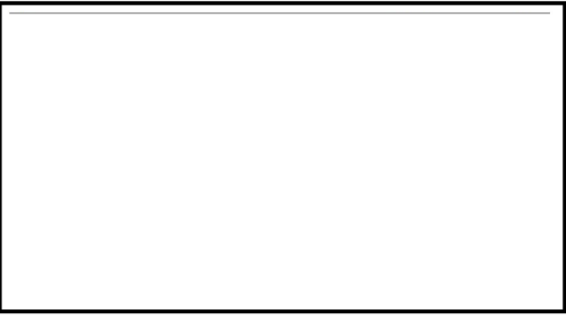
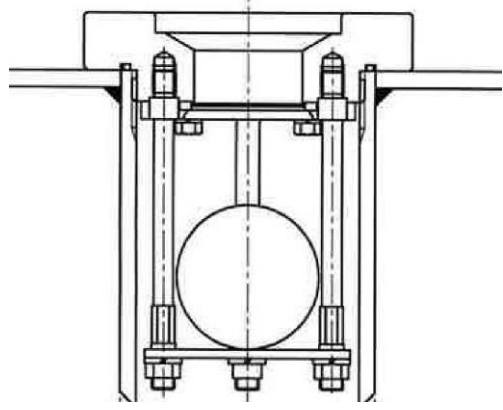
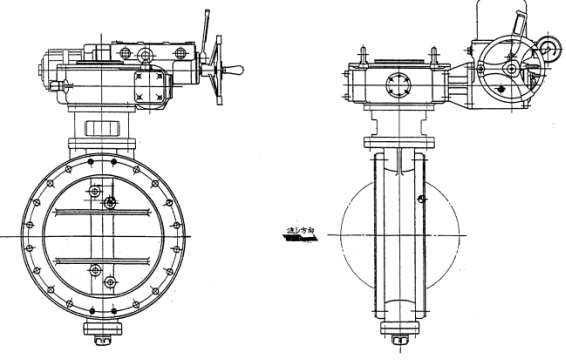
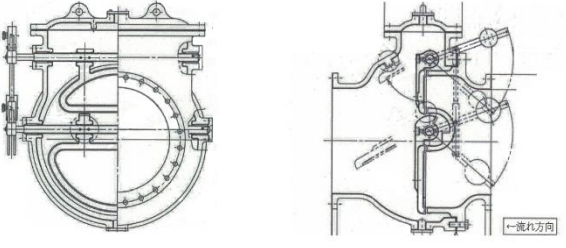
第10.6-3図 防波壁 (鋼管杭式逆T擁壁) 概念図

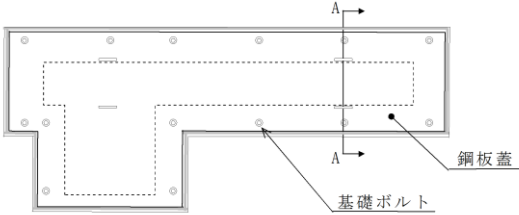
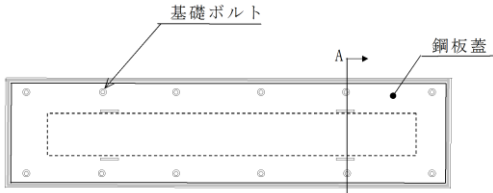
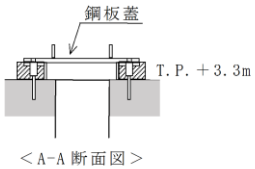
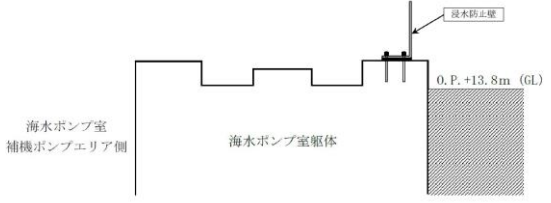
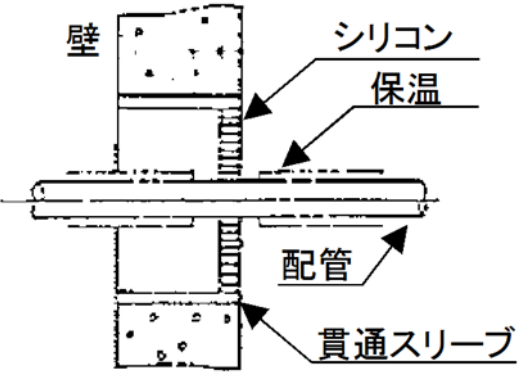
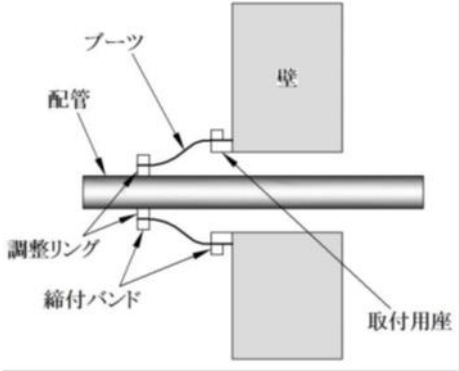
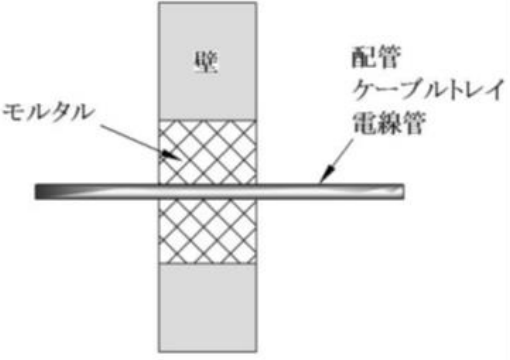
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p>(鉄筋コンクリート防潮壁 (放水路エリア))</p> <p>第10.6-2図 防潮堤及び防潮扉概念図 (3/5)</p>  <p>(鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁)</p> <p>第10.6-2図 防潮堤及び防潮扉概念図 (4/5)</p>	 <p>防潮壁 (2号炉海水ポンプ室) 鋼製遮水壁 (鋼板) 鳥瞰図</p> <p>第10.6-4 図 防潮壁概念図 (1/2)</p>	 <p>第10.6-4図 防波壁 (波返重力擁壁) 概念図</p>  <p>第10.6-5図 防波壁通路防波扉 (3号炉東側) 概念図</p>	

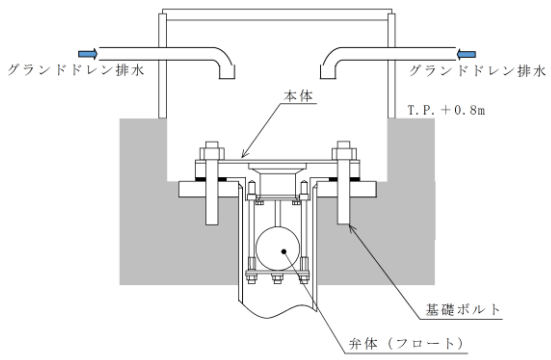
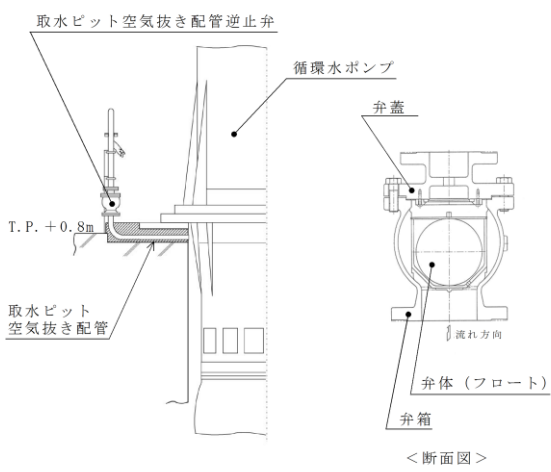
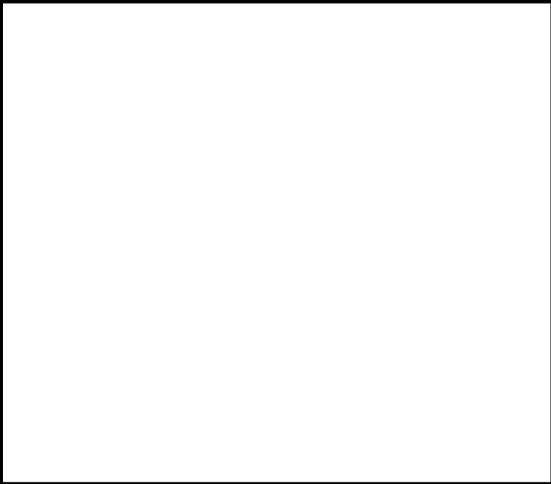
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p>第10.6-2図 防潮堤及び防潮扉概念図 (5/5)</p>	 <p>第10.6-4 図 防潮壁概念図 (2/2)</p>  <p>第10.6-5 図 取放水路流路縮小工概念図</p>	 <p>第10.6-6図 1号放水連絡通路防波扉概念図</p> <p>第10.6-7図 1号炉取水槽流路縮小工概念図</p>	備考

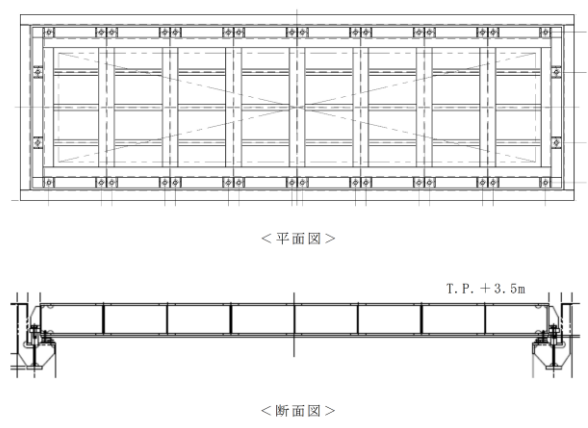
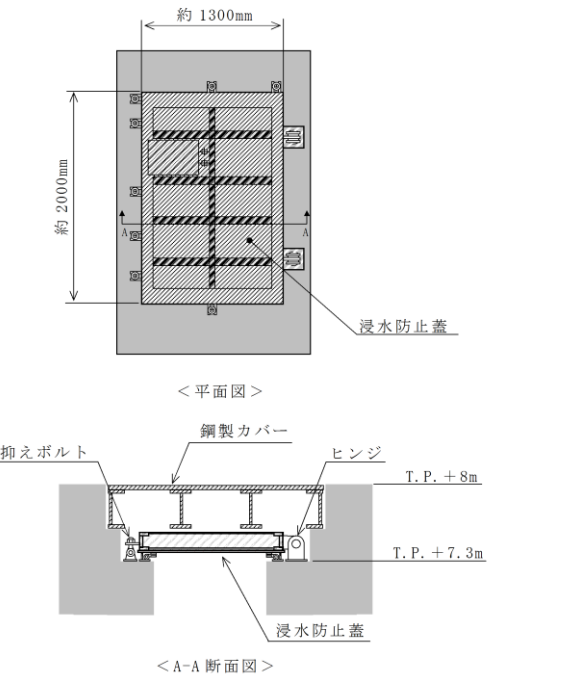
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="810 1192 1222 1234">第10.6-3図 放水路ゲート概念図</p>	 <p data-bbox="1418 483 1774 525">第10.6-6 図 貯留堰概念図</p>  <p data-bbox="1389 1287 1816 1329">第10.6-7 図 逆流防止設備概念図</p>	 <p data-bbox="1952 1339 2410 1381">第10.6-8図 屋外排水路逆止弁概念図</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>第10.6-4図 放水路ゲート開閉装置概念図</p>	<p>第10.6-8 図 水密扉概念図</p>	<p>第10.6-9図 除じん機エリア防水壁概念図</p> <p>第10.6-10図 除じん機エリア水密扉概念図</p> <p>第10.6-11図 復水器エリア水密扉概念図</p>	備考

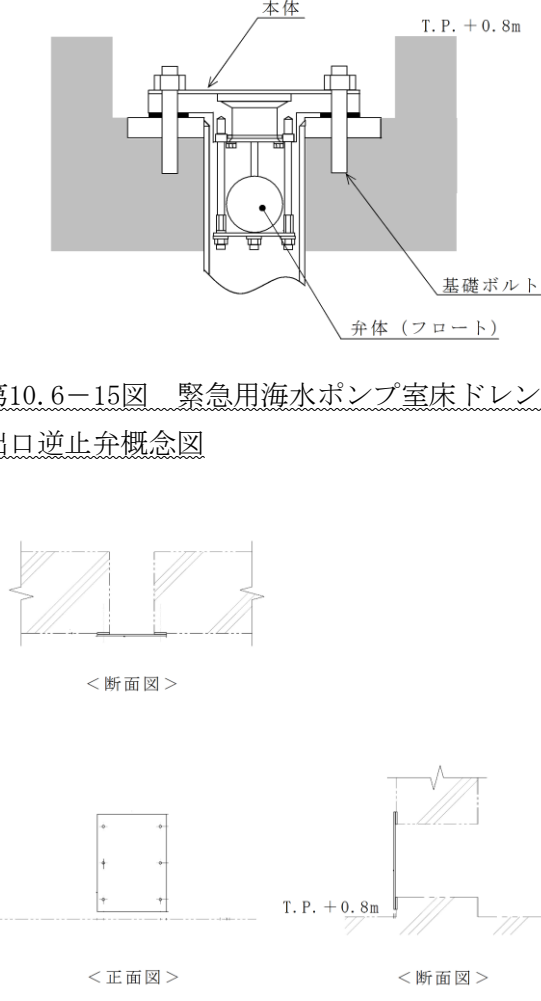
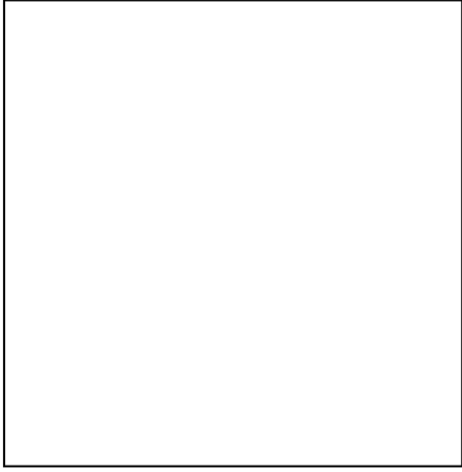
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p>第10.6-5図 放水路ゲート電源系概念図</p>  <p>第10.6-6図 構内排水路逆流防止設備概念図</p>	 <p>第10.6-9 図 浸水防止蓋概念図</p>  <p>第10.6-10 図 逆止弁付ファンネル概念図</p>  <p>第10.6-11 図 浸水防止壁概念図(平面図)</p>	 <p>第10.6-12図 床ドレン逆止弁概念図</p>  <p>第10.6-13図 隔離弁(電動弁)概念図</p>  <p>第10.6-14図 隔離弁(逆止弁)概念図</p>	備考

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="765 226 1264 894" style="border: 1px solid black; height: 318px; width: 168px;"></div> <p data-bbox="845 932 1181 961">第10.6-7図 貯留堰概念図</p> <div data-bbox="774 1020 1258 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p data-bbox="952 1241 1050 1297"><平面図> (L型)</p> </div> <div data-bbox="789 1335 1249 1514" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p data-bbox="952 1545 1050 1602"><平面図> (I型)</p> </div> <div data-bbox="928 1644 1166 1801" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p data-bbox="943 1780 1062 1801"><A-A断面図></p> </div> <p data-bbox="736 1833 1279 1902">第10.6-8図 取水路点検用開口部浸水防止蓋概念図</p>	<div data-bbox="1338 317 1852 506" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p data-bbox="1317 573 1872 646">第10.6-12 図 浸水防止壁概念図 (A-A断面図)</p> </div> <div data-bbox="1317 768 1881 1087" style="border: 1px solid black; height: 152px;"></div> <p data-bbox="1347 1115 1852 1142">シリコンシールの構造例 (押さえ板有り)</p> <div data-bbox="1317 1150 1881 1465" style="border: 1px solid black; height: 150px;"></div> <p data-bbox="1347 1472 1852 1499">シリコンシールの構造例 (押さえ板無し)</p> <p data-bbox="1317 1562 1852 1635">第10.6-13 図 貫通部止水処置概念図 (1/2)</p>	<div data-bbox="1932 285 2415 632" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p data-bbox="2071 663 2288 690">(シリコンシール)</p> <p data-bbox="1952 711 2415 739">第10.6-15図 貫通部止水処置の概念図</p> </div> <div data-bbox="1970 764 2398 1110" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p data-bbox="2089 1157 2273 1184">(ラバーブーツ)</p> <p data-bbox="1952 1205 2415 1232">第10.6-16図 貫通部止水処置の概念図</p> </div> <div data-bbox="1952 1310 2427 1646" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p data-bbox="2119 1650 2243 1677">(モルタル)</p> <p data-bbox="1952 1698 2415 1726">第10.6-17図 貫通部止水処置の概念図</p> </div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p>第10.6-9図 海水ポンプグラウンドドレン排出 口逆止弁概念図</p>  <p>第10.6-10図 取水ビット空気抜き配管逆止弁 概念図</p>	 <p>ブーツラバーの構造例</p> <p>第10.6-13 図 貫通部止水処置概念図 (2/ 2)</p>		

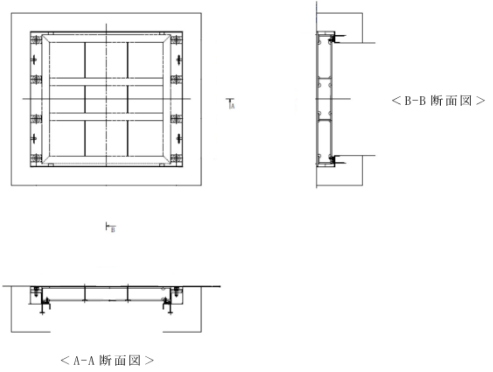
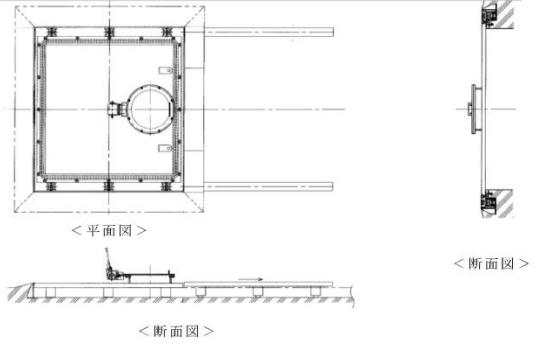
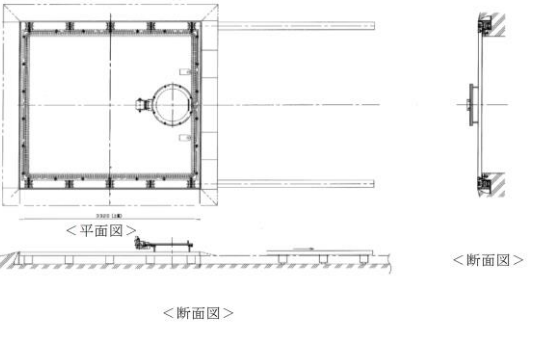
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p>第10.6-11図 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋概念図</p>  <p>第10.6-12図 SA用海水ピット開口部浸水防止蓋概念図</p>			

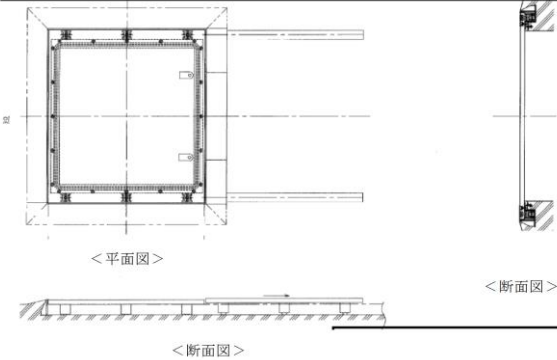
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<div data-bbox="816 241 1172 525" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="920 556 1053 598">< 平面図 ></p> <div data-bbox="816 640 1246 766" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="920 798 1053 840">< 断面図 ></p> <p data-bbox="736 882 1291 966">第10.6-13図 緊急用海水ポンプピット点検用 開口部浸水防止蓋概念図</p> <div data-bbox="756 1060 1276 1396" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="736 1417 1291 1501">第10.6-14図 緊急用海水ポンプグラウンドドレ ン排出口逆止弁概念図</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="736 577 1291 651">第10.6-15図 緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁概念図</p> <p data-bbox="736 1207 1291 1281">第10.6-16図 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋概念図</p>  <p data-bbox="736 1837 1291 1911">第10.6-17図 常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉概念図</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>貫通スリーブ モルタル 壁 貫通物</p> <p>モルタル 貫通スリーブ 床版(上版) 貫通物 モルタル受金物</p> <p><壁貫通部の例> <床版(上版)貫通部の例></p> <p>(充てん構造(モルタル))</p> <p>仕切り(パテ) ウレタンゴム 壁 貫通物 水圧</p> <p>貫通スリーブ</p> <p>貫通スリーブ 止水板 壁 貫通物 水圧 シリコンゴム アンカーボルト</p> <p><ウレタンゴムによる止水構造> <シリコンゴムによる止水構造></p> <p>(充てん構造(ウレタンゴム又はシリコンゴム))</p> <p>第10.6-18図 貫通部止水処置概念図(1/2)</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>第10.6-18図 貫通部止水処置概念図 (2/2)</p> <p>10.6-19図 緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋概念図</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p>第10.6-20図 緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋概念図</p>  <p>第10.6-21図 格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチA, B概念図</p>  <p>第10.6-22図 常設低圧注水系格納槽点検用水密ハッチ概念図</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号炉	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="736 619 1291 703">第10.6-23図 常設低圧注水系格納槽可搬型ポ ンプ用水密ハッチ A, B 概念図</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2.1.3 津波による損傷の防止</p> <p>2.1.3.1 津波による損傷の防止に係る基準適合性</p> <p>【設置許可基準規則】</p> <p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第四十条 重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>基準津波及び入力津波の策定に関しては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>耐津波設計としては以下の方針とする。</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する。そのため、非常用海水冷却系については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</p> <p>また、大容量送水車については、基準津波による水位の変動に対</p>		<p><u>2.1.3 津波による損傷の防止</u></p> <p><u>2.1.3.1 津波による損傷の防止に係る基準適合性</u></p> <p><u>【設置許可基準規則】</u></p> <p><u>(津波による損傷の防止)</u></p> <p><u>第四十条 重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</u></p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p><u>基準津波及び入力津波の策定に関しては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</u></p> <p><u>耐津波設計としては以下の方針とする。</u></p> <p><u>(1) 津波の敷地への流入防止</u></p> <p><u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。</u></p> <p><u>(2) 漏水による安全機能への影響防止</u></p> <p><u>取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。</u></p> <p><u>(3) 津波防護の多重化</u></p> <p><u>上記(1)及び(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画については、浸水防護を行うことにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</u></p> <p><u>(4) 水位低下による安全機能への影響防止</u></p> <p><u>水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水ポンプについては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</u></p> <p><u>また、大型送水ポンプ車については、基準津波による水位の変動に</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>して取水性を確保でき、<u>6号及び7号炉の取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</u></p> <p>(5) <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</u></p> <p>(6) <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水冷却系等の取水性の評価に当たっては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</u></p>		<p><u>対して取水性を確保でき、取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</u></p> <p>(5) <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能保持</u> <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</u></p> <p>(6) <u>地震による敷地の隆起・沈降、地震による影響等</u> <u>地震による敷地の隆起・沈降、地震による影響等については、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</u></p> <p>(7) <u>津波防護施設及び浸水防止設備の設計並びに非常用海水冷却系</u> <u>の評価</u> <u>津波防護施設、浸水防止設備の設計並びに非常用海水ポンプ等の取水性の評価に当たっては、第五条の「適合のための設計方針」を適用する。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2.1.3.2 重大事故等対処施設の耐津波設計</p> <p>2.1.3.2.1 重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針</p> <p><u>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</u></p> <p>(1) 津波防護対象の選定</p> <p><u>設置許可基準規則第四十条（津波による損傷の防止）においては、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを要求している。</u></p> <p><u>なお、設置許可基準規則第四十三条（重大事故等対処設備）における可搬型重大事故等対処設備の接続口、保管場所及び機能保持に対する要求事項を満足するため、可搬型重大事故等対処設備についても津波防護の対象とする。</u></p> <p><u>このため、津波から防護する設備は、重大事故等対処施設（可搬型重大事故等対処設備を含む。）（以下「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。）とし、これらを内包する建屋及び区画について第2.1.3-1 表に分類を示す。</u></p> <p><u>なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、設置許可基準規則の解釈別記3 で入力津波に対して機能を十分に保持できることが要求されており、同要求を満足できる設計とする。</u></p> <p>(2) 敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等</p>	<p>2.1.3 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1.3.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>敷地の特性に応じた津波防護の基本方針が、敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示されていること。</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等として設置されるものの概要が網羅かつ明示されていること。</p> <p>【検討方針】</p> <p>敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等）に応じた津波防護の基本方針を、敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示する。また、敷地の特性に応じた津波防護（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等）の概要（外郭防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）について整理する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>(1) 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</p> <p>「<u>女川原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針</u>」を適用する。</p> <p>(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要</p> <p>「<u>女川原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津</u></p>	<p><u>2.1.3.2 耐津波設計の基本方針</u></p> <p><u>2.1.3.2.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</u></p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p><u>敷地の特性に応じた津波防護の基本方針が、敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示されていること。</u></p> <p><u>津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等として設置されるものの概要が網羅かつ明示されていること。</u></p> <p>【検討方針】</p> <p><u>敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等）に応じた津波防護の基本方針を、敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示する。また、敷地の特性に応じた津波防護（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等）の概要（外郭防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）について整理する。</u></p> <p>【検討結果】</p> <p><u>(1) 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針</u></p> <p><u>「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</u></p> <p><u>(2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要</u></p> <p><u>「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津</u></p>	<p>備考</p> <p>・資料構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は、「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」に記載</p> <p>・資料構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 敷地及び敷地周辺の地形、標高並びに河川の存在の把握 <u>「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.2(2)安全設計方針」</u>に同じ。</p> <p>b. 敷地における施設の位置、形状等の把握 <u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画として、「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止1.2(2)安全設計方針」で示した範囲に加え、格納容器圧力逃がし装置を敷設する区画、常設代替交流電源設備（6 号及び7 号炉共用）を敷設する区画、5 号炉原子炉建屋（緊急時対策所（6 号及び7 号炉共用）を設定する区画）、5号炉東側保管場所（6 号及び7 号炉共用）、5 号炉東側第二保管場所（6 号及び7 号炉共用）、大湊側高台保管場所（6 号及び7 号炉共用）及び荒浜側高台保管場所（6 号及び7 号炉共用）を設置する。なお、いずれの建屋及び区画も「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 第1.5-7 図」で示した「浸水を防止する敷地」に設置する。（第2.1.3-1 図）</u></p> <p>c. 敷地周辺の人工構造物の位置、形状等の把握 <u>「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.2(2)安全設計方針」</u>に同じ。</p> <p>(3) 入力津波の設定 <u>「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.2(2)安全設計方針」</u>に同じ。入力津波の時刻歴波形を第2.1.3-2図に、入力津波高さ一覧を第2.1.3-2表に示す。</p> <p>2.1.3.2.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針 <u>津波防護の基本方針は、以下の(1)から(5)のとおりである。</u></p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。下記(3)において同じ。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>(2) 取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</p>	<p>波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</p>	<p><u>波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</u></p>	<p>島根 2 号炉は、「島根原子力発電所 2 号炉 5 条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>(3) 上記2 方針のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。</u></p> <p><u>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。</u></p> <p><u>(5) 津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。</u></p> <p><u>敷地の特性に応じた津波防護としては、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とするため、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画を、「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.2(2)安全設計方針」で設定した「浸水を防止する敷地」に設置することで、同建屋及び区画が設置された敷地への、遡上波の地上部からの到達及び流入を敷地高さにより防止する。</u></p> <p><u>また、取水路から津波を流入させない設計とするため、外郭防護として、タービン建屋の補機取水槽の上部床面に設けられた開口部に取水槽閉止板を設置する。</u></p> <p><u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として、タービン建屋内の区画境界部及び他の建屋との境界部に水密扉、止水ハッチ、ダクト閉止板(6 号炉)、浸水防止ダクト(7 号炉)及び床ドレンライン浸水防止治具の設置並びに貫通部止水処置を実施する。</u></p> <p><u>引き波時の水位低下に対して、補機取水槽の水位が原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能水位を下回らないよう、海水貯留堰を設置する。</u></p> <p><u>地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波監視設備として補機取水槽に取水槽水位計を、7 号炉の主排気筒に津波監視カメラ(6 号及び7 号炉共用)を設置する。</u></p> <p><u>格納容器圧力逃がし装置を敷設する区画、常設代替交流電源設備を敷設する区画、5 号炉原子炉建屋（緊急時対策所を設定する区画）、5 号炉東側保管場所、5 号炉東側第二保管場所、大湊側高台保管場所及び荒浜側高台保管場所は、津波の影響を受けない位置に設置するた</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>め、新たな津波防護対策は必要ない。</u></p> <p><u>津波防護対策の設備分類と設置目的を第2. 1. 3-3表に示す。また、敷地の特性に応じた津波防護の概要を第2. 1. 3-3図に示す。</u></p> <p>2. 1. 3. 2. 3 敷地への浸水防止（外郭防護1） (1) 遡上波の地上部からの到達，流入の防止</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は，基準津波による遡上波が到達しない十分に高い敷地として設定した「浸水を防止する敷地」に設置する。</p> <p>遡上波の地上部からの到達防止に当たっての検討は、「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.2(2)安全設計方針」を適用する。</p>	<p>2. 1. 3. 2 敷地への浸水防止（外郭防護1） (1) 遡上波の地上部からの到達，流入の防止</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備等を内包する建屋及び重大事故等に対処するために必要な機能を有する屋外設備等は，基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。</p> <p>基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には，防潮堤等の津波防護施設，浸水防止設備を設置すること。</p> <p>【検討方針】</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画は，基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置していることを確認する。</p> <p>また，基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には，津波防護施設，浸水防止設備の設置により遡上波が到達しないようにする。</p> <p>具体的には，重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画に対して，基準津波による遡上波が地上部から到達，流入しないことを確認する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>「女川原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</p>	<p>2. 1. 3. 2. 2 敷地への浸水防止（外郭防護1） (1) 遡上波の地上部からの到達，流入の防止</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備等を内包する建屋及び重大事故等に対処するために必要な機能を有する屋外設備等は，基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。</p> <p>基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には，防波壁等の津波防護施設，浸水防止設備を設置すること。</p> <p>【検討方針】</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画は，基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置していることを確認する。</p> <p>また，基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には，津波防護施設，浸水防止設備の設置により遡上波が到達しないようにする。</p> <p>具体的には，重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画に対して，基準津波による遡上波が地上部から到達，流入しないことを確認する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</p>	<p>備考</p> <p>・資料構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は，「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 取水路, 放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>取水路, 放水路等の経路から, 津波が流入する可能性のある経路(扉, 開口部, 貫通口等)を特定し, 必要に応じて実施する浸水対策については「設計基準対象施設について 第5 条:津波による損傷の防止 1.2(2)安全設計方針」を適用する。</p> <p>2.1.3.2.4 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(外郭防護2)</p>	<p>(2) 取水路, 放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>【規制基準における要求事項等】 取水路, 放水路等の経路から, 津波が流入する可能性について検討した上で, 流入の可能性のある経路(扉, 開口部, 貫通部等)を特定すること。 特定した経路に対して, 浸水防止対策を施すことにより津波の流入を防止すること。</p> <p>【検討方針】 取水路, 放水路等の経路から, 津波が流入する可能性について経路を検討した上で, 流入の可能性のある経路(扉, 開口部, 貫通部等)を特定する。 特定した経路に対して, 浸水防止対策を施すことにより津波の流入を防止する。</p> <p>【検討結果】 「女川原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II.耐津波設計方針 3.重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</p> <p>2.1.3.3 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(外郭防護2)</p> <p>(1) 漏水対策</p> <p>【規制基準における要求事項等】 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して, 取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討すること。 漏水が継続することによる浸水の範囲を想定(以下「浸水想定範囲」という。)すること。 浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路, 浸水口(扉, 開口部, 貫通口等)を特定すること。 特定した経路, 浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定すること。</p> <p>【検討方針】 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して, 取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討する。 漏水が継続する場合は, 浸水想定範囲を明確にし, 浸水想定範囲の</p>	<p>(2) 取水路, 放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>【規制基準における要求事項等】 取水路, 放水路等の経路から, 津波が流入する可能性について検討した上で, 流入の可能性のある経路(扉, 開口部, 貫通部等)を特定すること。 特定した経路に対して, 浸水防止対策を施すことにより津波の流入を防止すること。</p> <p>【検討方針】 取水路, 放水路等の経路から, 津波が流入する可能性について経路を検討した上で, 流入の可能性のある経路(扉, 開口部, 貫通部等)を特定する。 特定した経路に対して, 浸水防止対策を施すことにより津波の流入を防止する。</p> <p>【検討結果】 「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II.耐津波設計方針 3.重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</p> <p>2.1.3.2.3 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(外郭防護2)</p> <p>(1) 漏水対策</p> <p>【規制基準における要求事項等】 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して, 取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討すること。 漏水が継続することによる浸水の範囲を想定(以下「浸水想定範囲」という。)すること。 浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある経路, 浸水口(扉, 開口部, 貫通口等)を特定すること。特定した経路, 浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定すること。</p> <p>【検討方針】 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して, 取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検討する。 漏水が継続する場合は, 浸水想定範囲を明確にし, 浸水想定範囲の</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を検討の上、漏水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には、「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.2(2)安全設計方針」を適用する。</p>	<p>境界において浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定する。</p> <p>また、浸水想定範囲がある場合は、浸水の可能性のある経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>「女川原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</p> <p>(2) 安全機能への影響評価</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>浸水想定範囲の周辺に重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備等がある場合は、防水区画化すること。</p> <p>必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認すること。</p> <p>【検討方針】</p> <p>浸水想定範囲が存在する場合、その周辺に重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備等がある場合は、防水区画化する。必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>「女川原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</p> <p>(3) 排水設備設置の検討</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置すること。</p> <p>【検討方針】</p> <p>浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置する。</p>	<p><u>境界において浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定する。</u></p> <p><u>また、浸水想定範囲がある場合は、浸水の可能性のある経路、浸水口に対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定する。</u></p> <p>【検討結果】</p> <p><u>「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</u></p> <p><u>(2) 安全機能への影響評価</u></p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p><u>浸水想定範囲の周辺に重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備等がある場合は、防水区画化すること。</u></p> <p><u>必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認すること。</u></p> <p>【検討方針】</p> <p><u>浸水想定範囲が存在する場合、その周辺に重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備等がある場合は、防水区画化する。必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認する。</u></p> <p>【検討結果】</p> <p><u>「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</u></p> <p><u>(3) 排水設備設置の検討</u></p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p><u>浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置すること。</u></p> <p>【検討方針】</p> <p><u>浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置する。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 1. 3. 2. 5 <u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の隔離 (内郭防護)</u></p> <p>(1) 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p><u>浸水防護重点化範囲として、「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1. 2(2)安全設計方針」で示した範囲に加え、格納容器圧力逃がし装置を敷設する区画、常設代替交流電源設備を敷設する区画、5 号炉原子炉建屋 (緊急時対策所を設定する区画)、5 号炉東側保管場所、5 号炉東側第二保管場所、大湊側高台保管場所及び荒浜側高台保管場所を設定する。</u></p> <p>(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p>	<p>【検討結果】</p> <p>「<u>女川原子力発電所 2号炉 5 条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針</u>」を適用する。</p> <p>2. 1. 3. 4 重大事故等に対処するために必要な機能を有する施設の隔離 (内郭防護)</p> <p>(1) 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備等を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化すること。</p> <p>【検討方針】</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>「<u>女川原子力発電所 2号炉 5 条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針</u>」を適用する。</p> <p>(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定すること。</p> <p>浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口 (扉、開口部、貫通口等) を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。</p> <p>【検討方針】</p> <p>津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定する。</p> <p>浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口 (扉、開口部、貫通口等) を特定し、それらに対して浸水対策を実施する。</p> <p>津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震によ</p>	<p>【検討結果】</p> <p>「<u>島根原子力発電所 2号炉 5 条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針</u>」を適用する。</p> <p>2. 1. 3. 2. 4 重大事故等に対処するために必要な機能を有する施設の隔離 (内郭防護)</p> <p>(1) 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>重大事故等に対処するために必要な機能を有する設備等を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化すること。</p> <p>【検討方針】</p> <p>重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>「<u>島根原子力発電所 2号炉 5 条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針</u>」を適用する。</p> <p>(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定すること。</p> <p>浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口 (扉、開口部、貫通口等) を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。</p> <p>【検討方針】</p> <p>津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定する。</p> <p>浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口 (扉、開口部、貫通口等) を特定し、それらに対して浸水対策を実施する。</p> <p>津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震によ</p>	<p>・資料構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は、「島根原子力発電所 2号炉 5 条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>浸水防護重点化範囲のうち、設計基準対象施設と同じ範囲については、「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.2(2)安全設計方針」を適用する。</p> <p>また、その他の範囲については、津波による溢水の影響を受けない位置に設置する又は津波による溢水の浸水経路がない設計とする。</p> <p>2.1.3.2.6 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p>	<p>る溢水の影響も含めて、以下の方針により安全側の想定を実施する。</p> <p>a. 地震・津波による建屋内の循環水系等の機器・配管の損傷による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢水、下位クラス建屋における地震時のドレン系ポンプの停止による地下水の流入等の事象を考慮する。</p> <p>b. 地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタンク等の損傷による敷地内への津波及び系統保有水の溢水等の事象を考慮する。</p> <p>c. 循環水系機器・配管等損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返し襲来を考慮する。</p> <p>d. 機器・配管等の損傷による溢水量については、内部溢水における溢水事象想定を考慮して算定する。</p> <p>e. 地下水については、地震時の地下水の流入が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。</p> <p>f. 施設・設備施工上生じうる隙間部等がある場合には、当該部からの溢水も考慮する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>「女川原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</p> <p>2.1.3.5 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>(1) 重大事故等対処設備の取水性</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>重大事故等対処設備の取水性については、次に示す方針を満足すること。</p> <p>・基準津波による水位の低下に対して、海水ポンプが機能維持できる設計であること。</p> <p>・基準津波による水位の低下に対して、冷却に必要な海水が確保でき</p>	<p>る溢水の影響も含めて、以下の方針により安全側の想定を実施する。</p> <p>a. 地震・津波による建屋内の循環水系等の機器・配管の損傷による建物内への津波及び系統設備保有水の溢水、下位クラス建屋における地震時のドレン系ポンプの停止による地下水の流入等の事象を考慮する。</p> <p>b. 地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタンク等の損傷による敷地内への津波及び系統保有水の溢水等の事象を考慮する。</p> <p>c. 循環水系機器・配管等損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返し襲来を考慮する。</p> <p>d. 機器・配管等の損傷による溢水量については、内部溢水における溢水事象想定を考慮して算定する。</p> <p>e. 地下水については、地震時の地下水の流入が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。</p> <p>f. 施設・設備施工上生じうる隙間部等がある場合には、当該部からの溢水も考慮する。</p> <p>【検討結果】</p> <p>「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</p> <p>2.1.3.2.5 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>(1) 重大事故等対処設備の取水性</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>重大事故等対処設備の取水性については、次に示す方針を満足すること。</p> <p>・基準津波による水位の低下に対して、海水ポンプが機能維持できる設計であること。</p> <p>・基準津波による水位の低下に対して、冷却に必要な海水が確保でき</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) <u>重大事故時に使用するポンプの取水性</u> <u>水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水冷却系については、「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.2(2)安全設計方針」を適用する。</u> <u>重大事故時に使用する可搬型の海水を取水するポンプは、大容量送水車の取水ポンプであり、設計基準対象施設の非常用取水設備である取水路から海水を取水する。</u> <u>同取水ポンプについては、海水貯留堰の貯留容量及び想定する最大</u></p>	<p>る設計であること。</p> <p>【検討方針】 基準津波による水位の低下に対して、常設重大事故等対処設備の海水ポンプである原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ並びに可搬型重大事故等対処設備の海水を取水するポンプである大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）が機能維持できる設計であることを確認する。 また、基準津波による水位の低下に対して、重大事故等対処設備による冷却に必要な海水が確保できる設計であることを確認する。 具体的には、以下のとおり実施する。 ・原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの設置位置並びに大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の水中ポンプ設置位置の評価水位の算定を適切に行うため、取水路の特性に応じた手法を用いる。また、取水路の管路の形状や材質、表面の状況に応じた摩擦損失を設定する。 ・原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の取水可能水位が下降側評価水位を下回る等、水位低下に対して各ポンプが機能維持できる設計となっていることを確認する。 ・引き波時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間において、原子炉補機冷却海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の継続運転が可能な貯水量を十分確保できる設計となっていることを確認する。なお、取水路が循環水系と非常用系で併用される場合においては、循環水系運転継続等による取水量の喪失を防止できる措置が施される方針であることを確認する。</p> <p>【検討結果】 「女川原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</p>	<p><u>る設計であること。</u></p> <p>【検討方針】 <u>基準津波による水位の低下に対して、常設重大事故等対処設備の海水ポンプである原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ並びに可搬型重大事故等対処設備の海水を取水するポンプである大型送水ポンプ車が機能維持できる設計であることを確認する。</u> <u>また、基準津波による水位の低下に対して、重大事故等対処設備による冷却に必要な海水が確保できる設計であることを確認する。</u> <u>具体的には、以下のとおり実施する。</u> <u>・原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの設置位置並びに大型送水ポンプ車の水中ポンプ設置位置の評価水位の算定を適切に行うため、取水路の特性に応じた手法を用いる。また、取水路の管路の形状や材質、表面の状況に応じた摩擦損失を設定する。</u> <u>・原子炉補機海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ、大型送水ポンプ車の取水可能水位が下降側評価水位を下回る等、水位低下に対して各ポンプが機能維持できる設計となっていることを確認する。</u> <u>・引き波時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間において、原子炉補機海水ポンプ、高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ、大型送水ポンプ車の継続運転が可能な貯水量を十分確保できる設計となっていることを確認する。なお、取水路が循環水系と非常用系で併用される場合においては、循環水系運転継続等による取水量の喪失を防止できる措置が施される方針であることを確認する。</u></p> <p>【検討結果】 「<u>島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針</u>」を適用する。</p>	<p>備考</p> <p>・資料構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、「島根</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>同時運転台数(3台)による運転時に必要な水量を考慮し、ポンプの設置高さを設定する等により、重大事故時においてポンプの機能が保持できるとともに、必要な海水が確保できる設計とする。</u></p> <p>(2) 津波の二次的な影響による重大事故等対処施設の機能保持確認</p>	<p>(2) 津波の二次的な影響による重大事故等対処設備の機能保持確認</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p>基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評価されていること。</p> <p>基準津波に伴う取水口付近の漂流物が適切に評価されていること。重大事故等対処設備については、次に示す方針を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること。 ・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。 <p>【検討方針】</p> <p>基準津波に伴う2号炉の取水口付近の砂の移動・堆積や漂流物を適切に評価する。その上で、重大事故等対処設備について、基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること、浮遊砂等の混入に対して海水を取水するポンプが機能保持できる設計であることを確認する。</p> <p>具体的には、以下のとおり確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遡上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し、閉塞しないことを確認する。 ・混入した浮遊砂は、スクリーン等で除去することが困難なため、海水を取水するポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固着しにくい仕様であることを確認する。また、ポンプ運転時において取水に混入する浮遊砂量がポンプの機能に影響を与えないことを確認する。 ・基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、遡上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び遡上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口が閉塞しないことを確認する。また、スクリーン自体が漂 	<p>(2) 津波の二次的な影響による重大事故等対処設備の機能保持確認</p> <p>【規制基準における要求事項等】</p> <p><u>基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評価されていること。</u></p> <p><u>基準津波に伴う取水口付近の漂流物が適切に評価されていること。</u></p> <p><u>重大事故等対処設備については、次に示す方針を満足すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること。</u> ・<u>基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。</u> <p>【検討方針】</p> <p><u>基準津波に伴う2号炉の取水口付近の砂の移動・堆積や漂流物を適切に評価する。その上で、重大事故等対処設備について、基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること、浮遊砂等の混入に対して海水を取水するポンプが機能保持できる設計であることを確認する。</u></p> <p><u>具体的には、以下のとおり確認する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>遡上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し、閉塞しないことを確認する。</u> ・<u>混入した浮遊砂は、スクリーン等で除去することが困難なため、海水を取水するポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固着しにくい仕様であることを確認する。また、ポンプ運転時において取水に混入する浮遊砂量がポンプの機能に影響を与えないことを確認する。</u> ・<u>基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、遡上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び遡上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口が閉塞しないことを確認する。また、スクリーン自体が漂</u> 	<p>原子力発電所2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に対して、6号及び7号炉の取水口及び取水路の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して、原子炉補機冷却海水ポンプは機能保持できる設計とする。具体的には、「設計基準対象施設について 第5条:津波による損傷の防止 1.2(2)安全設計方針」を適用する。</p> <p>重大事故時に使用する可搬型の海水を取水する大容量送水車については、浮遊砂等の混入に対して、機能保持できる設計とする。</p> <p>2.1.3.2.7 津波監視</p> <p>津波の襲来を監視するための津波監視設備の設置については、「設計基準対象施設について 第5条:津波による損傷の防止 1.2(2)安全設計方針」を適用する。</p>	<p>流物となる可能性が無いか確認する。</p> <p>【検討結果】 「女川原子力発電所2号炉 5条 津波による損傷の防止 II.耐津波設計方針3.重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</p> <p>2.1.3.6 津波監視</p> <p>【規制基準における要求事項等】 敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視設備を設置すること。</p> <p>【検討方針】 敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備として、津波監視カメラ及び取水ピット水位計を設置する。</p> <p>【検討結果】 「女川原子力発電所2号炉 5条 津波による損傷の防止 II.耐津波設計方針3.重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</p> <p>2.1.3.7 津波防護施設及び浸水防止設備等の設計・評価</p> <p>【規制基準における要求事項等】 津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計すること。</p> <p>浸水防止設備については、浸水想定範囲における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計するこ</p>	<p>流物となる可能性が無いか確認する。</p> <p>【検討結果】 「島根原子力発電所2号炉 5条 津波による損傷の防止 II.耐津波設計方針 3.重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</p> <p>2.1.3.2.6 津波監視</p> <p>【規制基準における要求事項等】 敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視設備を設置すること。</p> <p>【検討方針】 敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備として、津波監視カメラ及び取水槽水位計を設置する。</p> <p>【検討結果】 「島根原子力発電所2号炉 5条 津波による損傷の防止 II.耐津波設計方針 3.重大事故等対処施設の津波防護方針」を適用する。</p> <p>2.1.3.2.7 津波防護施設及び浸水防止設備等の設計・評価</p> <p>【規制基準における要求事項等】 津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計すること。</p> <p>浸水防止設備については、浸水想定範囲における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計するこ</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>と。</p> <p>【検討方針】 津波防護施設（防潮堤，防潮壁，取放水路流路縮小工及び貯留堰）については，その構造に応じ，波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し，越流時の耐性にも配慮した上で，入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計する。</p> <p>浸水防止設備（逆流防止設備，水密扉，浸水防止蓋，浸水防止壁，貫通部止水処置，逆止弁付ファンネル）については，基準地震動Ss による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。また，浸水時の波圧等に対する耐性等を評価し，越流時の耐性にも配慮した上で，入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。</p> <p>【検討結果】 「<u>女川原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 4. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件</u>」を適用する。</p>	<p><u>と。</u></p> <p>【検討方針】 <u>津波防護施設（防波壁，防波壁通路防波扉，1号炉放水連絡通路防波扉及び1号炉取水槽流路縮小工）については，その構造に応じ，波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し，越流時の耐性にも配慮した上で，入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計する。</u></p> <p><u>浸水防止設備（防水壁，水密扉，屋外排水路逆止弁，床ドレン逆止弁，隔離弁，ポンプ及び配管，貫通部止水処置）については，基準地震動Ss による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。また，浸水時の波圧等に対する耐性等を評価し，越流時の耐性にも配慮した上で，入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。</u></p> <p>【検討結果】 <u>「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 4. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件」を適用する。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考										
<p>第2.1-3-1表 重大事故等対処設備の津波防護対象設備を内包する建屋・区画の分類</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="154 310 213 928">分類</th> <th data-bbox="213 310 379 928">該当する建屋・区画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="154 928 213 1201">A</td> <td data-bbox="213 928 379 1201"> 設計基準対象施設の 津波防護対象設備の 浸水防護重点化範囲内 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="154 1201 213 1558">B</td> <td data-bbox="213 1201 379 1558"> 設計基準対象施設の 津波防護対象設備の 浸水防護重点化範囲外 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 310 777 928">I</td> <td data-bbox="379 310 777 928"> 1) 原子炉建屋 2) タービン建屋 3) コントロール建屋 4) 廃棄物処理建屋 5) 燃料設備の一部（軽油タンク、燃料移送ポンプ）を敷設する区画 1) 格納容器圧力逃がし装置を敷設する区画 2) 兼設代替交流電源設備を敷設する区画 3) 5号炉原子炉建屋（緊急時対策所を設定する区画） (T. M. S. L. + 27. 8m) 4) 5号炉東側保管場所 5) 5号炉東側第二保管場所 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 928 777 1558">II</td> <td data-bbox="379 928 777 1558"> 1) 大浜側高台保管場所 (T. M. S. L. + 35m) 2) 荒浜側高台保管場所 (T. M. S. L. + 37m) </td> </tr> </tbody> </table>	分類	該当する建屋・区画	A	設計基準対象施設の 津波防護対象設備の 浸水防護重点化範囲内	B	設計基準対象施設の 津波防護対象設備の 浸水防護重点化範囲外	I	1) 原子炉建屋 2) タービン建屋 3) コントロール建屋 4) 廃棄物処理建屋 5) 燃料設備の一部（軽油タンク、燃料移送ポンプ）を敷設する区画 1) 格納容器圧力逃がし装置を敷設する区画 2) 兼設代替交流電源設備を敷設する区画 3) 5号炉原子炉建屋（緊急時対策所を設定する区画） (T. M. S. L. + 27. 8m) 4) 5号炉東側保管場所 5) 5号炉東側第二保管場所	II	1) 大浜側高台保管場所 (T. M. S. L. + 35m) 2) 荒浜側高台保管場所 (T. M. S. L. + 37m)			<p>・資料構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」に記載</p>
分類	該当する建屋・区画												
A	設計基準対象施設の 津波防護対象設備の 浸水防護重点化範囲内												
B	設計基準対象施設の 津波防護対象設備の 浸水防護重点化範囲外												
I	1) 原子炉建屋 2) タービン建屋 3) コントロール建屋 4) 廃棄物処理建屋 5) 燃料設備の一部（軽油タンク、燃料移送ポンプ）を敷設する区画 1) 格納容器圧力逃がし装置を敷設する区画 2) 兼設代替交流電源設備を敷設する区画 3) 5号炉原子炉建屋（緊急時対策所を設定する区画） (T. M. S. L. + 27. 8m) 4) 5号炉東側保管場所 5) 5号炉東側第二保管場所												
II	1) 大浜側高台保管場所 (T. M. S. L. + 35m) 2) 荒浜側高台保管場所 (T. M. S. L. + 37m)												

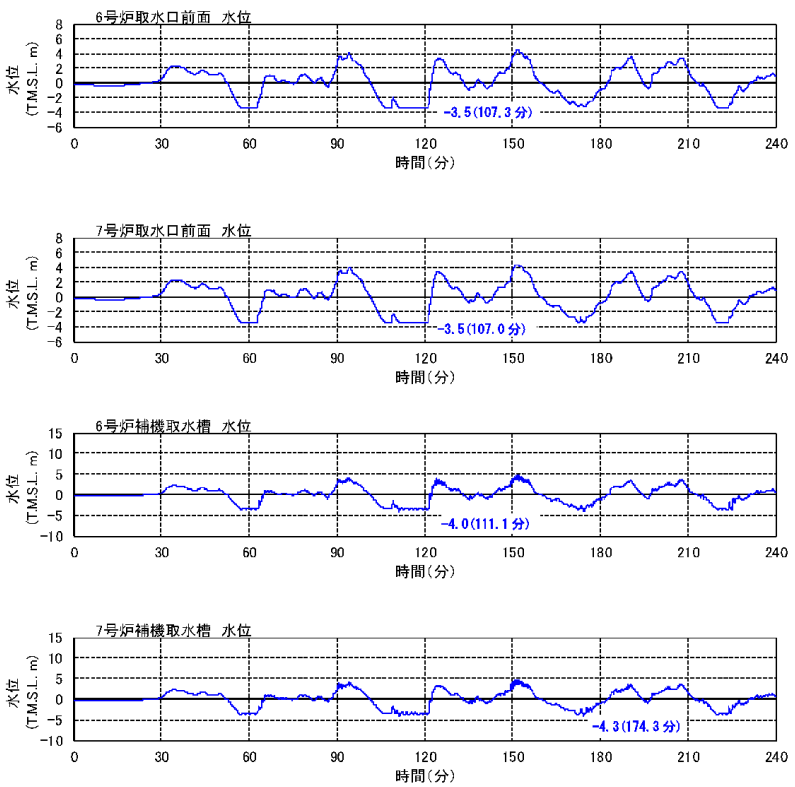
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																
第2.1.3-3表 津波防護対策の設備分類と設置目的																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="166 348 305 380">津波防護対策</th> <th data-bbox="305 348 483 380">設備分類</th> <th data-bbox="483 348 905 380">設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="166 380 305 630" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 補機取水槽上部床面 タービン建屋 6号及び7号炉 </td> <td data-bbox="305 380 483 630"> 取水槽閉止板 </td> <td data-bbox="483 380 905 630"> 取水路からタービン建屋への津波の流入を防止する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 630 305 1003" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 浸水防護重点化範囲境界 タービン建屋内 6号及び7号炉 </td> <td data-bbox="305 630 483 1003"> 水密扉 止水ハッチ ダクト閉止板 浸水防止ダクト 床ドレンライン 浸水防止治具 貫通部止水処置 </td> <td data-bbox="483 630 905 1003"> 地震によるタービン建屋内の循環水配管や他の海水系機器の損傷に伴う溢水及び損傷箇所を介しての津波の流入に対して、浸水防護重点化範囲の浸水を防止する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 1003 483 1220"> 海水貯留堰 </td> <td data-bbox="483 1003 905 1220"> 津波防護施設 (非常用取水設備) </td> <td data-bbox="483 1003 905 1220"> 引き波時において、非常用海水冷却系の海水ポンプの機能を保持し、同系による冷却に必要な海水を確保する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 1220 483 1304"> 津波監視カメラ </td> <td data-bbox="483 1220 905 1402" rowspan="2"> 津波監視設備 </td> <td data-bbox="483 1220 905 1402" rowspan="2"> 敷地への津波の繰り返しの際を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="166 1304 483 1402"> 取水槽水位計 </td> </tr> </tbody> </table>				津波防護対策	設備分類	設置目的	補機取水槽上部床面 タービン建屋 6号及び7号炉	取水槽閉止板	取水路からタービン建屋への津波の流入を防止する。	浸水防護重点化範囲境界 タービン建屋内 6号及び7号炉	水密扉 止水ハッチ ダクト閉止板 浸水防止ダクト 床ドレンライン 浸水防止治具 貫通部止水処置	地震によるタービン建屋内の循環水配管や他の海水系機器の損傷に伴う溢水及び損傷箇所を介しての津波の流入に対して、浸水防護重点化範囲の浸水を防止する。	海水貯留堰	津波防護施設 (非常用取水設備)	引き波時において、非常用海水冷却系の海水ポンプの機能を保持し、同系による冷却に必要な海水を確保する。	津波監視カメラ	津波監視設備	敷地への津波の繰り返しの際を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。	取水槽水位計
津波防護対策	設備分類	設置目的																	
補機取水槽上部床面 タービン建屋 6号及び7号炉	取水槽閉止板	取水路からタービン建屋への津波の流入を防止する。																	
浸水防護重点化範囲境界 タービン建屋内 6号及び7号炉	水密扉 止水ハッチ ダクト閉止板 浸水防止ダクト 床ドレンライン 浸水防止治具 貫通部止水処置	地震によるタービン建屋内の循環水配管や他の海水系機器の損傷に伴う溢水及び損傷箇所を介しての津波の流入に対して、浸水防護重点化範囲の浸水を防止する。																	
海水貯留堰	津波防護施設 (非常用取水設備)	引き波時において、非常用海水冷却系の海水ポンプの機能を保持し、同系による冷却に必要な海水を確保する。																	
津波監視カメラ	津波監視設備	敷地への津波の繰り返しの際を察知し、その影響を俯瞰的に把握する。																	
取水槽水位計																			
			<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」に記載 																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="166 222 908 1482" style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="863 222 908 936" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 黒州みの内容は機密事項に属しますので公開できません。 </div> <p data-bbox="151 1514 914 1587">第2.1.3-1図 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画</p>			<p data-bbox="2534 1514 2807 1860"> ・資料構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」に記載 </p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※前望平均満潮位 (T.M.S.L. +0.49m), 潮位のばらつき (0.16m), 地殻沈降量 (0.21m) を考慮</p>			
<p>第2.1.3-2-1図 入力津波の時刻歴波形 (取水路, 上昇側)</p>			<p>・資料構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は, 「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>大津側放水口前面 水位 7.0 (37.4分)</p> <p>5号炉放水底 水位 8.3 (37.6分)</p> <p>6号炉放水底 水位 8.8 (37.4分)</p> <p>7号炉放水底 水位 10.3 (38.0分) 底版高さ T.M.S.L. +9.8m</p> <p>※期望平均満潮位 (T.M.S.L. +0.49m), 潮位のばらつき (0.16m), 地殻沈降量 (0.21m) を考慮</p> <p>第2.1.3-2-2図 入力津波の時刻歴波形 (放水路)</p>			<p>・資料構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は、「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>荒浜側防潮堤前面敷地 水位</p> <p>水位 (TMSL, m)</p> <p>時間(分)</p> <p>7.9 (35.3分)</p> <p>敷地高 (地盤 1m 以下条件) T.M.S.L. +4m</p> <p>※朔望平均満潮位 (T.M.S.L. +0.49m), 潮位のばらつき (0.16m), 地殻沈降量 (0.29m) を考慮</p> <p>荒浜側防潮堤内敷地 水位</p> <p>水位 (TMSL, m)</p> <p>時間(分)</p> <p>6.9 (40.8分)</p> <p>敷地高 T.M.S.L. +5m</p> <p>※朔望平均満潮位 (T.M.S.L. +0.49m), 潮位のばらつき (0.16m), 地殻沈降量 (0.21m) を考慮</p> <p>発電所全体遡上域 水位</p> <p>水位 (TMSL, m)</p> <p>時間(分)</p> <p>8.3 (13.4分)</p> <p>敷地高 (地盤 2m 以下条件) T.M.S.L. +6.0m</p> <p>※朔望平均満潮位 (T.M.S.L. +0.49m), 潮位のばらつき (0.16m), 地殻沈降量 (0.29m) を考慮</p> <p>第2.1.3-2-3図 入力津波の時刻歴波形 (遡上域)</p>			<p>・資料構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は、「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>※観望平均丁潮位 (T.M.S.L. +0.03m), 潮位のばらつき (0.15m) を考慮</p> <p>第2.1.3-2-4図 入力津波の時刻歴波形 (取水路, 下降側)</p>			<p>・資料構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は, 「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="172 262 908 1409" style="border: 1px solid black; height: 546px; width: 248px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="172 443 201 898" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100px; font-size: 8px;"> 黒田みの内容は機密事項に属しますので公開できません。 </div> <div data-bbox="151 1423 920 1501" style="font-size: 10px;"> <p>第2.1.3-3図 敷地の特性に応じた重大事故等対処施設の津波防護の 概要</p> </div>			<div data-bbox="2531 1423 2807 1766" style="font-size: 10px; color: red;"> <p>・資料構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、「島根原子力発電所 2号炉 5条 津波による損傷の防止 II. 耐津波設計方針 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針」に記載</p> </div>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2.1.3.3 津波に対する防護設備</p> <p>2.1.3.3.1 重大事故等対処施設</p> <p>2.1.3.3.1.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設の耐津波設計については、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを目的として、津波の敷地への流入防止、漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。</p> <p>津波から防護する設備は、重大事故等対処施設（可搬型重大事故等対処設備を含む。）（以下「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。）とする。</p> <p>津波の敷地への流入防止は、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波の地上部からの到達及び流入の防止対策並びに取水路、放水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。</p> <p>漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、取水・放水施設、地下部等において、漏水の可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。</p> <p>津波防護の多重化として、上記2つの対策のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画において、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する対策を講じる。</p> <p>水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。</p> <p>2.1.3.3.1.2 設計方針</p> <p>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。</p> <p>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津</p>		<p><u>2.1.3.3 津波に対する防護設備</u></p> <p><u>2.1.3.3.1 重大事故等対処施設</u></p> <p><u>2.1.3.3.1.1 概要</u></p> <p><u>発電用原子炉施設の耐津波設計については、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを目的として、津波の敷地への流入防止、漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。</u></p> <p><u>津波から防護する設備は、重大事故等対処施設（可搬型重大事故等対処設備を含む。）（以下「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。）とする。</u></p> <p><u>津波の敷地への流入防止は、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波の地上部からの到達及び流入の防止対策並びに取水路、放水路等の経路からの流入の防止対策を講じる。</u></p> <p><u>漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、取水・放水施設、地下部等において、漏水の可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。</u></p> <p><u>津波防護の多重化として、上記2つの対策のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画において、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する対策を講じる。</u></p> <p><u>水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止は、水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する対策を講じる。</u></p> <p><u>2.1.3.3.1.2 設計方針</u></p> <p><u>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。耐津波設計に当たっては、以下の方針とする。</u></p> <p><u>(1) 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画の設置された敷地において、基準津波</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>a. <u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する。</u></p> <p>b. <u>上記a. の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</u></p> <p>c. <u>取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</u></p> <p>(2) <u>取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。</u> <u>具体的には「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)及び(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</u></p>		<p><u>による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</u></p> <p>a. <u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）のうち、設計基準対象施設を使用するもの及び可搬型重大事故等対処設備保管場所である第4 保管エリアについては、基準津波による遡上波が到達する可能性があるため、津波防護施設を設置し、津波の流入を防止する設計とする。</u></p> <p>b. <u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）のうち、設計基準対象施設を使用するもの及び可搬型重大事故等対処設備保管場所である第4 保管エリア以外は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する。</u></p> <p>c. <u>上記 a. 及び b. の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</u></p> <p>d. <u>取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</u></p> <p>(2) <u>取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮のうえ、漏水による浸水範囲を限定し、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。</u> <u>具体的には「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)及び(2)に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建物及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、必要に応じて実施する浸水対策については、「設計基準対象施設について 第5 条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</u></p>	<p>・設備配置の相違 【柏崎 6/7】 重大事故等対処施設の津波防護対象設備の配置の相違による対象区画の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水冷却系については、「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</p> <p>また、大容量送水車については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、6号及び7号炉の取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>(5) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</p> <p>(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たって考慮する自然現象については、「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</p> <p>(7) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計における荷重の組合せを考慮する自然現象については、「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</p> <p>(8) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水冷却系等の取水性の評価における入力津波の評価に当たっては、「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</p> <p>2.1.3.3.1.3 主要設備</p> <p>「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</p>		<p>(4) <u>水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水ポンプについては、「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</u></p> <p><u>また、大型送水ポンプ車については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき、取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</u></p> <p>(5) <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</u></p> <p>(6) <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たって考慮する自然現象については、「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</u></p> <p>(7) <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計における荷重の組合せを考慮する自然現象については、「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</u></p> <p>(8) <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の評価における入力津波の評価に当たっては、「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」を適用する。</u></p> <p>2.1.3.3.1.3 主要設備</p> <p>(1) <u>防波壁</u></p> <p><u>「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</u></p> <p>(2) <u>防波扉</u></p> <p><u>「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</u></p> <p>(3) <u>1号炉取水槽流路縮小工</u></p> <p><u>「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</u></p>	<p>・資料構成の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、各々の設備を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2.1.3.3.1.4 主要設備の仕様 浸水防護設備の主要仕様を第2.1.3-4表に示す。</p> <p>2.1.3.3.1.5 試験検査 「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</p> <p>2.1.3.3.1.6 手順等 「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</p>		<p>(4) <u>屋外排水路逆止弁</u> 「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</p> <p>(5) <u>防水壁</u> 「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</p> <p>(6) <u>水密扉</u> 「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</p> <p>(7) <u>床ドレン逆止弁</u> 「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</p> <p>(8) <u>隔離弁</u> 「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</p> <p>(9) <u>ポンプ及び配管</u> 「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</p> <p>(10) <u>貫通部止水処置</u> 「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</p> <p>2.1.3.3.1.4 主要設備の仕様 浸水防護設備の主要仕様を第2.1.3-1表に示す。</p> <p>2.1.3.3.1.5 試験検査 「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</p> <p>2.1.3.3.1.6 手順等 「設計基準対象施設について 第5条：津波による損傷の防止 1.4 設備等（手順等含む）」に同じ。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">第2.1.3-4表 浸水防護設備の主要仕様</p> <p>(1) 海水貯留堰</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 貯留堰</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 1</p> <p>(2) 取水槽閉止板</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 閉止板</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 6号炉 5</p> <p style="padding-left: 20px;"> 7号炉 4</p> <p>(3) 水密扉</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 片開扉, 両開扉</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 6号炉 17</p> <p style="padding-left: 20px;"> 7号炉 16</p> <p>(4) 止水ハッチ</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 ハッチ</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 6号炉 1</p> <p style="padding-left: 20px;"> 7号炉 2</p> <p>(5) ダクト閉止板</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 閉止板</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 6号炉 2</p> <p>(6) 浸水防止ダクト</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 閉止板</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 7号炉 1</p> <p>(7) 床ドレンライン浸水防止治具</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 配管止水</p>		<p style="text-align: center; color: red;">第2.1.3-1表 浸水防護設備の主要仕様</p> <p>(1) 防波壁</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 1</p> <p>(2) 防波壁</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 防波壁 (鋼管杭式逆T擁壁)</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 1</p> <p>(3) 防波壁</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 防波壁 (波返重力擁壁)</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 1</p> <p>(4) 防波扉</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 防波扉</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 5</p> <p>(5) 1号炉取水槽流路縮小工</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 流路縮小工</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 2</p> <p>(6) 屋外排水路逆止弁</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 逆止弁</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 1 4</p> <p>(7) 防水壁</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 防水壁</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 2</p> <p>(8) 水密扉</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 片開扉</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 一式</p> <p>(9) 床ドレン逆止弁</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 逆止弁</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 一式</p> <p>(10) 隔離弁</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 電動弁, 逆止弁</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 6</p> <p>(11) ポンプ及び配管</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 ポンプ, 配管</p> <p style="padding-left: 20px;">個 数 一式</p> <p>(12) 貫通部止水処置</p> <p style="padding-left: 20px;">種 類 貫通部止水</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>個 数 一式</p> <p>(8) 貫通部止水処置</p> <p>種 類 貫通部止水</p> <p>個 数 一式</p>		<p>個 数 一式</p>	